新しい生活様式下における
生活騒音等への対応に向けた調査研究

令和４年３月

千葉県　松戸市
一般財団法人　地方自治研究機構

新しい生活様式下における
生活騒音等への対応に向けた調査研究

令和４年３月

千葉県　松戸市
一般財団法人　地方自治研究機構

はじめに

昨今のわが国の地方行政を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症への継続的な対応、社会全体のデジタル化の急速な進行、少子高齢化に伴う本格的な人口減少社会の到来、住民のライフスタイルと価値観の多様化、公共私連携による地域社会の新たな動き、脱炭素化やＳＤＧｓ等の地球規模の潮流など、これまでとは大きく異なる変化が見られます。

こうした中で、地方公共団体は、自治体ＤＸの推進、人材の育成、財源の確保、経営マネジメントの強化等を図りつつ、住民ニーズを的確に捉え、地域の特性を活かしながら、住民福祉の向上、地域産業の振興、社会的インフラの整備、まちづくりの推進、共生社会の実現等に関する諸課題に、自らの判断と責任において取り組んでいくことが求められています。

このため、当機構では、地方公共団体が直面している諸課題を多角的･総合的に解決するため、個々の団体が抱える課題を取り上げ、当該団体と共同して、全国的な視点と地域の実情に即した視点の双方から問題を分析し、その解決方策の研究を実施しています。

本年度は６つのテーマを具体的に設定しており、本報告書は、そのうちの一つの成果を取りまとめたものです。

本調査研究の対象である松戸市においては、生活騒音に対し、松戸市近隣騒音防止指導要綱を昭和53 年に制定し、苦情相談等の対応を推進してきているところです。昨今は、コロナ禍等の影響から生活行動が変化したことから、生活騒音の問題の発生要因等も変化しています。本調査研究においては、松戸市民へのアンケート調査、ライフスタイル等に関する調査結果の分析、国や地方公共団体等の生活騒音への対応の動向等を整理し、今後の対応の方向性を検討しました。

今年度の本研究の企画及び実施に当たりましては、コロナ禍の大変困難な中、研究委員会の委員長及び委員を始め、関係者の皆様から多くの御指導と御協力をいただきました。

また、本研究は、公益財団法人　地域社会振興財団の交付金を受けて、松戸市と当機構とが共同で行ったものであり、ここに謝意を表する次第です。

本報告書が広く地方公共団体の施策展開の一助となれば大変幸いです。

令和４年３月

一般財団法人　地方自治研究機構

理 事 長　　井　上　源　三

目次

序章 共同調査研究について 1

1．調査研究の背景 3
2．目的 4
3．基本的考え方、全体像、実施体制 5

第１章 昨今のライフスタイルの変化 9

1．働き方の変化 11
2．女性の家事時間の変化 16
3．テレビ・インターネットの視聴の変化 17
4．住宅の変化 18
5．近所付き合いの変化 20
6．家庭における製品のイノベーションの影響 22
7．まとめ 24

第２章 松戸市の概要 25

1．位置・特徴 27
2．人口動向 28
3．世帯動向 32
4．まとめ 33

第３章 松戸市の騒音に関する動向 35

1．松戸市の苦情相談受付の動向 37
2．松戸市民へのアンケート調査の概要 41
3．松戸市民へのアンケート調査の結果 46
4．まとめ 97

第４章 地方公共団体ヒアリング調査 101

1．ヒアリング調査の概要 103
2．ホームページ等での公表資料の整理 104
3．ヒアリング調査の結果 114
4．まとめ 123

第５章 国等の動向 125

1．騒音に関する法令等の推移 127
2．関係法令 127
3．調査・研究等 130
4．騒音以外の音環境についての取組 137
5．まとめ 138

第６章 生活騒音の要因、実態の取りまとめと対応の在り方 139

１．生活騒音の要因把握 141
２．生活騒音の実態把握 142
３．生活騒音の対応の今後に向けて 143

調査研究会委員名簿 145

参考資料 149

１．アンケート調査票 151
２．地方公共団体ヒアリングシート 167

序章 共同調査研究について

序章　共同調査研究について

１．調査研究の背景

(1)松戸市の近隣騒音に関するこれまでの対応

松戸市では、騒音規制法や公害防止条例の規制対象とならない家庭生活等に伴う騒音について、松戸市近隣騒音防止指導要綱を制定し対応している。同要綱は指導基準等を定めており、近隣騒音の問題が発生した際には、これに基づいた対応を行っている。なお、低周波音については、国が公表している低周波音苦情対応のための手引書等を基に対応している。

(2)近隣騒音の近年の動向

近年、生活環境の向上等により、産業型公害による騒音苦情は減少し、家庭生活に伴う近隣騒音等の苦情が多く寄せられるようになった。

特に、昨今のコロナ禍においては新たな生活様式に起因する近隣騒音等の苦情が増えてきており、新しい生活スタイルの浸透とともに、これまでの騒音対応では十分に対応できない事例が増える可能性があると考えられる。

(3)近隣騒音に関する問題意識

松戸市近隣騒音防止指導要綱を定めた当時（昭和 53 年）と現在では、市民を取り巻く生活環境は大きく異なり、生活騒音等の種類も変化しつつある中で、その対応方法が市民の要求に即しているかといった疑義が生じつつある。

2． 目的

松戸市の生活騒音の検討にあたり、家庭生活等の生活騒音の問題発生に関して考えられる要因を検討（要因把握）し、松戸市民の生活実態、生活騒音に関する意識、問題がある場合のニーズ等（問題が発生した場合の相談など）の把握を行う（実態把握）。これらに加え、今後に向けた生活騒音の対応について検討（対応検討）することを本調査研究の目的としている。

■要因把握：昨今の家庭生活の変化に影響を与える要因の把握
■実態把握：松戸市民の生活実態の変化、生活騒音への意識等の把握
■対応検討：以上を踏まえた上で、生活騒音の問題への対応の在り方を検討

これらの３つの目的を達成するために、本調査研究では以下のような活動を実施した（図表序-1）。

図表序-１　本調査研究の目的とそのための活動

No.	目的	目的達成のための活動
1	昨今の家庭生活の変化に影響を与える要因の把握	● 人口関連の統計データによる分析 ・松戸市の人口構成、世帯構成等の変化　　他 ● 生活に関連する政策動向、ライフスタイル等の文献整理 ・働き方改革、新型コロナウイルス感染症対策等に影響を与える政策、潮流等の文献整理 ・昨今の家庭生活の変化（例：家庭における生活時間）に関するアンケート調査結果等の整理　　他 ・家庭において使用する製品の変化（例：家庭用ヒートポンプ）
2	松戸市民の生活実態、生活騒音への意識等の把握	● アンケート調査の実施 ・調査票の作成 ・郵送アンケートの実施 ・集計及びその結果の取りまとめ
3	生活騒音の問題への対応の在り方の検討	● 松戸市のこれまでの取組の整理 ・条例／要綱　他 ● 生活実態からの在り方の検討 ・アンケート調査の結果を参照 ● 国（環境省等）等の動向の整理 ● 地方公共団体の動向の整理 ● 有識者への意見聴取

３． 基本的考え方、全体像、実施体制

⑴本調査研究の実施に向けた基本的考え方

本調査研究を進めるにあたり、以下に挙げた３つの基本的な考え方に基づき取り組むものとした。

1）昨今の生活実態、意識等の変化の要因を把握すること

昨今の生活実態や生活騒音への意識の変化等をもたらすことになった要因を把握する。そのために必要な共同調査研究における具体的な取組事項は、以下のとおりである。

- 人口関連等の統計データの分析
- 生活に影響する政策等に係る関連資料の整理・分析
- ライフスタイル等の関連資料の整理・分析

2）大都市圏のベットタウン地域における生活様式を念頭に置き、議論を展開すること

東京都のベッドタウンに位置する松戸市の特性を踏まえ、同様な地域における生活様式の昨今の変化を捉え、それに基づいた議論の展開を行う。そのために必要な共同調査研究における具体的な取組事項は、以下のとおりである。

- 郵送アンケート調査
- 先進自治体の取組の分析（松戸市と類似性のある自治体の取組を参照）

3）生活騒音の対応へのニーズを探ること

生活騒音の対応の在り方の検討につなげるために、生活騒音の対応への今後のニーズを探る。そのために必要な共同調査研究における具体的な取組事項は、以下のとおりである。

- 郵送アンケート調査（例：生活騒音の経験、生活騒音に関連するもめ事）
- 先進自治体の取組の分析（地方自治体の対応の動向を参照）
- 松戸市への問い合わせ等の分析

⑵本調査研究の全体像

本調査研究は、「昨今の家庭生活の変化に影響を与える要因の把握」、「松戸市民の生活実態、生活騒音への意識等の把握」、「生活騒音の問題への対応の在り方の検討」を主要な調査研究項目として実施するものである（図表序-2）。

図表序- 2　調査研究の全体像

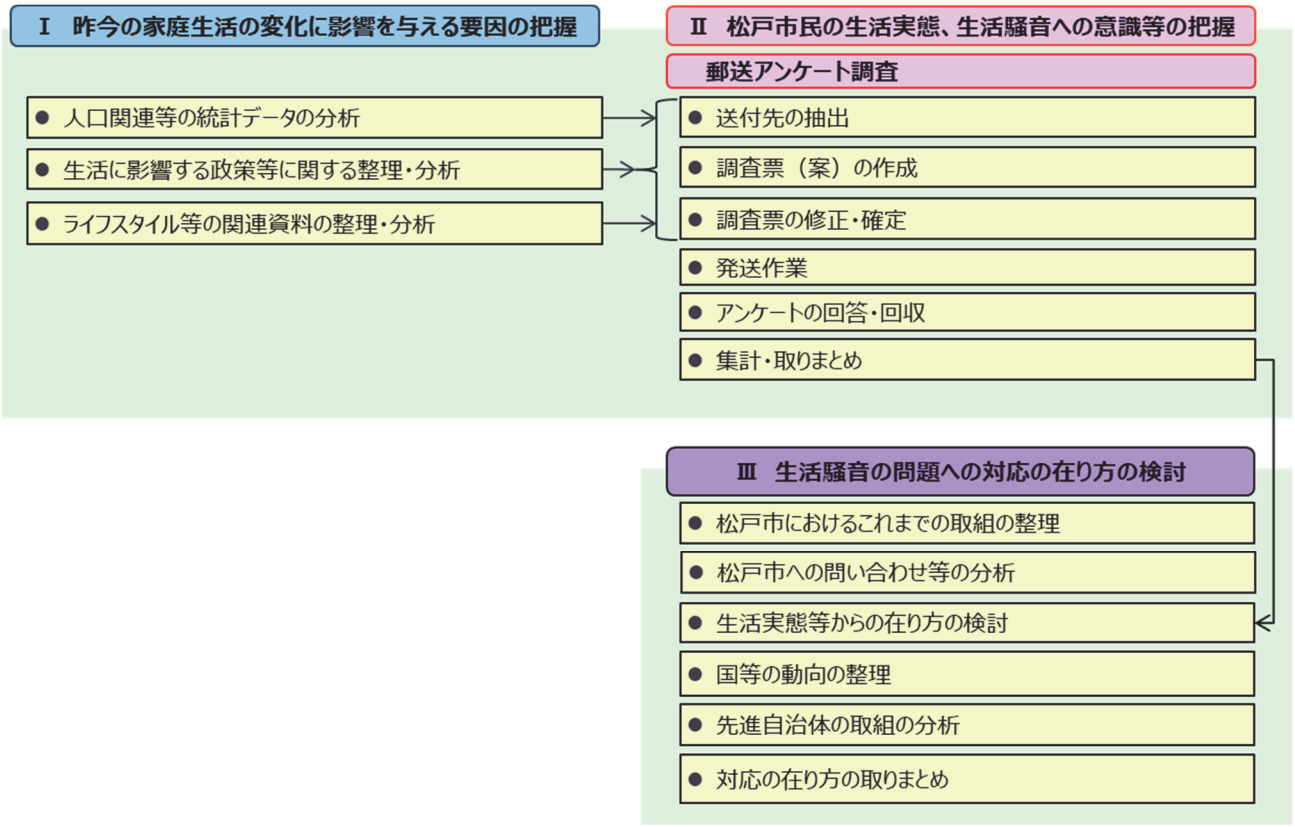

(3)本調査研究の体制

本調査研究は、松戸市環境部環境保全課及び一般財団法人地方自治研究機構を実施主体として、調査研究委員会の指導及び助言の下、実施した（図表序-3）。

図表序- 3　調査研究の体制

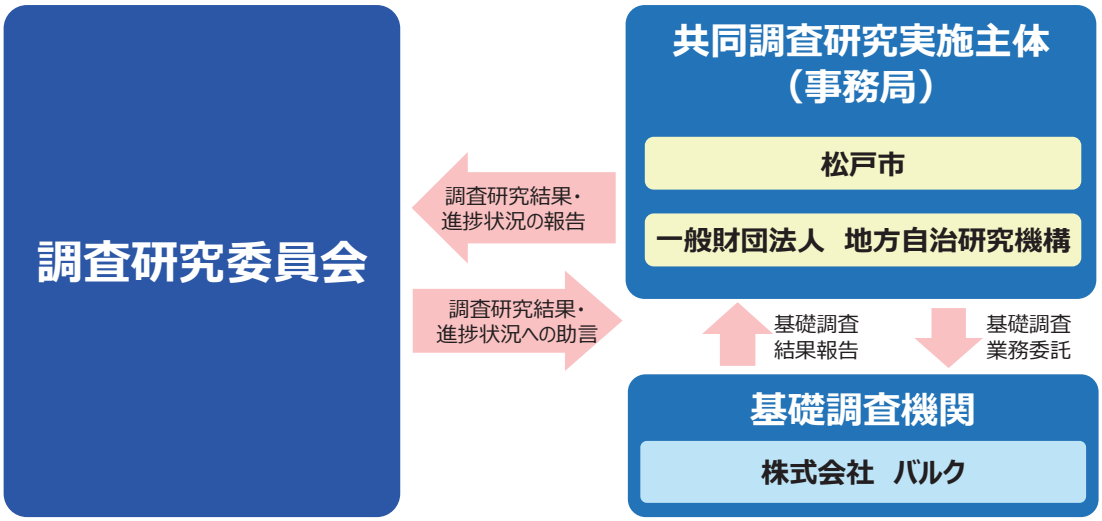

本調査研究は、以下のようなスケジュールで実施した（図表序-4）。

図表序-4　調査研究のスケジュール

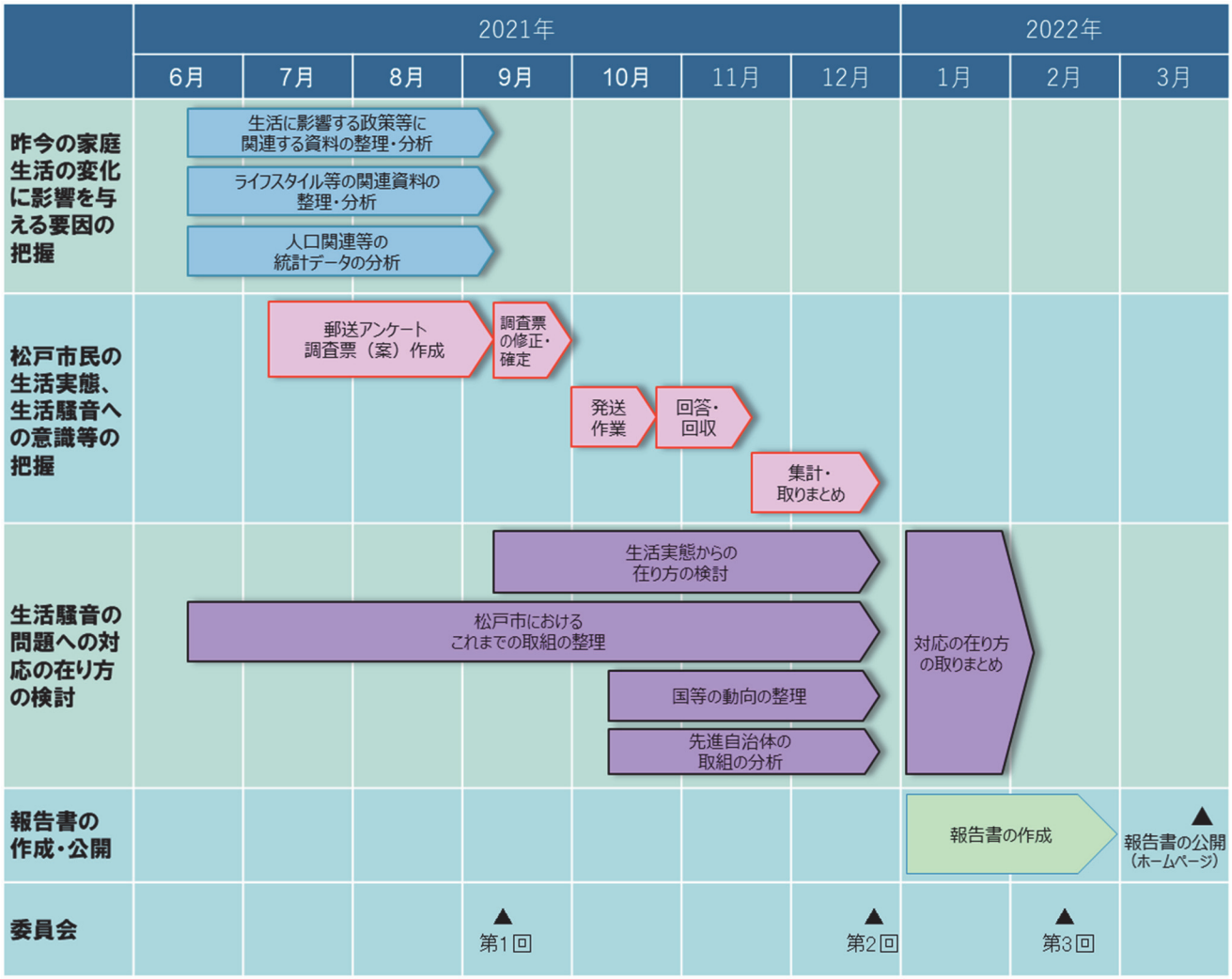

第１章 昨今のライフスタイルの変化

第１章　昨今のライフスタイルの変化

１．働き方の変化

（1）仕事時間

働き方改革関連法施行による多様な働き方の推進や、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う出勤抑制の方策として、首都圏を中心にテレワークが広く利用されている。2020 年においては、特に新型コロナウイルス感染症拡大に対処すべく実施された緊急事態宣言、まん延防止等重点措置により、「コロナ禍」における社会情勢等の変化が大きく影響し、男女ともに仕事時間が減少している。

男女別の仕事時間の時系列変化は、男性が 2015 年まで１日当たり平均８時間を超える仕事時間であったが、2020 年では８時間を下回り、７時間 52 分となっている。女性についても、2015 年までは仕事時間が平均で６時間を超えていたが、2020 年では平均５時間 42 分となり、男性と同様に仕事時間の減少が見られる（図表Ⅰ-1）。

図表Ⅰ-１ 男女別仕事時間の時系列変化

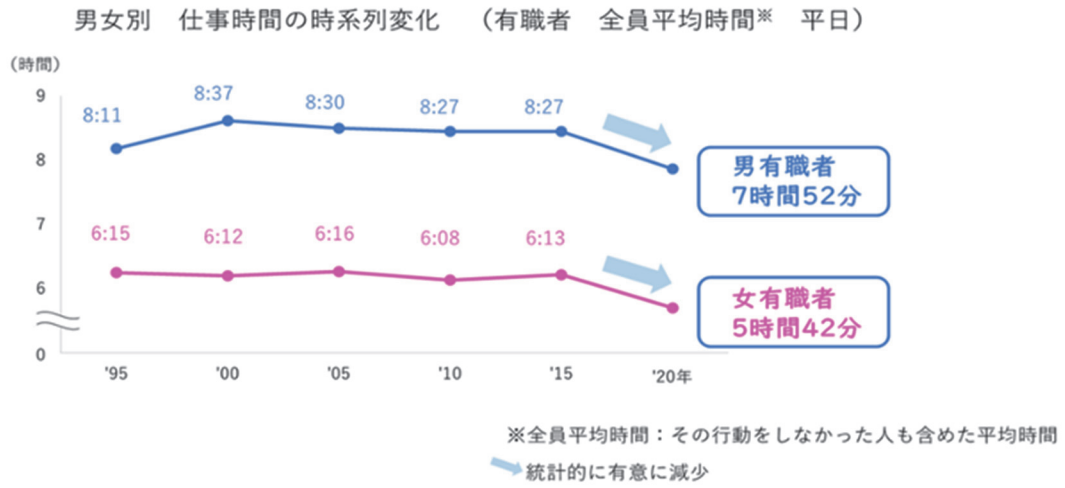

出典：NHK 国民生活時間調査（2020 年）

2015 年と 2020 年の男性有職者の仕事時間を年層別に見てみると、１日当たり 10 時間を超えて働く人の割合が 30 代では 46%（2015 年）から 32%（2020 年）へ、40 代では 43%（2015 年）から 33%（2020 年）に減少している。30 代から 50 代の仕事時間が０時間となっている割合も増えているが、この原因の一つにはコロナ禍における企業の経済活動の制限等に起因する雇用・労働情勢の変化があることが考えられる（図表Ⅰ-2）。

図表Ⅰ-2 年層別の男性有職者の仕事時間

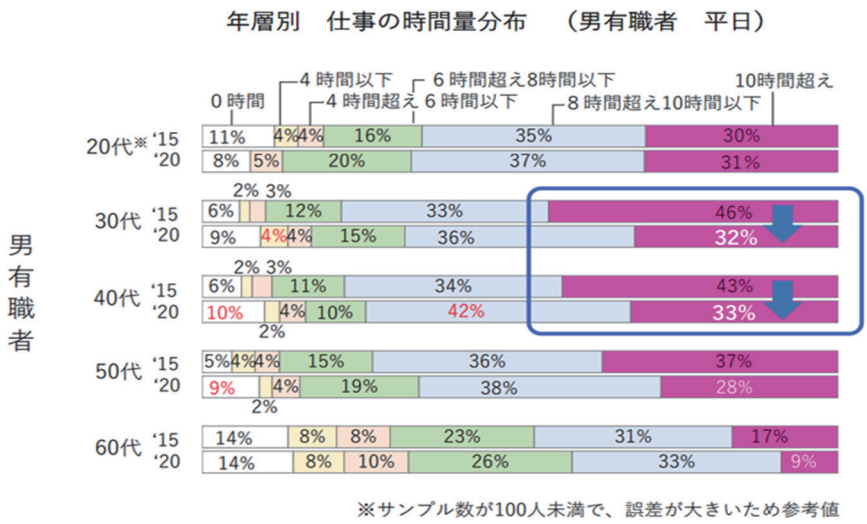

出典：NHK 国民生活時間調査（2020 年）

仕事時間量分布の時系列変化を見てみると、2000 年から 2015 年までは 1 日当たり 10 時間を超えて働く割合が全体の 20%以上を占めていたが、2020 年には 15%と大きく減少している（図表Ⅰ-3）。

図表Ⅰ-3 仕事時間の時系列変化

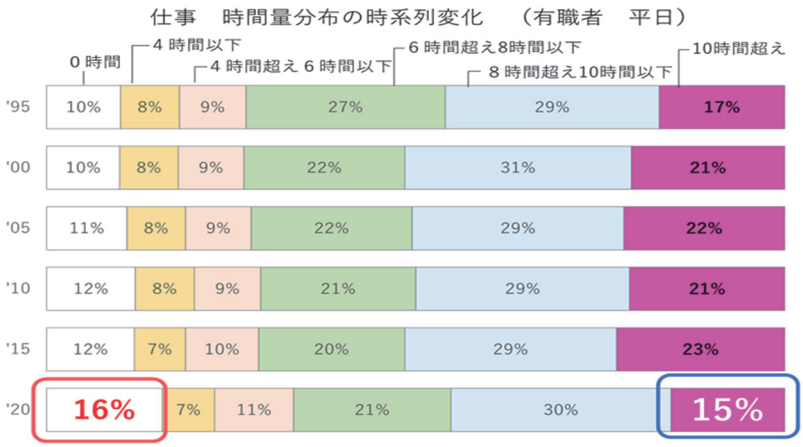

出典：NHK 国民生活時間調査（2020 年）

（2）在宅勤務

都市規模別の仕事（自宅内）の 1 日の行為者率[1]を 2015 年と 2020 年で比較すると、東京圏では 2％（2015 年）から 12%（2020 年）に、大阪圏では 4％（2015 年）から 11%（2020 年）と大幅に増加している。東京圏ではその内 20 代・30 代の行為者が 23%を占めている。比較的若い世代において、在宅勤務が普及していると考えられる（図表Ⅰ-4）。

[1] 行為者率とは、1 日の中で該当の行動を 15 分以上した人が全体に占める割合をいう。

図表Ⅰ-4 都市規模別の自宅内で仕事をする人の割合の変化

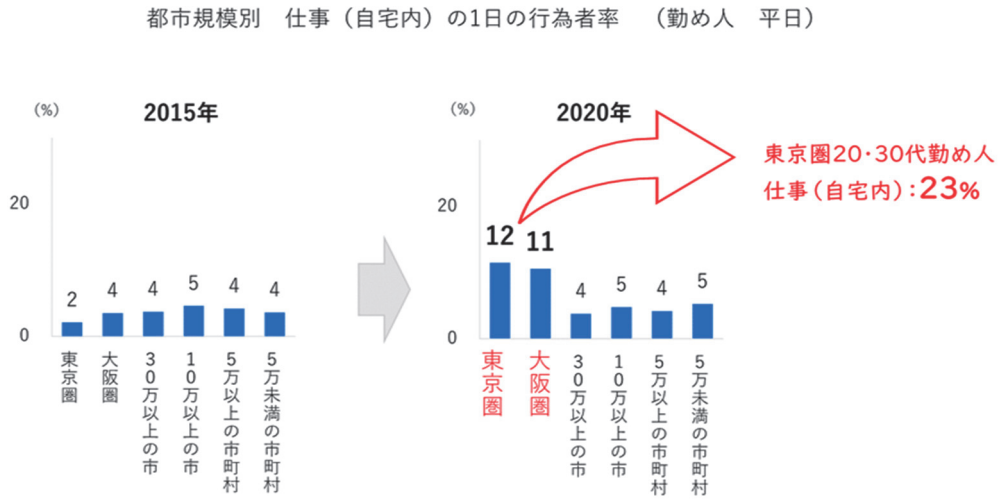

出典：NHK 国民生活時間調査（2020 年）

通勤に関する 30 分ごとの平均行為者率は、2020 年では「7：00～8：00」及び「20：00～21：00」の時間帯で通勤者が減少している。テレワークの普及や時差勤務等が影響しているものと思われる（図表Ⅰ-5）。

図表Ⅰ-5 通勤に関する変化

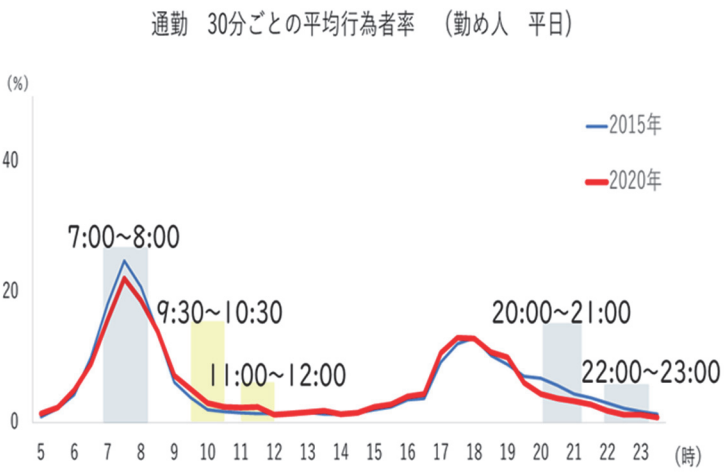

出典：NHK 国民生活時間調査（2020 年）

テレワークの実施場所であるが、在宅型が 90.3%と最も多く、サテライト型[2]やモバイル型[3]と比べ約３倍ほどに推移している。テレワークの実施場所別のテレワーカー率と平均仕事時間では、在宅型が 1 日当たり 6.7 時間と最も長く、次いでサテライト型が 5.0 時間、モバイル型が 2.4

[2] 自社の他事業所または複数の企業や個人で利用する共同利用型オフィス等でテレワークを行うこと。

[3] 顧客先・訪問先・外回り先、喫茶店、図書館、出張先のホテルや移動中にテレワークをおこなうこと。

時間となっている。令和２年（2020 年）における在宅型の急増は、コロナ禍におけるライフスタイルの変化が影響していると考えられる（図表Ⅰ-6）。

図表Ⅰ-6 左：テレワークの実施場所の割合、右：テレワークの実施場所別の仕事時間

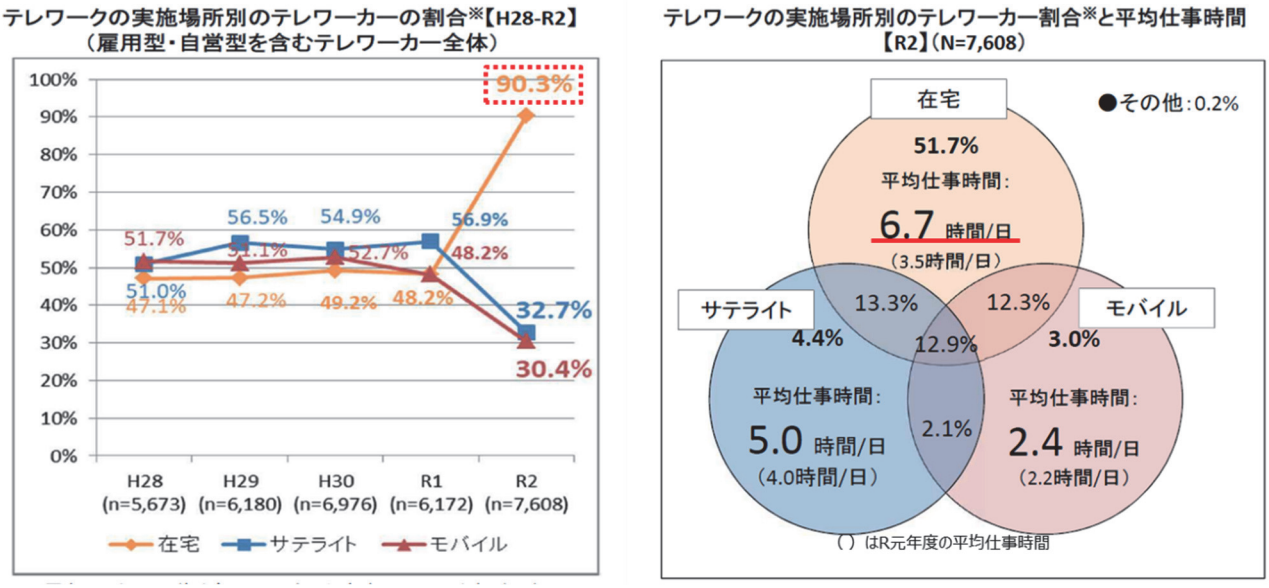

出典：NHK 国民生活時間調査（2020 年）

また、テレワーク実施場所として希望する使い方は、自宅は「主な実施場所として利用」が 84.4%、「都合により時々利用」が 9.3%となっており、テレワーク実施者の大多数が「自宅」を利用している。共同利用型オフィス等（シェアオフィス、レンタルオフィス、コワーキングスペース等）は「主な実施場所として利用」が 6.5%、「条件が合えば実施場所として利用」が 17.9%、「都合により時々利用」が 13.8%であり、利用意向のある人はテレワーク実施者のうち約 38%となっている。自社の他事業所は「主な実施場所として利用」が 8.5%、「条件が合えば実施場所として利用」が 18.2%、「都合により時々利用」が 19.9%であり、利用意向のある人はテレワーク実施者のうち約 47%となっている（図表Ⅰ-7）。

図表Ⅰ-7 テレワーク実施場所として希望する場所

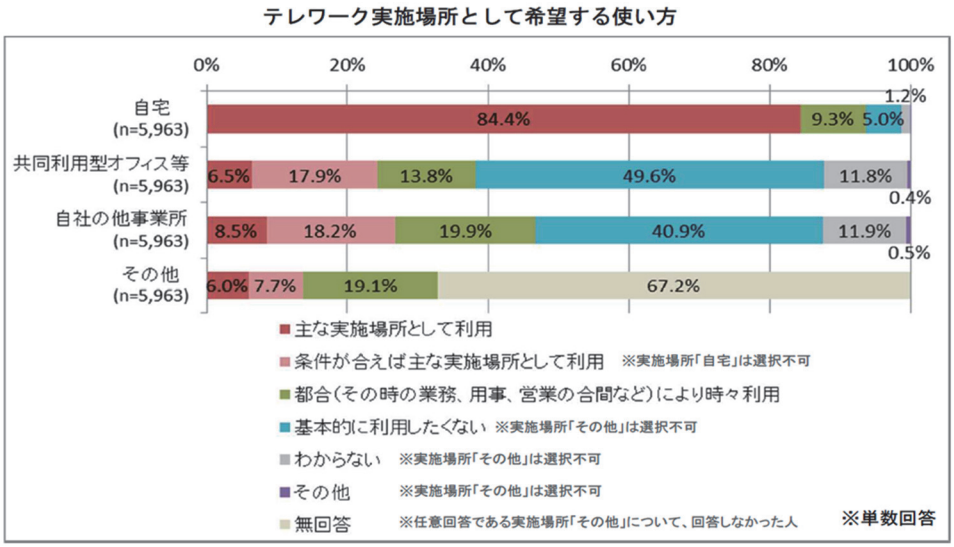

出典：NHK 国民生活時間調査（2020 年）

全国及び東京圏のテレワーク利用率は、新型コロナウイルス感染症拡大前の 2020 年１月ではテレワーク率は（全国：６％、東京圏：10%）であったが、１回目の緊急事態宣言が発出された 2020 年４月～５月は（全国：25%、東京圏：38%）と大幅にテレワークの利用が増加した。

１回目の緊急事態宣言解除後の６月以降、テレワークの利用率は（全国：17%程度、東京圏：29%程度）に低下したが、これはテレワークに不向きな職種や業種でテレワークの継続利用が行われなかったことが一因と考えられる。その後は横ばいに推移しており、テレワークが定着してきているものと思われる（図表Ⅰ-8）。

図表Ⅰ-8 全国及び東京圏におけるテレワーク利用率の変化

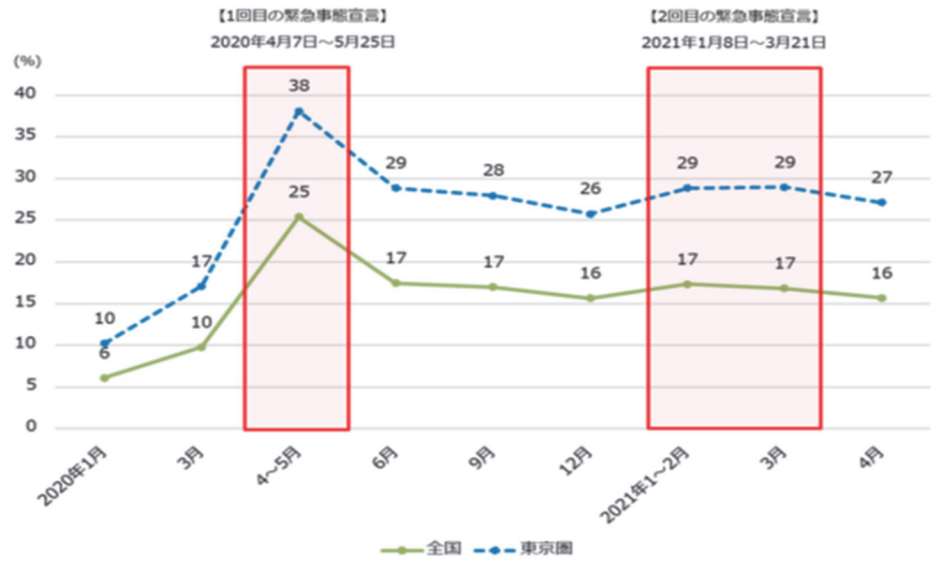

出典：NHK 国民生活時間調査（2020 年）

2． 女性の家事時間の変化

女性の家事に割く平均時間では「小学校入学前の子どもがいる 30・40 代女性」及び「学校に通っている子どもがいる 30・40 代女性」の「子どもの世話」にかける時間が増加している。

具体的には「小学校入学前の子どもがいる 30・40 代女性」では平均５時間 45 分（2015 年）から平均７時間 11 分（2020 年）と約 25%増加し、「学校に通っている子どもがいる 30・40 代女性」では平均１時間５分（2015 年）から平均１時間 27 分と約 34%増加していることが分かる。

要因としては、コロナ禍における保育及び教育施設等の受け入れ態勢の変化や感染懸念のため外出頻度が低下したことが考えられる（図表Ⅰ-9）。

図表Ⅰ-9 女性の家事時間の変化

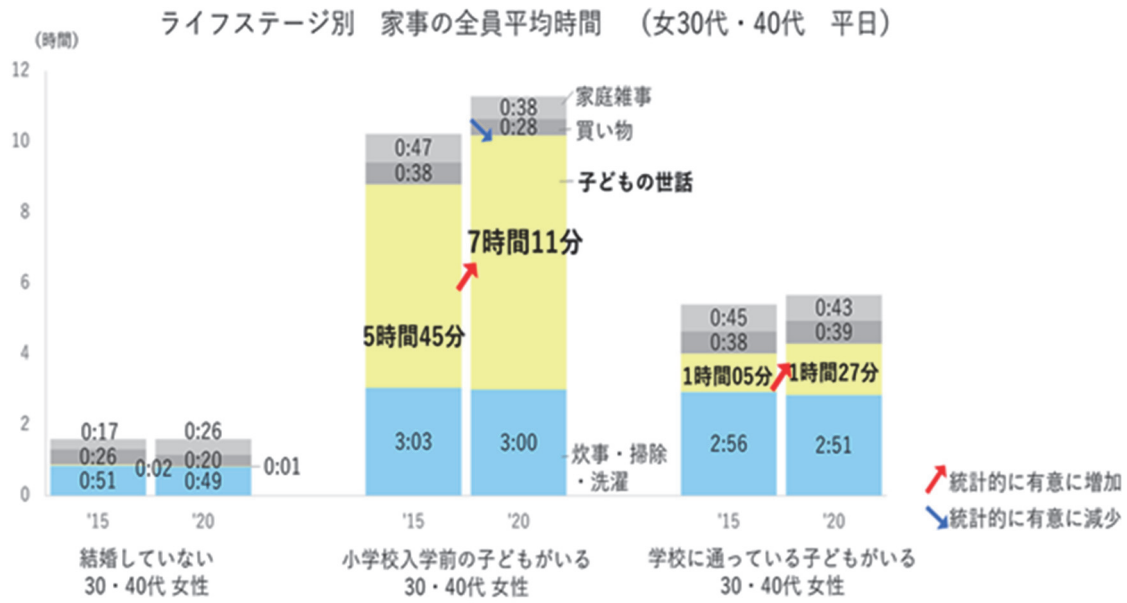

出典：NHK 国民生活時間調査（2020 年）

3． テレビ・インターネットの視聴の変化

年層別テレビの行為者率では、2015 年に比べ、60 代以上では変化が見られないが、50 代以下でテレビを視聴する人が減少している。特に 20 代以下では 2015 年と比較すると 20%前後と大幅に減少している（図表Ⅰ-10）。

図表Ⅰ-10 年層別 テレビの視聴行為の比較

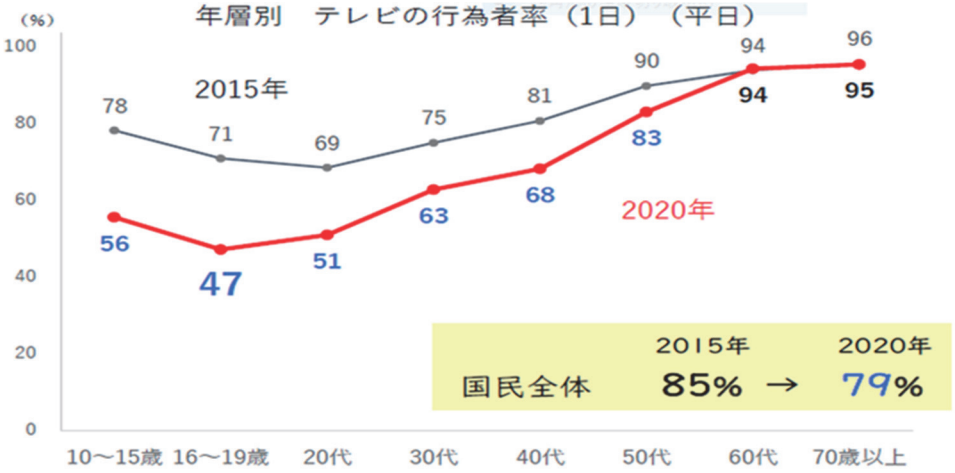

出典：NHK 国民生活時間調査（2020 年）

次にインターネットを含めた年層別の行為者率であるが、テレビ視聴率が大幅に減少した若年層でインターネットの利用が増加している。また、30 代を境にテレビの行為者率がインターネットの行為者率を上回るように推移しており、年層が上がるごとにその差は拡大している（図表Ⅰ-11）。

図表Ⅰ-11 年層別 インターネット及びテレビの利用・視聴行為の比較

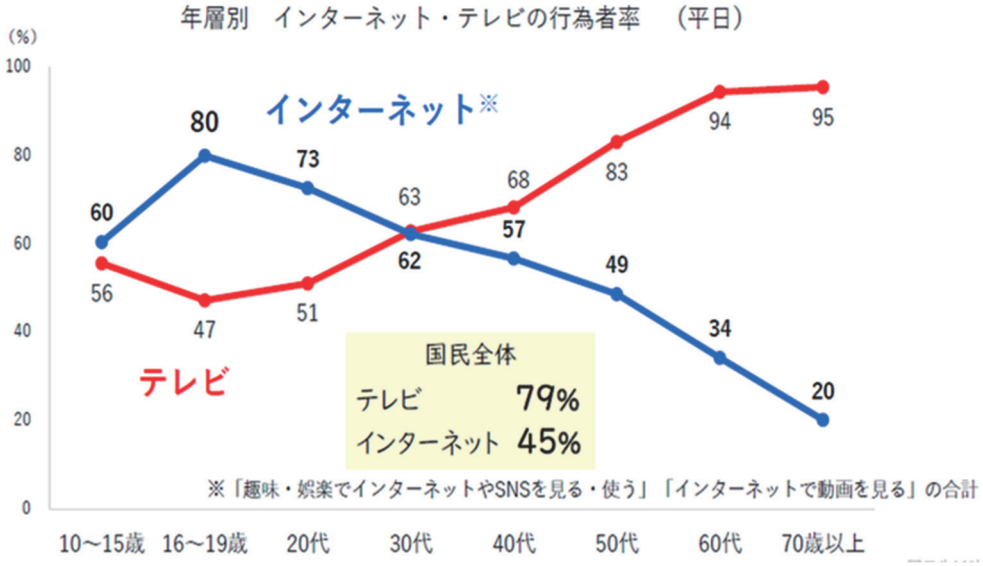

出典：NHK 国民生活時間調査（2020 年）

そしてテレビの 30 分毎の平均行為者率であるが、2020 年では朝・昼・夜のピーク時に、いずれにおいても平均行為者率が減少している。全体的なテレビの行為者率が低減していることが要因と考えられる（図表Ⅰ-12）。

図表Ⅰ-12 30 分毎のテレビの視聴行為の変化

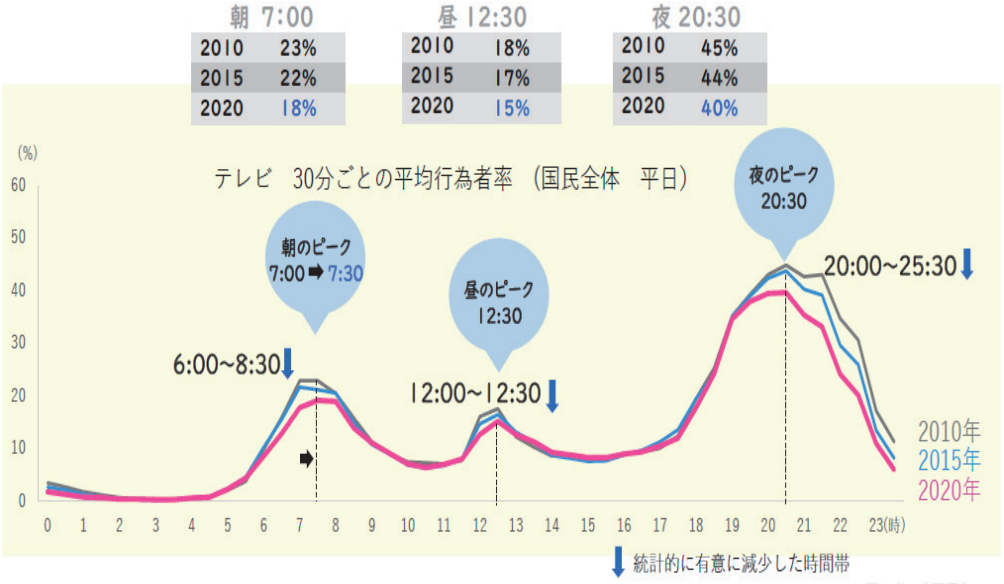

出典：NHK 国民生活時間調査（2020 年）

4． 住宅の変化

住宅構造等の変化であるが、全国的に見てみると防音性が良いと言われる非木造、防火木造が増加してきており、防火木造を除く木造は減少してきている。遮音性能の向上により住宅内外から発生する空気伝搬音（室外や隣室の音源から、窓や壁を通して空気の振動が伝わってくる音）に対する防音性が高くなり、今後は室内の暗騒音が低下することにより小さいが気になる音の苦情や、中高周波数域成分の低減により、低い周波数の騒音の苦情が増加するなど、騒音苦情内容が変化する可能性も考えられる（図表Ⅰ-13）。

図表Ⅰ-13 建物の構造別住宅数の推移（木造・非木造）

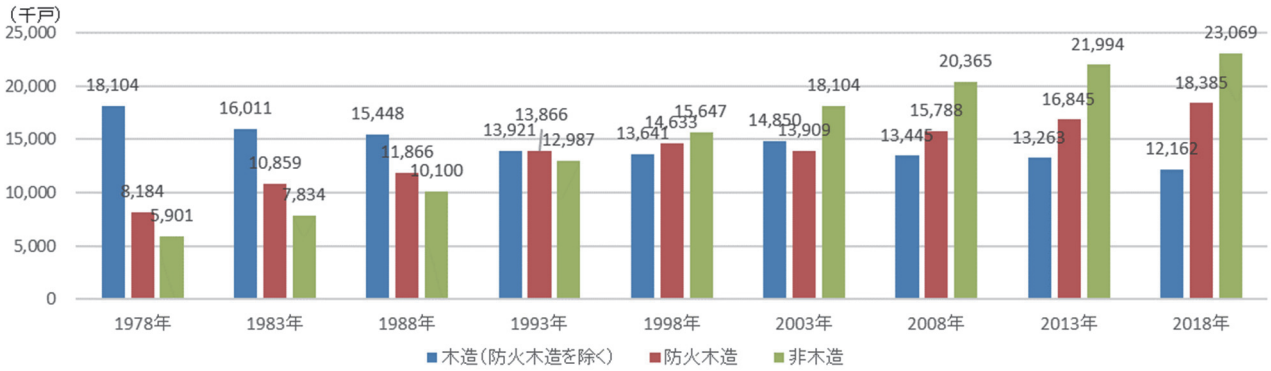

出典：総務省 住宅・土地統計調査を基に作成

また、住宅の所有関係別の住宅割合は「持ち家」の伸びが鈍化しているのに対し、「借家」、特に「民間借家」の割合が年々増加傾向にある。賃貸マンション・アパートは、その構造上、隣接住戸間が密接しており、戸建住宅と比較すると自室内外から発生する音の透過性が高く、住居形態によっては生活音に対する苦情等も増加するのではないかと考えられる（図表Ⅰ-14）。

図表Ⅰ-14 住宅の所有関係別の住宅割合

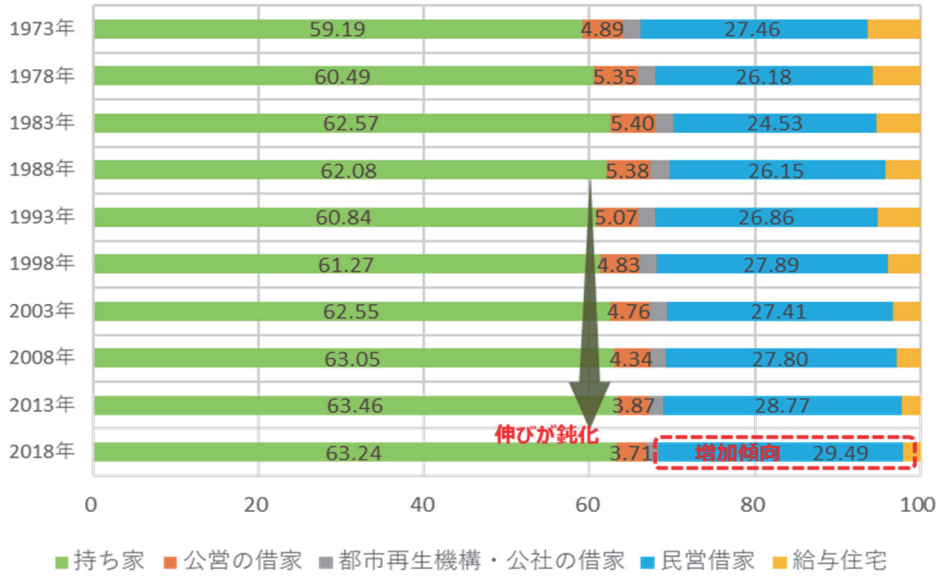

出典：総務省 住宅・土地統計調査を基に作成

５． 近所付き合いの変化

近所付き合いの程度の時系列変化では、「親しく付き合っている」と回答した割合は昭和 50 年には全体の 52.8%を占めていたが、令和２年には全体の 16.4%と大幅に減少していることが分かる。また、「あまり付き合っていない」、「付き合いはしていない」と回答した割合は昭和 50 年が全体の 13.6%であるのに対し、令和２年には全体の 34.2%と３倍ほど増加しており、近所付き合いが希薄化していることが見受けられる（図表Ⅰ-15）。

図表Ⅰ-15 近所付き合いの程度の時系列変化

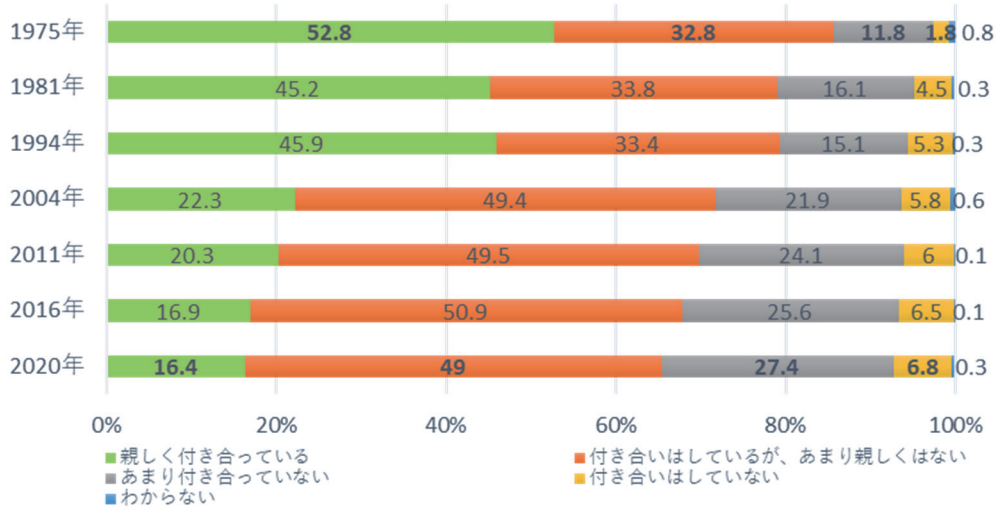

出典：内閣府 社会意識に関する世論調査を基に作成

都市の規模別に近所付き合いの程度を見てみると、規模の大小によって大きな差があることが分かる。特に都市の規模が大きいほど「よく付き合っている」の割合が低く、「あまり付き合っていない」、「全く付き合っていない」の割合が高くなる傾向にある（図表Ⅰ-16）。

図表Ⅰ-16 都市規模別の近所付き合いの程度

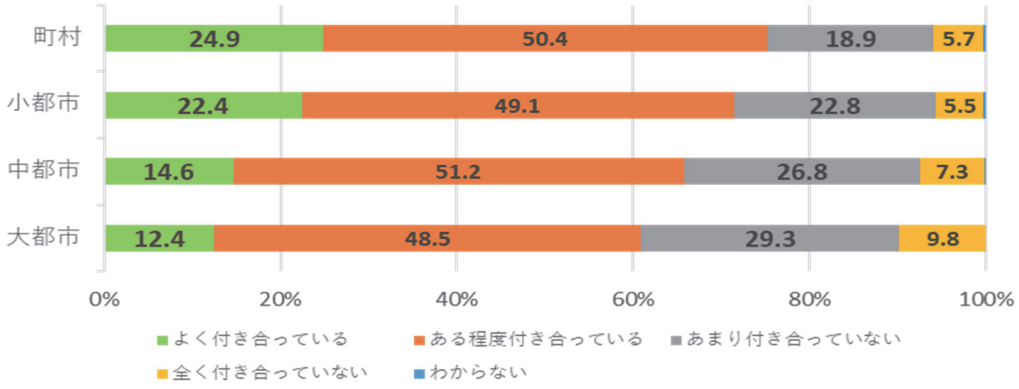

出典：内閣府 社会意識に関する世論調査を基に作成

男女別の近所付き合いの程度であるが、男女問わず、「18～29 歳」の年層は近所付き合いの程度が他の年層に比べて低いことが分かる。「30～39 歳」以上の年層では、「よく付き合っている」、「ある程度付き合っている」とした割合が全体の半数以上を占めているが、こちらも年層が低くなるにつれて、付き合っている程度が低くなる傾向にある（図表Ⅰ-17）。

図表Ⅰ-17 左：男性 年齢別近所付き合いの程度、右：女性 年齢別近所付き合いの程度

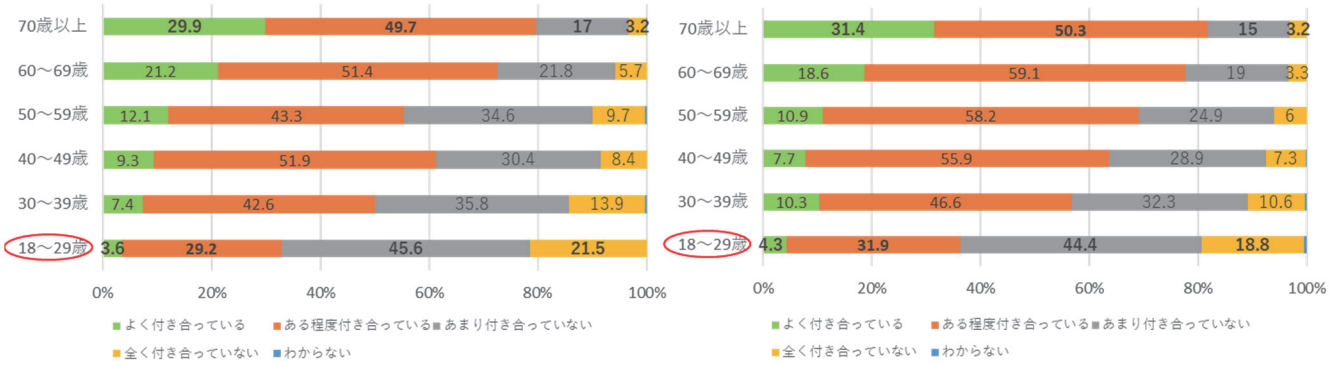

出典：内閣府 社会意識に関する世論調査を基に作成

従業の地位別の近所付き合いの程度では、特に雇用者と学生に関して「よく付き合っている」の割合が他の従業形態と比較し低く、「あまり付き合っていない」、「全く付き合っていない」の割合が高くなっている。雇用者、学生の特性上、一般的な生活時間においては住居地域外に居ることが多く、普段顔を合わせる機会や時間等が少ないことが要因として考えられる（図表Ⅰ-18）。

図表Ⅰ-18 従業上の地位別の近所付き合いの程度

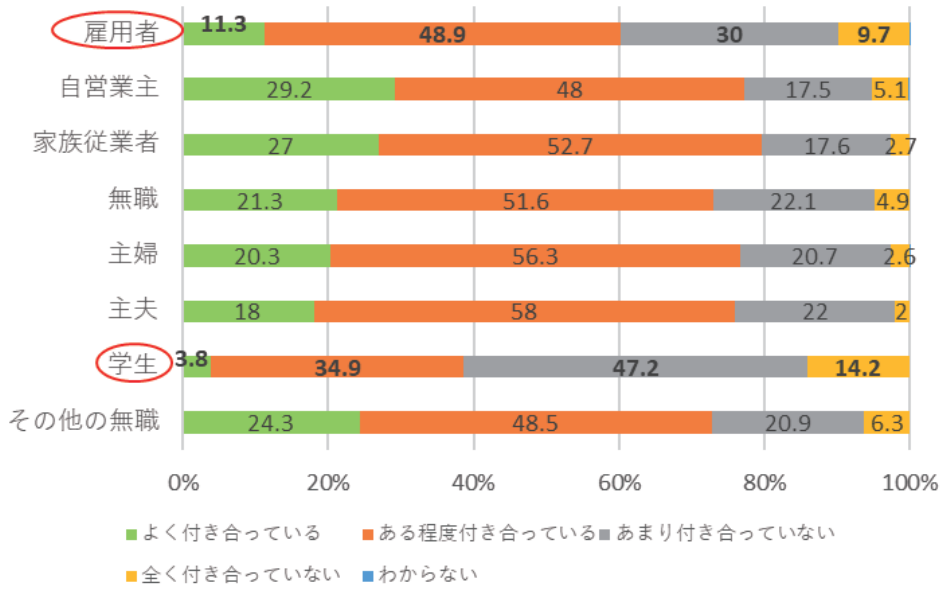

出典：内閣府 社会意識に関する世論調査を基に作成

6． 家庭における製品のイノベーションの影響

近年の技術的革新により、一般家庭においてもエネファームをはじめとする家庭用燃料電池の普及が進んでいる。その背景には、原発依存度の低減、化石資源依存度の低減、脱炭素へ向けた取組、温室効果ガス削減等の環境問題への対応や持続可能な開発目標（SDGs）のもと世界的に変化するエネルギー情勢の中で再生可能エネルギーの普及及び自由化等の推進が要因と考えられる。日本においても「エネルギー基本計画」が策定される中で、省エネルギー化を住宅分野でも推進するため、2030 年（令和 12 年）までにエネファーム等の家庭用燃料電池の普及台数を 530 万台として目標に掲げるなど、今後の普及拡大の流れは加速していくものと思われる（図表Ⅰ-19）。

図表Ⅰ-19 エネファームの累計普及台数の推移

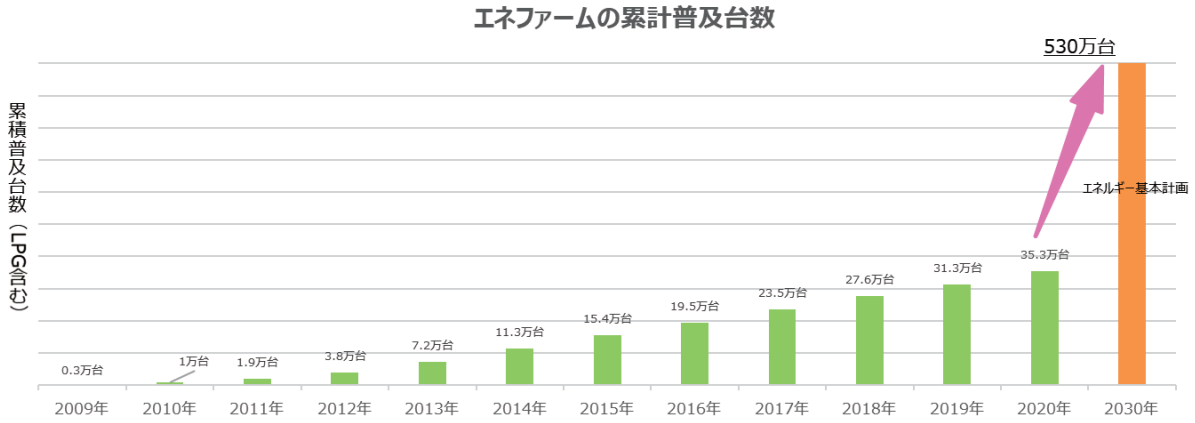

出典：一般財団法人日本ガス協会 燃料電池普及促進協会集計を基に作成

しかしながら、こうした家庭用燃料電池等の技術的革新が進む中で、これらが原因と思われる騒音事案の発生も報告されている。一つ目は平成 26 年 12 月 19 日、消費者庁消費者安全調査委員会の消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書「家庭用ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動により不眠等の健康症状が発生したとの申出事案」ではある。この報告では事案に対し、発症者への聞き取りや音特性等実測調査、聴感調査、アンケート調査、据付けガイドブックの認知率調査を実施した上で、低周波音が原因の可能性ありと結論付けられているが、音の測定に合わせて苦情者の体感調査を実施しておらず、低周波音が原因である可能性に加えて、低周波音が原因ではない可能性も考察することができる。二つ目は平成 29 年 12 月 21 日、同委員会調査報告書「家庭用コージェネレーションシステムから生じる運転音により不眠等の症状が発生したとされる事案」である。こちらの調査の中では、苦情者に対する体感調査等を含めた調査を実施しており、運転音との関連を断定することはできないが、その関連性は否定できないとしている。後者の事案に係る報告内容の要旨は以下のとおりである。

（1）消費者庁へのこれまでの申出及び相談件数

項目	燃料電池コジェネ	ガスエンジンコジェネ
申出件数 （平成 24 年 10 月～平成 29 年９月）	18	9
事案数（申出件数+相談件数） （平成 21 年９月～平成 29 年９月）	58	15

（2）報告された症状や原因把握の対応

報告された症状	不眠、頭痛、胸の圧迫感
原因把握	機器の稼働に伴う運転音の発生
対応	・原因関係者、調査対象者への意見聴取
	・音測定及び体感測定　　・因果関係に対する調査 ・軽減策の調査　　・各省庁への周知

（3）消費者庁消費者安全委員会の見解

見解	人体への影響及びそのメカニズムには不明な点もあることから、現時点で家庭用コージェネレーションシステム等の運転音と不眠等の症状の関連を断定することはできないものの、その関連性は否定できないとしている。

（4）各省庁への意見

経済産業省	製造事業者及び販売事業者へ運転音の改善検討の継続や消費者への確実な情報伝達を促すこと。
環境省	家庭用コージェネレーションシステム等の運転音について医学的な知見を踏まえ、総合的な研究の推進を図ること。
公害等調整委員会及び消費者庁	紛争事案発生時の地方公共団体への指導・助言の継続や調査等で得られた有用な情報を地方公共団体へ周知すること。

7．まとめ

近年の生活騒音が増加する背景には、昨今のライフスタイルの変化が大いに関係しているのではないかと考えられる。テレワーク等の在宅勤務の普及により、今まで家にいることが少なかった平日の在宅時間が増加し、家にいることで発生する生活音やこれまで認知していなかった周囲の音について認知する頻度・機会が増加し、苦情等へ繋がるのではないだろうか。また、子どもの世話時間の増加からも把握できるように、コロナ禍においては子どもの在宅時間も増加した傾向にある。そのため、自宅内で発生する音や公園等で遊ぶ声など、子どもに起因した騒音の発生機会も増加している。

一方、住宅の防音性・遮音性能の向上等により、以前と比較すると室内に伝搬してくる音の大きさに起因する騒音苦情は今後減少していく可能性も考えられる。

しかしながら、騒音苦情はその音の大きさだけでなく、近隣との人間関係も大いに関係している。近所付き合いの時系列変化や都市規模別等で見ても、近所付き合いが希薄化していることは明白であり、特に若年層や雇用者、学生に顕著に表れている。一般的には騒音は心理的影響の一つと言われ、騒音の受け手側の精神状態に大きく依存するところがある。その精神状態を左右する一つの要因として発生者と受音者の人間関係が考えられるが、近所付き合いの程度が良好である場合は多少の騒音は許容される場合が多く、そうでない場合は些細な音に対しても迷惑な音として感じられてしまう可能性がある。[4]こういった近所付き合いの希薄化は騒音を起因としたトラブルを増加させる懸念があるほか、そのトラブルの解決にも影響があると考えられる。

また、近年では技術的革新により住宅内における家庭用機器等の多くは、消音化が進んでいる一方で、直接的な因果関係は確認されていないものの、今般のエネファーム等の普及推進によって、これまでの音の大きさに関する騒音問題とは異なる、低周波音や低い周波数の騒音の発生が報告されている。今後はこのような、住宅の遮音性能向上による室内の暗騒音の低下に伴う“小さいけど気になる音”の発生が増加していく可能性があることが推察される。

---

[4] 平成 23-25 年度 公害等調整委員会 機関紙「ちょうせい」 シリーズ「騒音に関する苦情とその解決方法」第８回 苦情対象となりやすい騒音発生源４ 第２章 生活騒音、P98

第２章 松戸市の概要

第２章　松戸市の概要

１．位置・特徴

（1）位置・地勢

松戸市は、昭和 18 年（1943 年）に松戸町と高木村、馬橋村の合併により市制を施行した。

千葉県の北西部に位置し、東京都心から 20 ㎞の圏域にあり、西側は江戸川を挟んで東京都葛飾区、江戸川区、埼玉県三郷市に隣接し、南側は市川市、東側は鎌ケ谷市、東側から北側にかけて柏市、流山市と隣接している。市域面積は 61.38 ㎢で、東西 11.4 ㎞、南北 11.5 ㎞とひし形上の広がりとなっている（図表Ⅱ-1）。

図表Ⅱ-1 松戸市の位置図

出典：松戸市ホームページを基に作成 https://www.city.matsudo.chiba.jp/profile/ichi_chikei_yurai.html

（2）交通

JR 常磐線、JR 武蔵野線、新京成電鉄、東武鉄道、流鉄、北総鉄道の６本の鉄道が走り、都心及び市内外の地域を結んでいる。特に都心へのアクセスは松戸駅から上野駅まで約 20 分、大手町駅まで約 30 分の距離にあり、首都圏のベッドタウンとして住宅都市の性格が非常に強い。また、松戸市のほぼ中心部を国道６号線が JR 常磐線と並びながら縦断し、都心と常磐・東北方面を結ぶ主要幹線道路として機能している。

2． 人口動向

1955 年から 1985 年にかけて 68,363 人から 427,473 人と人口が急増（525.3%増）しているが、1990 年から 2020 年にかけては 456,210 人から 493,085 人と増加（8.1%増）の伸びは緩やかな傾向になっている（図表Ⅱ-2）。

図表Ⅱ-2 松戸市の人口数及び人口増減数の推移

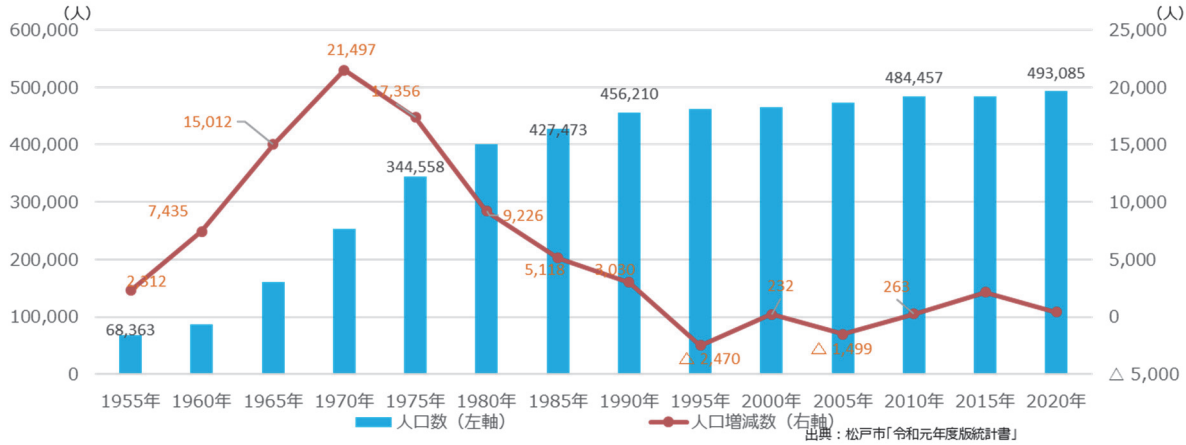

出典：総務省「国勢調査」を基に作成

年齢構成であるが、1995 年と 2015 年を比較すると、「０～14 歳」では約 4%弱の減少、「15～64 歳」では約 13%の減少をしているものの、「65 歳以上」は約３倍増加していることから、松戸市においても高齢化が進行していることが分かる（図表Ⅱ-3）。

図表Ⅱ-3 松戸市の年齢構成の推移

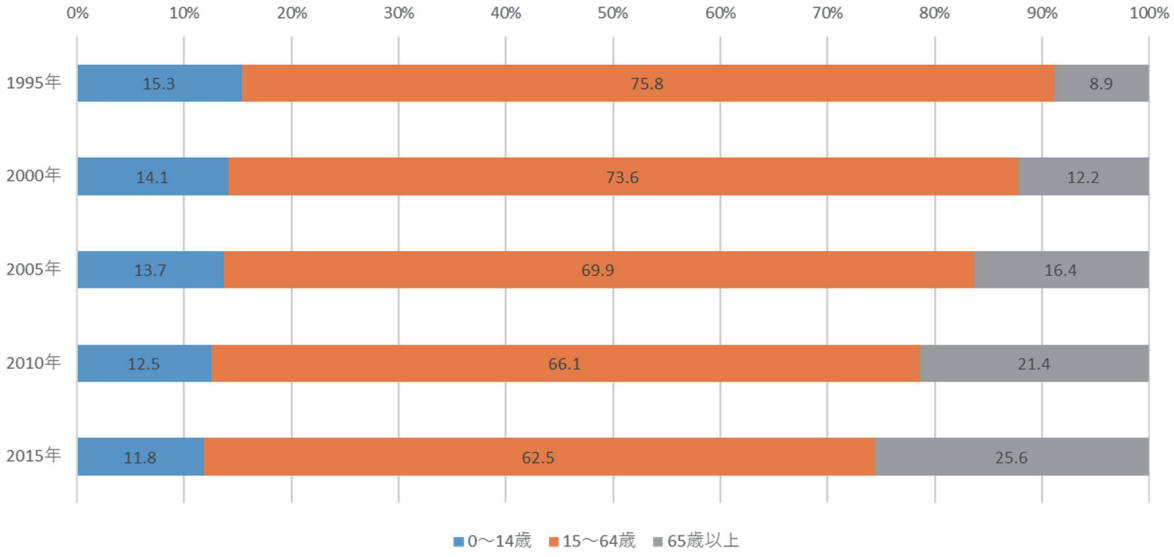

出典：総務省「国勢調査」を基に作成

人口の転入・転出であるが、毎年人口の約５％程度が「転入」及び「転出」しており、人口の入れ替わる割合が大きいことが分かる。2011 年から 2013 年までは「転出」が「転入」を上回っており、社会増加もマイナスとなっている。2014 年以降は「転入」が「転出」を上回っており、社会増加もプラスに転じているが、直近の社会増加のピークは 2018 年の 2,976 人であり、それ以降は減少傾向にある（図表Ⅱ-4）。

図表Ⅱ-4 松戸市の転入・転出及び社会増加の推移

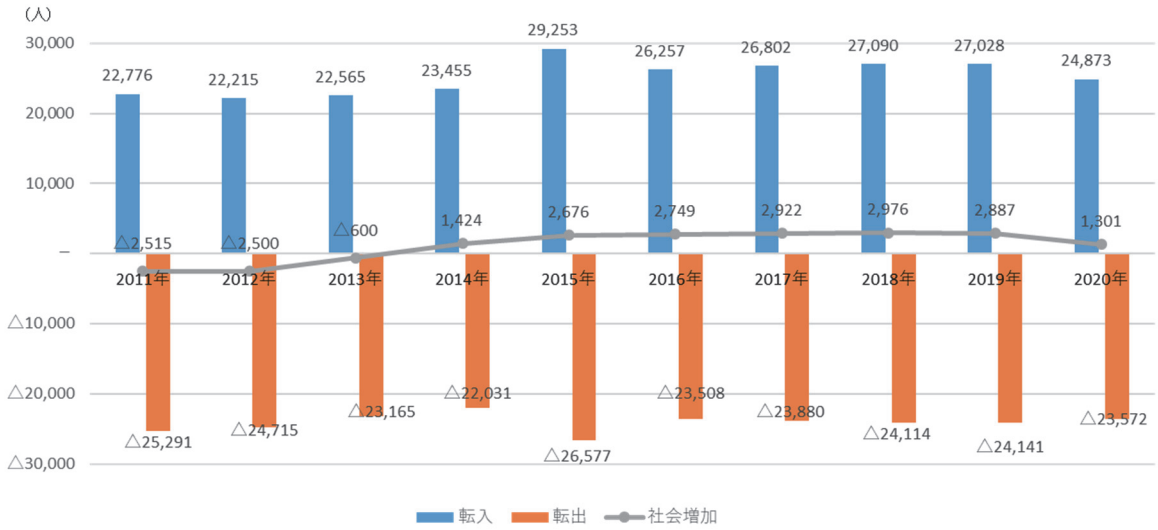

出典：総務省「国勢調査」を基に作成

年齢・居住期間別人口では、25 歳以降の年代で出生時から居住している割合が 10%以下となっている。「25～29 歳」、「30～34 歳」、「35～39 歳」では、居住期間が「１年未満」、「１年以上５年未満」の割合が高く、転入する年層もこれらの世代が多いものと思われる。40 歳以降の年層では居住期間が「10 年以上 20 年未満」、「20 年以上」の割合が高くなっており、特に 50 歳以降ではその割合は半数以上を占めている（図表Ⅱ-5）。

図表Ⅱ-5 松戸市の年齢・居住期間別人口

年齢（5歳階級）・居住期間（6区分）別人口

平成27年10月1日現在

区分	総数	出生時から	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	不詳
総数	**483,480**	**8.08%**	**5.33%**	**15.01%**	**13.64%**	**20.25%**	**25.68%**	**12.01%**
0～ 4歳	17,749	55.05%	12.31%	24.20%	－	－	－	8.43%
5～ 9歳	18,323	34.47%	5.76%	25.93%	26.14%	－	－	7.70%
10～14歳	19,983	24.53%	3.41%	14.39%	27.73%	23.07%	－	6.87%
15～19歳	21,897	17.73%	5.67%	11.30%	16.86%	41.37%	－	7.07%
20～24歳	23,824	**10.30%**	10.43%	17.40%	9.51%	29.12%	9.63%	13.60%
25～29歳	25,643	7.35%	14.39%	26.75%	8.37%	13.43%	10.86%	18.84%
30～34歳	28,671	5.57%	11.95%	33.08%	15.13%	8.11%	10.28%	15.89%
35～39歳	32,243	4.70%	7.77%	27.47%	24.84%	12.33%	9.65%	13.25%
40～44歳	40,356	3.91%	4.69%	18.22%	24.59%	26.09%	10.96%	11.54%
45～49歳	37,626	3.14%	3.47%	12.76%	18.54%	36.04%	15.66%	10.39%
50～54歳	31,293	2.53%	2.99%	10.56%	14.07%	36.36%	24.38%	9.11%
55～59歳	25,978	2.30%	2.56%	9.03%	11.01%	31.45%	35.11%	8.53%
60～64歳	29,125	1.97%	2.14%	7.87%	9.41%	23.02%	46.68%	8.91%
65～69歳	36,663	2.05%	1.85%	6.55%	7.96%	17.73%	55.33%	8.54%
70～74歳	32,020	1.43%	1.66%	5.47%	6.42%	14.60%	61.74%	8.67%
75～79歳	24,235	1.39%	1.90%	5.82%	5.81%	12.37%	64.32%	8.40%
80～84歳	16,143	1.64%	3.41%	7.51%	5.40%	10.75%	63.71%	7.58%
85歳以上	12,605	1.66%	6.77%	15.49%	8.13%	10.41%	50.80%	6.74%
不詳	9,103	－	0.02%	0.08%	0.02%	0.03%	0.07%	99.78%

出典：総務省「平成 27 年国勢調査」

昼間・夜間人口の推移であるが、松戸市は夜間人口が昼間人口よりも大きく、1980 年以降は夜間人口に対する昼間人口の割合は 80%前後に推移しており、昼間は人口の約２割程度が市外へと流出している。これは松戸市がその立地上、首都圏のベッドタウンとしての性格を有しているためと考えられる（図表Ⅱ-6）。

図表Ⅱ-6 松戸市の昼間及び夜間人口の推移

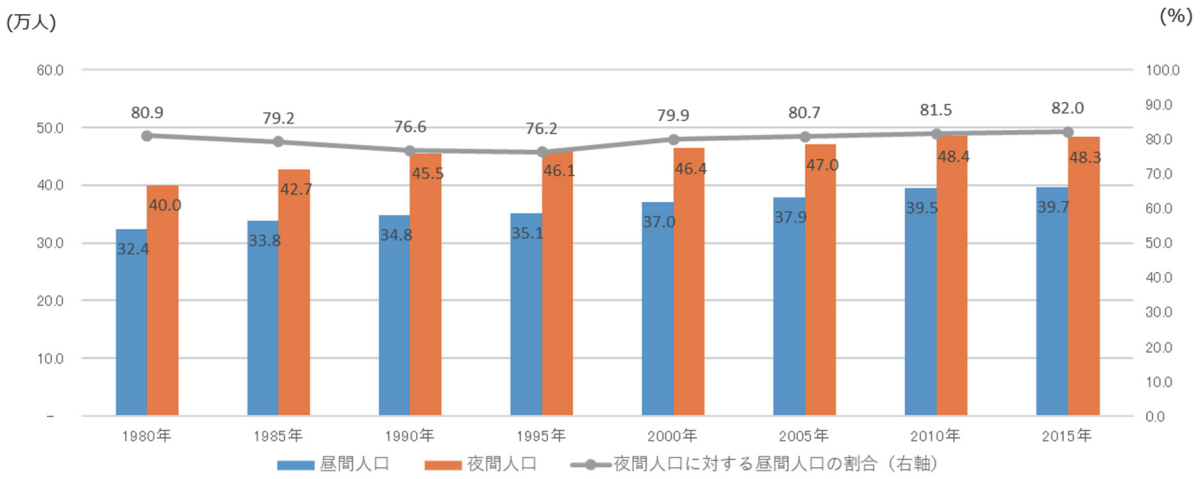

出典：総務省「国勢調査」を基に作成

次に流入・流出人口であるが、流入人口は 2000 年以降ほぼ横ばいに推移しているが、流出人口は 1995 年の△175,287 人をピークに以降は減少傾向にある（図表Ⅱ-7）。

図表Ⅱ-7 松戸市の流入及び流出人口の推移

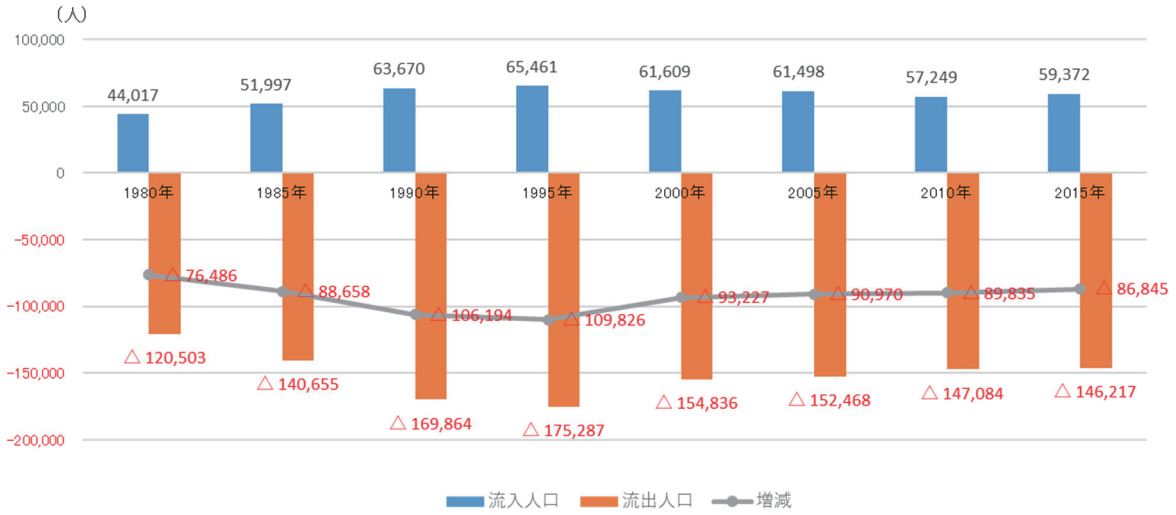

出典：総務省「国勢調査」を基に作成

市内常住の従業者、通学者数であるが、市内常住の就業者のうち、市外で従業している割合は 58.2%となっている。また、通学者であるが、市外へ通学している割合は 65.8%であり、市外就業者及び通学者のうち半数以上が東京都へ通勤・通学している（図表Ⅱ-8）。

図表Ⅱ-8 松戸市の常住地による従業及び通学者数

常住地による従業、通学市区町村別15歳以上就業者及び通学者数

平成27年10月1日現在

常住地による 従業・通学市区町村	総数	就業者	通学者
市内常住	246,167	222,511	23,656
市内従業・通学	86,699	79,313	7,386
自宅	15,211	15,211	－
自宅外	71,488	64,102	7,386
市外従業・通学(A)	145,144	129,579	15,565
県内	43,757	36,135	7,622
県外	101,387	93,444	7,943
東京都	87,887	81,801	6,086
市外不詳	2,494	2,386	108
不詳	11,830	11,233	597
（参照） 15歳未満の 市外従業・通学(B)	1,073	1	1,072
流出人口(A+B)	146,217	129,580	16,637

全体の58.9%　就業者の58.2%　通学者の65.8%

注）　1.　「市外不詳」とは、市外で従業・通学しているが、その場所が不詳の者。
　　2.　「不詳」とは、従業・通学しているが、その場所が市内・市外か不明の者。

出典：総務省「平成 27 年国勢調査」

3． 世帯動向

松戸市の世帯動向を見てみると、1955 年から 1990 年にかけて、人口動向同様に世帯数が急激な増加となっている。1955 年から 1985 年にかけては世帯数が 13,875 世帯から 139,855 世帯に増加（907.9%増）と急増しており、1990 年から 2020 年にかけては 160,724 世帯から 232,101 世帯と増加（44.4%増）しているものの、その伸びは緩やかになっている傾向にある。また、1 世帯当たりの世帯員数は年を追うごとに減少していることが分かる（図表Ⅱ-9）。

図表Ⅱ-9 松戸市の世帯数及び 1 世帯当たり人員の推移

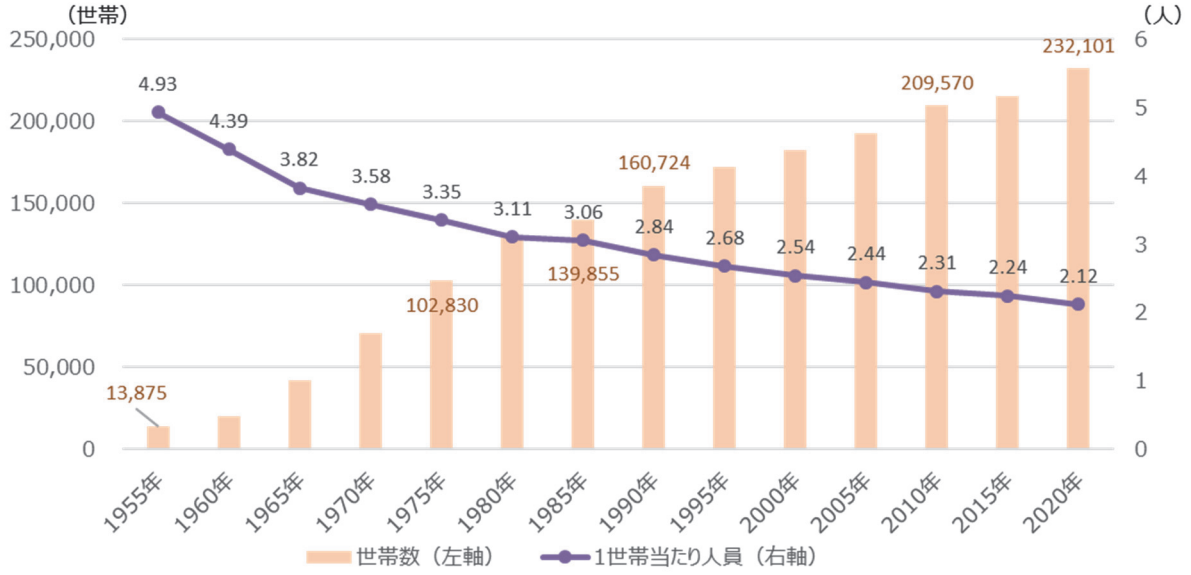

出典：総務省「国勢調査」を基に作成

次に家族類型別の一般世帯数と一般世帯員数であるが、全体に占める親族世帯の割合は 61.4%、単身世帯の割合は 37.2%となっている。特に単身世帯の割合は全国平均から見ても松戸市は高い傾向にあることが分かる。また、親族世帯の 1 世帯当たりの人員数は全国平均では 3.04 人に対し、松戸市は 2.94 人と全国平均を下回っている（図表Ⅱ-10）。

図表Ⅱ-10 松戸市の家族類型別の世帯数及び世帯員数

世帯の家族類型（16区分）別一般世帯数、一般世帯人員数及び親族人員（65歳以上の親族のいる世帯特掲）

平成27年10月1日現在

家族類型	一般世帯		うち65歳以上の親族のいる一般世帯	
	世帯数	世帯人員	世帯数	世帯人員
総数	**215,322**	**476,629**	**81,062**	**171,229**
A 親族世帯	**132,203**	**388,637**	**55,339**	**144,827**
Ⅰ 核家族世帯	**122,358**	**349,399**	**47,416**	**111,930**
（1） 夫婦のみ	43,233	86,466	25,270	50,540
（2） 夫婦と子供	61,109	220,779	12,959	41,512
（3） 男親と子供	2,780	6,368	1,583	3,457
（4） 女親と子供	15,236	35,786	7,604	16,421
Ⅱ その他の親族世帯	**9,845**	**39,238**	**7,923**	**32,897**
（5） 夫婦と両親	270	1,080	238	952
（6） 夫婦と片親	1,244	3,732	1,184	3,552
（7） 夫婦、子供と両親	905	5,303	814	4,770
（8） 夫婦、子供と片親	2,755	12,826	2,594	12,061
（9） 夫婦と他の親族	334	1,055	258	812
（10） 夫婦、子供と他の親族	1,033	4,713	765	3,459
（11） 夫婦、親と他の親族	131	646	114	556
（12） 夫婦、子供、親と他の親族	330	2,159	272	1,796
（13） 兄弟姉妹のみ	1,269	2,633	450	949
（14） 他に分類されない親族世帯	1,574	5,091	1,234	3,990
B 非親族世帯	**1,728**	**4,130**	**406**	**1,085**
C 単独世帯	**80,065**	**80,065**	**25,317**	**25,317**

注） 総数には、世帯の家族類型が不詳のものを含む。

出典：総務省「平成 27 年国勢調査」

４． まとめ

松戸市は東京都及び首都圏のベッドタウンの性格を有し、昼間人口が夜間人口の約８割程度に推移している。そのため、昼間は市外へ就業・就学する人が多いものと思われる。しかしながら、今後の働き方改革やコロナ禍等での仕事時間の減少やテレワーク等の普及が進むことで流出人口は減少し、昼間人口が増加していく可能性も考えられる。また、松戸市は転入・転出の割合が大きく、出生時から長く住み続ける人が少ないことや単身世帯の割合が大きいことから、近所付き合いが希薄化しやすい要素を有しているものと考えられる。

第３章 松戸市の騒音に関する動向

第３章　松戸市の騒音に関する動向

１．松戸市の苦情相談受付の動向

⑴コロナ禍前後の月別動向

松戸市では、市民からの苦情相談の受付を行っている。その件数に対するコロナ禍の影響を見るために、令和元年４月から令和３年８月までの苦情集計について月別に集計したところ、令和２年度の方が、令和元年度より苦情相談受付の件数が多くなっている月が多く、９月、３月以外のすべての月で上回っている。

特に、４月から６月においては、毎月 20 件を超えており、前年度を大きく上回っている。

令和２年度の４月、５月において、新型コロナウイルス感染症への対策として緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出が自粛され住居の中にいる時間が長くなったことがその原因と考えられる（図表Ⅲ-1）。

図表Ⅲ- 1　苦情相談受付の月別件数の推移

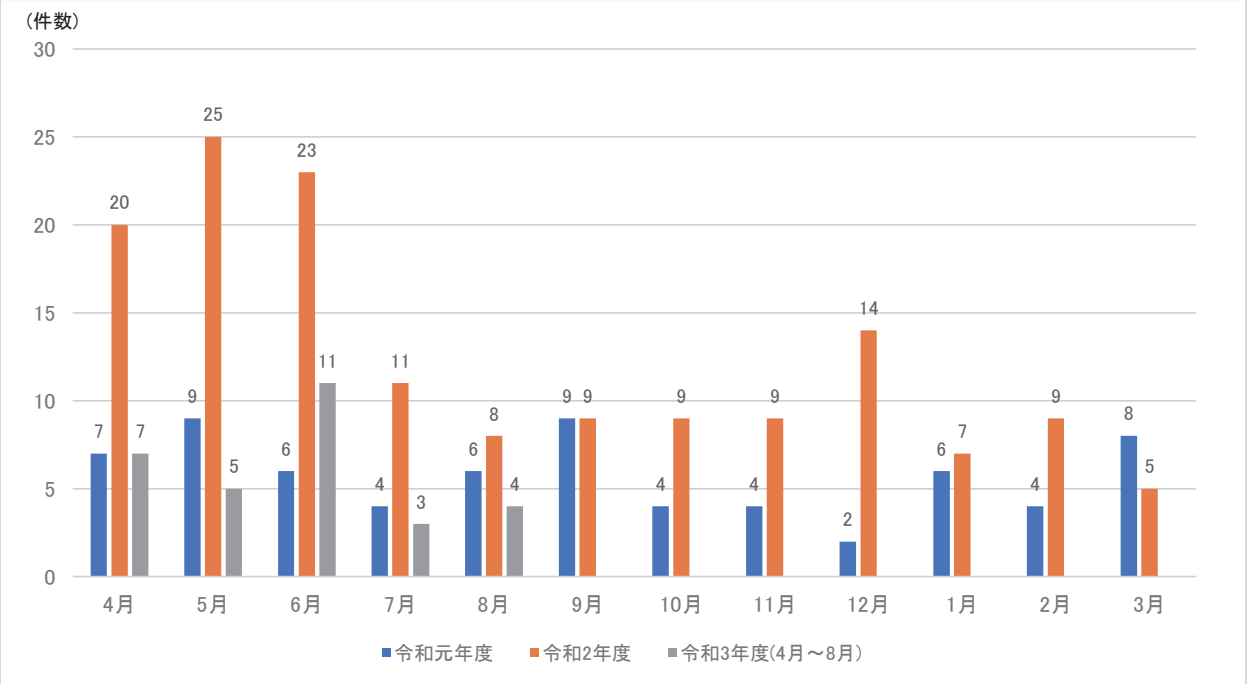

出典：松戸市への苦情受付の結果をもとに集計

⑵業種・分野別の動向

苦情相談受付において最も件数が多い業種・分野は、令和元年度、２年度ともに「家庭生活」に起因するものが 40%以上であった。

騒音の原因となっている割合が最も多い業種は、令和元年度、２年度とも「建設業」で、いずれの年度も 10%台であった（図表Ⅲ-2）。

図表Ⅲ- 2　各年度の業種・分野別の相談件数と構成比

令和元年度			令和2年度			参考）令和3年度(4～8月)		
業種・分野	相談件数	構成比	業種・分野	相談件数	構成比	業種・分野	相談件数	構成比
Y 家庭生活	28	40.6%	Y 家庭生活	62	41.6%	Y 家庭生活	15	50.0%
D 建設業	13	18.8%	D 建設業	20	13.4%	I 卸売業,小売業	3	10.0%
S 公務(他に分類されるものを除く)	2	2.9%	M 宿泊業,飲食サービス業	12	8.1%	N 生活関連サービス業,娯楽業	2	6.7%
E 製造業	2	2.9%	S 公務(他に分類されるものを除く)	10	6.7%	R サービス業(他に分類されないもの)	2	6.7%
H 運輸業,郵便業	2	2.9%	I 卸売業,小売業	6	4.0%	M 宿泊業,飲食サービス業	1	3.3%
M 宿泊業,飲食サービス業	2	2.9%	H 運輸業,郵便業	4	2.7%	S 公務(他に分類されるものを除く)	1	3.3%
O 教育,学習支援業	1	1.4%	R サービス業(他に分類されないもの)	4	2.7%	O 教育,学習支援業	1	3.3%
I 卸売業,小売業	1	1.4%	E 製造業	3	2.0%			
R サービス業(他に分類されないもの)	1	1.4%	O 教育,学習支援業	2	1.3%			
K 不動産業,物品賃貸業	1	1.4%	N 生活関連サービス業,娯楽業	2	1.3%			
			T 分類不能の産業	1	0.7%			
			P 医療,福祉	1	0.7%			
			A 農業,林業	1	0.7%			
Z 不明	16	23.2%	Z 不明	21	14.1%	Z 不明	5	16.7%
合計	69	100.0%	合計	149	100.0%	合計	30	100.0%

出典：松戸市への苦情受付の結果をもとに集計

⑶業種・分野別の季節による動き

ここでは、業種・分野別の季節による動きを見るために、四半期での業種別・分野別の件数を取りまとめた。４-６月期については、令和２年度において「建設業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「家庭生活」に関する相談件数が大きく伸びている。10-12 月期についても、「建設業」、「家庭生活」はともに相談件数を増やしている。（図表Ⅲ-3、図表Ⅲ-4、図表Ⅲ-5）

なお、１-３月期においては、「建設業」の相談件数は減少している。（図表Ⅲ-6）

参考）四半期別の業種・分野別の相談件数

図表Ⅲ- 3　業種・分野別の相談件数（4-6 月期）

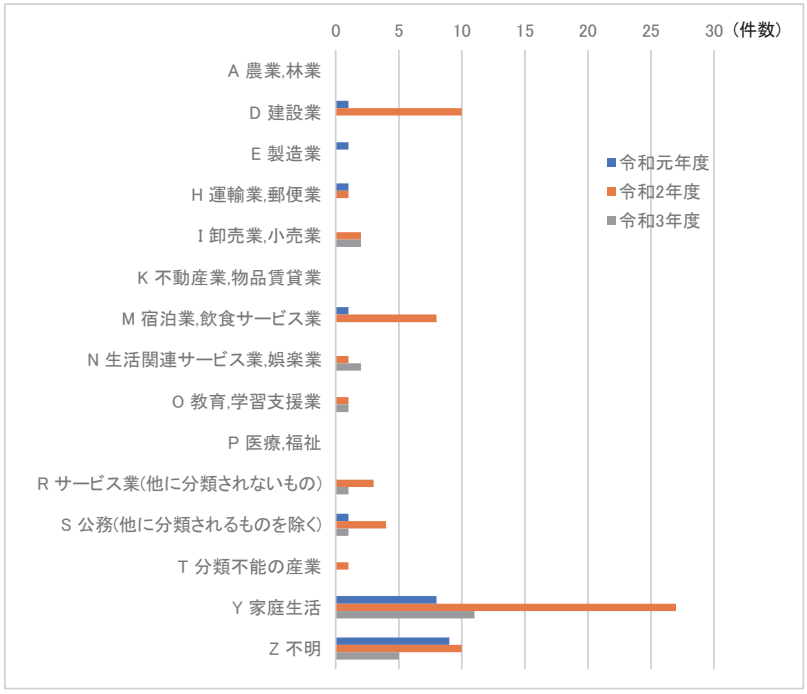

出典：松戸市への苦情受付の結果をもとに集計

図表Ⅲ- 4　業種・分野別の相談件数（7-9 月期）[5]

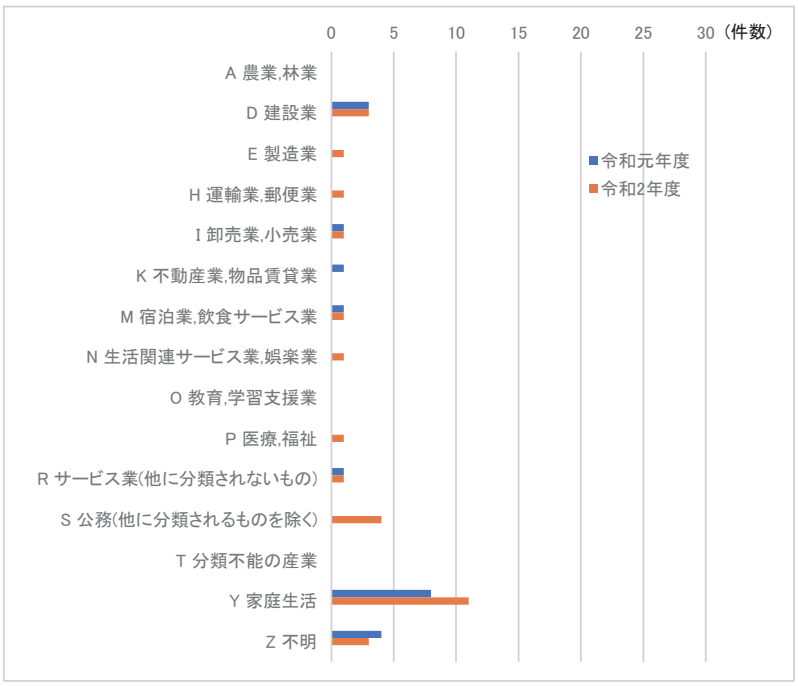

注）令和３年度のデータは掲載されていない。

出典：松戸市への苦情受付の結果をもとに集計

[5] 令和４年２月時点では、令和３年８月のデータが利用可能な最新のデータであったため、令和３年度のグラフは掲載していない。10-12 月期、１-３月期も同様。

図表Ⅲ- 5　業種・分野別の相談件数（10-12 月期）

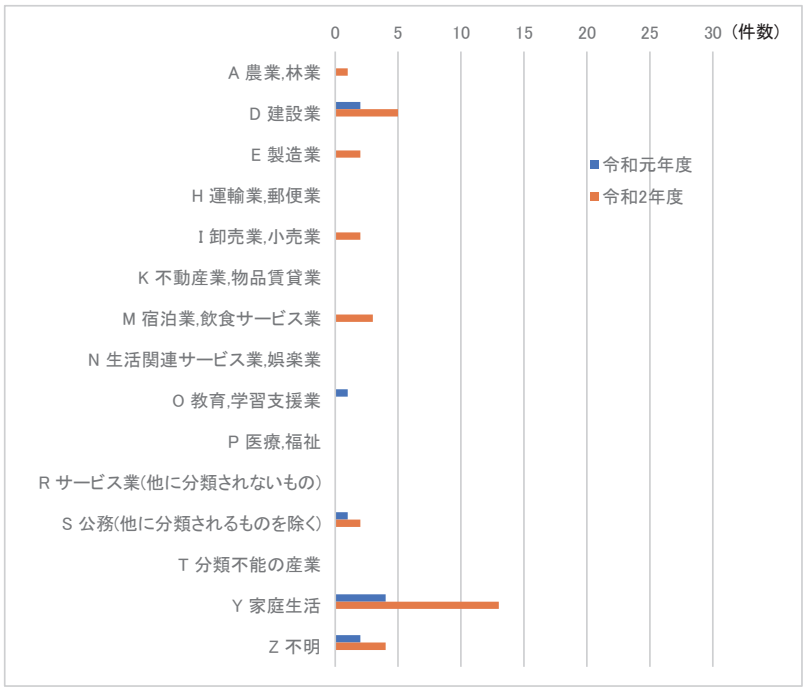

注）令和３年度のデータは掲載されていない。

出典：松戸市への苦情受付の結果をもとに集計

図表Ⅲ- 6　業種・分野別の相談件数（1-3 月期）

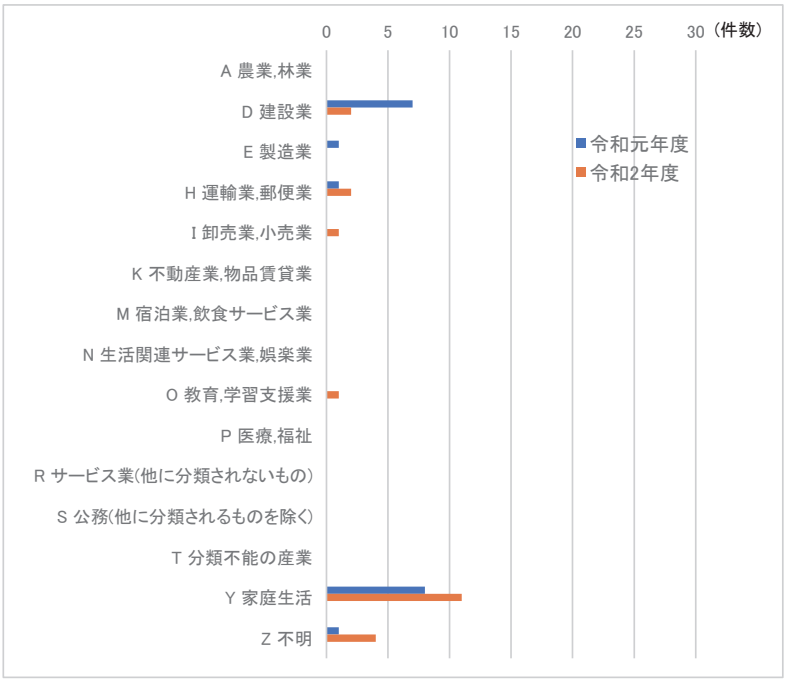

注）令和３年度のデータは掲載されていない。

出典：松戸市への苦情受付の結果をもとに集計

２． 松戸市民へのアンケート調査の概要

⑴アンケート調査名

コロナ禍等による生活の変化と生活音に関するアンケート調査

⑵回答対象

松戸市在住の個人

⑶送付先抽出方法

18 歳以上男女、人口、地域に関する松戸市の構成を考慮し、送付先の個人 3,000 人を抽出。

⑷回答方法

調査票（用紙）への回答、QR コードの誘導による Web 回答

⑸回答時期・期間

2021 年 10 月 28 日～ 郵送終了 11 月 18 日、Web 終了 11 月 21 日

⑹回収状況

回収数：1,516、回収率：50.5％

⑺質問項目

主に以下の７つの項目について質問した。詳しくは、151 頁から 166 頁に掲載。

- 住居や隣近所・近隣との関係など
- 新型コロナウイルス感染症の流行による生活の変化
- 近隣からの心地よい音
- 隣近所に対し迷惑をかける生活音が発生する可能性
- 近隣からの生活音
- 松戸市の生活騒音に関する苦情相談の認知など
- 回答者の属性

⑻回答者の属性

回答者の性別、年齢、同居人、心身の健康状態、主な職業などの属性についての構成は、次のとおりである。

1)性別

回答者のうち、男性が 43.6%、女性が 53.0%であった（図表Ⅲ-7）。

図表Ⅲ- 7　性別による割合

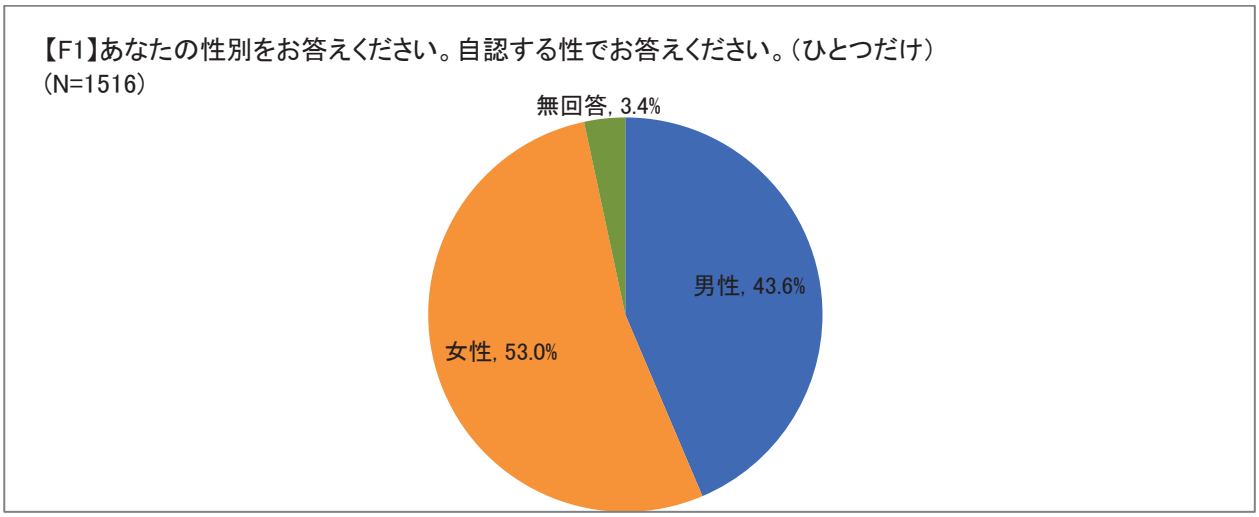

2)年齢

回答者の年齢については、50～54 歳が 9.3%、55～59 歳が 9.0% で、50 代の割合が多くなっている（図表Ⅲ-8）。

図表Ⅲ- 8　年齢別による割合

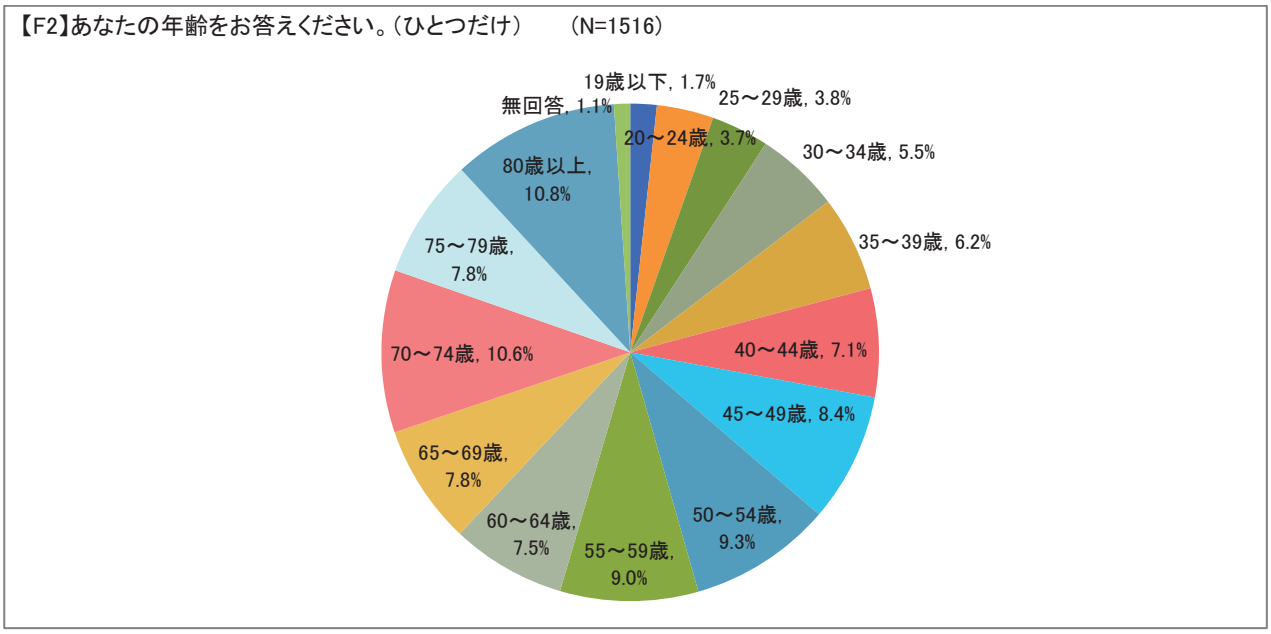

3)同居人の特徴

回答者の同居人数は、２人が 26.6%で最も多く、３人が 20.6%、４人が 16.3%、１人が 14.2%、５人以上が 7.5%となっている。

同居人の中で働いている人数は、２人が最も多く 31.2%で、１人が 26.1%で次に多い。３人以上は 11.9%である。

学校に通っている人数は、１人が 11.2%、２人以上が 10.1%である。

小学生数については、１人が 6.4%、２人以上が 1.9%である。

未就学児数は、１人が 4.5%、２人以上が 2.6%である。保育園・幼稚園の児童数は１人が 4.1%、２人以上が 1.3%となっている。

なお、上記の%は全回答者（1,516）に占める割合である（図表Ⅲ-9）。

図表Ⅲ- 9　同居人の属性による割合

【上段（黒）：サンプル数、下段（緑）：%】

	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答
同居人数	215	403	312	247	113	226
	14.2	26.6	20.6	16.3	7.5	14.9

	1人	2人	3人以上
働いている人の数	396	473	180
	26.1	31.2	11.9

	1人	2人以上
学校に通っている人数	170	153
	11.2	10.1
小学生数	97	29
	6.4	1.9
未就学児数	68	39
	4.5	2.6
保育園・幼稚園数	62	19
	4.1	1.3

4)同居人の家族構成

30%超の家族構成は、二世代世帯（35.9%）、夫婦のみの世帯（33.2%）であった。これらに続くのは、ひとり世帯で 16.5%であった（図表Ⅲ-10）。

図表Ⅲ- 10　同居人の家族構成

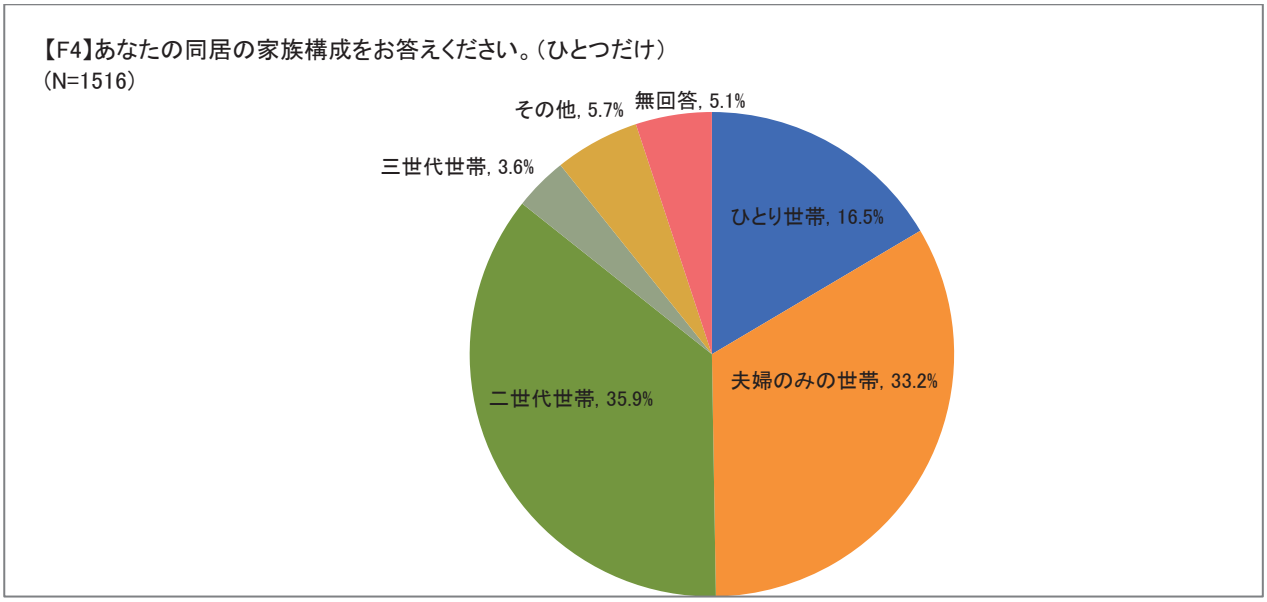

5)心身の健康状態

心身の健康状態については、「とても健康である」が 14.7%、「健康である」が 49.3%で、心身が健康であると感じる人の割合が 64.0%となっている。

これに対し、「あまり健康ではない」が 12.5%、「健康ではない」が 4.0%で、心身が健康ではないと感じる人の割合は 16.5%となっている（図表Ⅲ-11）。

図表Ⅲ- 11　心身の健康状態

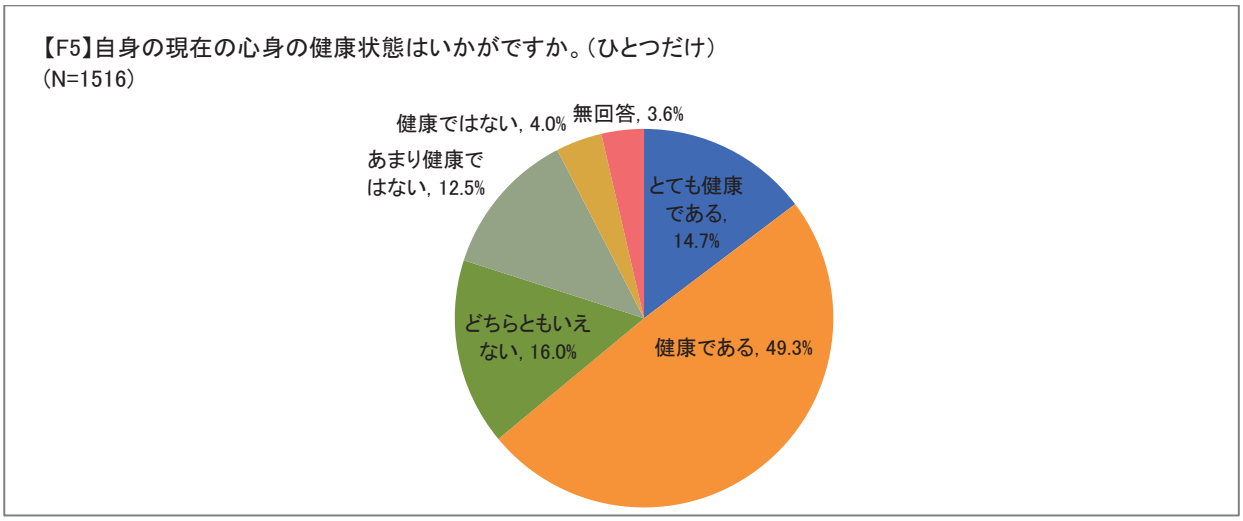

6)主な職業

主な職業[6]については、会社員（30.7%）、無職（22.1%）、アルバイトやパートなどの臨時雇用（15.4%）、専業主婦（夫）（13.4%）が10%超となっている（図表Ⅲ-12）。

図表Ⅲ- 12　主な職業

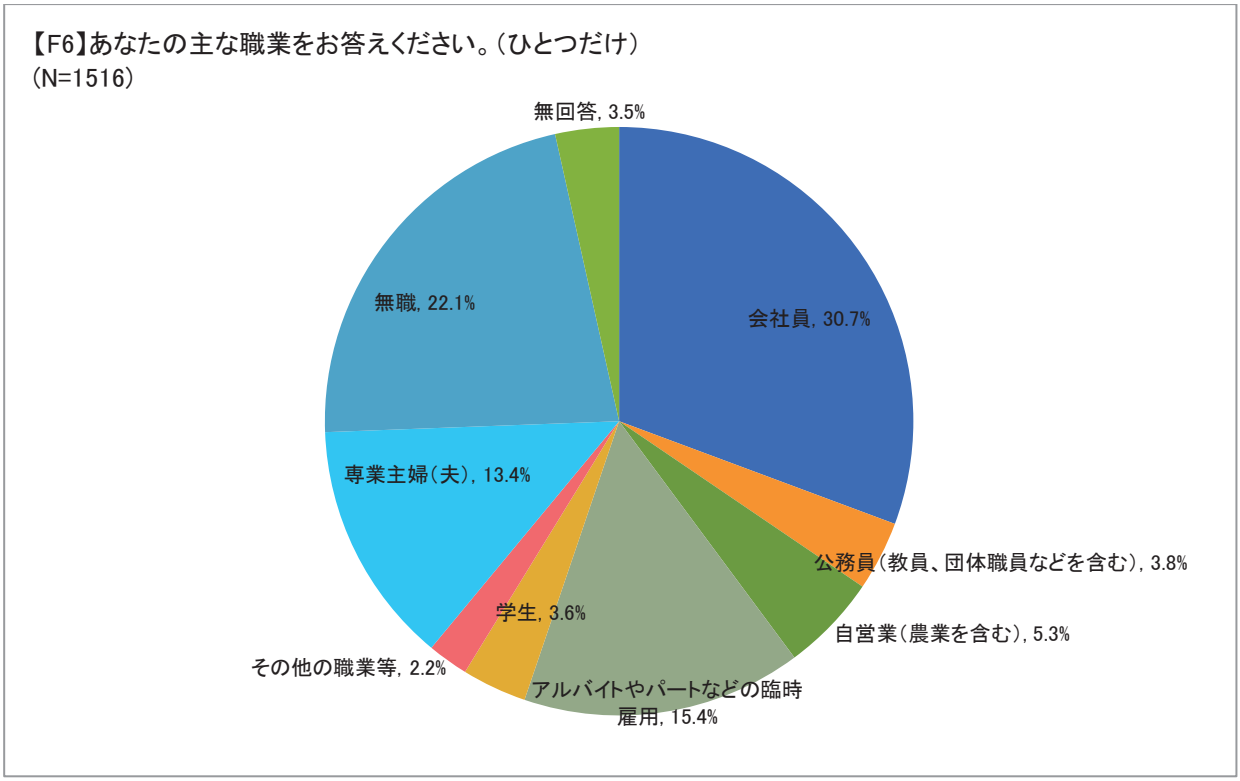

6 「その他の職業等」は、回答者が会社員、公務員（教員、団体職員などを含む）、自営業（農業を含む）、アルバイトやパートなどの臨時雇用、学生、専業主婦（夫）、無職を除いた職業等に就いていると判断した場合に選択されている。本アンケートでは、私立の高校・大学や習い事の学校等の講師やフリーランスの方等が選択していた。

３． 松戸市民へのアンケート調査の結果

⑴回答者の住環境

1)居住エリア

回答者の居住エリアについては、本庁エリア（27.6%）、常盤平（19.5%）、新松戸（12.6%）が回答者に占める割合が 10%以上になっている（図表Ⅲ-13）。

図表Ⅲ- 13　居住エリア

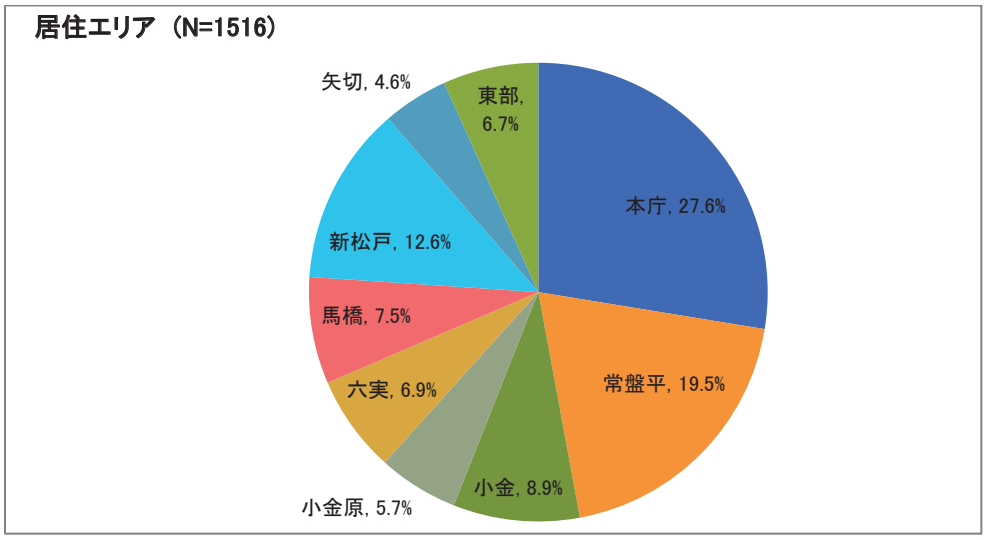

図表Ⅲ- 14　参考）松戸市地図

松戸市「松戸市の交通と地形」を基に作成

2)現住居に住み始めた時期

「今年から」が 3.8%、「昨年から」が 3.4%、「２～５年前から」が 13.7%となっており、住み始めて５年以内が 20.8%となっている。これに対し、「10 年以上前から」住んでいる人は 67.9%である（図表Ⅲ-15）。

図表Ⅲ- 15　現住居に住み始めた時期

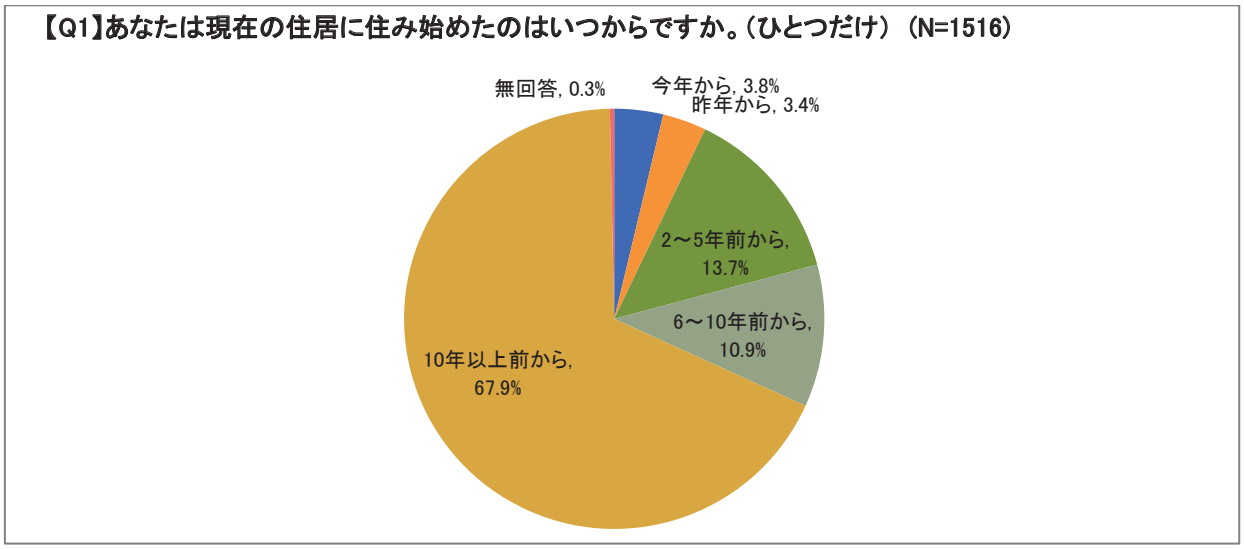

3)住居形態

回答者の住居形態については、持ち家の一戸建てが 56.5%、持ち家の集合住宅（マンション）が 19.5%となっており、４分の３以上が持ち家を所有している。

民間の賃貸住宅では、アパートが 10.8%、マンションが 6.1%となっている（図表Ⅲ-16）。

図表Ⅲ- 16　住居形態

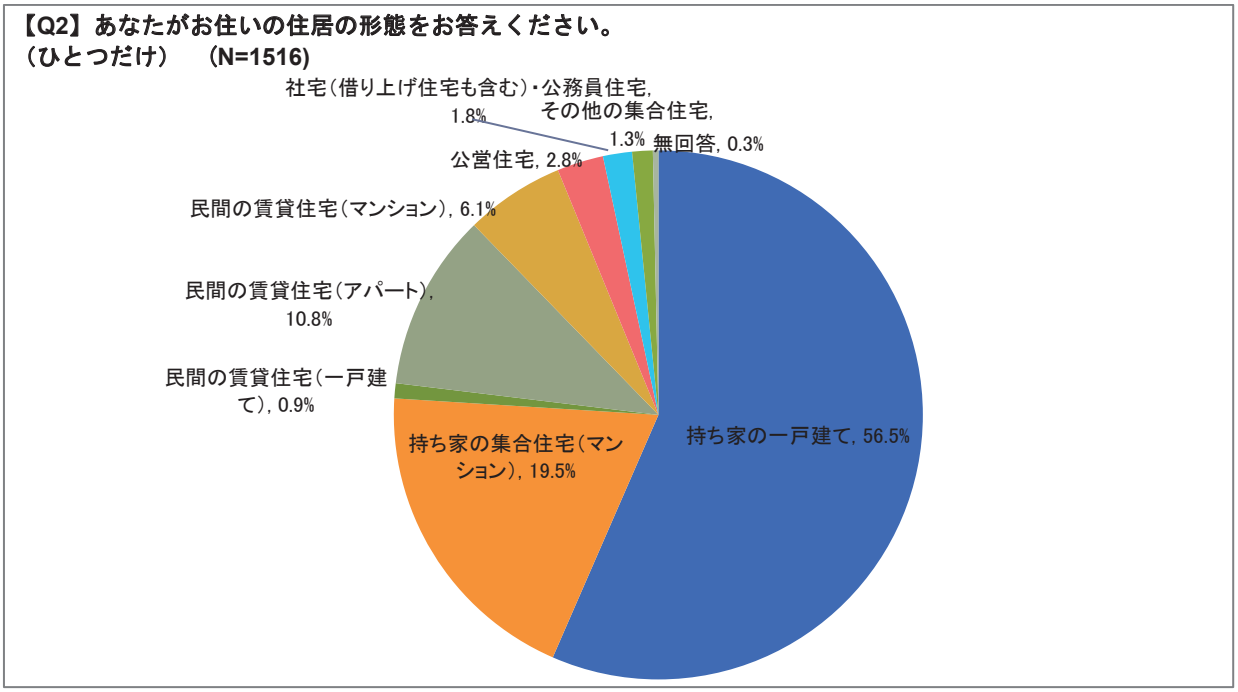

4)管理人・管理会社の社員・大家さんなどとの連絡

集合住宅に住んでいる人のうち、「常駐しておりすぐ連絡をとれる」が 43.9%、「常駐していないが、電話などで管理人とすぐ連絡をとれる」が 44.4%となっており、すぐに連絡をとれる割合は88.3%である。管理人・管理会社の社員、大家さんなどとすぐに連絡をとれない人の割合は、10.8%である（図表Ⅲ-17）。

図表Ⅲ- 17　管理人・管理会社の社員・大家さんなどとの連絡

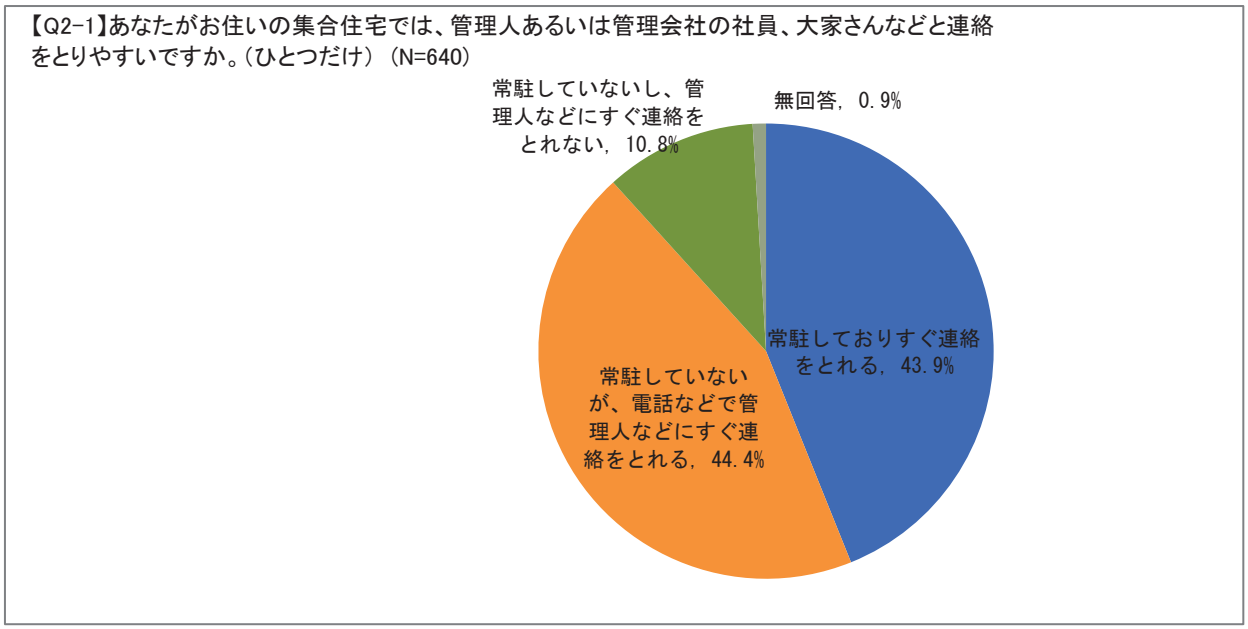

5)住居の構造

住居の構造については、木造（防火木造を含む）が 54.6%、鉄筋・鉄骨コンクリート造が 36.8%、鉄骨造が 7.4%となっている（図表Ⅲ-18）。

図表Ⅲ- 18　住居の構造

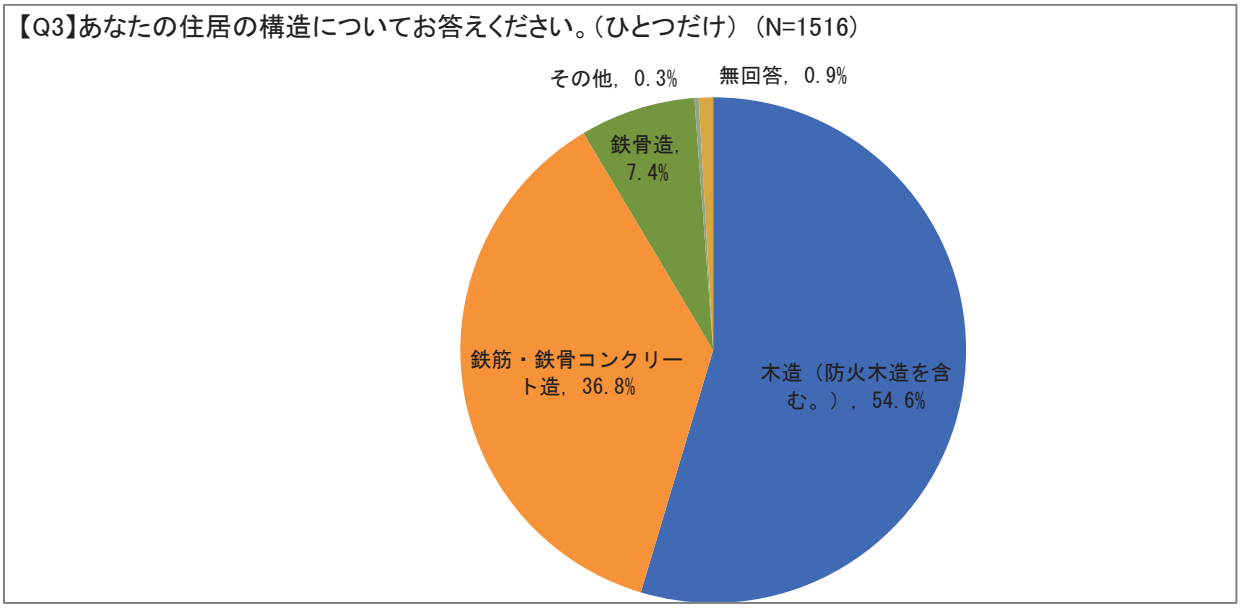

6)住居の窓

通常のサッシ（１枚ガラス）が 73.2%を占めている。防音用のガラス窓（二重サッシ、二重窓、ペアガラスを含む。）は、28.6%となっている（図表Ⅲ-19）。

図表Ⅲ- 19　住居の窓

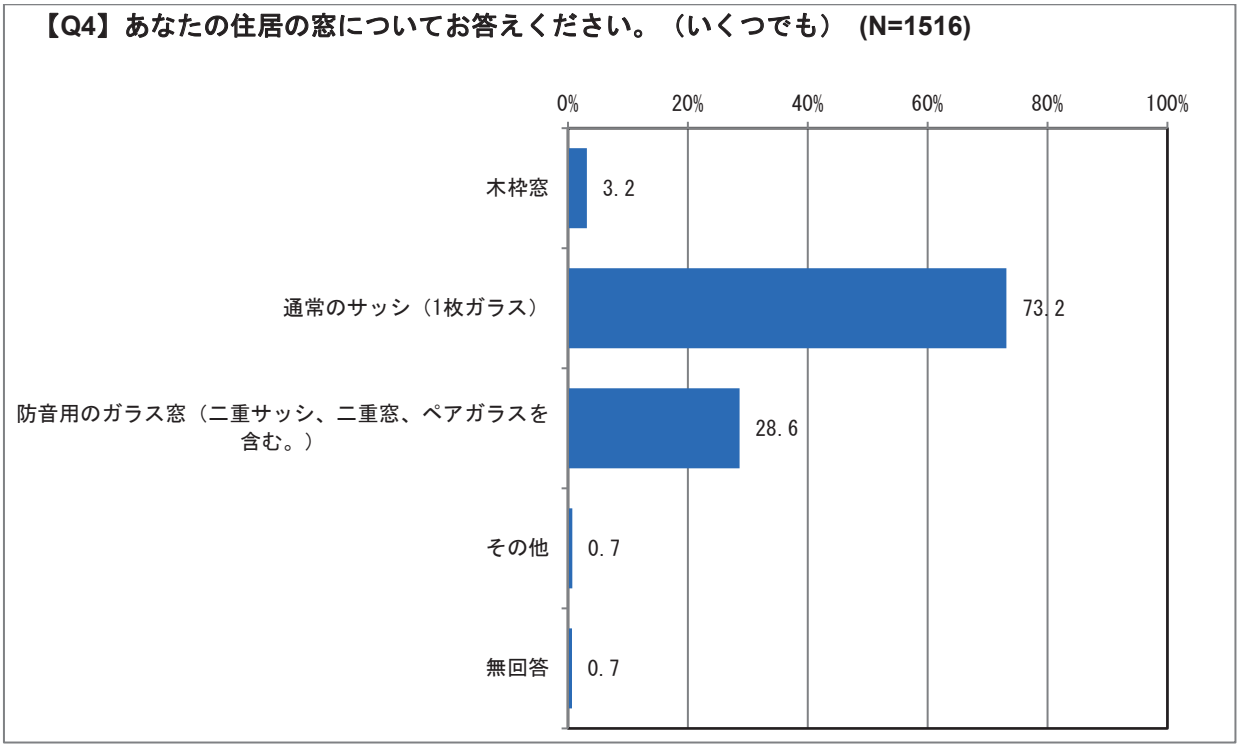

7)近隣にある施設・建物

「住宅街にある」が 80.6%を占めている。近隣にある施設・建物等のうち、「学校、幼稚園・保育園等の近くにある」が 37.1%、「公園・広場の近くにある」が 34.1%、「スーパーなどの近くにある」が 31.0%で、いずれも 30%超となっている（図表Ⅲ-20）。

図表Ⅲ- 20　近隣にある施設・建物

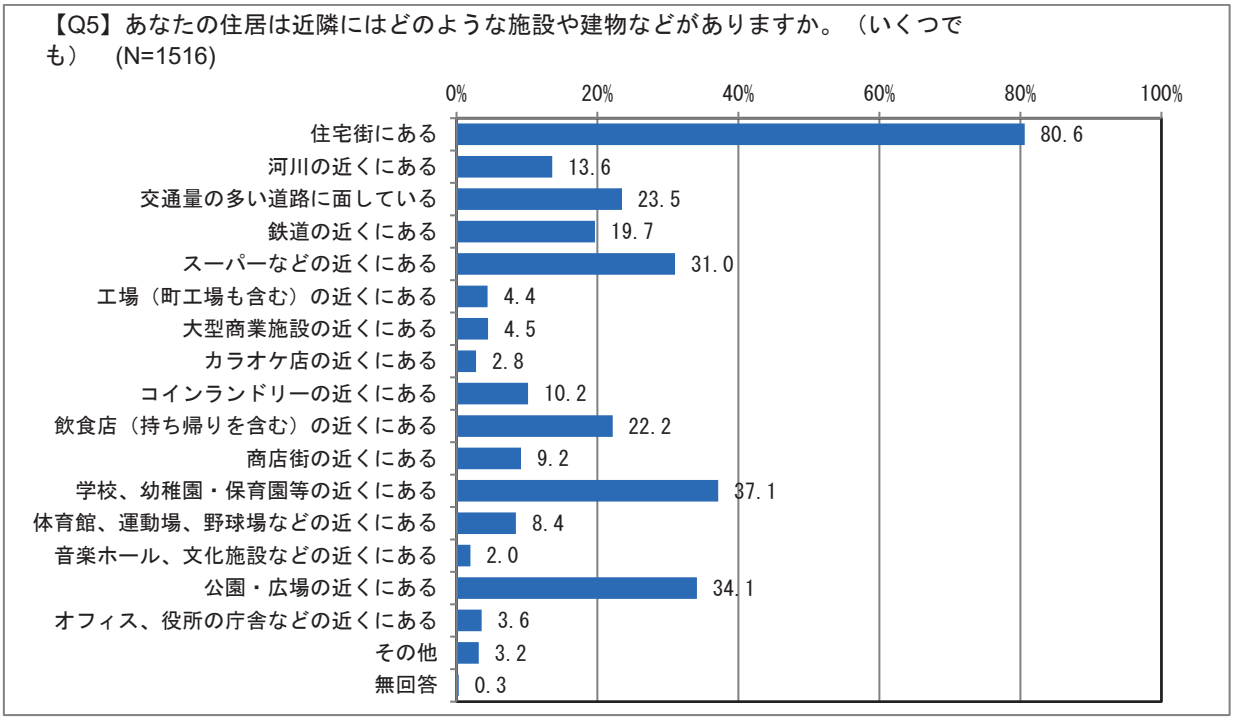

8)近隣の環境の印象

近隣の環境の印象については、「静かだと思う」（38.7%）、「どちらかと言えば静かだと思う」（48.1%）で、静かだと感じている人の割合は 86.8%となっている（図表Ⅲ-21）。

図表Ⅲ- 21　近隣の環境の印象

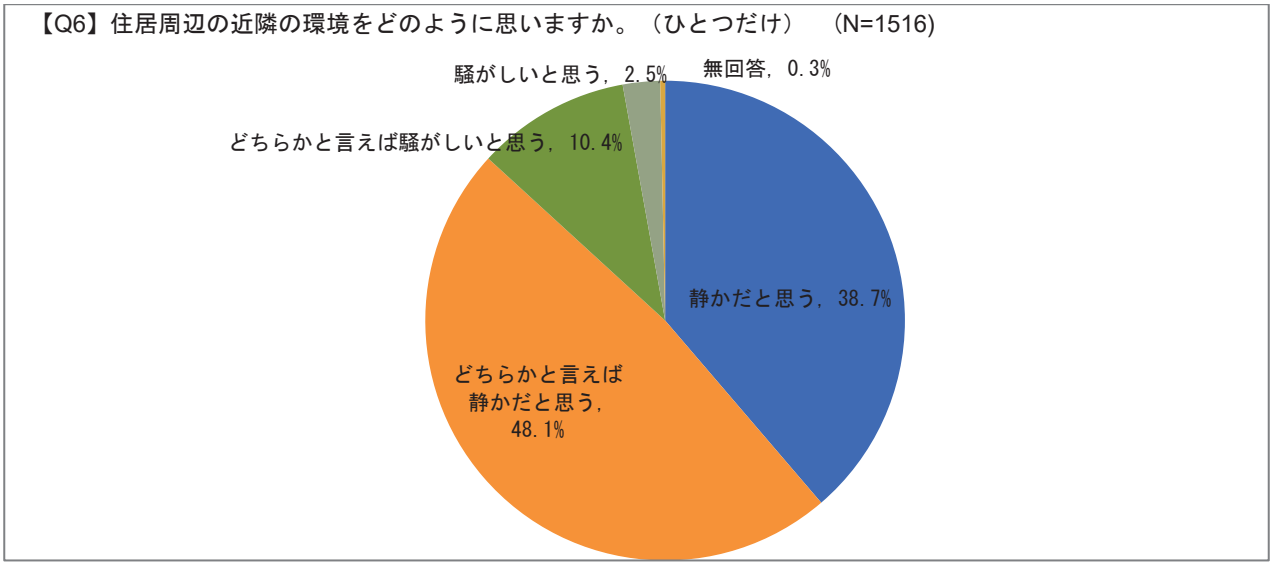

9)隣近所とのお付き合い

i）現在のお付き合いの状態

a)単純集計

現在の近所付き合いの状態については、「あいさつをする程度である」が 48.3%で、半数近くとなっている。「立ち話をする程度である」が 29.0%、「近所のお宅をお邪魔したことがある」が 13.5%で続いている。「まったく付き合いはない」は、8.4%となっている（図表Ⅲ-22）。

図表Ⅲ- 22　現在の近所付き合いの状態

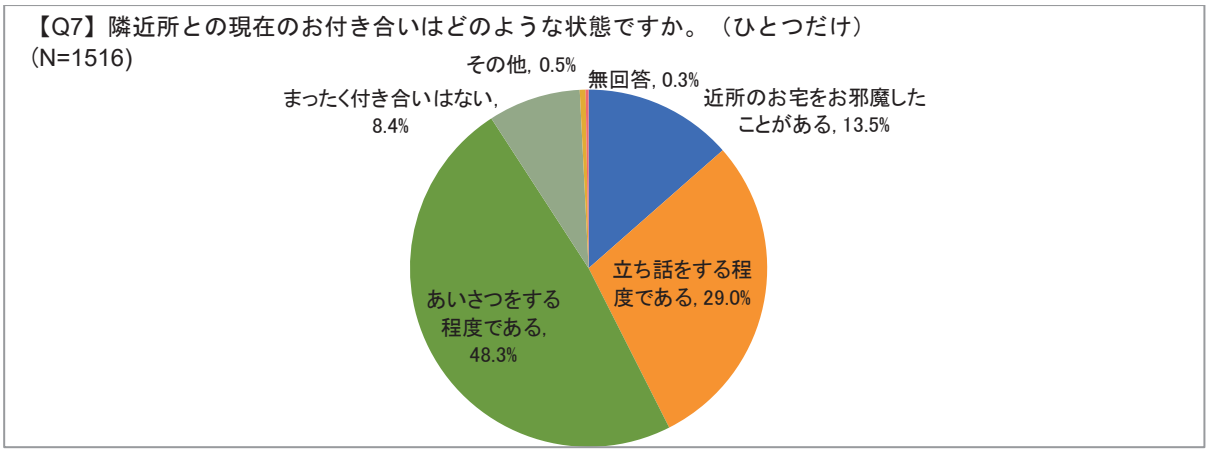

b)住居形態とのクロス集計

住居形態とのクロス集計を見ると、「民間の賃貸住宅（アパート）」、「民間の賃貸住宅（マンション）」に住んでいる人に占める「まったく付き合いはない」の割合は大きく、前者が 34.8%、後者が 23.9%となっている（図表Ⅲ-23）。

図表Ⅲ- 23　住宅形態とクロス集計

【上段（黒）：サンプル数、下段（緑）：%】

	全体	近所のお宅をお邪魔したことがある	立ち話をする程度である	あいさつをする程度である	まったく付き合いはない	その他	無回答
全体	1511	205	439	731	126	8	2
	100.0	13.6	29.1	48.4	8.3	0.5	0.1
持ち家の一戸建て	857	159	313	372	8	4	1
	100.0	18.6	36.5	43.4	0.9	0.5	0.1
持ち家の集合住宅（マンション）	295	35	78	165	16	1	0
	100.0	11.9	26.4	55.9	5.4	0.3	0.0
民間の賃貸住宅（一戸建て）	14	1	3	8	2	0	0
	100.0	7.1	21.4	57.1	14.3	0.0	0.0
民間の賃貸住宅（アパート）	164	4	15	86	57	2	0
	100.0	2.4	9.1	52.4	34.8	1.2	0.0
民間の賃貸住宅（マンション）	92	3	9	57	22	1	0
	100.0	3.3	9.8	62.0	23.9	1.1	0.0
公営住宅	43	1	15	21	6	0	0
	100.0	2.3	34.9	48.8	14.0	0.0	0.0
社宅（借り上げ住宅も含む）・公務員住宅	27	0	4	12	10	0	1
	100.0	0.0	14.8	44.4	37.0	0.0	3.7
学生寮	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の集合住宅	19	2	2	10	5	0	0
	100.0	10.5	10.5	52.6	26.3	0.0	0.0

他の住居形態よりも割合が大きいもの（ただし、サンプル数の少ない住居形態は除く）

ii）コロナ禍後のお付き合いの状態の変化

新型コロナウイルス感染症流行以降の隣近所とのお付き合いについては、2020 年３月以前（最初の緊急事態宣言の発出前）と比べ、「特に変化がない」が 85.3%となっている。

変化の方向では、「お付き合いが薄くなった」が 7.7%で、濃くなった（1.9%）より多くなっている（図表Ⅲ-24）。

図表Ⅲ- 24　コロナ禍後のお付き合いの状態の変化

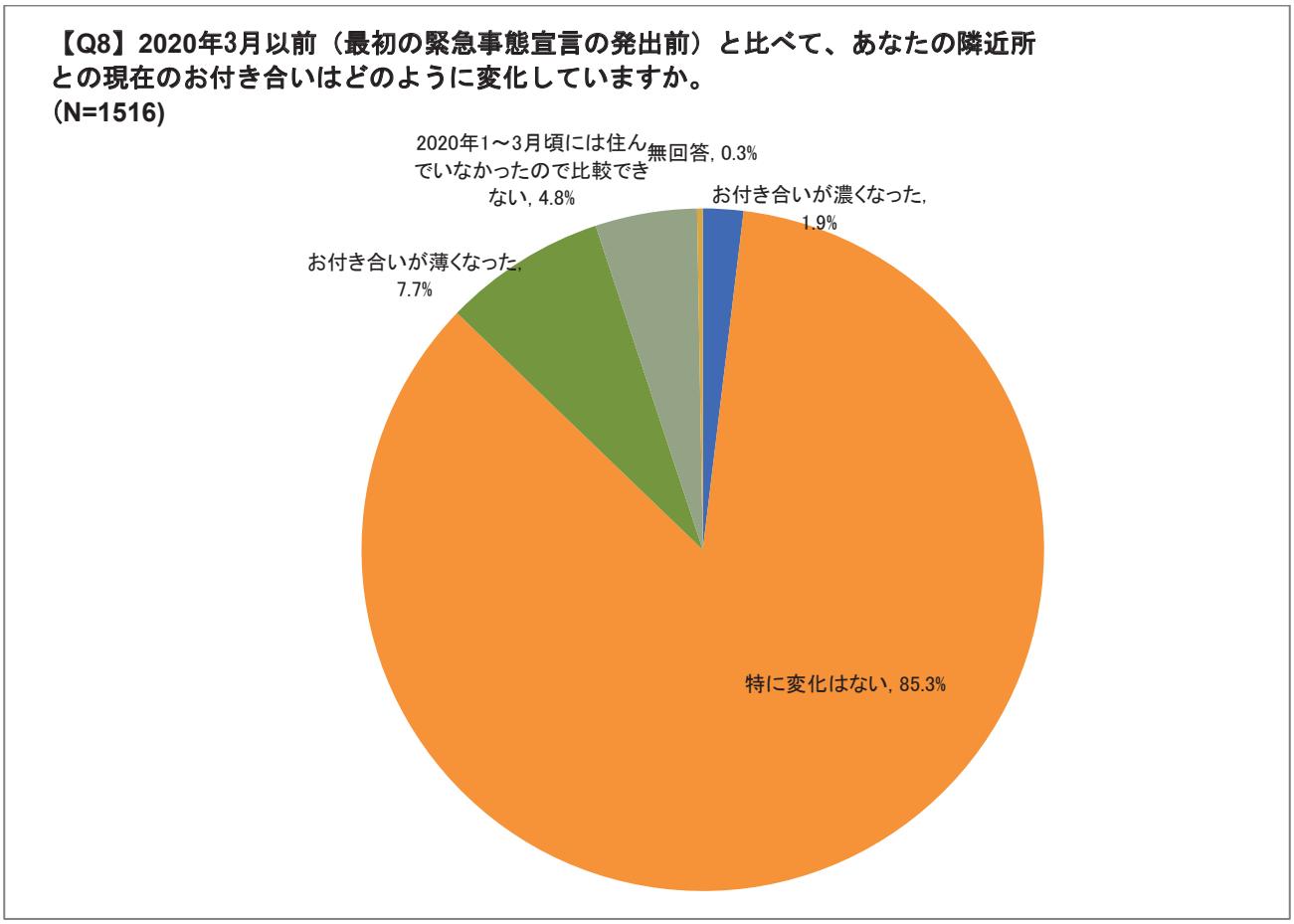

⑵コロナ禍での生活の変化

1)オンラインの活用

i)在宅での就業、就学の頻度

在宅勤務・在宅授業を実施した人の割合は、2020 年１～３月では 10.6%であったが、最初の緊急事態宣言期間を含む 2020 年４～６月に 25.4%になった。ただし、最近の「2021 年７～９月」には 21.6%に減少した（図表Ⅲ-25）。

図表Ⅲ- 25　在宅での就業、就学

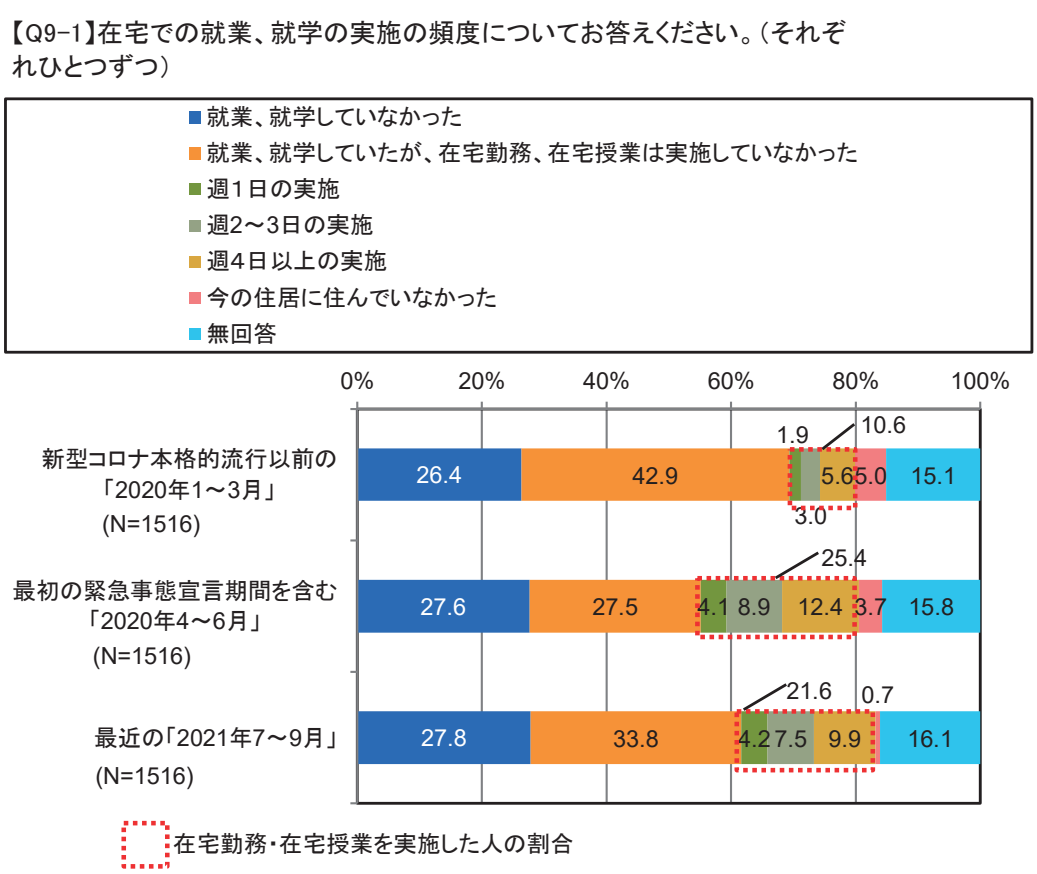

ii)Zoom、Skype 等を活用しての会議、ゼミ等

在宅勤務・在宅授業を実施した人のうち、Zoom、Skype 等を活用しての会議、ゼミの討論などの実施は、増加傾向にあり、 2020 年１～３月に 31.3%、2020 年４～６月に 50.1%、2021 年７～９月に 60.2%となっている（図表Ⅲ-26）。

図表Ⅲ- 26 Zoom、Skype 等を活用しての会議、ゼミ等

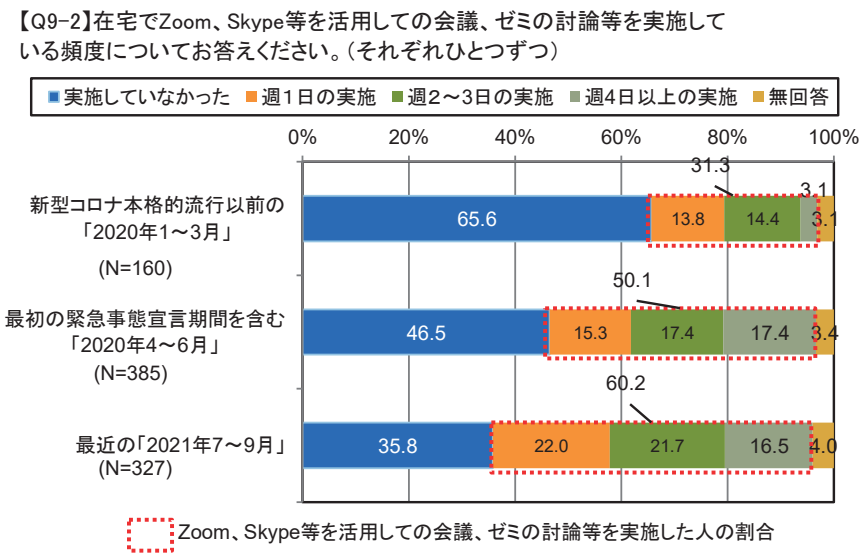

iii)オンラインでの飲み会・お茶会、懇親会等

実施した人の割合は、2020 年１～３月では 6.0%であったが、最初の緊急事態宣言期間を含む 2020 年４～６月に 16.6%に増加した。しかしながら、「2021 年７～９月」には 13.9%に減少した（図表Ⅲ-27）。

図表Ⅲ- 27　オンラインでの飲み会・お茶会、懇親会等

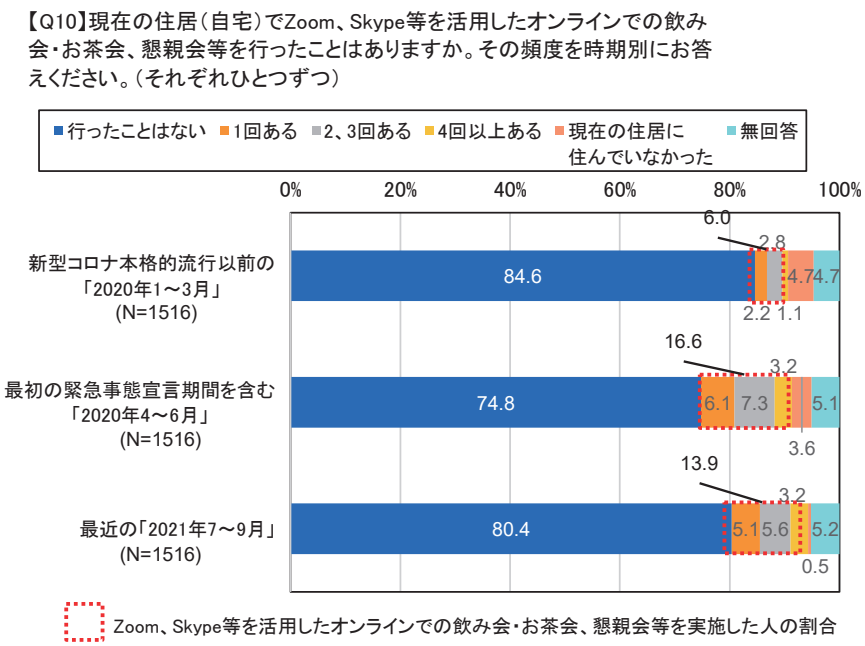

2)窓を開けての換気

窓を開けての換気を「ほとんどしない」人の割合は、2020 年 1 ～ 3 月では 16.4%であったが、2020 年 4 ～ 6 月では 10.4%、2021 年 7 ～ 9 月では 11.3%になった。「部屋にいるときは開けている」人の割合は、 2020 年 1 ～ 3 月では 20.9%であったが、2020 年 4 ～ 6 月では 31.3%、2021 年 7 ～ 9 月では 34.5%になっている（図表Ⅲ-28）。

図表Ⅲ- 28 自宅での換気の頻度

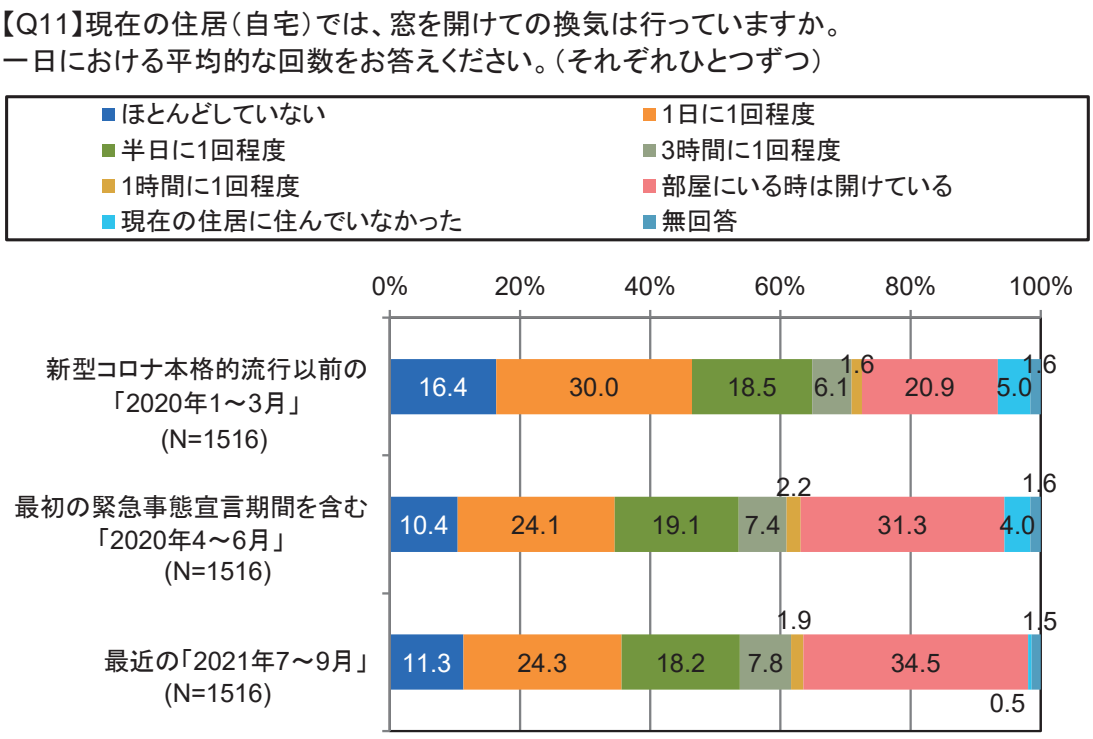

3)休日に外出する機会

i)近隣のスーパーへの買い物の機会（休日）

最初の緊急事態宣言期間を含む 2020 年４～６月には、 「休日に滅多に買い物しない」が 24.1%に達している。「2021 年７～９月」には減少に転じ 「休日に滅多に買い物しない」が 21.1%となったが、 2020 年１～３月の 17.5%よりかなり多くなっている（図表Ⅲ-29）。

図表Ⅲ- 29 近隣のスーパーへの買い物の機会（休日）

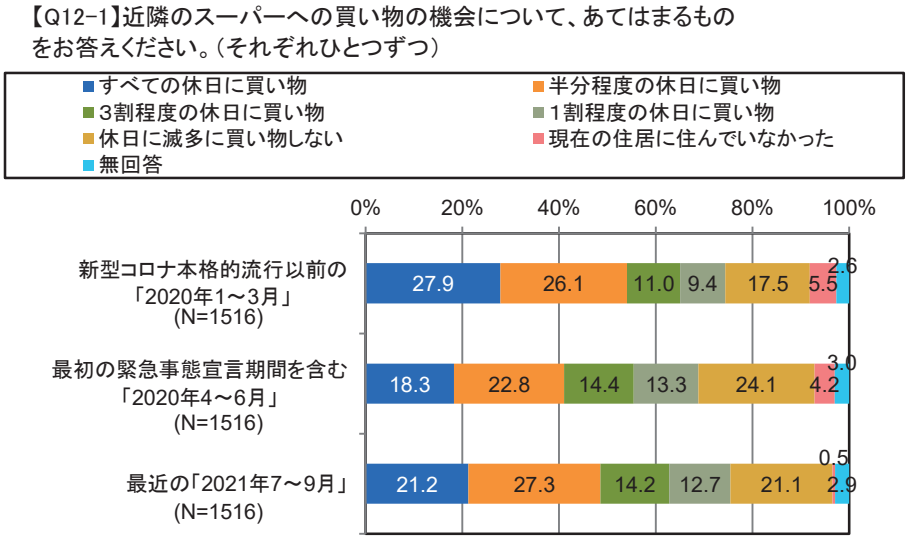

ii)外食の機会（休日）

最初の緊急事態宣言期間を含む 2020 年４～６月には、「ほとんど外食しない」が 75.0%に達している。「2021 年７～９月」には減少に転じたが、「ほとんど外食しない」が 61.9%となったが、2020 年１～３月の 42.7%よりかなり多くなっている（図表Ⅲ-30）。

図表Ⅲ- 30　外食の機会（休日）

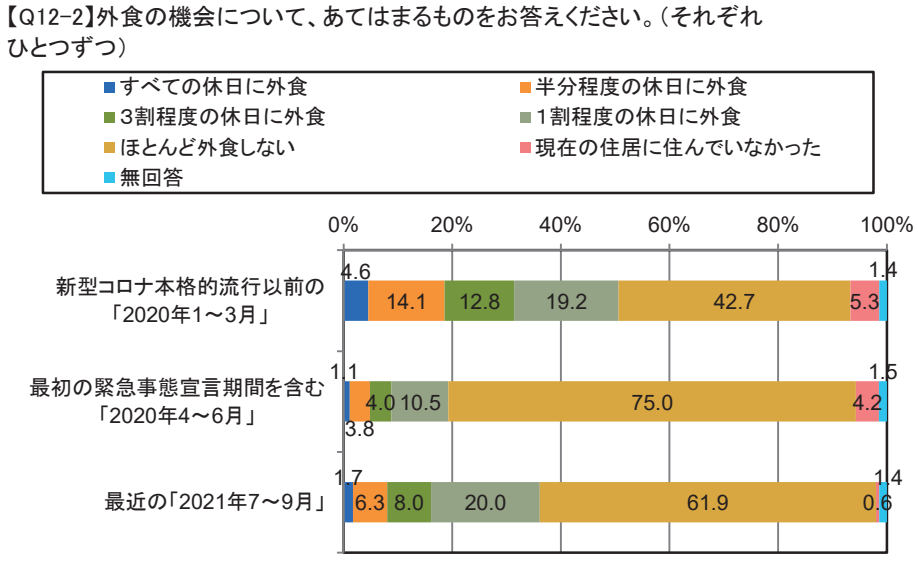

iii）買い物や外食以外に外出する機会（休日）

最初の緊急事態宣言期間を含む 2020 年４～６月には、 「ほとんど外出しない」が 53.6%に達している。「2021 年７～９月」には減少に転じ 、「ほとんど外食しない」が 38.3%で、2020 年１～３月の 26.4%より多くなっている（図表Ⅲ-31）。

図表Ⅲ- 31　買い物や外食以外に外出する機会（休日）

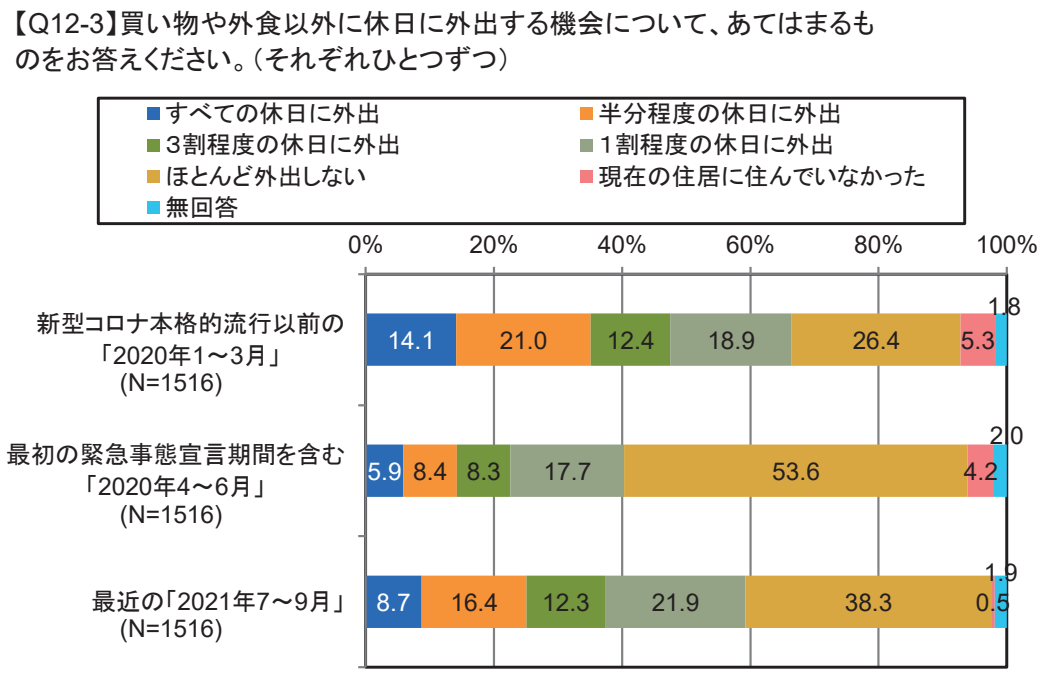

(3) 緊急事態宣言の発出以降に心地よいと感じた音、良い印象の音

1）単純集計

「鳥のさえずり」、「虫の鳴き声」のような自然の音に心地よさ、よい印象を感じている人が多く、全回答者に占める割合は前者が 56.4%、後者が 36.8%となっている。これらに続いて「帰宅時間を知らせる「よい子の放送」（防災無線）」（28.5%） 「公園や施設での子どもの遊び声」（27.2%）となっている（図表Ⅲ-32）。

自由回答においても、鳥や虫の声や風雨の音などの自然の音、子どもを中心に人の声を上げる意見が多かった。

図表Ⅲ- 32　心地よいと感じた音、良い印象の音

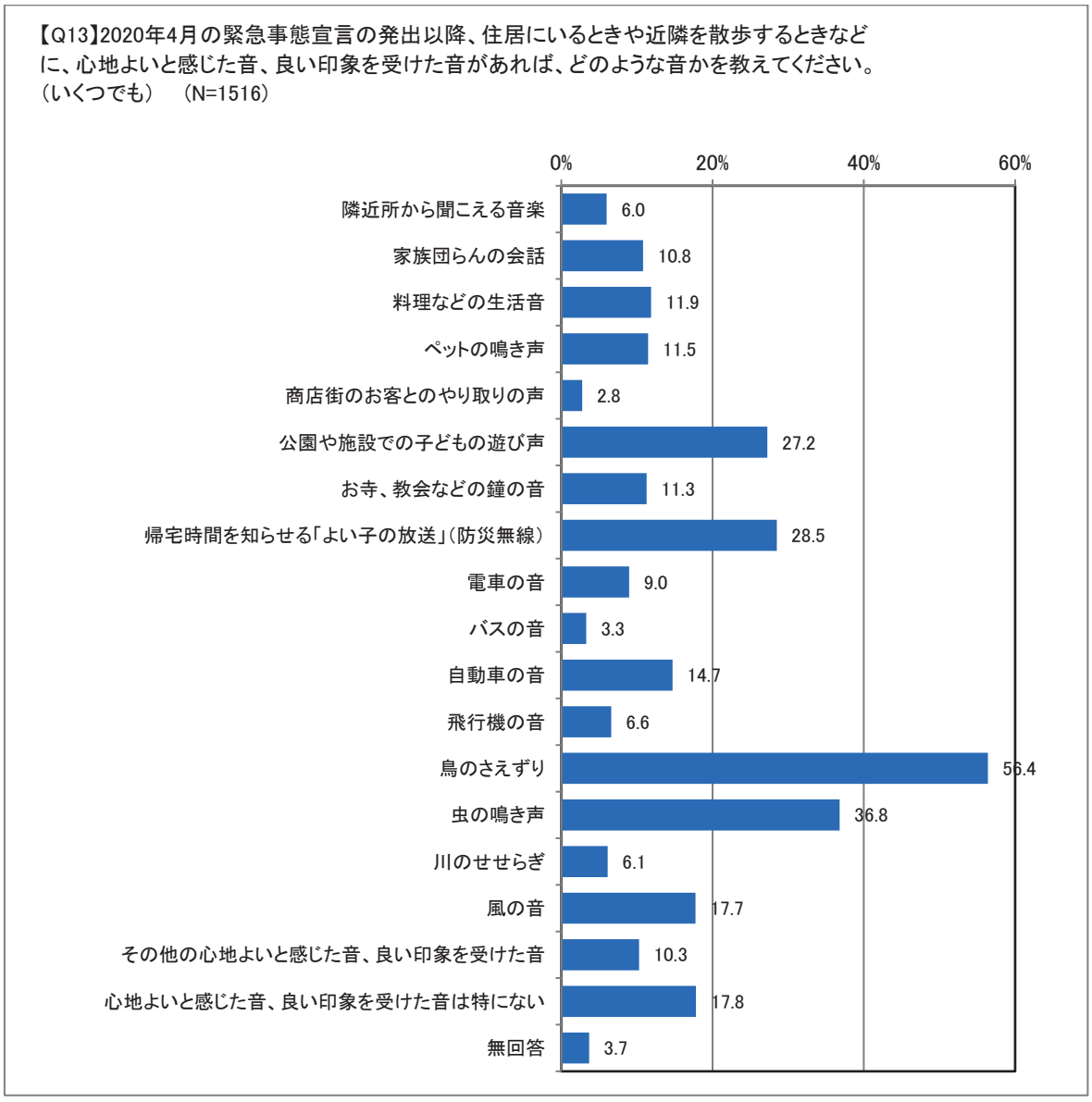

2）自然の音に関するクロス集計

緊急事態宣言の発出以降に心地よいと感じた音、良い印象の音として、「鳥のさえずり」、「虫の鳴き声」といった自然の音を挙げる人が多かった。ここでは、自然の音に心地よさと感じた、あるいは良い印象を持った人々の属性を把握するために、いくつかのクロス集計を行った。

i)居住エリアとのクロス集計

居住エリアとのクロス集計を見ると、小金原（83.7%）、矢切（74.3%）、東部（72.5%）においては自然の音に対し心地よいと感じたり、良い印象を持っている人の割合が大きく、いずれも 70%超となっている。これらの地域は、松戸市内においては比較的自然環境に恵まれていると考えられる。

これに対し、本庁はその割合が小さく、57.4%となっている（図表Ⅲ-33）。

図表Ⅲ- 33　居住エリアとのクロス集計

【上段（黒）：サンプル数、下段（緑）：%】

	全体	心地よいと感じた、良い印象を受けた	心地よいと感じていない、良い印象を受けていない
全体	1516 100.0	952 62.8	564 37.2
本庁	418 100.0	240 57.4	178 42.6
常盤平	296 100.0	180 60.8	116 39.2
小金	135 100.0	80 59.3	55 40.7
小金原	86 100.0	72 83.7	14 16.3
六実	104 100.0	68 65.4	36 34.6
馬橋	114 100.0	74 64.9	40 35.1
新松戸	191 100.0	112 58.6	79 41.4
矢切	70 100.0	52 74.3	18 25.7
東部	102 100.0	74 72.5	28 27.5

他のエリアよりも割合が小さいもの

他のエリアよりも割合が大きいもの

ii)住居形態とのクロス集計

住居形態とのクロス集計を見ると、公営住宅に住んでいる人々においては自然の音に対し心地よいと感じたり、良い印象を持っている人の割合が大きく、76.7%となっている。

これに対し、民間の賃貸住宅（マンション）、民間の賃貸住宅（アパート）に住んでいる人々においては自然の音に対し心地よいと感じたり、良い印象を持っている人の割合が小さく、前者は 51.1%、後者は 51.2%となっている（図表Ⅲ-34）。

図表Ⅲ- 34　住居形態とのクロス集計

【上段（黒）：サンプル数、下段（緑）：%】

	全体	心地よいと感じた、良い印象を受けた	心地よいと感じていない、良い印象を受けていない
全体	1516 100.0	952 62.8	564 37.2
持ち家の一戸建て	857 100.0	560 65.3	297 34.7
持ち家の集合住宅（マンション）	295 100.0	185 62.7	110 37.3
民間の賃貸住宅（一戸建て）	14 100.0	8 57.1	6 42.9
民間の賃貸住宅（アパート）	164 100.0	84 51.2	80 48.8
民間の賃貸住宅（マンション）	92 100.0	47 51.1	45 48.9
公営住宅	43 100.0	33 76.7	10 23.3
社宅（借り上げ住宅も含む）・公務員住宅	27 100.0	17 63.0	10 37.0
学生寮	19 100.0	15 78.9	4 21.1
無回答	5 100.0	3 60.0	2 40.0

他の住居形態よりも割合が小さいもの

他の住居形態よりも割合が大きいもの（ただし、サンプル数の少ない住居形態は除く）

iii)性別でのクロス集計

性別で見ると、自然の音に対し心地よいと感じたり、良い印象を持っている人の割合は女性が大きく、66.7%となっている（図表Ⅲ-35）。

図表Ⅲ- 35　性別でのクロス集計

【上段（黒）：サンプル数、下段（緑）：%】

	全体	心地よいと感じた、良い印象を受けた	心地よいと感じていない、良い印象を受けていない
全体	1516 100.0	952 62.8	564 37.2
男性	661 100.0	395 59.8	266 40.2
女性	804 100.0	536 66.7	268 33.3

他の属性よりも割合が大きいもの

iv)主な職業とのクロス集計

主な職業とのクロス集計を見ると、アルバイトやパートなどの臨時雇用においては、自然の音に対し心地よいと感じたり、良い印象を持っている人の割合が大きく、その割合は 68.7%となっている。

これに対し、公務員（教員、団体職員などを含む）においては、その割合は小さく 51.7%となっている（図表Ⅲ-36）。

図表Ⅲ- 36　主な職業とのクロス集計

【上段（黒）：サンプル数、下段（緑）：%】

	全体	心地よいと感じた、良い印象を受けた	心地よいと感じていない、良い印象を受けていない
全体	1516 100.0	952 62.8	564 37.2
会社員	465 100.0	275 59.1	190 40.9
公務員（教員、団体職員などを含む）	58 100.0	30 51.7	28 48.3
自営業（農業を含む）	81 100.0	49 60.5	32 39.5
アルバイトやパートなどの臨時雇用	233 100.0	160 68.7	73 31.3
学生	54 100.0	34 63.0	20 37.0
その他の職業等	34 100.0	24 70.6	10 29.4
専業主婦（夫）	203 100.0	138 68.0	65 32.0
無職	335 100.0	209 62.4	126 37.6
無回答	53 100.0	33 62.3	20 37.7

他の職業よりも割合が小さいもの

他の職業よりも割合が大きいもの

3）帰宅時間を知らせる「よい子の放送」（防災無線）に関するクロス集計

緊急事態宣言の発出以降に心地よいと感じた音、良い印象の音として、「帰宅時間を知らせる「よい子の放送」（防災無線）」を挙げる人の割合は 28.5%となっていた。ここでは、「帰宅時間を知らせる「よい子の放送」（防災無線）」に心地よさと感じた、あるいは良い印象を持った人々の属性を把握するために、いくつかのクロス集計を行った。

i)居住エリアとのクロス集計

居住エリアとのクロス集計を見ると、小金原では「帰宅時間を知らせる「よい子の放送」（防災無線）」に対し心地よいと感じたり、良い印象を持っている人の割合が大きく、38.4%となっている。

これに対し、馬橋ではその割合は小さく、19.3%であった（図表Ⅲ-37）。

図表Ⅲ- 37　居住エリアとのクロス集計

【上段（黒）：サンプル数、下段（緑）：%】

	全体	心地よいと感じた、良い印象を受けた	心地よいと感じていない、良い印象を受けていない
全体	1516 100.0	432 28.5	1084 71.5
本庁	418 100.0	127 30.4	291 69.6
常盤平	296 100.0	86 29.1	210 70.9
小金	135 100.0	41 30.4	94 69.6
小金原	86 100.0	33 38.4	53 61.6
六実	104 100.0	31 29.8	73 70.2
馬橋	114 100.0	22 19.3	92 80.7
新松戸	191 100.0	48 25.1	143 74.9
矢切	70 100.0	15 21.4	55 78.6
東部	102 100.0	29 28.4	73 71.6

他のエリアよりも割合が小さいもの

他のエリアよりも割合が大きいもの

ii)住居形態とのクロス集計

住居形態とのクロス集計を見ると、公営住宅に住んでいる人々においては「帰宅時間を知らせる「よい子の放送」(防災無線)」に対し心地よいと感じたり、良い印象を持っている人の割合が大きく、37.2%となっている。

これに対し、民間の賃貸住宅（アパート)、民間の賃貸住宅（マンション）に住んでいる人々においては「帰宅時間を知らせる「よい子の放送」(防災無線)」に対し心地よいと感じたり、良い印象を持っている人の割合が小さく、前者が 22.0%、後者が 19.6%となっている（図表Ⅲ-38)。

図表Ⅲ- 38　住居形態とのクロス集計

【上段（黒)：サンプル数、下段（緑)：%】

	全体	心地よいと感じた、良い印象を受けた	心地よいと感じていない、良い印象を受けていない
全体	1516 100.0	432 28.5	1084 71.5
持ち家の一戸建て	857 100.0	257 30.0	600 70.0
持ち家の集合住宅(マンション)	295 100.0	82 27.8	213 72.2
民間の賃貸住宅(一戸建て)	14 100.0	5 35.7	9 64.3
民間の賃貸住宅(アパート)	164 100.0	36 22.0	128 78.0
民間の賃貸住宅(マンション)	92 100.0	18 19.6	74 80.4
公営住宅	43 100.0	16 37.2	27 62.8
社宅(借り上げ住宅も含む)・公務員住宅	27 100.0	9 33.3	18 66.7
学生寮	19 100.0	7 36.8	12 63.2
無回答	5 100.0	2 40.0	3 60.0

他の住居形態よりも割合が小さいもの

他の住居形態よりも割合が大きいもの（ただし、サンプル数の少ない住居形態は除く）

iii)年齢とのクロス集計

年齢とのクロス集計を見ると、70～79 歳、80 歳以上においては「帰宅時間を知らせる「よい子の放送」（防災無線）」に対し心地よいと感じたり、良い印象を持っている人の割合が大きく、前者が 37.8%、後者が 43.9%となっている。

これに対し、30～39 歳、40～49 歳においては、その割合が小さく、前者が 18.6%、後者が 20.1%となっている（図表Ⅲ-39）。

図表Ⅲ- 39　年齢とのクロス集計

【上段（黒）：サンプル数、下段（緑）：%】

	全体	心地よいと感じた、良い印象を受けた	心地よいと感じていない、良い印象を受けていない
全体	1516	432	1084
	100.0	28.5	71.5
29歳以下	139	32	107
	100.0	23.0	77.0
30～39歳	177	33	144
	100.0	18.6	81.4
40～49歳	234	47	187
	100.0	20.1	79.9
50～59歳	277	74	203
	100.0	26.7	73.3
60～69歳	231	64	167
	100.0	27.7	72.3
70～79歳	278	105	173
	100.0	37.8	62.2
80歳以上	164	72	92
	100.0	43.9	56.1
無回答	16	5	11
	100.0	31.3	68.8

他の年齢層よりも割合が小さいもの

他の年齢層よりも割合が大きいもの

iv)主な職業とのクロス集計

主な職業とのクロス集計を見ると、専業主婦（夫）、無職においては「帰宅時間を知らせる「よい子の放送」（防災無線）」に対し心地よいと感じたり、良い印象を持っている人の割合が大きく、前者が 39.9%、後者が 34.6%となっている。

これに対し、公務員（教員、団体職員などを含む）、会社員においては「帰宅時間を知らせる「よい子の放送」（防災無線）」に対し心地よいと感じたり、良い印象を持っている人の割合が小さく、前者が 17.2%、後者が 19.8%となっている（図表Ⅲ-40）。

図表Ⅲ- 40　主な職業とのクロス集計

【上段（黒）：サンプル数、下段（緑）：%】

	全体	心地よいと感じた、良い印象を受けた	心地よいと感じていない、良い印象を受けていない
全体	1516	432	1084
	100.0	28.5	71.5
会社員	465	92	373
	100.0	19.8	80.2
公務員（教員、団体職員などを含む）	58	10	48
	100.0	17.2	82.8
自営業（農業を含む）	81	21	60
	100.0	25.9	74.1
アルバイトやパートなどの臨時雇用	233	64	169
	100.0	27.5	72.5
学生	54	15	39
	100.0	27.8	72.2
その他の職業等	34	12	22
	100.0	35.3	64.7
専業主婦（夫）	203	81	122
	100.0	39.9	60.1
無職	335	116	219
	100.0	34.6	65.4
無回答	53	21	32
	100.0	39.6	60.4

他の職業よりも割合が小さいもの

他の職業よりも割合が大きいもの

4）子どもの遊び声に関するクロス集計

緊急事態宣言の発出以降に心地よいと感じた音、良い印象の音として、「公園や施設での子どもの遊び声」を挙げる人の割合は 27.2%となっていた。ここでは、子どもの遊び声に心地よさと感じた、あるいは良い印象を持った人々の属性を把握するために、いくつかのクロス集計を行った。

i)住居形態とのクロス集計

住居形態とのクロス集計を見ると、公営住宅に住んでいる人々においては子どもの遊び声に対し心地よいと感じたり、良い印象を持っている人の割合が大きく、41.9%となっている。

これに対し、民間の賃貸住宅（アパート）については、その割合が小さく、21.3%と小さくなっている（図表Ⅲ-41）。

図表Ⅲ- 41　住居形態とのクロス集計

【上段（黒）：サンプル数、下段（緑）：%】

	全体	心地よいと感じた、良い印象を受けた	心地よいと感じていない、良い印象を受けていない
全体	1516 100.0	413 27.2	1103 72.8
持ち家の一戸建て	857 100.0	234 27.3	623 72.7
持ち家の集合住宅（マンション）	295 100.0	90 30.5	205 69.5
民間の賃貸住宅（一戸建て）	14 100.0	2 14.3	12 85.7
民間の賃貸住宅（アパート）	164 100.0	35 21.3	129 78.7
民間の賃貸住宅（マンション）	92 100.0	24 26.1	68 73.9
公営住宅	43 100.0	18 41.9	25 58.1
社宅（借り上げ住宅も含む）・公務員住宅	27 100.0	5 18.5	22 81.5
学生寮	19 100.0	5 26.3	14 73.7
無回答	5 100.0	0 0.0	5 100.0

他の住居形態よりも割合が小さいもの

他の住居形態よりも割合が大きいもの

ii)年齢とのクロス集計

年齢とのクロス集計を見ると、30～39 歳においては子どもの遊び声に対し心地よいと感じたり、良い印象を持っている人の割合が大きく、33.9%となっている（図表Ⅲ-42）。

図表Ⅲ- 42　年齢とのクロス集計

【上段（黒）：サンプル数、下段（緑）：%】

	全体	心地よいと感じた、良い印象を受けた	心地よいと感じていない、良い印象を受けていない
全体	1516 100.0	413 27.2	1103 72.8
29歳以下	139 100.0	43 30.9	96 69.1
30～39歳	177 100.0	60 33.9	117 66.1
40～49歳	234 100.0	70 29.9	164 70.1
50～59歳	277 100.0	71 25.6	206 74.4
60～69歳	231 100.0	52 22.5	179 77.5
70～79歳	278 100.0	75 27.0	203 73.0
80歳以上	164 100.0	38 23.2	126 76.8
無回答	16 100.0	4 25.0	12 75.0

他の年齢層よりも割合が大きいもの

iii)主な職業とのクロス集計

主な職業とのクロス集計を見ると、学生、公務員（教員、団体職員などを含む）においては子どもの遊び声に対し心地よいと感じたり、良い印象を持っている人の割合が大きく、前者は 38.9%、後者は 37.9%となっている（図表Ⅲ-43）。

図表Ⅲ- 43　主な職業とのクロス集計

【上段（黒）：サンプル数、下段（緑）：%】

	全体	心地よいと感じた、良い印象を受けた	心地よいと感じていない、良い印象を受けていない
全体	1516	413	1103
	100.0	27.2	72.8
会社員	465	109	356
	100.0	23.4	76.6
公務員（教員、団体職員などを含む）	58	22	36
	100.0	37.9	62.1
自営業（農業を含む）	81	20	61
	100.0	24.7	75.3
アルバイトやパートなどの臨時雇用	233	68	165
	100.0	29.2	70.8
学生	54	21	33
	100.0	38.9	61.1
その他の職業等	34	12	22
	100.0	35.3	64.7
専業主婦（夫）	203	57	146
	100.0	28.1	71.9
無職	335	87	248
	100.0	26.0	74.0
無回答	53	17	36
	100.0	32.1	67.9

他の職業よりも割合が大きいもの

5）自由回答

i）心地よいと感じる音、良い印象を受けた音について思うこと

706 人の自由記入があったが、このうち、心地よいと感じる音、良い印象を受けた音に関連した記入は約４割であった。残りの６割は心地よいと感じる音、良い印象を受けた音については「特にない」、「ありません」等の「無い」ことを明言した回答や行政に対する意見（主に音以外のもの）を記入したものが多数を占めていた。それ以外では、街がきれい、料理のにおい、明かりのように音以外の心地よいと感じたものを記述したものや、コロナや交通等の生活環境の不満について言及したものも多く見られた。

その中で、心地よいと感じる音、良い印象を受けた音に関連した記入内容については、基本的には選択肢での回答と似たような傾向も見られる。

自然の音を心地よいと感じている人が多く、自由回答の記入者に占める割合は２割程度となっている。自然の音の内訳についても、鳥のさえずり、虫の声、風やそれに伴う木々の音、雨音や川のせせらぎ等を挙げている人が多くなっている。

次に、人の声を心地よいと感じている人が多く、自由回答の記入者に占める割合は１割程度となっている。特に子どもの声の占める割合が大きく、具体的に遊び声やスポーツでの掛け声等が多く挙げられている。

吹奏楽をはじめピアノ等の楽器が奏でる音楽を挙げる人も見受けられた。また、電車を中心に飛行機の乗り物の音を挙げる人もいた。

なお、「(防災無線)」は、３番目に多く選択された選択肢となっているが、心地よいと感じる音、良い印象を受けた音に関する自由回答では、ほとんど記入されていない。

ii)行政に対する意見

自由回答において、近隣の交通や公園等への施設に対する不満や評価を含め、15%程度の行政に対する意見が見られた。ただし、行政に対する意見では、音に関連するものよりも、公園整備、子育て環境、環境の保全等の音以外の分野に対するものが多数を占めていた。音に関連した直接的な意見ではないが、自然の音が聞けるような環境の整備や、子どもの元気な声があふれるような子育ての充実したまちづくりが期待されていた。

概して音についての意見はあまり見られなかったが、防災無線についてはが意見が多く、音が聞き取りにくいという声が多く見受けられた。次に、近隣の個別の騒音への対策を求めるものがいくつか見られた。なお、不快な音には行政に関わる必要があるものがあるが、良い印象を与える音については行政が関わらなくていいという意見もあった。

(4)ドアあるいは引き戸などの対策と開閉時に発生する音

1)玄関

「防音のための対応は特にない」が 45.3%に達している。また、「どのような対応を施しているかは分からない」が 17.0%となっている。

行われている対応としては、「油圧などによりゆっくり閉まるドアクローザーや引き戸クローザーを使用」が 19.5%、「防音性の高い素材（例：スチール製）をドアや引き戸に使用」が 15.4%で、10%超となっている（図表Ⅲ-44）。

図表Ⅲ- 44　玄関のドアあるいは引き戸における対策

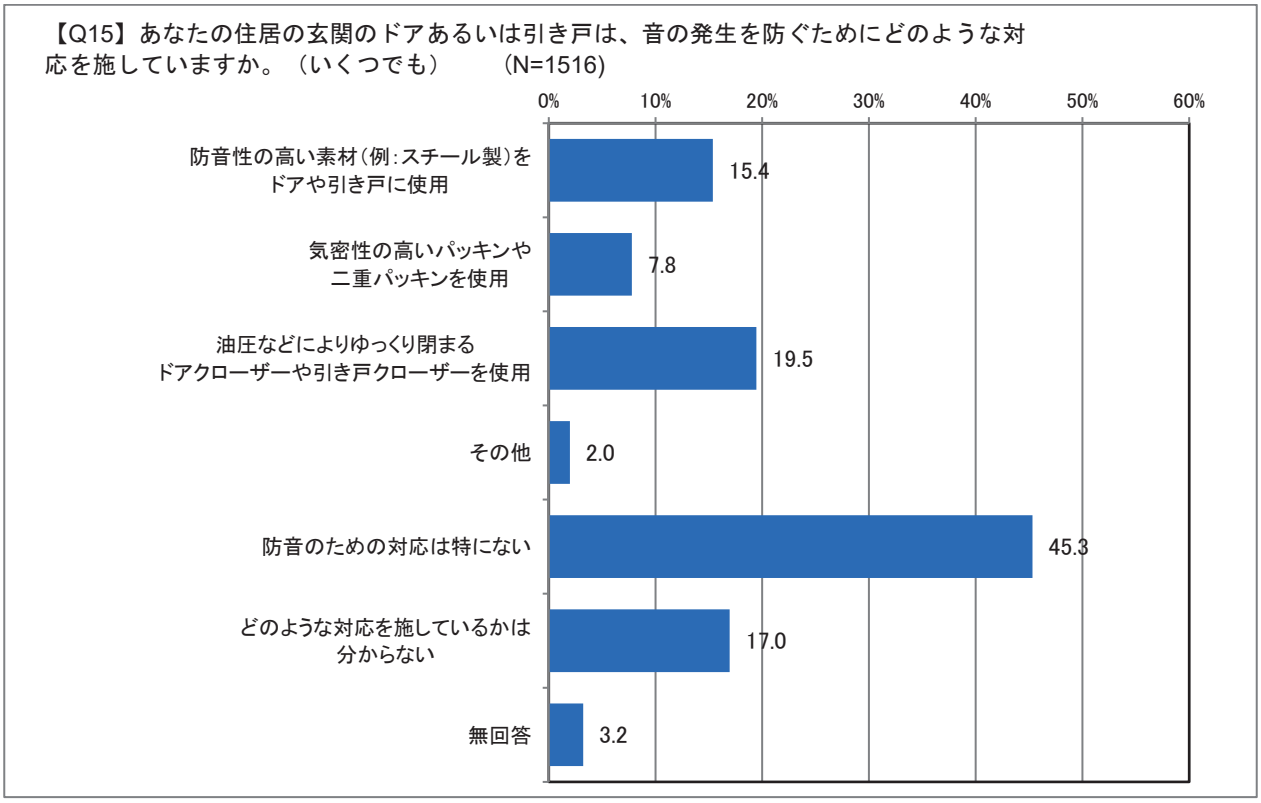

2)バルコニー・ベランダ

「防音のための対応は特にない」が 53.2%に達している。また、「どのような対応を施しているかは分からない」が 18.9%となっている。

行われている対応としては、「防音性の高い素材（例：スチール製）をドアや引き戸に使用」が 12.9%、 「気密性の高いパッキンや二重パッキンを使用」が 10.7%で、10%超となっている（図表Ⅲ-45）。

図表Ⅲ- 45 バルコニー・ベランダのドアあるいは引き戸における対策

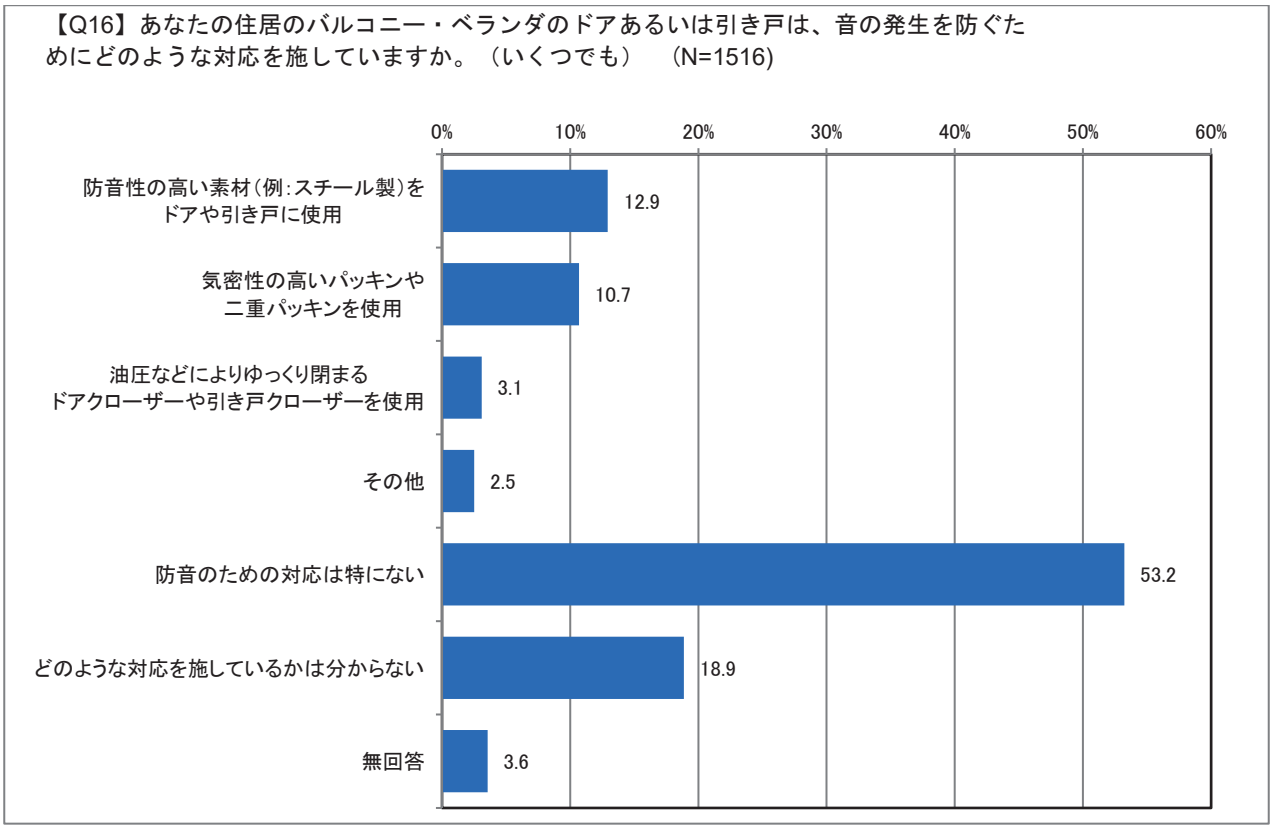

3)ドア・引き戸、窓の開閉時に発生する音

「気になる」、「やや気になる」の和は、玄関のドア・引き戸は 21.2%となっている。バルコニー、ベランダなどの引き戸は 16.9%、窓は 11.7%となっている（図表Ⅲ-46）。

図表Ⅲ- 46　ドア・引き戸、窓の開閉時に発生する音

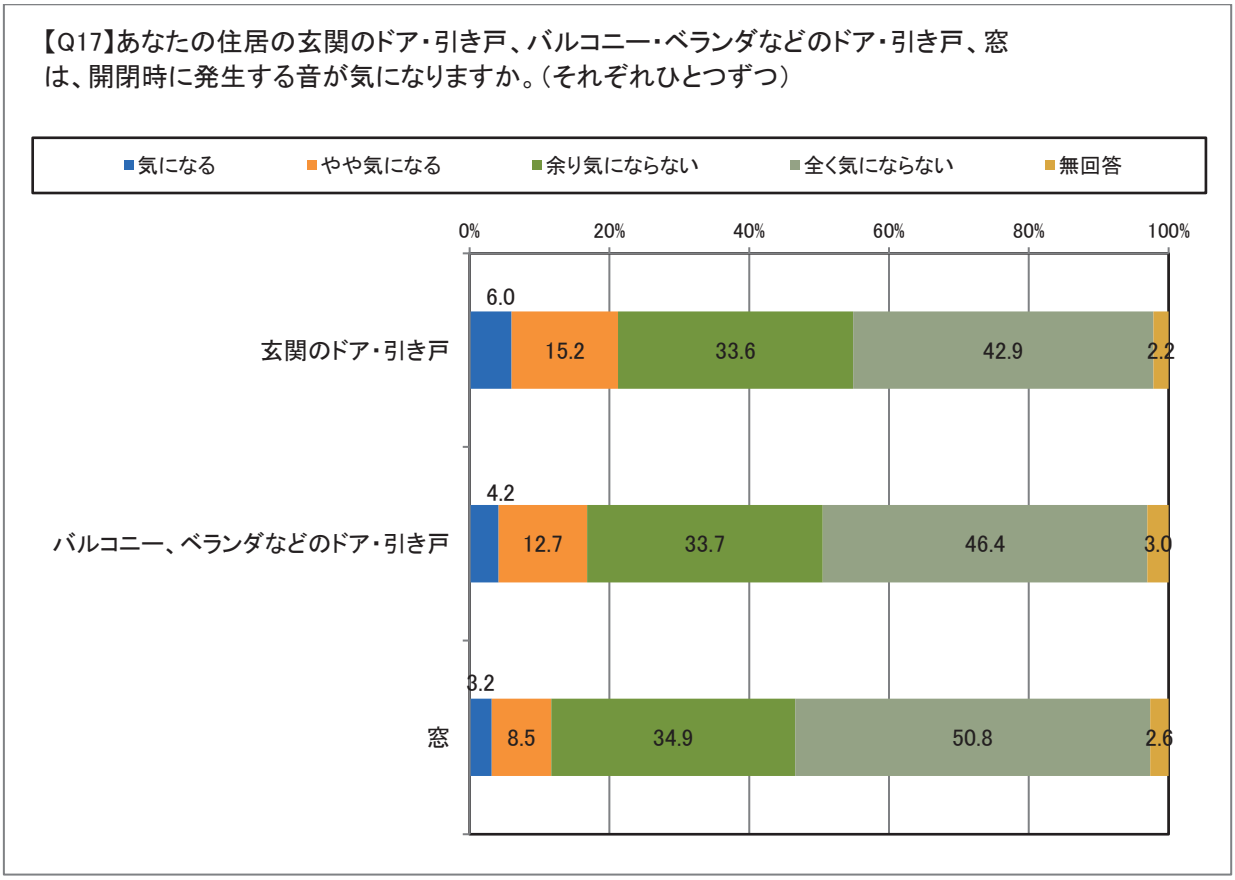

(5)所有している製品・ペット・乗り物などと隣近所に迷惑をかける可能性

1)製品・ペット・乗り物などを所有している人の割合

「洗濯機」(97.3%)、「掃除機」(96.0%)、「携帯電話、スマートフォン」(95.9%)、「テレビ」(94.2%)が、所有している人の割合が 90%超となっている（図表Ⅲ-47)。

図表Ⅲ- 47　所有している製品・ペット・乗り物など

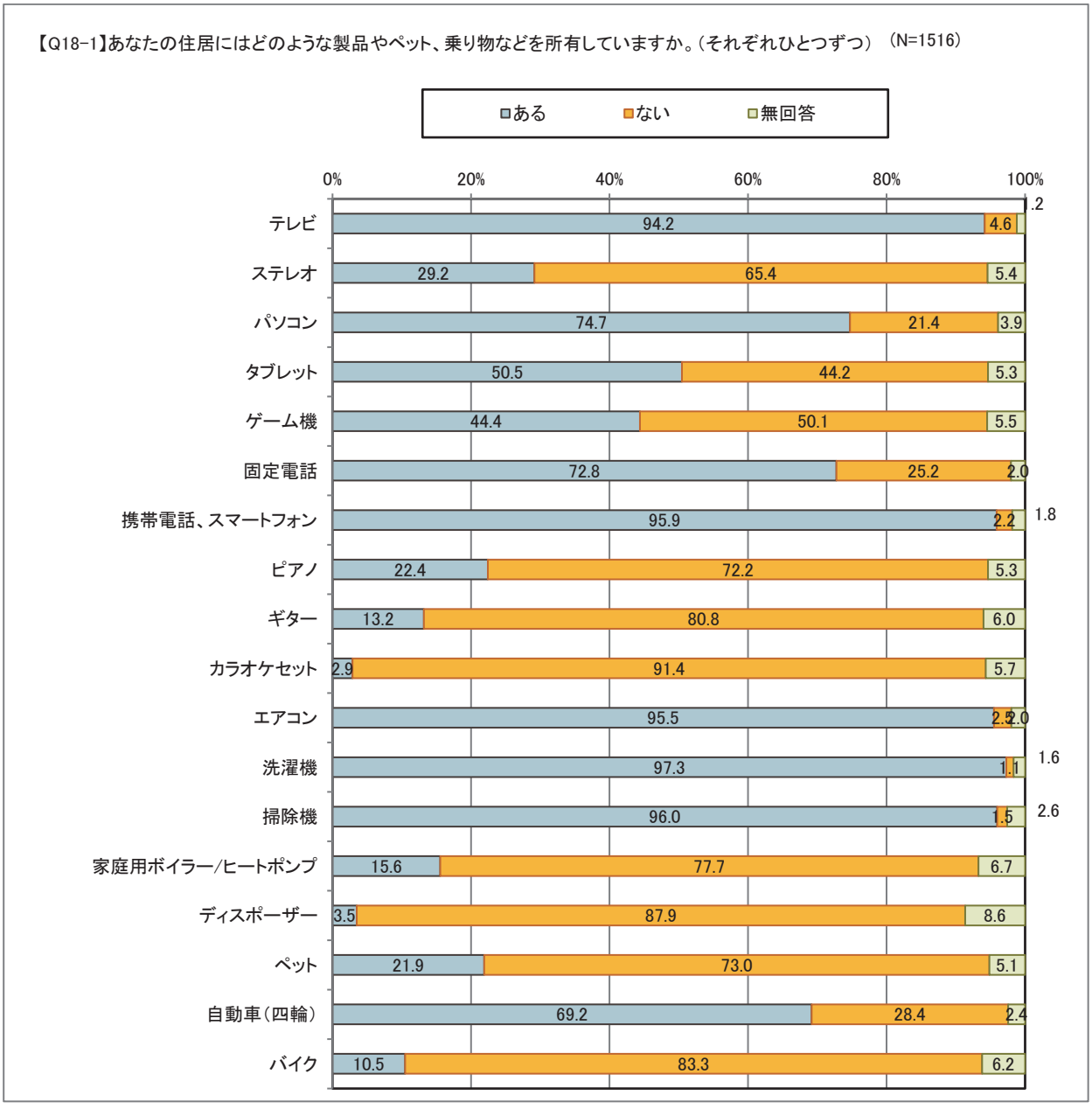

2）迷惑をかける可能性が高いと感じている製品・ペット・乗り物など

所有者の中で隣近所に迷惑をかける可能性が高いと感じている割合が 20%超のものは、「ペット」（31.6%）、 「バイク」（25.2%）、 「ギター」（24.0%）、 「ピアノ」（22.1%）である（図表Ⅲ-48）。

図表Ⅲ- 48　迷惑をかける可能性が高いと感じている製品・ペット・乗り物など

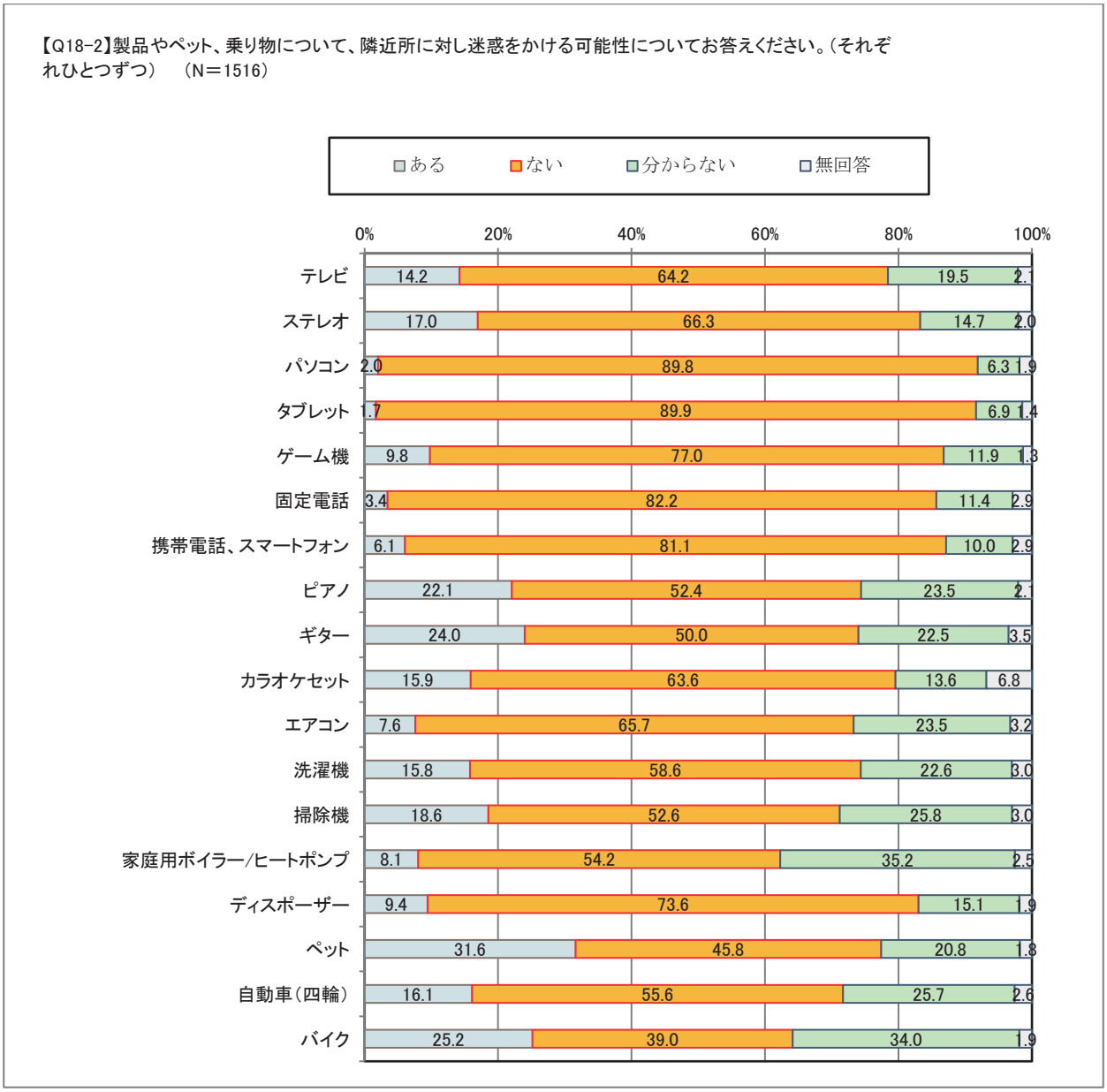

3）個々の製品・ペット・乗り物などが迷惑をかける可能性があると思う人の占める割合

隣近所に対し迷惑をかける可能性があると感じている人の割合が 10%超のものは、以下のとおりである（図表Ⅲ-49）。

- 掃除機：17.8%
- 洗濯機：15.4%
- テレビ：13.4%
- 自動車（四輪）：11.1%

図表Ⅲ- 49　迷惑をかける可能性が高いと感じている製品・ペット・乗り物などの割合

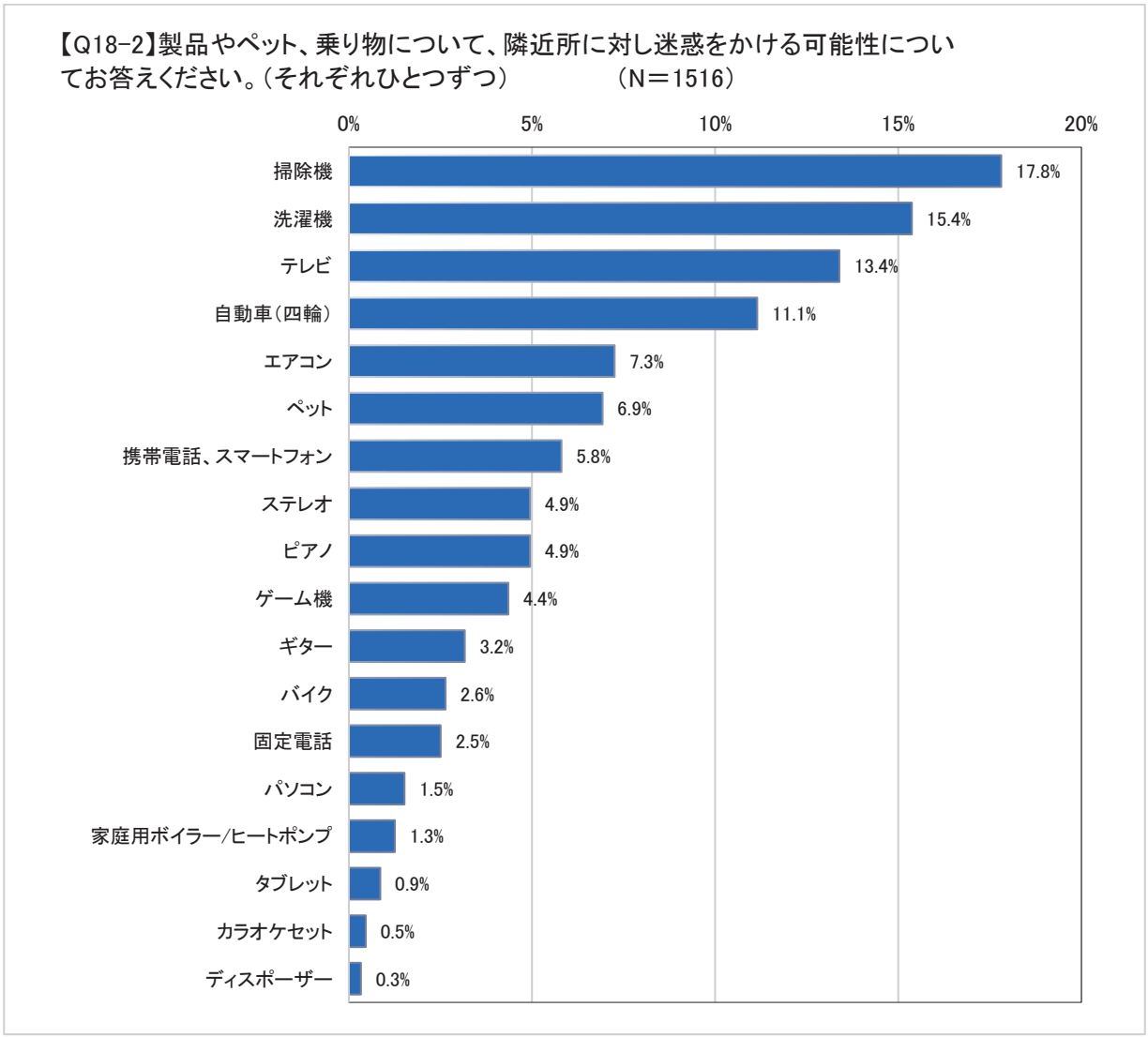

(6)隣近所から迷惑であると言われた経験

1）隣近所から迷惑であると言われた経験

「隣近所から迷惑であると言われたことがある」は、5.1%であった（図表Ⅲ-50）。

図表Ⅲ- 50　隣近所から迷惑であると言われたことがある経験

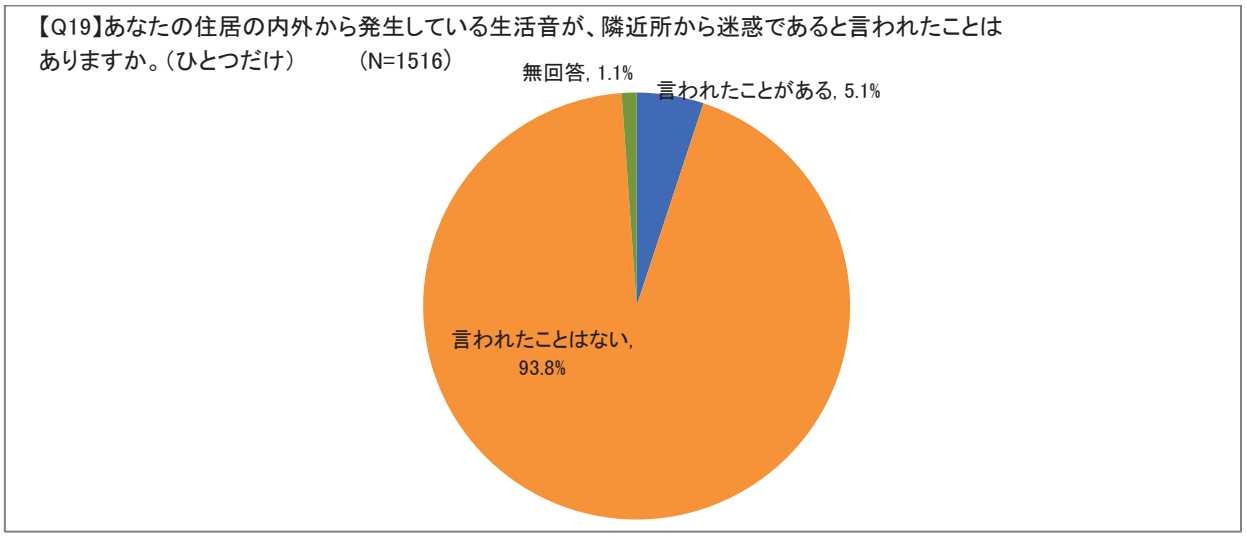

2）迷惑に該当する事実の有無

隣近所から迷惑であると言われた経験がある人のうち、「該当する事実があった」人は 77.9%である。「計測を行ったが、そのような事実はなかった」と考える人は 10.4%で、「計測などは行っていないが、そのような事実はないと思っている」と考える方は 10.4%である（図表Ⅲ-51）。

図表Ⅲ- 51　迷惑に該当する事実の有無

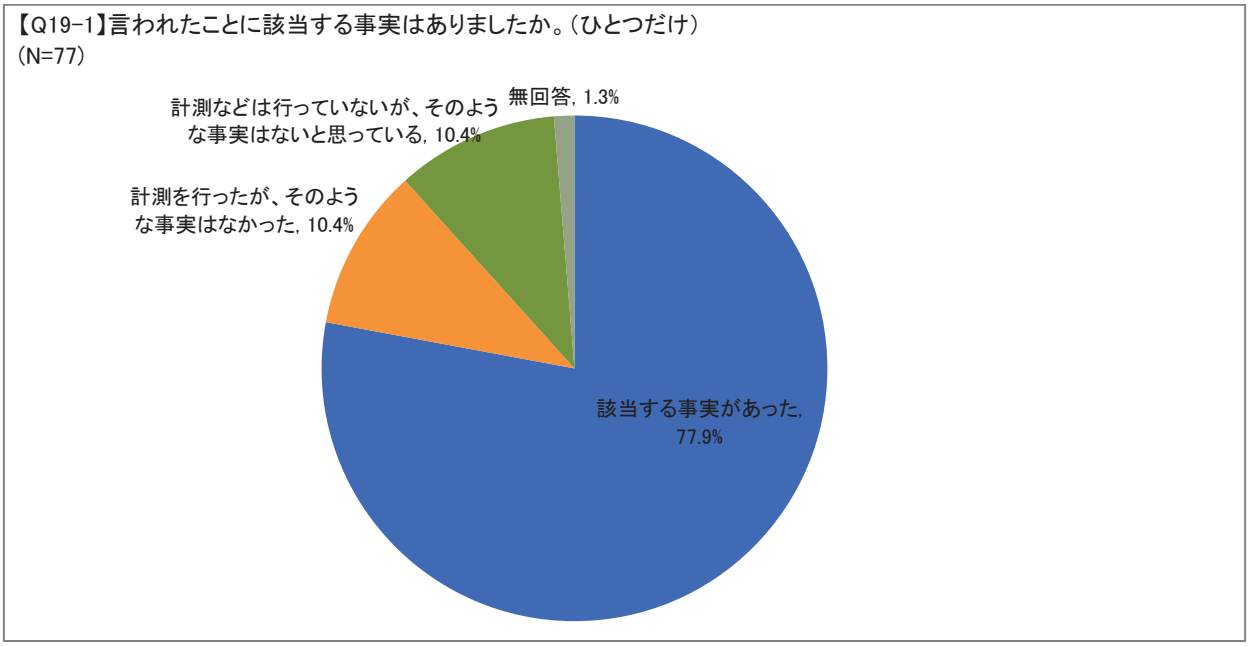

(7) 近隣からの迷惑と感じる音や気になる音の経験とその対応

1) 近隣からの迷惑と感じる音や気になる音の発生

i)単純集計

近隣から「迷惑と感じた音がある」は 28.2%、「迷惑という程ではないが、気になる音はある」は 30.1%である。これに対し、「迷惑と感じる音も気になる音も特にない」は 39.8%である（図表Ⅲ-52）。

図表Ⅲ- 52　近隣からの迷惑と感じる音や気になる音の発生

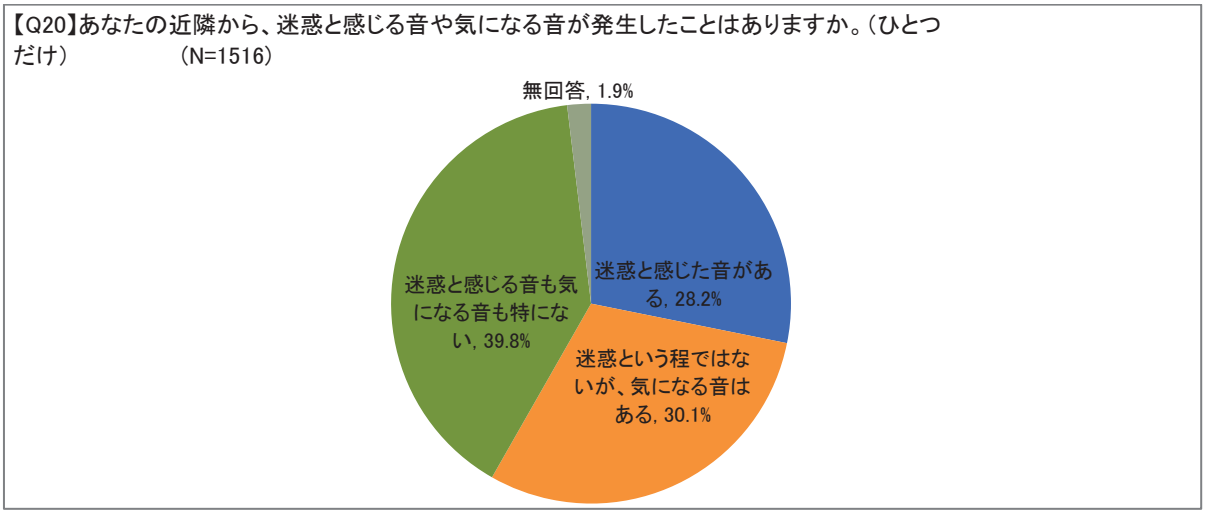

ii)年齢のクロス集計

40～49 歳が 35.9%、50～59 歳が 38.3%で、「迷惑と感じた音がある」人の割合が多い。29 歳以下（33.8%）、30～39 歳（33.3%）は、30%台前半である。これに対し、60 歳以上になると、「迷惑と感じた音がある」人の割合が少なくなる（図表Ⅲ-53）。

図表Ⅲ- 53　年齢のクロス集計

【上段（黒）：サンプル数、下段（緑）：%】

	全体	迷惑と感じた音がある	迷惑という程ではないが、気になる音はある	迷惑と感じる音も気になる音も特にない	無回答
全体	1,500	425	453	596	26
	100.0	28.3	30.2	39.7	1.7
29歳以下	139	47	48	44	0
	100.0	33.8	34.5	31.7	0.0
30～39歳	177	59	51	66	1
	100.0	33.3	28.8	37.3	0.6
40～49歳	234	84	80	65	5
	100.0	35.9	34.2	27.8	2.1
50～59歳	277	106	75	94	2
	100.0	38.3	27.1	33.9	0.7
60～69歳	231	55	86	88	2
	100.0	23.8	37.2	38.1	0.9
70～79歳	278	57	78	135	8
	100.0	20.5	28.1	48.6	2.9
80歳以上	164	17	35	104	8
	100.0	10.4	21.3	63.4	4.9

他の年齢層よりも割合が大きいもの

iii）住居形態のクロス集計

「迷惑と感じた音がある」と回答した割合が大きい住居形態は、「民間の賃貸住宅（マンション）」が 41.3%、「民間の賃貸住宅（アパート）」が 38.4%となっている。これに対し、その割合が小さい住居形態は、公営住宅で 16.3%である。

また、一戸建てについては、「迷惑と感じる音も気になる音も特にない」の割合が相対的に大きく、「持ち家の一戸建て」では 45.9%であった（図表Ⅲ-54）。

このような結果の要因としては、前述の近所付き合いの状態が考えられ、「まったく付き合いはない」の割合が高い「民間の賃貸住宅（マンション）」、「民間の賃貸住宅（アパート）」の割合が大きくなっている（図表Ⅲ-23）。

図表Ⅲ- 54　住居形態のクロス集計

【上段（黒）：サンプル数、下段（緑）：%】

	全体	迷惑と感じた音がある	迷惑という程ではないが、気になる音はある	迷惑と感じる音も気になる音も特にない	無回答
全体	1,516 100.0	427 28.2	456 30.1	604 39.8	29 1.9
持ち家の一戸建て	857 100.0	204 23.8	241 28.1	393 45.9	19 2.2
持ち家の集合住宅（マンション）	295 100.0	91 30.8	112 38.0	88 29.8	4 1.4
民間の賃貸住宅（一戸建て）	14 100.0	2 14.3	3 21.4	8 57.1	1 7.1
民間の賃貸住宅（アパート）	164 100.0	63 38.4	47 28.7	54 32.9	0 0.0
民間の賃貸住宅（マンション）	92 100.0	38 41.3	25 27.2	29 31.5	0 0.0
公営住宅	43 100.0	7 16.3	16 37.2	18 41.9	2 4.7
社宅（借り上げ住宅も含む）・公務員住宅	27 100.0	9 33.3	10 37.0	8 29.6	0 0.0
その他の集合住宅	19 100.0	12 63.2	2 10.5	5 26.3	0 0.0
無回答	5 100.0	1 20.0	0 0.0	1 20.0	3 60.0

他の住居形態よりも割合が小さいもの

他の住居形態よりも割合が大きいもの（ただし、サンプル数の少ない住居形態は除く）

iv）主な職業とのクロス集計

「迷惑と感じた音がある」人の割合が 30%超の主な職業は、会社員 35.7%、学生：35.2%である。

これに対し、無職は「迷惑と感じる音も気になる音も特にない」が 50.4%となっている（図表Ⅲ-55）。

図表Ⅲ- 55　主な職業とのクロス集計

【上段（黒）：サンプル数、下段（緑）：%】

	全体	迷惑と感じた音がある	迷惑という程ではないが、気になる音はある	迷惑と感じる音も気になる音も特にない	無回答
全体	1463	413	444	581	25
	100.0	28.2	30.3	39.7	1.7
会社員	465	166	139	152	8
	100.0	35.7	29.9	32.7	1.7
公務員（教員、団体職員などを含む）	58	12	20	26	0
	100.0	20.7	34.5	44.8	0.0
自営業（農業を含む）	81	21	24	36	0
	100.0	25.9	29.6	44.4	0.0
アルバイトやパートなどの臨時雇用	233	61	86	84	2
	100.0	26.2	36.9	36.1	0.9
学生	54	19	18	17	0
	100.0	35.2	33.3	31.5	0.0
その他の職業等	34	10	15	9	0
	100.0	29.4	44.1	26.5	0.0
専業主婦（夫）	203	51	62	88	2
	100.0	25.1	30.5	43.3	1.0
無職	335	73	80	169	13
	100.0	21.8	23.9	50.4	3.9

他の職業よりも割合が大きいもの

v）同居人数のクロス集計

同居人数については、１人が 31.6%で最も多くなっている。同居人数が５人以上では、「迷惑と感じた音がある」が 23.9%、「迷惑という程ではないが、気になる音はある」が 27.4%と少なくなっている（図表Ⅲ-56）。

図表Ⅲ- 56　同居人数のクロス集計

【上段（黒）：サンプル数、下段（緑）：%】

	全体	迷惑と感じた音がある	迷惑という程ではないが、気になる音はある	迷惑と感じる音も気になる音も特にない	無回答
全体	1290	365	402	504	19
	100.0	28.3	31.2	39.1	1.5
1人	215	68	65	78	4
	100.0	31.6	30.2	36.3	1.9
2人	403	107	131	159	6
	100.0	26.6	32.5	39.5	1.5
3人	312	92	93	123	4
	100.0	29.5	29.8	39.4	1.3
4人	247	71	82	91	3
	100.0	28.7	33.2	36.8	1.2
5人以上	113	27	31	53	2
	100.0	23.9	27.4	46.9	1.8

他の属性よりも割合が小さいもの

vi）小学生数・未就学児数のクロス集計

小学生数、未就学児数が２人以上では、「迷惑と感じた音がある」が、それぞれ 17.2%（小学生数）、15.4%（未就学児数）となっている（図表Ⅲ-57）。自宅において迷惑と感じる音を出す可能性があるため、近隣に対して迷惑とは感じにくくなっていると考えられる。

図表Ⅲ- 57　小学生数・未就学児数のクロス集計

【上段（黒）：サンプル数、下段（緑）：%】

		全体	迷惑と感じた音がある	迷惑という程ではないが、気になる音はある	迷惑と感じる音も気になる音も特にない	無回答
全体		1290	365	402	504	19
		100.0	28.3	31.2	39.1	1.5
小学生数	1人	97	29	29	35	4
		100.0	29.9	29.9	36.1	4.1
	2人以上	29	5	9	15	0
		100.0	17.2	31.0	51.7	0.0
未就学児数	1人	68	20	18	29	1
		100.0	29.4	26.5	42.6	1.5
	2人以上	39	6	10	23	0
		100.0	15.4	25.6	59.0	0.0

他の属性よりも割合が小さいもの

他の属性よりも割合が大きいもの

vii）近所付き合いのクロス集計

近所付き合いとの関係では、「まったく付き合いはない」の人においては、 「迷惑と感じた音がある」が 44.1%となっている（図表Ⅲ-58）。

図表Ⅲ- 58　近所付き合いのクロス集計

【上段（黒）：サンプル数、下段（緑）：%】

	全体	迷惑と感じた音がある	迷惑という程ではないが、気になる音はある	迷惑と感じる音も気になる音も特にない	無回答
全体	1512 100.0	427 28.2	454 30.0	604 39.9	27 1.8
近所のお宅をお邪魔したことがある	205 100.0	50 24.4	55 26.8	96 46.8	4 2.0
立ち話をする程度である	440 100.0	104 23.6	133 30.2	189 43.0	14 3.2
あいさつをする程度である	732 100.0	213 29.1	227 31.0	284 38.8	8 1.1
まったく付き合いはない	127 100.0	56 44.1	39 30.7	32 25.2	0 0.0
その他	8 100.0	4 50.0	0 0.0	3 37.5	1 12.5

他の属性よりも割合が大きいもの

viii）在宅勤務、在宅授業の実施の有無によるクロス集計

（コロナ流行以降の 2020 年４月以降において）迷惑と感じる音や気になる音の経験については、在宅勤務、在宅授業を実施した人では、「迷惑と感じた音や気になる音を経験」が 35.7%となっており、割合が大きくなっている（図表Ⅲ-59）。

図表Ⅲ- 59　在宅勤務、在宅授業の実施の有無によるクロス集計

【上段（黒）：サンプル数、下段（緑）：%】

	全体	迷惑と感じた音や気になる音を経験	迷惑と感じた音や気になる音を経験していない
全体	1,516 100.0	445 29.4	1,071 70.6
在宅勤務、在宅授業を実施していない	1,093 100.0	294 26.9	799 73.1
在宅勤務、在宅授業を実施	423 100.0	151 35.7	272 64.3

他の属性よりも割合が大きいもの

2）近隣からの迷惑と感じる音や気になる音の発生頻度

i）単純集計

迷惑と感じる音や気になる音の頻度は、「毎日発生」が 27.9%、「週に２、３回程度発生」が 26.4%、「週に１回程度発生」が 16.0%となっており、「週に１回程度以上」が 70%超えとなっている（図表Ⅲ-60）。

図表Ⅲ- 60　近隣からの迷惑と感じる音や気になる音の発生頻度

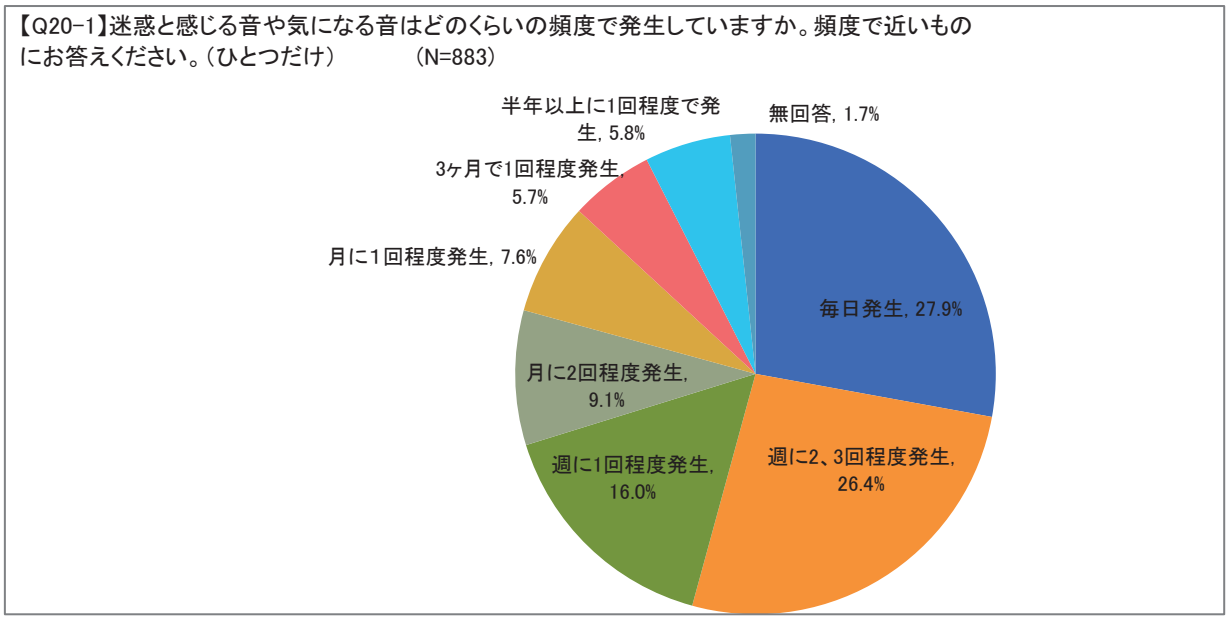

ii）音の違いによるクロス集計

「迷惑と感じた音がある」という人においては、「毎日発生」の頻度が 37.0%となっている。迷惑と感じた理由に毎日という発生頻度が影響した可能性がある（図表Ⅲ-61）。

図表Ⅲ- 61　音の違いと発生頻度

【上段（黒）：サンプル数、下段（緑）：%】

	全体	毎日発生	週に2、3回程度発生	週に1回程度発生	月に2回程度発生	月に1回程度発生	3ヶ月で1回程度発生	半年以上に1回程度で発生	無回答
全体	883	246	233	141	80	67	50	51	15
	100.0	27.9	26.4	16.0	9.1	7.6	5.7	5.8	1.7
迷惑と感じた音がある	427	158	122	48	29	22	15	27	6
	100.0	37.0	28.6	11.2	6.8	5.2	3.5	6.3	1.4
迷惑という程ではないが、気になる音はある	456	88	111	93	51	45	35	24	9
	100.0	19.3	24.3	20.4	11.2	9.9	7.7	5.3	2.0

他の属性よりも割合が大きいもの

3）近隣からの迷惑と感じる音や気になる音が発生する時間帯

i）単純集計

発生時間帯で最も多いのは「午後８時頃～午前０時頃」は 21.1%である。この時間帯は、自宅にいる可能性が高いと考えられる。

他の時間帯の割合は、以下のように 10%前後となっている。

- 「午前８時頃～正午頃」：10.6%
- 「午後４時頃～午後８時頃：9.9%。
- 「午前０時頃～午前４時頃」：9.5%
- 「正午頃～午後４時頃」：8.4%
- 「午前４時頃～午前８時頃」：8.3%

これに対し、「特定の時間帯はない」は 28.7%である（図表Ⅲ-62）。

図表Ⅲ- 62　近隣からの迷惑と感じる音や気になる音が発生する時間帯

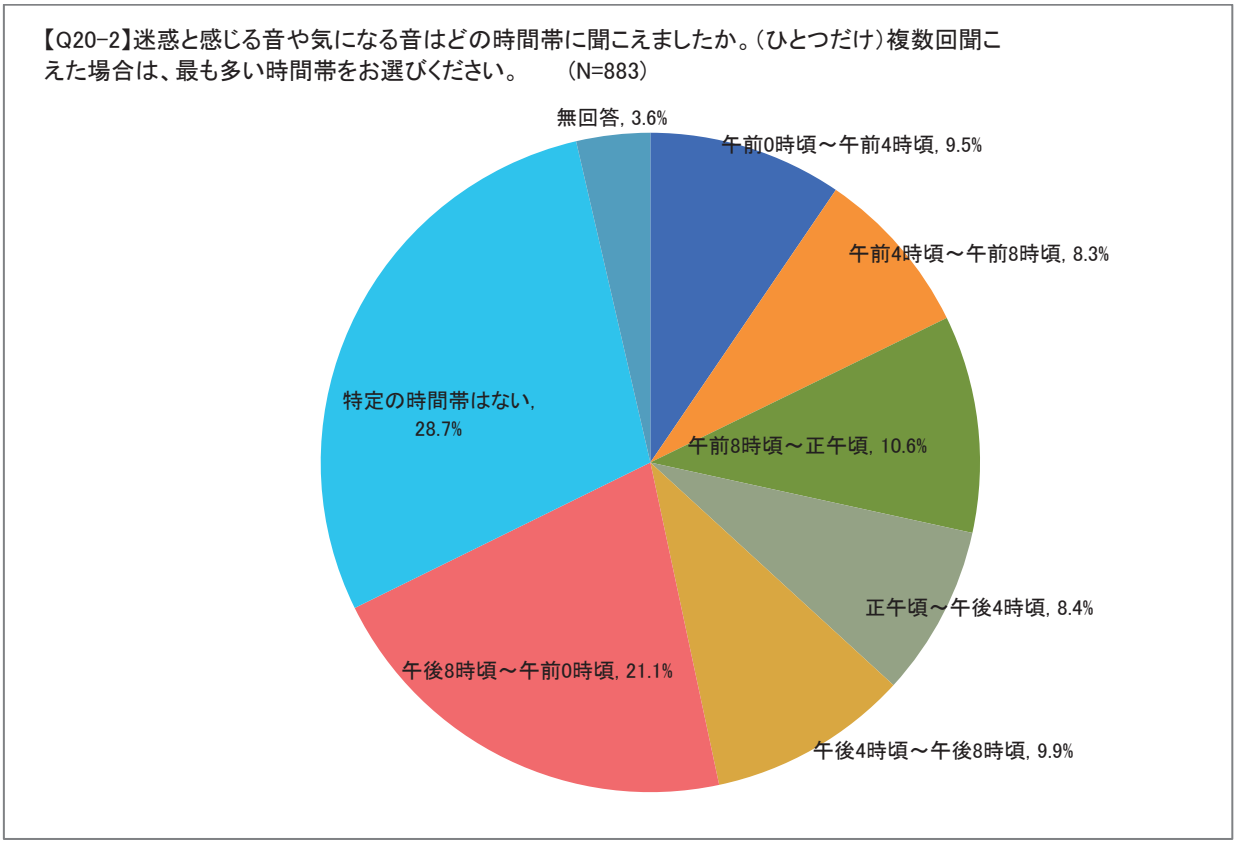

ii)主な職業とのクロス集計

「午後８時頃～午前０時頃」において迷惑と感じる音や気になる音を経験した人の割合が多い主な職業は、会社員 27.2%、公務員（教員、団体職員等を含む）28.1%であった。これらの職業にとっては、平日に自宅にいる可能性が最も高い時間帯であると考えられる（図表Ⅲ-63）。

図表Ⅲ- 63　主な職業とのクロス集計

【上段（黒）：サンプル数、下段（緑）：%】

主な職業	全体	午前 0 時頃～午前 4 時頃	午前 4 時頃～午前 8 時頃	午前 8 時頃～正午頃	正午頃～午後 4 時頃	午後 4 時頃～午後 8 時頃	午後 8 時頃～午前 0 時頃	特定の時間帯はない	無回答
全体	857	82	70	91	73	85	181	246	29
	100.0	9.6	8.2	10.6	8.5	9.9	21.1	28.7	3.4
会社員	305	27	26	23	26	34	83	79	7
	100.0	8.9	8.5	7.5	8.5	11.1	27.2	25.9	2.3
公務員（教員、団体職員などを含む）	32	4	2	2	0	5	9	8	2
	100.0	12.5	6.3	6.3	0.0	15.6	28.1	25.0	6.3
自営業（農業を含む）	45	1	6	5	5	3	10	13	2
	100.0	2.2	13.3	11.1	11.1	6.7	22.2	28.9	4.4
アルバイトやパートなどの臨時雇用	147	16	13	17	10	9	31	47	4
	100.0	10.9	8.8	11.6	6.8	6.1	21.1	32.0	2.7
学生	37	3	2	5	4	4	9	10	0
	100.0	8.1	5.4	13.5	10.8	10.8	24.3	27.0	0.0
その他の職業等	25	3	1	2	3	2	3	10	1
	100.0	12.0	4.0	8.0	12.0	8.0	12.0	40.0	4.0
専業主婦（夫）	113	8	8	8	12	9	23	39	6
	100.0	7.1	7.1	7.1	10.6	8.0	20.4	34.5	5.3
無職	153	20	12	29	13	19	13	40	7
	100.0	13.1	7.8	19.0	8.5	12.4	8.5	26.1	4.6

他の職業よりも割合が大きいもの

4) 近隣からの迷惑と感じる音や気になる音の種類

i)単純集計

「自動車やバイクの空ぶかし・アイドリングの音」が 36.1%で最も多い。「よく分からないが、とにかく迷惑と感じたり気になったりする音」が 32.0%で続いている。「住人（大人）の話し声」が 25.1%と３番目に多くなっている（図表Ⅲ-64）。

図表Ⅲ- 64　近隣から迷惑と感じる音や気になる音の種類

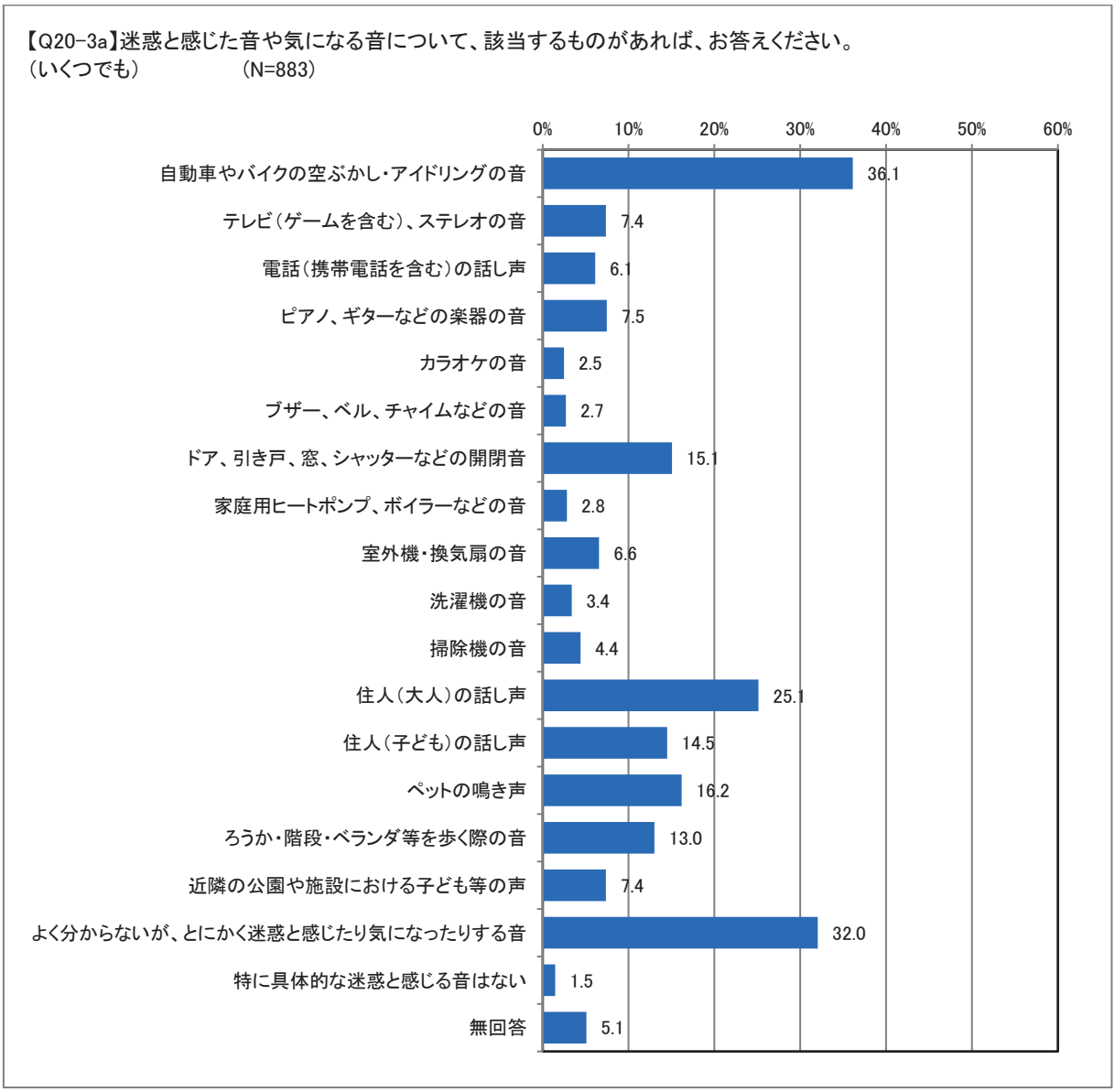

ii)コロナ前後の変化

100 サンプル以上の回答では、「ろうか・階段・ベランダ等を歩く際の音」、「住人（子ども）の話し声」をあげる人の割合がコロナ流行以前よりも増加している（図表Ⅲ-65）。

図表Ⅲ- 65　迷惑と感じた音や気になる音におけるコロナ前後の変化

【上段（黒）：サンプル数、下段（緑）：%】

	全体	コロナ流行以前の2020年3月以前	コロナ流行以降の2020年4月以降	時期を覚えていない	無回答
自動車やバイクの空ぶかし・アイドリングの音	319 100.0	192 60.2	158 49.5	89 27.9	4 1.3
テレビ（ゲームを含む）、ステレオの音	65 100.0	37 56.9	26 40.0	17 26.2	2 3.1
電話（携帯電話を含む）の話し声	54 100.0	31 57.4	27 50.0	9 16.7	1 1.9
ピアノ、ギターなどの楽器の音	66 100.0	39 59.1	26 39.4	17 25.8	1 1.5
カラオケの音	22 100.0	11 50.0	6 27.3	10 45.5	0 0.0
ブザー、ベル、チャイムなどの音	24 100.0	7 29.2	9 37.5	13 54.2	0 0.0
ドア、引き戸、窓、シャッターなどの開閉音	133 100.0	83 62.4	75 56.4	27 20.3	4 3.0
家庭用ヒートポンプ、ボイラーなどの音	25 100.0	11 44.0	11 44.0	9 36.0	0 0.0
室外機・換気扇の音	58 100.0	33 56.9	27 46.6	16 27.6	2 3.4
洗濯機の音	30 100.0	12 40.0	14 46.7	12 40.0	0 0.0
掃除機の音	39 100.0	23 59.0	21 53.8	10 25.6	0 0.0
住人（大人）の話し声	222 100.0	145 65.3	129 58.1	37 16.7	2 0.9
住人（子ども）の話し声	128 100.0	75 58.6	81 63.3	26 20.3	1 0.8
ペットの鳴き声	143 100.0	83 58.0	67 46.9	40 28.0	7 4.9
ろうか・階段・ベランダ等を歩く際の音	115 100.0	67 58.3	78 67.8	20 17.4	0 0.0
近隣の公園や施設における子ども等の声	65 100.0	35 53.8	30 46.2	21 32.3	1 1.5
よく分からないが、とにかく迷惑と感じたり気になったりする音	283 100.0	139 49.1	129 45.6	51 18.0	60 21.2

他の音の種類よりも割合が大きいもの

5)迷惑と感じる音や気になる音の発生する頻度に関するコロナ前後の変化

2020 年４～６月、2021 年７～９月ともに、迷惑と感じる音や気になる音の発生する頻度については「変化はない」が 60%超に達している。

迷惑と感じる音や気になる音の発生する頻度が「増加した」割合は、2021 年７～９月（11.4%）の方が 2020 年４～６月（8.3%）よりもが多くなっている（図表Ⅲ-66）。

図表Ⅲ- 66　迷惑と感じる音や気になる音の発生する頻度に関するコロナ前後の変化

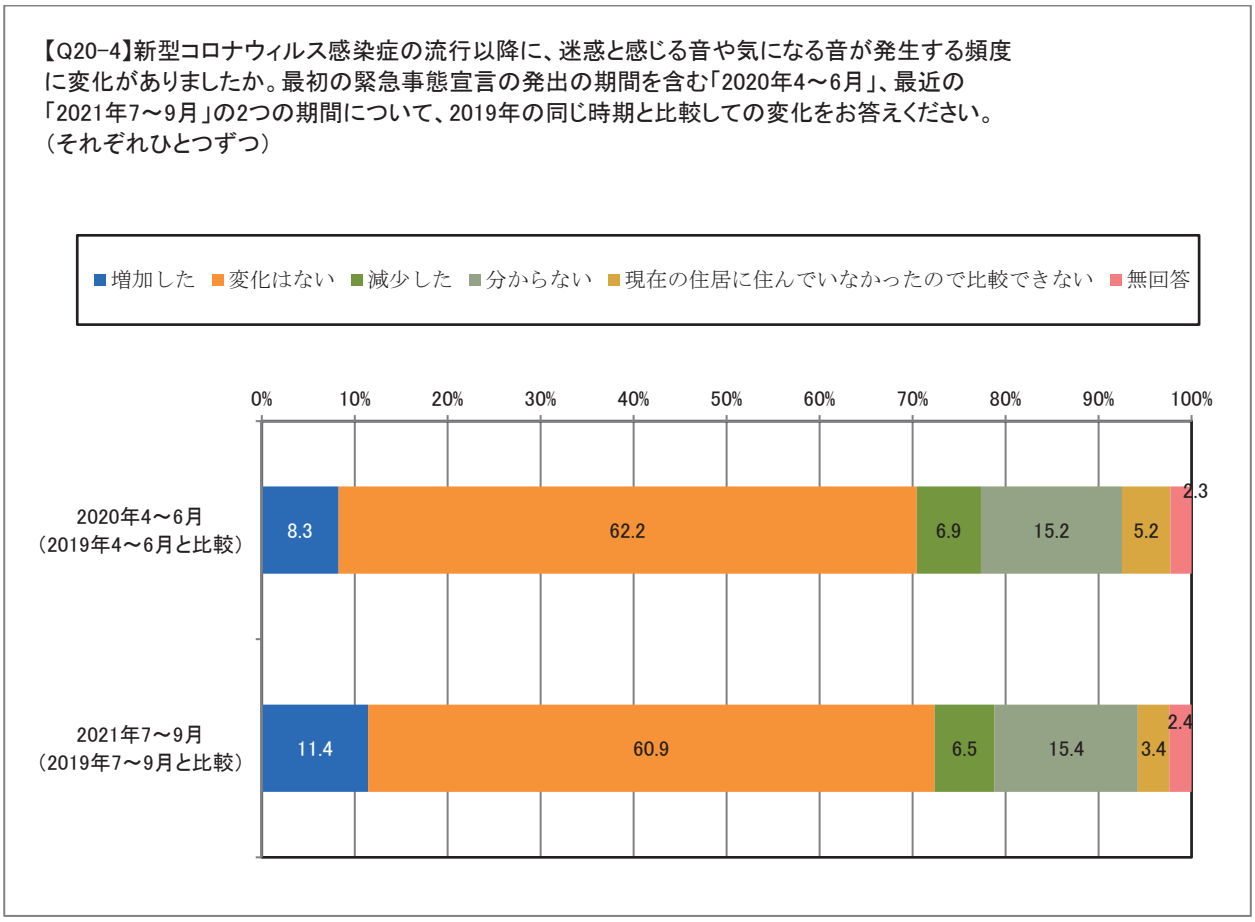

6)問題と感じた音を発生しなくするための対応

迷惑と感じる音や気になる音を経験した人のうち、問題と感じた人は 58.5%である。

そのうち、「問題と感じ、音の発生をなくすための対応をした」は 12.7%である。「問題と感じたが、音の発生をなくすための対応をしなかった」が 45.8%となっている。

その一方で、「問題と感じておらず、音の発生をなくすための対応を必要とするほどものではなかった」が 37.6%であった（図表Ⅲ-67）。

図表Ⅲ- 67　問題と感じた音を発生しなくするための対応

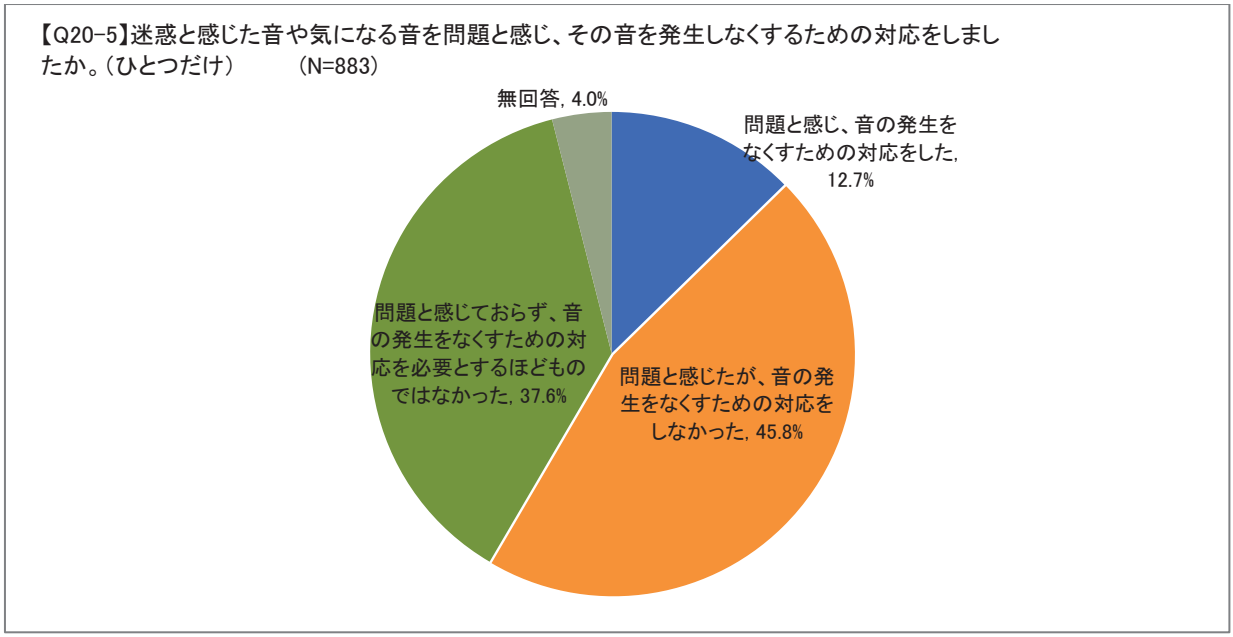

7)相談した相手

相談した相手で最も多いのは、「集合住宅の組合、管理会社、管理人等の住居の管理に関連する個人・団体に相談した」が 39.3%である。「家族や知人に相談した」が 27.7%で続いている。「市役所に相談した」は 2.7%であった。また、「誰にも相談しなかった」人が 25.9%存在している。

なお、上記の%は「問題と感じ、音の発生をなくすための対応をした」人に占める割合である（図表Ⅲ-68）。

図表Ⅲ- 68　相談した相手

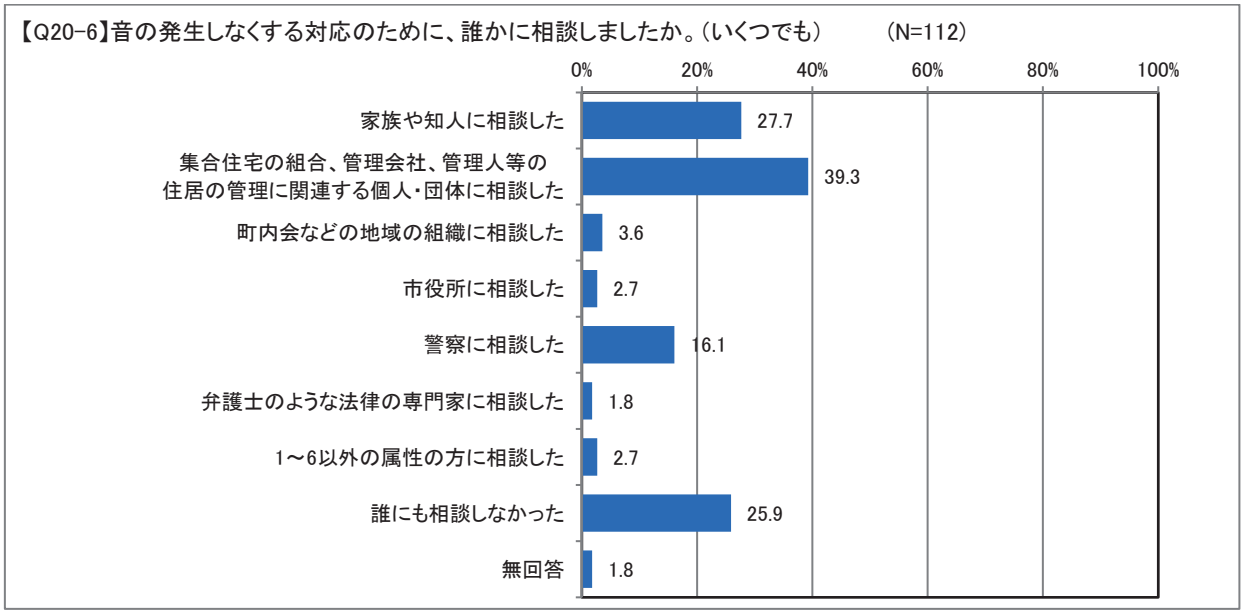

8)誰にも相談しなかった理由

誰にも相談しなかった理由として最も多いものは、「自力で解決できると思ったため」で 37.9%である。次に、「余計なもめ事を抱えることを避けたいため」が 27.6%で続いている（図表Ⅲ-69）。

図表Ⅲ- 69　誰にも相談しなかった理由

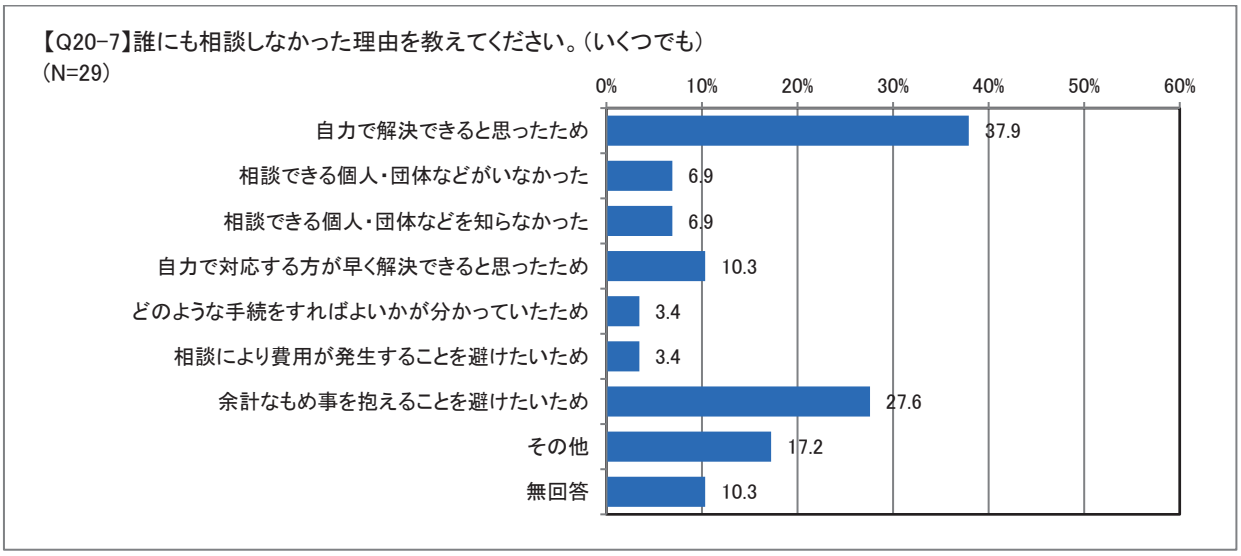

9)自力で解決できると思った理由

最も多い理由は、「音の発生源は分かっていなかったが、対応が難しいものではないと考えていたため」で 36.4%である。次に、「音の発生源が分かっており、話し合いですぐに解決できると考えたため」が 18.2%で続いている。

その他では、生活の場所や部屋を変えたという回答が見られた（図表Ⅲ-70）。

図表Ⅲ- 70　自力で解決できると思った理由

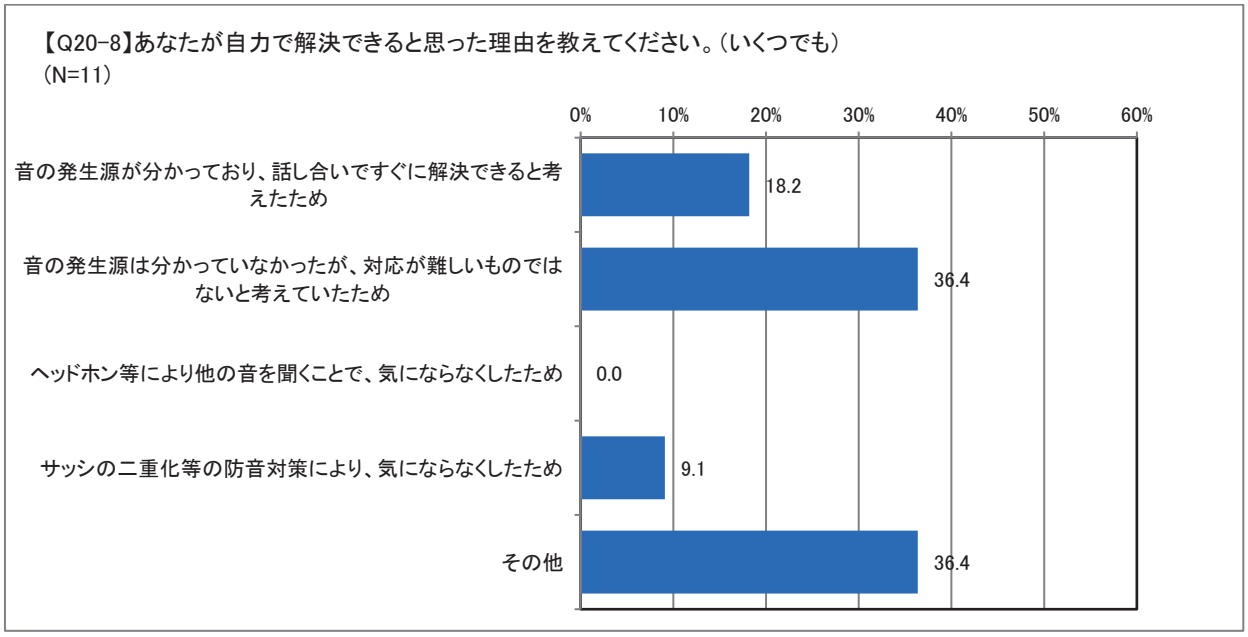

10)迷惑と感じる音や気になる音の発生源の特定

「発生源を完全に特定した」が 69.1%となっている。「おおよそのエリアは絞り込んだが完全には発生源を特定できていなかった」が 12.7%であった。

その一方で、「発生源を全く特定できていなかった」は 2.7%であった（図表Ⅲ-71）。

図表Ⅲ- 71　音の発生源の特定

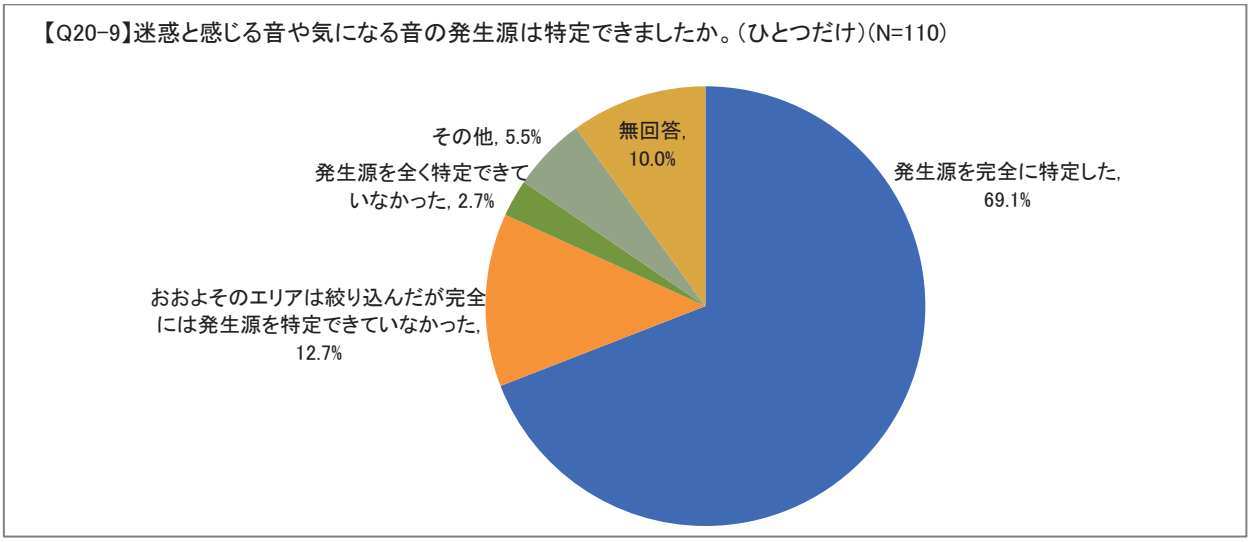

11)音の測定の実施状況

音の測定については、「自分自身で測定を行った」が 3.6%、「関係する事業者に頼んで測定を行った」が 1.8%で、測定を行った割合は 5.4%であった。

「測定を行うことを検討したが、行っていない」が 24.1%で、「測定を行うことを検討もしなかった」が 55.4%であった（図表Ⅲ-72）。

図表Ⅲ- 72　音の測定の実施状況

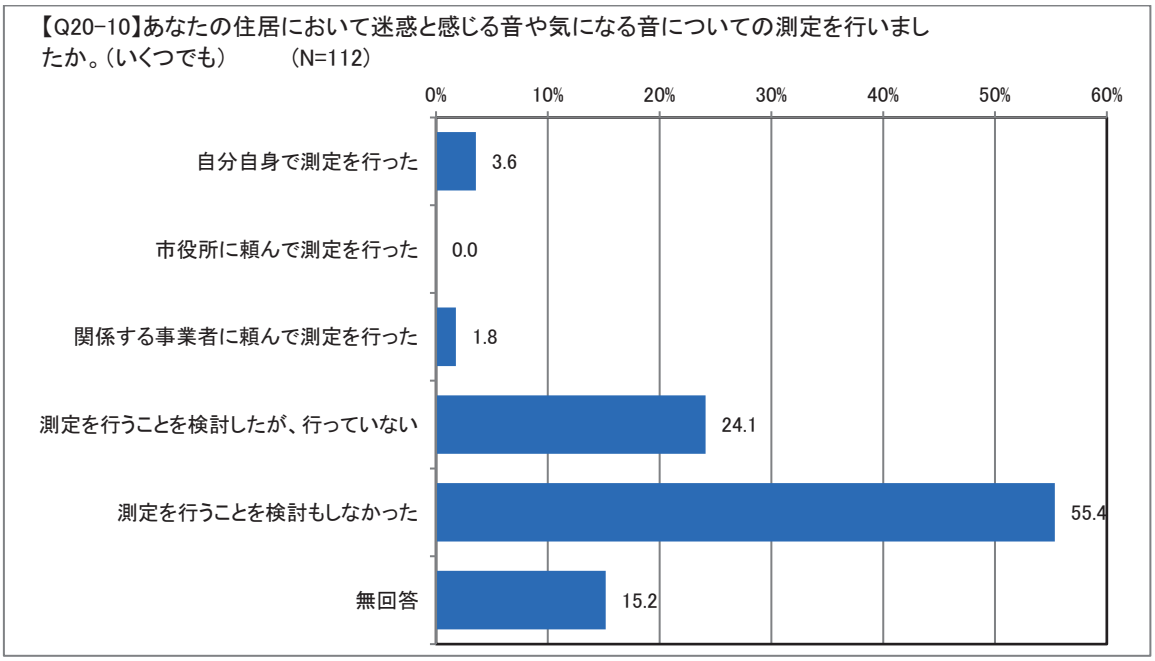

12)音の問題の解決

「解決した」が 33.0%であったのに対し、「解決していない」は 58.0%であった（図表Ⅲ-73）。

図表Ⅲ- 73　音の問題の解決

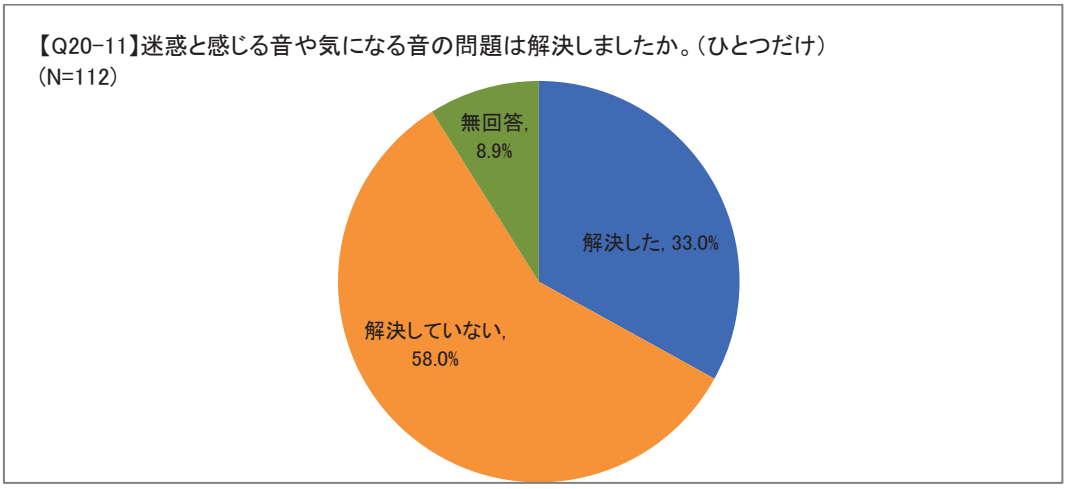

13)音の発生をなくすための対応をしなかった理由

音の発生をなくすための対応をしなかった理由で最も多いものは、「近隣の個人や企業ともめることが嫌だったため」が 58.7%であった。

「対応に伴う手続などが面倒と感じたため」が 22.5%で続いている。

「音の発生をなくすためにどのような対応をしたらよいかを知らなかったため」という理由も 16.3%あった（図表Ⅲ-74）。

図表Ⅲ- 74　音の発生をなくすための対応をしなかった理由

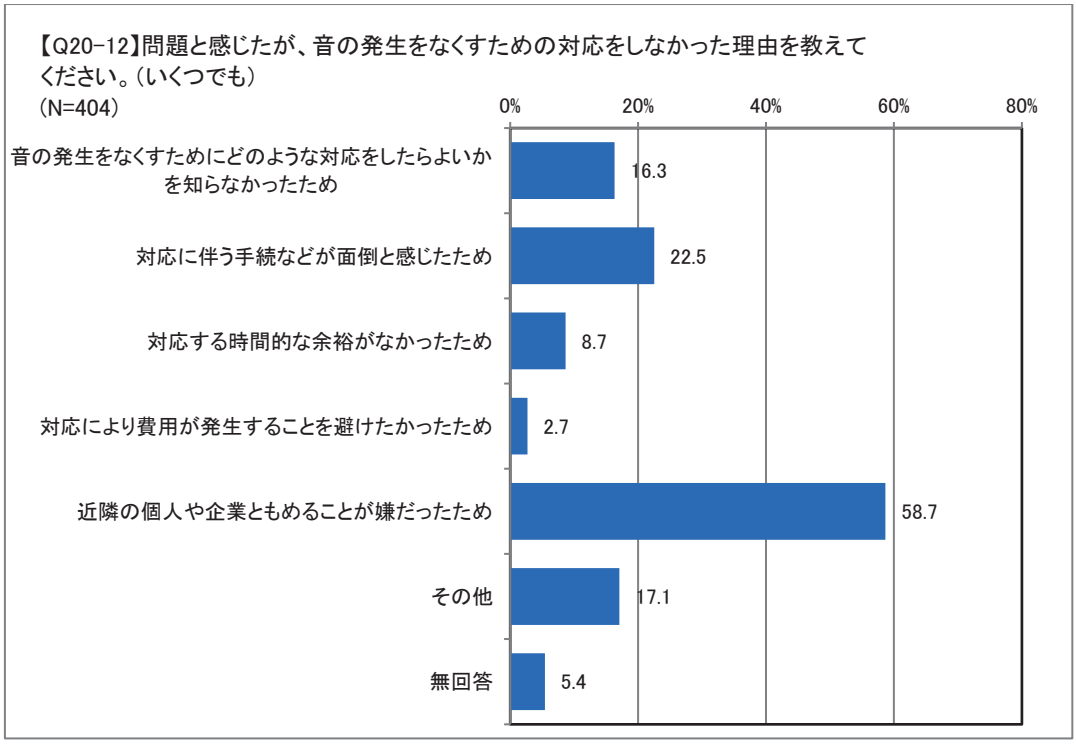

14)迷惑と感じる音や気になる音に対する行動等のまとめ

i)全回答者に占める行動等の割合

迷惑と感じる音や気になる音の経験がある人の全回答者に占める割合は、58.2%であった。そのうち、音について問題と感じた人の割合は 34.0%であった。さらに、音への対応を実施した人の割合は 7.4%であった。対応については、誰かに相談した人の割合は 5.3%であった。最終的に、音の問題が解決した割合は 2.4%、解決していない割合は 4.3%であった。なお、これらの割合はすべて全回答者（1516）に占めるものである。また、無回答分があるので、Yes、No の合計が上の分岐の数値と一致しない（図表Ⅲ-75）。

図表Ⅲ- 75　迷惑と感じる音や気になる音に対する行動等のまとめ

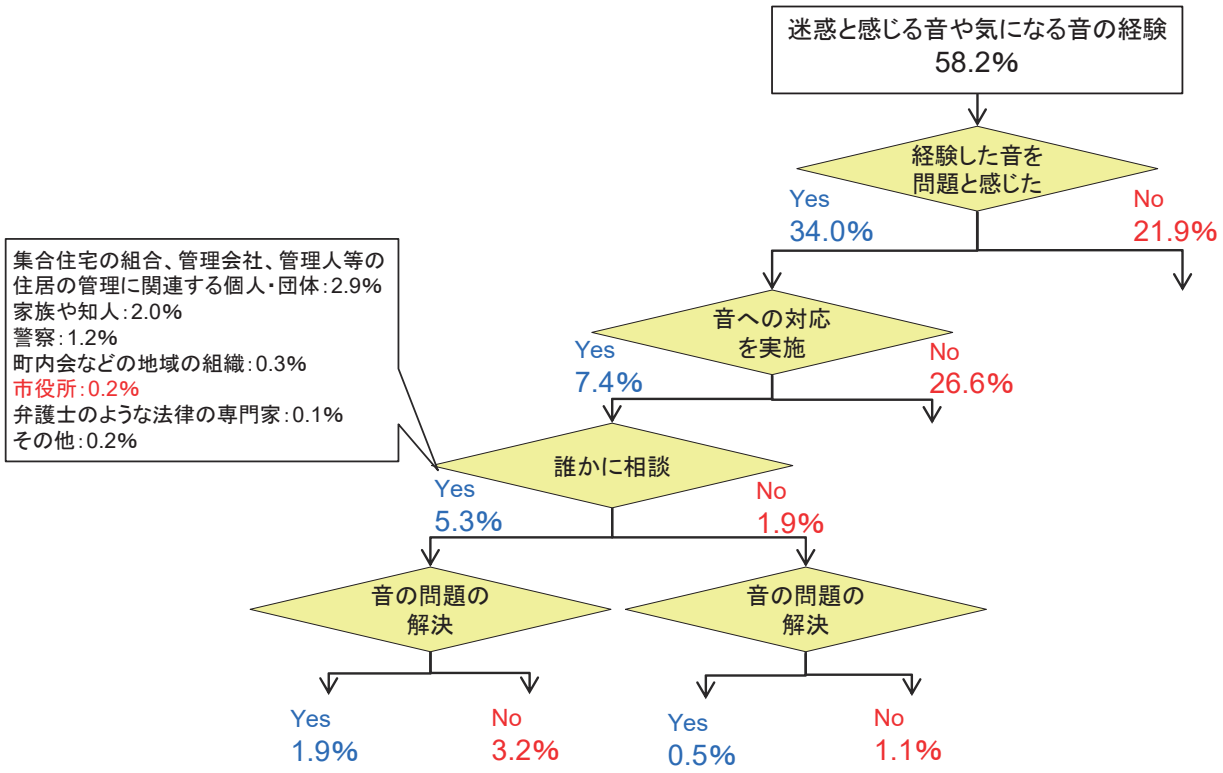

ii）音に対応した人の解決の割合

図表Ⅲ-75 のうち、音への対応を実施した人が相談の有無別に音の問題が解決したかどうかについて、以下のように整理した。

前述のように、音への対応を実施したうち、音の問題が解決した割合は 33.0%であった。そのうち、誰かに相談した場合は音の問題が解決した割合は 25.9%で、誰にも相談しなかった場合は 7.1%であった。

ちなみに、無回答分があるので、Yes、No の合計が上の分岐の数値と一致しない（図表Ⅲ-76）。

図表Ⅲ- 76　迷惑と感じる音や気になる音に対応した人における解決の割合

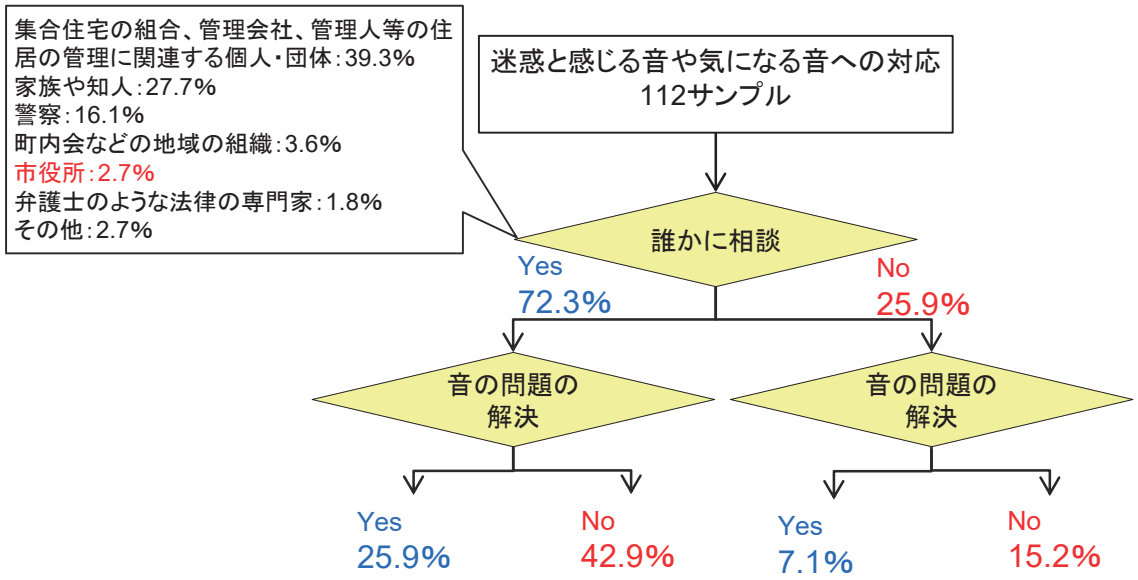

(8)松戸市の生活騒音に関する苦情相談

1）苦情相談の認知

松戸市の苦情相談について「知っていた」割合は 4.7%であった。また、「生活騒音に関する苦情相談ができると思っていたが、具体的には知らなかった」が 22.4%であった。

その一方で、「全く知らなかった」は 70.1%であった（図表Ⅲ-77）。

図表Ⅲ- 77　苦情相談の認知

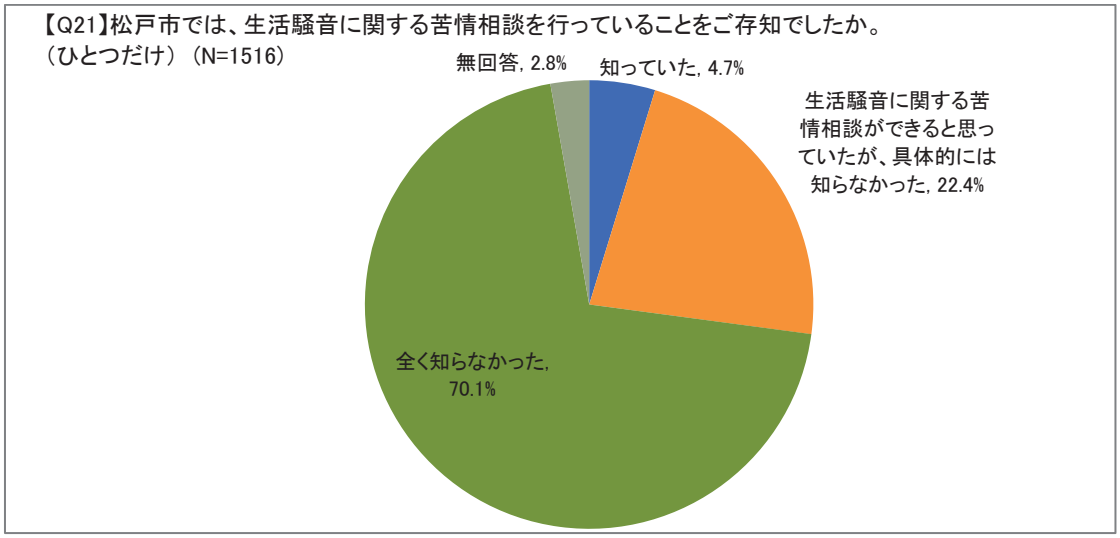

2)生活騒音に関する苦情相談についての情報提供手段

i)単純集計

希望が最も多い媒体は「広報紙（広報まつど)」が 65.6%であった。次は、松戸市の公式ホームページ（47.5%)、3 番目は、町会の回覧板（40.8%）であった（図表Ⅲ-78)。

図表Ⅲ- 78　生活騒音に関する苦情相談についての情報提供手段

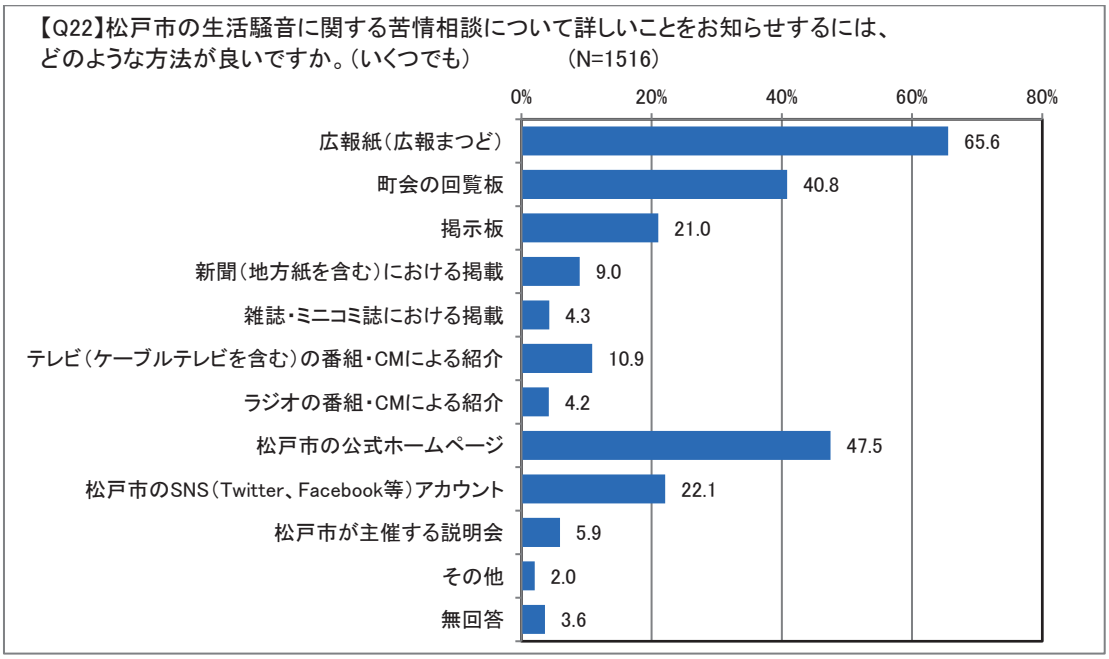

ii)迷惑と感じる音や気になる音の経験についてのクロス集計

「迷惑と感じた音がある」人では、松戸市の公式ホームページ（54.6%）、松戸市の SNS（Twitter、Facebook 等）アカウント（30.9%）のようなインターネットメディアを希望する割合が相対的に多くなっている。この理由としては、パソコンやスマートフォンを使っている人に、苦情相談をしたい人が多い可能性が考えられる（図表Ⅲ-79）。

図表Ⅲ- 79　迷惑と感じる音や気になる音の経験についてのクロス集計

【上段（黒）：サンプル数、下段（緑）：%】

	全体	広報紙（広報まつど）	町会の回覧板	掲示板	新聞（地方紙を含む）における掲載	雑誌・ミニコミ誌における掲載	テレビ（ケーブルテレビを含む）の番組・CMによる紹介	ラジオの番組・CMによる紹介	松戸市の公式ホームページ	松戸市のSNS（Twitter、Facebook等）アカウント	松戸市が主催する説明会	その他
全体	1,516	994	619	319	136	65	165	64	720	335	90	31
	100.0	65.6	40.8	21.0	9.0	4.3	10.9	4.2	47.5	22.1	5.9	2.0
迷惑と感じた音がある	427	271	161	95	41	23	54	21	233	132	32	16
	100.0	63.5	37.7	22.2	9.6	5.4	12.6	4.9	54.6	30.9	7.5	3.7
迷惑という程ではないが、気になる音はある	456	306	184	98	40	21	55	20	220	102	25	6
	100.0	67.1	40.4	21.5	8.8	4.6	12.1	4.4	48.2	22.4	5.5	1.3
迷惑と感じる音も気になる音も特にない	604	403	262	122	53	20	56	23	260	97	32	8
	100.0	66.7	43.4	20.2	8.8	3.3	9.3	3.8	43.0	16.1	5.3	1.3
無回答	29	14	12	4	2	1	0	0	7	4	1	1
	100.0	48.3	41.4	13.8	6.9	3.4	0.0	0.0	24.1	13.8	3.4	3.4

他の音の種類よりも割合が大きいもの

４．まとめ

⑴コロナ流行以降の活動の変化

在宅勤務・在宅授業、休日におけるスーパーへの買い物・外食の機会・それ以外に外出する機会は、以下の傾向になっている。

- 最初の緊急事態宣言期間を含む 2020 年４月以降には、それ以前と比較して在宅の機会が多くなっている。
- 最初の緊急事態宣言期間を含む 2020 年４～６月が在宅の機会が最も多く、最近の 2021 年７～９月では減少となっている。（ただし、新型コロナウイルス感染症流行以前の 2020 年１～３月以前の水準までは戻るまでは減少していない。）

⑵緊急事態宣言の発出以降に心地よいと感じた音、良い印象を受けた音

「鳥のさえずり」が 56.4%、「虫の鳴き声」 が 36.8%となっており、自然の音に心地よさ、よい印象を感じている。

これらに続いて「帰宅時間を知らせる「よい子の放送」（防災無線）」（28.5%） 「公園や施設での子どもの遊び声」（27.2%）の子どもに関連した音となっている。

自然の音や子どもに関連した音に対し、心地よいと感じた、あるいは良い印象を受けた割合については自然環境のよい居住エリアが関連すると考えられる。自然の音や子どもに関連した音のいずれについても、心地よいと感じた、あるいは良い印象を受けた割合が大きい住居形態は、公営住宅である。

⑶近隣からの迷惑と感じる音や気になる音の経験

近隣から「迷惑と感じた音がある」と回答した人が 28.2%、「迷惑という程ではないが、気になる音はある」と回答した人が 30.1%となっている。「迷惑と感じた音がある」と回答した割合が多い属性は、以下のようになっている。

- 年齢：40～49 歳　35.9%、50～59 歳　38.3%
- 主な職業：会社員　35.7%、学生　35.2%
- 住居形態：民間の賃貸住宅（マンション）41.3%、民間の賃貸住宅（アパート）38.4%
- 近所付き合い：「まったく付き合いはない」　44.1%

なお、世帯の構成に関しては、同居人数が多いと回答した人や小学生、未就学児が２人以上いると回答した人は「迷惑と感じた音がある」と回答した割合が小さい。

次に、近隣からの迷惑と感じる音や気になる音の発生頻度は、「週に 1 回程度以上」が 70%超えとなっている。

発生時間帯について、最も多いのは「午後８時頃～午前０時頃」は 21.1%である。会社員、公務員について見ると、それぞれ 27.2%、28.1%となっている。

さらに、迷惑と感じる音や気になる音の種類で、10%以上が挙げているものは以下のとおりである。

- 「自動車やバイクの空ぶかし・アイドリングの音」　36.1%
- 「よく分からないが、とにかく迷惑と感じたり気になったりする音」　32.0%
- 「住人（大人）の話し声」　25.1%
- 「ペットの鳴き声」　16.2%
- 「ドア、引き戸、窓、シャッターなどの開閉音」　15.1%
- 「住人（子ども）の話し声」　14.5%
- 「ろうか・階段・ベランダ等を歩く際の音」　13.0%
- コロナ流行以降の 2020 年４月以降にそれ以前より割合が増加した音の種類は、「住人（子ども）の話し声」、「ろうか・階段・ベランダ等を歩く際の音」。

コロナ後の迷惑と感じる音や気になる音の発生頻度の増減（2019 年の同時期との比較）については、2020 年４～６月と 2021 年７～９月では、以下のようになっている。

- 最初の緊急事態宣言期間を含む 2020 年４～６月：増加 8.3%、減少 6.9%
- 最近の 2021 年７～９月：増加 11.4%、減少 6.5%

⑷全回答者に占める迷惑と感じた音や気になる音を経験した人の行動

迷惑と感じた音や気になる音を経験した人の割合は 58.2%であるが、対応等を実施した割合は以下のとおりである。

- 迷惑と感じる音や気になる音の経験　58.2%
- 経験した音を問題と感じた　34.0%
- 音への対応を実施　7.4%

⑸迷惑と感じた音や気になる音に対応した人における解決の割合

迷惑と感じた音や気になる音を問題と認識し、対応した人のうち解決の割合は以下のとおりである。なお、「迷惑と感じた音や気になる音に対応した人」は全回答数中 112 サンプルあり、これを分母とし算出した。

- 誰かに相談　72.3%
- 解決した　33.0%
- 未解決　58.1%

⑹松戸市の苦情相談の認知

松戸市の苦情相談については「知っていた」が 4.7%、「生活騒音に関する苦情相談ができると思っていたが、具体的には知らなかった」が 22.4%で、70.1%が「全く知らなかった」と回答している。

苦情相談について詳しくお知らせする媒体として最も希望の多いものは「広報紙（広報まつど)」が 65.6%、「松戸市の公式ホームページ」 が 47.5%となっていた。なお、「迷惑と感じた音がある」を回答した人においては、 お知らせする媒体として「松戸市の公式ホームページ」 を希望する割合は 54.6%で、半数を超えている。

第４章 地方公共団体ヒアリング調査

第４章　地方公共団体ヒアリング調査

１．ヒアリング調査の概要

⑴目的

本調査の目的は、松戸市と類似性がある地方公共団体に対してコロナ禍での生活騒音の発生に関する実態把握を行い、生活騒音への対応に関する位置づけや取組、対応に関する課題等を把握し、今後の生活騒音等への対応の在り方を検討するために実施したものである。

⑵調査の対象

東京、大阪といった大都市のベッドタウン的な色彩が強く、条例・要綱・指針等が整備されている、あるいはホームページ、パンフレット等による広報などを実施し、生活騒音に対応しているということが見受けられる、松戸市との類似性がある以下の地方公共団体を対象とした。

- 千葉県市川市
- 埼玉県草加市
- 東京都世田谷区
- 神奈川県横浜市
- 神奈川県川崎市
- 兵庫県宝塚市

⑶調査方法

調査方法としては、①ホームページ等での公表資料の整理、②ヒアリング調査を行った。

２．ホームページ等での公表資料の整理

ヒアリング対象の地方公共団体のホームページ等の公表資料について、地方公共団体別に、以下の４項目について整理した。なお、各項目の記載内容は生活騒音に該当する箇所を抜粋したものである。

- 生活騒音に言及した条例・要綱・指針（市長の役割等を中心に抜粋）
- 生活騒音の相談などに関するホームページ上の記載（抜粋又は概要を記載）
- パンフレット、リーフレットの作成
- その他（騒音計の貸出など）

(1)松戸市

市長の多様な役割を規定した「松戸市近隣騒音防止指導要綱」を昭和 53 年に策定し、生活騒音等への対応を行っている。要綱には近隣騒音に対する知識の普及や音の測定及び検査、改善に向けての技術的助言等の支援などが示されており、松戸市が生活騒音に関して積極的に関与していることが分かる。

生活騒音に関するホームページでの記載については、窓口のみの記載となっており、パンフレット、リーフレットの作成は行われていない（図表Ⅳ-1）。

図表Ⅳ- 1 松戸市の生活騒音に関する取組

■ 生活騒音に言及した条例・要綱・指針（市長の役割等を中心に抜粋）
松戸市近隣騒音防止指導要綱 ・ 市長は、近隣騒音を防止するための総合的な施策を講じ、これを実施するものとする。 ・ 市長は、近隣騒音に関する知識の普及を図るとともに、近隣騒音の防止の思想を高めるものとする。 ・ 市長は、近隣騒音の状況を把握し、その防止のために必要な測定及び検査を実施するものとする。 ・ 市長は、市民等が実施する近隣騒音の防止のための施設の設置又は改善について必要な技術的助言その他の援助を行うものとする。 ・ 市長は、近隣騒音に関連して把握した状況及び近隣騒音の防止に関して講じた施策を必要に応じ、市民等に公表するものとする。 ・ 市長は、近隣騒音の防止のために必要に応じ、警察署等の協力の下に、その発生原因、発生状況等について調査を行うとともに、警察署等の措置が必要であると認めるときは、警察署等に対し、必要な措置をとるよう要請するものとする。
■ 生活騒音の相談などに関するホームページ上の記載（抜粋又は概要を記載）
・ 窓口の記載のみ ・ 生活騒音に関する特段の記載なし
■ パンフレット、リーフレットの作成
・ 作成無し
■ その他
－

⑵市川市

市長の多様な役割を規定した「市川市近隣騒音防止指導要綱」を昭和 54 年に策定し、生活騒音等への対応を行っている。要綱には市民又は事業者に対する指導基準をはじめ、知識の普及や音の測定、防止に向けた技術的助言の実施、当事者の意見の調整などが示されており、積極的な対応が行われていることが見受けられる（図表Ⅳ-2）。

また、ホームページ上では、生活騒音についてや生活騒音についての配慮、問題となった場合の対応方法等の記載、環境省パンフレットの掲載など、市民や事業者に向けた情報発信・啓発を行っていることが伺えた（図表Ⅳ-2、図表Ⅳ-3）。

図表Ⅳ- 2 市川市の生活騒音に関する取組

■ 生活騒音に言及した条例・要綱・指針（市長の役割等を中心に抜粋）

市川市近隣騒音防止指導要綱

- 市長は、近隣騒音を防止するために、別表に定める指導基準に基づき、市民又は事業者に対し適正な指導を行い、市民の良好な生活環境の保全に努めなければならない。
- 市長は、広報等を通じて、近隣騒音の防止に関する知識の普及を図るものとする。
- 市長は、近隣騒音の状況を把握し、近隣騒音防止のための措置を適正に実施するために必要な測定を実施することができる。
- 市長は、市民又は事業者が実施する近隣騒音の防止のための施設の設置又は改善について、必要な技術的助言を行うものとする。
- 市長は、近隣騒音に係る係争の当事者間での解決が困難であるときは、当事者の要請に基づき、意見の調整を図るよう努めなければならない。
- 市長は、近隣騒音を防止するため、必要に応じ、警察署その他の関係機関に対し協力を要請するものとする。

■ 生活騒音の相談などに関するホームページ上の記載（抜粋又は概要を記載）

（1）生活騒音とは

家庭の空調室外機や給湯機器からの音、人の話声や、DIY に伴う音など、一般の生活行動に伴って、居住環境（住宅内及び住宅周り）において発生するものを「生活騒音」と言います。生活騒音は誰もが生活している間に発生するもので、加害者にも被害者にもなる可能性があります。

（2）生活騒音に対しての配慮

自分にとっては都合のよい音や楽しい音、快適な音が他の人にとっては不快な音、うるさい音として受け取られることがあるため、ご近所への気くばりをお願いします。

（3）生活騒音に困ったとき

市民生活に制限を加えることになるため、生活騒音に対する法的な規制はありません。生活騒音に困ったときは、まず、当事者間での話し合いをお願いしています。なお、発生者は迷惑をかけていることに気づいていない可能性もあるため、感情的にならず、わかりやすい説明を心がけましょう。当事者同士での解決が困難な場合は、管理会社や自治会に相談し、第三者に間に入ってもらうことが有効な場合もあります。

※ 住民間のトラブルに市が介入することは出来ません。

■ パンフレット、リーフレットの作成

- 作成はしていないが、ホームページ上に「その音だいじょうぶ？（環境省）」、「うるさくなっていませんか？（環境省）」のパンフレットを掲載。

■ その他

- 騒音計の貸出。

図表Ⅳ- 3 市川市のホームページ上の記載

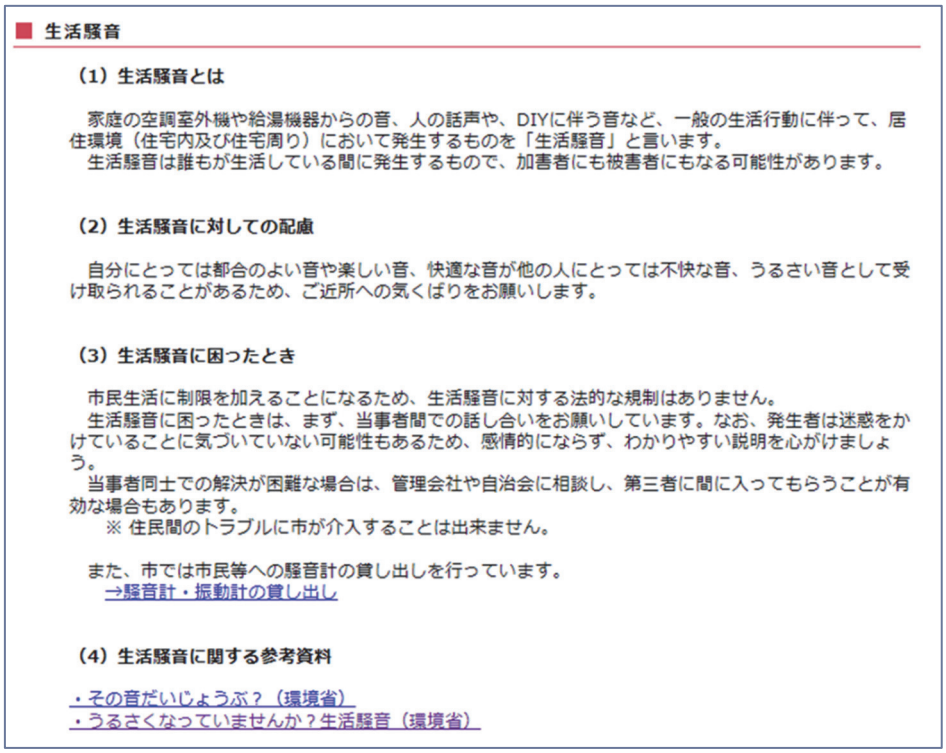

■ 生活騒音

（1）生活騒音とは

家庭の空調室外機や給湯機器からの音、人の話声や、DIYに伴う音など、一般の生活行動に伴って、居住環境（住宅内及び住宅周り）において発生するものを「生活騒音」と言います。
生活騒音は誰もが生活している間に発生するもので、加害者にも被害者にもなる可能性があります。

（2）生活騒音に対しての配慮

自分にとっては都合のよい音や楽しい音、快適な音が他の人にとっては不快な音、うるさい音として受け取られることがあるため、ご近所への気くばりをお願いします。

（3）生活騒音に困ったとき

市民生活に制限を加えることになるため、生活騒音に対する法的な規制はありません。
生活騒音に困ったときは、まず、当事者間での話し合いをお願いしています。なお、発生者は迷惑をかけていることに気づいていない可能性もあるため、感情的にならず、わかりやすい説明を心がけましょう。
当事者同士での解決が困難な場合は、管理会社や自治会に相談し、第三者に間に入ってもらうことが有効な場合もあります。
※ 住民間のトラブルに市が介入することは出来ません。

また、市では市民等への騒音計の貸し出しを行っています。
→騒音計・振動計の貸し出し

（4）生活騒音に関する参考資料

・その音だいじょうぶ？（環境省）
・うるさくなっていませんか？生活騒音（環境省）

出典：市川市ホームページ https://www.city.ichikawa.lg.jp/env03/1111000008.html

⑶草加市

生活騒音に言及した条例・指針として「草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例」、「草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例に基づく都市生活型公害の防止等に関する指針」を策定している。条例では市民に対して生活騒音の防止についての協力や配慮を求めるほか、指針の策定を行うものとしている。指針では、生活騒音の防止対策として家庭用機器、音響機器の使用方法等に配慮を求め、その音の大きさの目安として防止指針値を定めている。

生活騒音に関するホームページでの記載については、窓口のみの記載となっており、パンフレット、リーフレットの作成は行われていない（図表Ⅳ-4）。

図表Ⅳ- 4 草加市の生活騒音に関する取組

■ 生活騒音に言及した条例・要綱・指針（市長の役割等を中心に抜粋）

草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例

・ 何人も、自らの責任と相互の協力により、住宅内及びその周囲において、家庭用機器、住宅用設備又は音響機器から発生する騒音その他の日常生活に伴って発生する騒音(以下「生活騒音」という。)を防止し、良好な近隣関係の形成と静穏な生活環境の保全に努めるとともに、市が実施する生活騒音の防止に関する施策に協力しなければならない。

・ 市長は、市民が行う生活騒音を防止する取組を支援するため、生活騒音対策に関する指針を定め、これを公表するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例に基づく都市生活型公害の防止等に関する指針

1 生活騒音の防止対策

市民は、静かな環境を作るため、必要に応じて次のような配慮等を行うよう努めるものとする。

(1) 家庭用機器

ア 電気洗濯機、電気掃除機、家庭用給湯器等の家庭用機器は、早朝及び深夜の使用を控え、日常の手入れを行うよう努めること。

イ ルームエアコン室外機、家庭用給湯器等の著しい騒音の発生する恐れのある家庭用機器は隣家からなるべく離して設置し、場合によっては防音壁を設置する等近隣に配慮するよう努めること。

(2) 音響機器

ピアノ、ステレオ、テレビ等の音響機器の使用は、演奏時間や使用時間に注意を払い、特に早朝や深夜は避ける。また、音量調整及びヘッドホン等の使用により極力音の発生を控えること。

2 生活騒音の防止指針値

生活騒音を防止するための目安となる指針値は別表に定める。

■ 生活騒音の相談などに関するホームページ上の記載（抜粋又は概要を記載）

・ 窓口の記載のみ
・ 生活騒音に関する特段の記載なし

■ パンフレット、リーフレットの作成

・作成無し

■ その他

－

(4)世田谷区

生活騒音に言及した条例等は策定されていないが、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に準じて対応を行っている。都条例は環境への負荷の低減の取組や工場公害対策等について定めており、生活騒音に関しての定めはない（図表Ⅳ-5）。

生活騒音に関するホームページでの記載については、世田谷区の特性上、生活型近隣公害に関する苦情が増加していることや問題解決方法の周知、パンフレットを用いた情報提供等を行っている（図表Ⅳ-5、図表Ⅳ-6）。

図表Ⅳ- 5 世田谷区の生活騒音に関する取組

■ 生活騒音に言及した条例・要綱・指針（市長の役割等を中心に抜粋）
東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に準じて対応。
■ 生活騒音の相談などに関するホームページ上の記載（抜粋又は概要を記載）
・ 世田谷区は、区内の多くが住宅地であり、近年、住宅の過密化・生活様式の多様化などにより、生活型近隣公害に関する苦情の割合が増えています。 ・ 平成 13 年４月から施行された東京都の環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）では、日常生活における騒音基準などを規定しています。 ・ しかしながら、行政が一律に規制していくだけでは解決は難しく、当事者間の話し合いによって解決していくことが望まれます。 ・ これらの問題を解決していくためには、関係部署及び関係機関との連携強化等が必要で、時間がかかる事例が多くあります。 ・ 区では苦情に対応するだけではなく、苦情の発生を未然に防ぐ啓発活動を区のお知らせ、ホームページ、パンフレットなどで行っています。
■ パンフレット、リーフレットの作成
・ 作成あり。
■ その他
・ 騒音計の貸出

図表Ⅳ- 6 世田谷区のホームページ上の記載

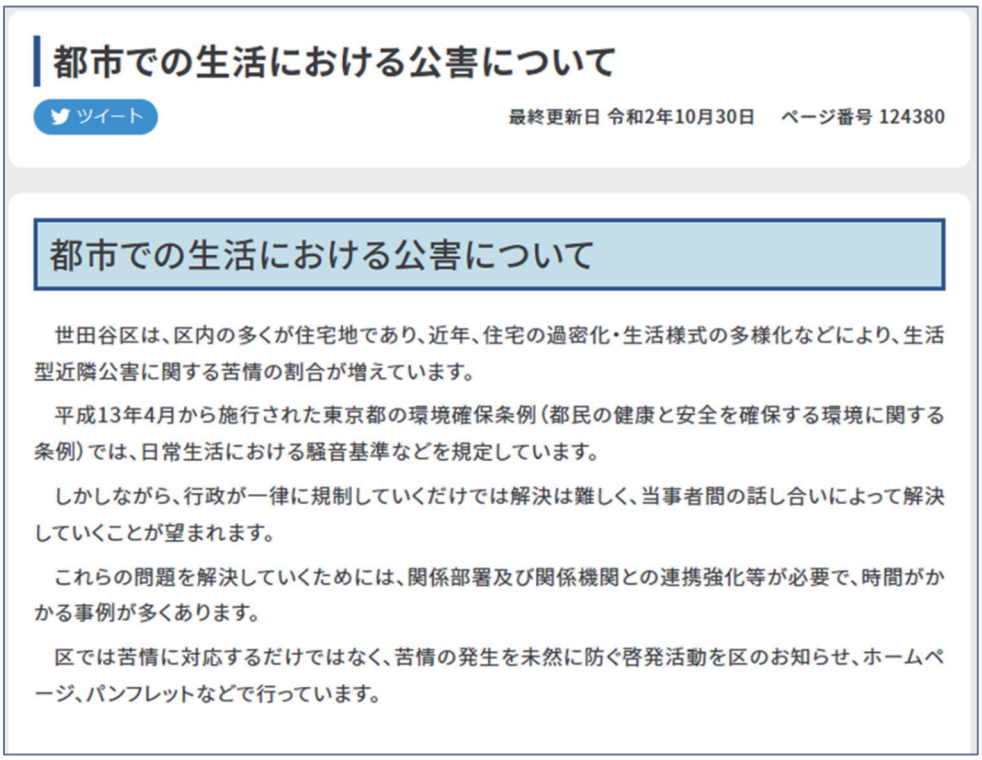

都市での生活における公害について

ツイート

最終更新日 令和2年10月30日　ページ番号 124380

都市での生活における公害について

世田谷区は、区内の多くが住宅地であり、近年、住宅の過密化・生活様式の多様化などにより、生活型近隣公害に関する苦情の割合が増えています。

平成13年4月から施行された東京都の環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）では、日常生活における騒音基準などを規定しています。

しかしながら、行政が一律に規制していくだけでは解決は難しく、当事者間の話し合いによって解決していくことが望まれます。

これらの問題を解決していくためには、関係部署及び関係機関との連携強化等が必要で、時間がかかる事例が多くあります。

区では苦情に対応するだけではなく、苦情の発生を未然に防ぐ啓発活動を区のお知らせ、ホームページ、パンフレットなどで行っています。

出典：世田谷区ホームページ https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/011/006/002/d00124380.html

⑸横浜市

生活騒音に言及した条例・指針として、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」、「生活騒音防止に関する配慮すべき指針」を策定している。条例では日常生活に伴い発生する騒音に配慮することや快適な生活環境の保全を求めている。指針では市民に対して家庭用機器・音響機器の使用や人声・ペット等生活に伴い発生する音について配慮を求めている。また、家庭用機器・音響機器騒音防止の目安となる指針値を定めている（図表Ⅳ-7）。

生活騒音に関するホームページでの記載については、生活騒音防止に向けての取組例や問題が起きた場合の対応方法等が記載されている。また、リーフレットを作成し、生活騒音に関しての周知・啓蒙を行っている（図表Ⅳ-7、図表Ⅳ-8）。

図表Ⅳ- 7 横浜市の生活騒音に関する取組

■ 生活騒音に言及した条例・要綱・指針（市長の役割等を中心に抜粋）

横浜市生活環境の保全等に関する条例

- 何人も、屋外に設置する機器又は音響機器の使用その他日常生活に伴って発生する騒音又は振動により周辺の生活環境を損なうことのないよう自ら配慮するとともに、相互に協力して地域の快適な生活環境の保全に努めなければならない。
- 市長は、日常生活に伴って発生する騒音又は振動の防止について配慮すべき事項に関する指針を定め、これを公表するものとする。

生活騒音防止に関する配慮すべき指針

- 市民は、日常生活に伴って発生する騒音を防止し、地域の快適な生活環境の保全のため、必要に応じて次のような配慮等を行うとともに、地域における生活騒音防止のルール作りに努めるものとする。また、生活騒音の問題が生じた時は、相互の理解を深めつつ、当事者同士の話し合いにより解決に努めるものとする。
- 市長は、市民自らの配慮と地域での相互協力が円滑に促進されるよう、必要な支援を行なうものとする。

■ 生活騒音の相談などに関するホームページ上の記載（抜粋又は概要を記載）

- 横浜市では、生活騒音防止のための地域におけるルール作りをすることや、生活騒音の問題が生じた場合はお互いに話し合うことで解決に努めていただくこととしています。その際にはリーフレット「住まいの音に気配りを」を参考にしていただきたいと思います。
- 生活騒音の発生源は様々です。
- 本市では、「生活騒音防止に関する配慮すべき指針」を定め、騒音防止のために地域においてルールづくりをすることや、当事者間の話し合いによる解決をお願いしています。
- 生活音で問題が起きたら、お互いにゆずりあいの気持ちで、感情的にならずに誠意をもって話し、理解を求め合うことが大切です。
- 騒音計の貸出をしています。

■ パンフレット、リーフレットの作成

- 作成あり。

■ その他

- 騒音計の貸出。

図表Ⅳ- 8 横浜市のホームページ上の記載

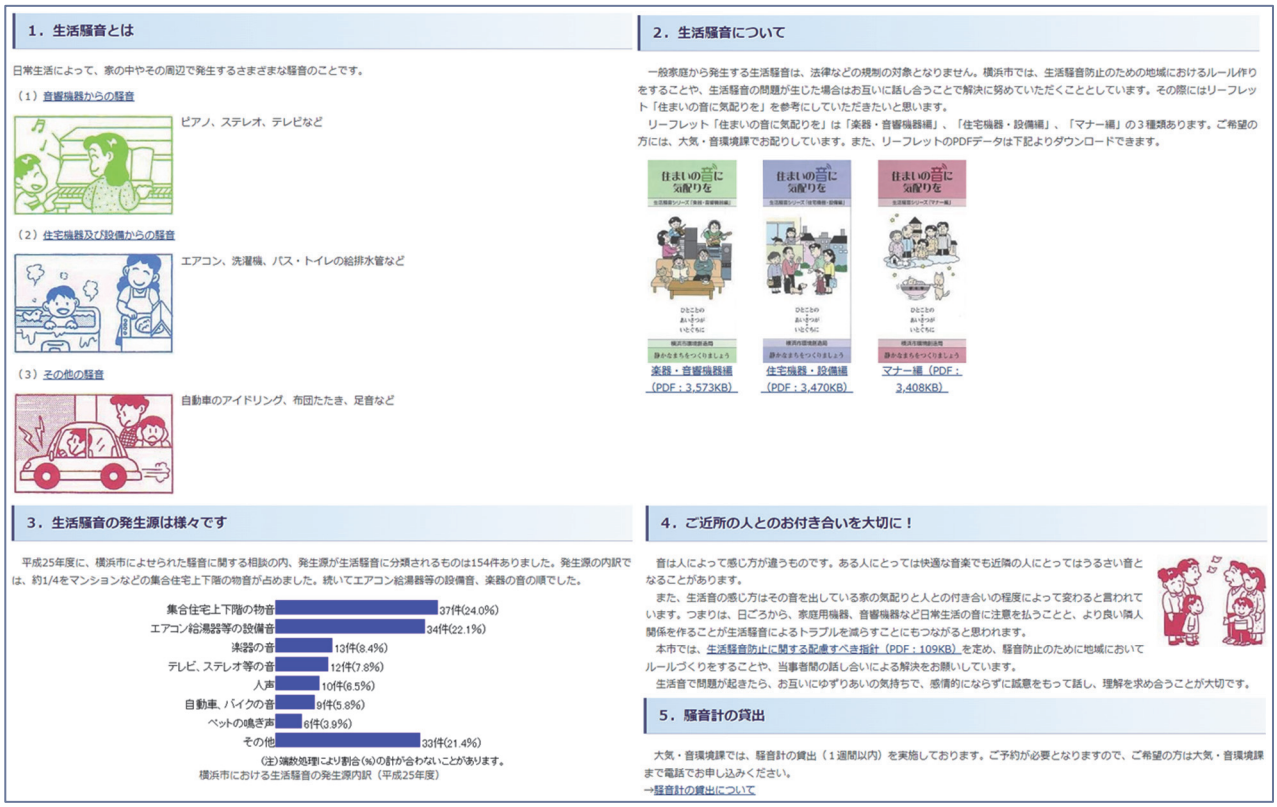

1．生活騒音とは

日常生活によって、家の中やその周辺で発生するさまざまな騒音のことです。

（1）音響機器からの騒音

ピアノ、ステレオ、テレビなど

（2）住宅機器及び設備からの騒音

エアコン、洗濯機、バス・トイレの給排水管など

（3）その他の騒音

自動車のアイドリング、布団たたき、足音など

2．生活騒音について

一般家庭から発生する生活騒音は、法律などの規制の対象となりません。横浜市では、生活騒音防止のための地域におけるルール作りをすることや、生活騒音の問題が生じた場合はお互いに話し合うことで解決に努めていただくこととしています。その際にはリーフレット「住まいの音に気配りを」を参考にしていただきたいと思います。

リーフレット「住まいの音に気配りを」は「楽器・音響機器編」、「住宅機器・設備編」、「マナー編」の３種類あります。ご希望の方には、大気・音環境課でお配りしています。また、リーフレットのPDFデータは下記よりダウンロードできます。

楽器・音響機器編（PDF：3,573KB）

住宅機器・設備編（PDF：3,470KB）

マナー編（PDF：3,408KB）

3．生活騒音の発生源は様々です

平成25年度に、横浜市によせられた騒音に関する相談の内、発生源が生活騒音に分類されるものは154件ありました。発生源の内訳では、約1/4をマンションなどの集合住宅上下階の物音が占めました。続いてエアコン給湯器等の設備音、楽器の音の順でした。

(注)端数処理により割合(%)の計が合わないことがあります。

横浜市における生活騒音の発生源内訳（平成25年度）

4．ご近所の人とのお付き合いを大切に！

音は人によって感じ方が違うものです。ある人にとっては快適な音楽でも近隣の人にとってはうるさい音となることがあります。

また、生活音の感じ方はその音を出している家の気配りと人との付き合いの程度によって変わると言われています。つまりは、日ごろから、家庭用機器、音響機器など日常生活の音に注意を払うことと、より良い隣人関係を作ることが生活騒音によるトラブルを減らすことにもつながると思われます。

本市では、生活騒音防止に関する配慮すべき指針（PDF：109KB）を定め、騒音防止のために地域においてルールづくりをすることや、当事者間の話し合いによる解決をお願いしています。

生活音で問題が起きたら、お互いにゆずりあいの気持ちで、感情的にならずに誠意をもって話し、理解を求め合うことが大切です。

5．騒音計の貸出

大気・音環境課では、騒音計の貸出（１週間以内）を実施しております。ご予約が必要となりますので、ご希望の方は大気・音環境課まで電話でお申し込みください。

→騒音計の貸出について

出典：横浜市ホームページ

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/seikatsu/

⑹川崎市

生活騒音に言及した条例・指針として、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」、「生活騒音対策に関する指針」を策定している。条例では、家庭用機器、住宅設備、音響機器及び日常生活に伴い発生する騒音の防止や良好な近隣関係の形成、生活環境の保全を求めている。事業者に対しては騒音発生のおそれのある機器等の製造・販売等にあたっては、使用者に対して適切な助言を行うものとしている。また、市長は生活騒音防止のための知識の普及や情報提供の実施、生活騒音対策に関する指針を定めている。指針では、家庭用機器及び音響機器の設置や使用、自動車のアイドリング等について配慮を行うよう定めている（図表Ⅳ-9）。

生活騒音に関するホームページ上の記載は、解決に向けての相談先についてや行政としては介入できない旨の記載のほか、リーフレットの掲載、貸し出しを行っている騒音計の使用時の注意点等が記載されている（図表Ⅳ-9、図表Ⅳ-10）。

図表Ⅳ- 9 川崎市の生活騒音に関する取組

■ 生活騒音に言及した条例・要綱・指針（市長の役割等を中心に抜粋）

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

- 何人も、自らの責任と相互の協力により、住宅内及びその周囲において、家庭用機器、住宅用設備又は音響機器から発生する騒音その他の日常生活に伴って発生する騒音（以下「生活騒音」という。）を防止し、良好な近隣関係の形成と静穏な生活環境の保全に努めるとともに、市が実施する生活騒音の防止に関する施策に協力しなければならない。
- 生活騒音を発生させ、又は発生させるおそれのある機器を製造し、販売し、又は設置する工事を行う者は、当該機器を使用する者に対し、生活騒音の防止上必要な助言を行う等生活騒音の防止に協力しなければならない。
- 市長は、市民が行う生活騒音を防止するための取組を支援するため、広報その他の手段を通じて生活騒音の防止に関する知識の普及、情報の提供等を行うとともに、市民が行う生活騒音の防止のための設備の設置又は改善、生活騒音を発生する機器の使用の工夫等生活騒音対策に関する指針を定め、これを公表するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

生活騒音対策に関する指針

- 市民は、静かな生活環境を作るため、必要に応じて次のような配慮等を行うよう努めるものとする。

■ 生活騒音の相談などに関するホームページ上の記載（抜粋又は概要を記載）

- 本市では、「生活騒音対策に関する指針」を定め、日常生活に伴って発生する騒音を防止し、良好な近隣関係の形成と静穏な生活環境の保全に努めています。さらに地域においてルールづくりをすることや、当事者間の話し合いによる解決をお願いしています。
- 賃貸住宅・賃貸マンションの場合は大家・管理会社へ、分譲マンションであれば管理組合へ、一戸建てなら町内会や自治会に相談する方法もあります。
- 市役所が介入することにより、近隣との関係がこじれてしまう場合もあります。また、民事的な事項については、原則として、市役所が介入することはできません。
- 本市では、騒音計の貸し出しを無料で行っており、実際に感じている騒音の大きさを、数値を持って客観的に借受者自身が確認することができます。また、集合住宅内での生活騒音の場合は、当事者、大家もしくは管理会社担当者に音を確認してもらう、あるいは、関係者立会いの下で音の測定をすることをすすめます。

■ パンフレット、リーフレットの作成

- 生活騒音を考えよう
  （https://www.city.kawasaki.jp/300/cmsfiles/contents/0000015/15375/seikatsu.pdf）

■ その他

- 騒音計の貸出。

図表Ⅳ- 10 川崎市のホームページ上の記載

生活騒音とは

ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます ツイート 2021年4月16日

コンテンツ番号15319

私たちの身のまわりには、さまざまな音があふれています。

生活騒音は日常生活の中で出る音であり、音の種類、音の出る時間、場所はいつも同じとは限りません。昼間は気にならかった音でも、早朝や夜間に周りが静かになれば、うるさく感じることもあります。音の感じ方には個人差があり、「△△デシベルだから何の問題もない。」というようにいきません。

生活騒音の特徴

- 法律や条例で直接に規制することは困難となっています。
- 限られた隣近所の人たちのみに迷惑・被害を与えます。
- お互いに被害者にも加害者にもなる可能性があります。
- 迷惑（被害）の程度は、騒音の大きさのみでは判断できず、加害者との近隣関係等に左右されます。

生活騒音の防止について

ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます ツイート 2021年4月16日

コンテンツ番号15324

音に対する配慮と工夫

音は、人によって感じ方が違うものです。

生活していくうえで「避けられない音」、自分にとって「楽しい音」も、他人にとっては「うるさい音」、「不快な音」として受け取られることもあります。

このことを認識して、日頃から、自らが出す音に注意を払い、他人の迷惑になる音は、できるだけ出さないよう工夫することが必要です。

しかし、工夫程度の簡単な方法では、問題の解決が期待できない場合もあります。

このような時は、必要に応じて何らかの防音対策が必要になります。

防音対策

- 音響機器
- 家庭用機器・住宅用設備
- その他

音響機器

ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます ツイート 2018年1月5日

コンテンツ番号15328

音響機器

快いはずの音楽も、他人には迷惑になります。

テレビ・ステレオ・カラオケなどの音響機器

早朝や深夜時間帯は音量を小さくするか、スピーカーではなくヘッドホンやイヤホンを使用しましょう。また、設置場所やスピーカーの向きは隣家への影響が少ない場所を考慮して置き、窓やドアを閉めたり厚手のカーテンやカーペットを使用しましょう。

ピアノ・電子オルガンなど楽器類

ピアノや電子オルガンなどの楽器類は、何らかの防音対策を施さない限りかなりの音が外へ漏れると考えなければなりません。夜間や長時間演奏するためには、本格的な防音工事が必要です。防音をしていない場合は夜間演奏は止めましょう。演奏する部屋は、外壁に接していない部屋か隣家への影響が少ない部屋を選び、演奏するときは窓や扉を必ず閉めましょう。

また、部屋にはカーペットを敷く、厚手のカーテンを使う等室内の吸音を良くし、楽器本体の音量が調節できるものは、音量を小さくして演奏しましょう。なお、さらに防音効果を高めるには、防音カプセル、アタッチメントパネルを使用しましょう。

家庭用機器 住宅用機器

ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます ツイート 2018年1月5日

コンテンツ番号15341

家庭用機器・住宅用設備

便利な機器も、騒音を発生させます。
（ルームエアコン、洗濯機、掃除機など）

扉・窓の開閉音

乱暴な開閉をやめて、静かな開閉を心掛ける。

扉にはドアクローザー、気密パッキン、隙間テープ等の緩衝材を取り付け、音の発生を少なくする工夫をしましょう。

風呂・給排水音

コンクリートの壁ひとつで隣家と接している集合住宅では、浴室・台所・トイレなどからの流水音は、本人が思っている以上に隣家に伝わっているものです。

早朝や深夜時間帯の入浴や水の使用はできるだけ控えましょう。

目覚まし時計・電話・チャイム

音量の調整ができるものを選び、隣家等から離れた場所に置き、迷惑がかからないようにしましょう。

洗濯機・換気扇・湯沸器・掃除機・室外機などの家庭用機器・住宅用設備

早朝や深夜の使用を控え、使用する時間に配慮しましょう。

また、定期的に点検し、異常音に注意を払い隣家に迷惑のかからない場所に設置しましょう。

新規に購入する際は販売店や工事店と相談し、低騒音型の機器を購入するよう努めましょう。

その他の防音対策

ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます ツイート 2018年1月5日

コンテンツ番号15348

その他

気づかないうちに、迷惑をかけています。

話し声・騒ぎ声

人の声の大きさは、性別、年齢、話の内容などによってある程度違いますが、一般的にはおおよそ50dB以上、ヒソヒソ話でも40dB程度あるといわれています。このため、本人は窓外気がつかずに迷惑をかけていることがあります。早朝・深夜の話し声や、人が集まった時の騒ぎ声には十分注意することが必要です。

ペットの鳴き声

犬

規則正しい食事と運動を与え、犬小屋はいつも清潔にし、小さいときからしつけムダ吠えはさせないようにしましょう。

猫

繁殖期の鳴き声は迷惑です。繁殖を望まない場合は、去勢・避妊手術について獣医師と相談しましょう。

鳥

早朝や深夜に鳴かせないように、カゴや小屋を遮光しましょう。

足音

足音は意外と階下にまで響いています。特に小さいお子様のいる家庭では、床にマット類を敷くなど階下の人の迷惑にならないようにしましょう。廊下や階段を歩く音も時間帯によっては迷惑な音です。共用部分でのルールを再確認しましょう。

生活騒音で迷惑や申し入れを受けたら

ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます ツイート 2021年4月16日

コンテンツ番号15375

生活騒音で迷惑や申し入れを受けたら

生活騒音は、日常生活に伴って発生するものですから、なくすことはできません。

それだけに、一人ひとりが普段から心掛けて、必要以上の音を出さないように注意することが大切です。

また、生活音の感じ方はその音を出している家の気配りと近隣との付き合いの程度によって変わると言われています。つまり、日ごろから、家庭用機器、音響機器など日常生活の音に注意を払うことと、より良い隣人関係を作ることが生活騒音トラブルを減らすことにもつながると思われます。

本市では、「生活騒音対策に関する指針」を定め、日常生活に伴って発生する騒音を防止し、良好な近隣関係の形成と静穏な生活環境の保全に努めています。さらに地域においてルールづくりをすることや、当事者間の話し合いによる解決をお願いしています。

生活騒音問題が起きたら、感情的にならず、お互いに譲り合いの気持ちをもって話しあうことが大切です。

出典：川崎市ホームページ https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-2-3-4-0-0-0-0-0.html

(7)宝塚市

生活騒音に言及した条例等の制定はなく、国の騒音規制法に準じて騒音全般の対応を行っている（図表Ⅳ-11）。

生活騒音に関するホームページ上の記載は、トラブル防止のための良好な近隣関係の構築を推進することやトラブルが発生した際の対応や市の法律相談等の紹介を記載している（図表Ⅳ-11、図表Ⅳ-12）。

図表Ⅳ- 11 宝塚市の生活騒音に関する取組

■ 生活騒音に言及した条例・要綱・指針（市長の役割等を中心に抜粋）
騒音規制法に準じて対応。
■ 生活騒音の相談などに関するホームページ上の記載（抜粋又は概要を記載）
・ 一人一人がマナーを守り、より良い近隣関係を築くことで、生活騒音によるトラブルの防止に努めましょう。 ・ なお、生活騒音には法律や条例による規制がありません。生活騒音によるトラブルが発生した場合には、原則として当事者間での話し合いにより解決していただくことになります。当事者間での話し合いが困難な場合には、自治会やマンションの管理組合等へ相談することで解決に努めてください。 ・ それでも解決が困難な場合は、市役所の無料法律相談（事前予約制）を利用される等、法律の専門家へご相談ください。
■ パンフレット、リーフレットの作成
・ 作成無し。（環境省パンフレットをホームページ上に掲載）
■ その他
・ 騒音計の貸出。

図表Ⅳ- 12 宝塚市のホームページ上の記載

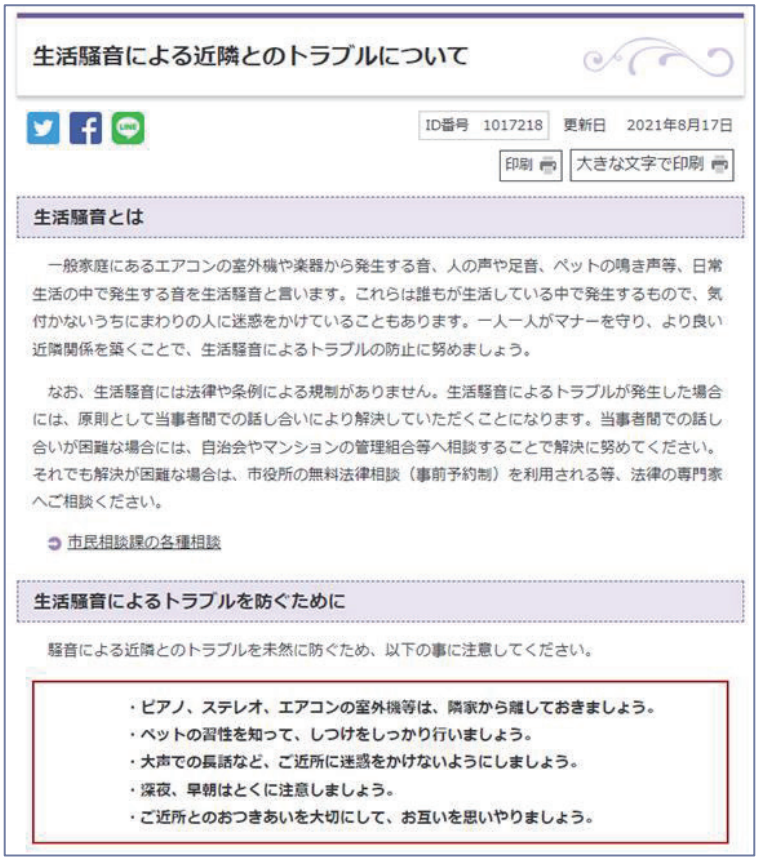

生活騒音による近隣とのトラブルについて

ID番号 1017218 更新日 2021年8月17日

印刷 大きな文字で印刷

生活騒音とは

一般家庭にあるエアコンの室外機や楽器から発生する音、人の声や足音、ペットの鳴き声等、日常生活の中で発生する音を生活騒音と言います。これらは誰もが生活している中で発生するもので、気付かないうちにまわりの人に迷惑をかけていることもあります。一人一人がマナーを守り、より良い近隣関係を築くことで、生活騒音によるトラブルの防止に努めましょう。

なお、生活騒音には法律や条例による規制がありません。生活騒音によるトラブルが発生した場合には、原則として当事者間での話し合いにより解決していただくことになります。当事者間での話し合いが困難な場合には、自治会やマンションの管理組合等へ相談することで解決に努めてください。それでも解決が困難な場合は、市役所の無料法律相談（事前予約制）を利用される等、法律の専門家へご相談ください。

市民相談課の各種相談

生活騒音によるトラブルを防ぐために

騒音による近隣とのトラブルを未然に防ぐため、以下の事に注意してください。

・ピアノ、ステレオ、エアコンの室外機等は、隣家から離しておきましょう。
・ペットの習性を知って、しつけをしっかり行いましょう。
・大声での長話など、ご近所に迷惑をかけないようにしましょう。
・深夜、早朝はとくに注意しましょう。
・ご近所とのおつきあいを大切にして、お互いを思いやりましょう。

出典：宝塚市ホームページ https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kankyo/1020781/1043236/1017218.html

３．ヒアリング調査の結果

⑴ヒアリングの実施状況

地方公共団体へのヒアリングは、以下のように実施した（図表Ⅳ-13）。

図表Ⅳ- 13 ヒアリングの実施概要

ヒアリング実施日時	ヒアリング先	ヒアリング実施者
2021 年 11 月 22 日(月) ZOOM	兵庫県宝塚市 環境部環境室環境政策課 多田様、坂口様	一般社団法人　地方自治研究機構 主任研究員　山本　史門 研究員　渡辺　靖仁
2021 年 11 月 24 日(水)	東京都世田谷区 環境政策部環境保全課 真中様、小林様	
2021 年 11 月 25 日(木)	神奈川県川崎市 環境局環境対策部環境保全課 塚本様	
2021 年 11 月 26 日(金) ZOOM	千葉県市川市 環境部生活環境保全課 石田様	
書面回答	埼玉県草加市 市民生活部環境課 蓮見様	
書面回答	神奈川県横浜市 環境創造局環境保全部大気・音環境課 野上様	

ヒアリング調査については、ヒアリングシート及び生活騒音等の相談・苦情に係る業務内容シートを基に行い、設問ごとに以下のとおり取りまとめを行った。

⑵ヒアリングの結果

1）コロナ禍での生活騒音の相談・苦情の動向

生活騒音に関する昨今の動向について、新型コロナウイルス感染症拡大前・後を比較すると、相談・苦情件数は概ね増加傾向にあることが分かった。その要因の一つとしては、テレワーク等に起因する在宅時間の増加から、今まで認知していなかった日中の音に気が付くようになり、それが相談・苦情へ繋がっていることが考えられる。地方公共団体への相談・苦情内容については、生活騒音に限らず、特定建設作業音等を含めた騒音全般に及んでいる。

2）条例や指導要綱の策定等

今回ヒアリングを行った地方公共団体の中で松戸市、市川市、草加市、横浜市、川崎市では生活騒音に言及している条例や要綱の策定を行っている。条例等では、良好な近隣関係の構築や市民へ向けた生活騒音防止のための協力、広報を通した知識の普及、防止のための指導及び助言などを明記している。特に松戸市、市川市の策定している指導要綱では、市長の多様な役割を規定している中で、音の発生原因や状況等の調査、測定の実施、市民又は事業者への指導の実施などが規定され、生活騒音に関して積極的に関与し解決へ向けた働きかけを行っていることが明らかとなった。

3）生活騒音等の相談・苦情に係る業務内容

i）相談・苦情の受付

相談・苦情の受付は、主に電話・メール・FAX・手紙・窓口となっている。具体的な聞き取り内容としては、苦情発生の経緯、被害状況、音の種類、場所、時間帯など、どの地方公共団体も詳細な聞き取りを行っているが、宝塚市、世田谷区、横浜市、川崎市、草加市では聞き取りの結果、生活騒音と判断した場合は行政では介入できないため当事者間での解決を促す対応を行っている。行政が介入できない背景には、法令や条例等による規制・根拠がないことが考えられる。

また、近年では匿名やメールでの相談も多く、事案の詳細な把握や情報共有に苦慮するケースも増加傾向にあることが課題として挙げられた。

ii）受付後の対応

相談・苦情を受付けた際に、現場へ赴きその音の確認や調査を行っている地方公共団体は少なく、多くの地方公共団体では解決に向けた相談先として、自治会・管理会社・管理組合・行政で実施している無料の法律相談等を案内している。

ヒアリング調査の中で実際に生活騒音に起因する相談・苦情が発生した際に、現地で対応を行っている地方公共団体は松戸市と市川市のみであった。具体的な確認・調査内容であるが、苦情内容の事実（音の種類、発生源、音の大きさ等）、周囲の状況等の確認を行っている。

iii）注意・指導

注意・指導においても、「受付後の対応」と同様に、実施している地方公共団体は松戸市と市川市のみであった。背景には法令や条例等の根拠がないことや、行政が介入することで問題を悪化させてしまう懸念があるため、実施しない地方公共団体が多いと思われる。

iv）その他

松戸市と市川市においては、策定している指導要綱に抵触しない事案であっても、相談者からの要望があれば基本的には現地での確認や調査、注意等を行っている。なお、松戸市では注意を行った旨の報告を相談者へ行うとともに、騒音発生者が注意等を受けて改善を行った事項について市へ報告するよう求めている。

また、宝塚市、世田谷区、横浜市、川崎市、市川市では騒音計の貸出を行っている。近年では騒音計の貸出件数は増加傾向にあり、計測した数値は信憑性が担保されているわけではないが、目には見えない音を数値として可視化することが可能となり、当事者間で問題を整理するにあたっては一定の効果があると思われる。

4）相談・苦情内容の管理方法

Excel や Access を活用し、生活騒音に関する苦情内容等を管理している。特に川崎市においては、相談受付時に Excel で管理を行い、その後、発生場所と地図をリンクさせることのできるシステムを活用している。

5）騒音等に関するアンケート調査の実施

ヒアリング先の地方公共団体ではすべて未実施であった。

6）相談・苦情内容についての分析

ヒアリング先の地方公共団体ではすべて未実施であり、騒音発生者に関する業種等の取りまとめに留まっている。

7）生活騒音に関しての広報状況

「広報紙で定期的に行っている」や「賃貸アパート・マンション等の大家・管理会社・管理組合に対して生活騒音に関する条例等の周知や啓蒙等を行っている」はヒアリング先の地方公共団体では未実施であった。

「パンフレット・リーフレットを作成している」と回答したのは世田谷区、横浜市、川崎市であり独自に作成を行っている。また、宝塚市、市川市においては環境省の生活騒音に関するパンフレットをホームページに掲載している。

「ホームページ上での生活騒音に関する情報提供」は宝塚市、世田谷区、横浜市、川崎市、市川市で実施している。

広報活動による市民の反応や実際の声として、生活騒音問題に関する話し合いの場で活用したとの声もあり、生活騒音は目には見えない問題のため、パンフレット等を活用し、視覚的にも当事者に認知を促すことが、解決に向けての一助となる可能性があると思われる。

8）地域における生活騒音に関するルール作り等

ルール作りにおいては、世田谷区、川崎市、草加市では「実施されていない」であり、松戸市、宝塚市、横浜市、市川市は「実施しているか不明」であった。

9）その他

近年の生活騒音問題では、近所付き合いが希薄化しているため、生活騒音に関するトラブルが起きやすい状況になっている。

また、相談受付時であるが、相談者の中には近隣トラブルの発生や相談者個人が特定されるのではないかと懸念し十分な情報共有ができないケースや既にトラブルに発展している場合もあり、行政の立場から根本的な解決を図ることは難しく、さらには苦情が長期化することで担当職員の精神的な負担となっていることも見受けられる。

生活騒音への対応では、自宅を作業場としている方など事業騒音との線引きに苦慮することや幻聴等の症状から起因する場合は福祉面からのサポートの必要性を感じているとのことであった。

■ヒアリングシートへの回答結果

Q1　コロナ禍等による生活騒音に関する相談の傾向について

在宅時間の増加から、日中の音を認知することが出来るようになり、騒音全般の相談苦情が増加している傾向にある。

Q1-1：新型コロナウイルス感染症流行前・後の生活騒音の発生件数を教えて下さい。

	松戸市	宝塚市	世田谷区	横浜市	川崎市	市川市	草加市
令和元年度	28	7	26	146	48	11	0
令和２年度	62	10	33	131	110	22	0

Q1-2：相談者の属性について、変化はありましたか。

	松戸市	宝塚市	世田谷区	横浜市	川崎市	市川市	草加市
変化の有無	変化あり	変化なし	変化あり	変化あり	変化あり	変化なし	変化なし
具体的な内容	在宅勤務者からの申し出が増加	－	在宅勤務者からの申し出が増加	在宅勤務者からの申し出が増加	在宅勤務者からの申し出が増加	－	－

Q1-3：相談内容について、変化はありましたか。

（エネファーム等を原因とするような低周波音等に関する相談が増加など。）

	松戸市	宝塚市	世田谷区	横浜市	川崎市	市川市	草加市
変化の有無	変化あり	変化なし	変化なし（生活騒音）	変化あり	変化なし	変化あり	変化あり
具体的な内容	日中、認知できる騒音に関する相談が増加	－	・解体現場等の騒音に関する苦情が増加 ・飛行騒音の苦情が増加	・子どもに起因する相談が増加 ・ホームパティー等に起因する相談が増加	－	日中、認知できる騒音に関する相談が増加	低周波音苦情が微増（病院、老健施設等の室外機など）

Q2　一般的な騒音や生活騒音に関しての条例や指導要綱などが設置されている場合はその名称と概要を記載してください。

⇒「2　ホームページ等での公表資料の整理」に記載。

Q3 相談発生時の対応を教えて下さい。別紙「生活騒音等の相談・苦情に係る業務内容」へ記載をお願いします。

⇒「参考２）生活騒音等の相談・苦情に係る業務内容についての調査結果」　に記載

Q4 相談・苦情内容についてデータベース等（Excel や Access 等により整理しているものも含む。）で管理しているのでしょうか。

川崎市は相談苦情を Excel で管理を行い、その後に発生場所と地図をリンクすることのできるシステムを使用している。

	松戸市	宝塚市	世田谷区	横浜市	川崎市	市川市	草加市
管理の有無	行っている	行っている	行っている	行っている	行っている	行っている	行っていない

Q5 騒音等に関する調査（アンケート等）は実施されていますでしょうか。

	松戸市	宝塚市	世田谷区	横浜市	川崎市	市川市	草加市
実施の有無	未実施※	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

※本調査研究に関するものは除く

Q6 相談・苦情内容について分析を行い、業種・分野別の動向を把握していますでしょうか。

	松戸市	宝塚市	世田谷区	横浜市	川崎市	市川市	草加市
分析の有無	行っていない※	行っていない	行っていない	行っていない	行っていない	行っていない	行っていない

※本調査研究に関するものは除く

Q7 生活騒音に関しての広報活動の実施状況を教えて下さい。

	松戸市	宝塚市	世田谷区	横浜市	川崎市	市川市	草加市
（ア）広報紙で定期的に行っている	－	－	－	－	－	－	－
（イ）パンフレット・リーフレットを作成している	－	△（環境省パンフレットを掲載）	○	○	○	△（環境省パンフレットを掲載）	－
（ウ）ホームページ上での生活騒音に関する情報提供	－	○	○	○	○	○	－
（エ）賃貸アパート・マンション等の大家・管理会社・管理組合に対して生活騒音に関する条例等の周知や啓蒙等を行っている	－	－	－	－	－	－	－

凡例）○：実施している　－：実施していない

Q7-1：広報活動やパンフレット・リーフレット等に対する市（区）民の反応や実際の声・成果などありましたら教えて下さい。

特にパンレット・リーフレットは生活騒音問題に困っている方へ配布することで、話し合いの場で活用することができたなどの声があった。生活騒音は目には見えない音に関する問題であるため、パンフレット・リーフレット等を活用し、視覚的に当事者に認知を促すことが可能であり、問題解決に向けてのツールとなることが考えられる。

Q8 地域（自治会等）において、生活騒音に関するルール作りなどが実施されているでしょうか。

松戸市	宝塚市	世田谷区	横浜市	川崎市	市川市	草加市
実施されているか不明	実施されているか不明	実施されていない	実施されているか不明	実施されていない	実施されているか不明	実施されていない

Q9 生活騒音等への対応にあたり、普段感じていることがありましたら教えて下さい。

- 相談時には既にトラブルに発展している場合もあり、行政の立場から根本的な解決を図ることは難しい。
- 近所付き合いが希薄化しているため、トラブルが起きやすい状況になっていると感じている。
- 福祉関連部署との連携の必要性を感じることがある。（幻聴等の症状で福祉面からのサポートも必要。）
- 自宅を作業場としている方もいるため、事業騒音との線引きに苦慮することがある。
- 相談者の中には近隣トラブルの発生や相談者個人が特定されることを懸念し、十分に情報共有できないケースも見受けられる。
- 苦情が長期化するケースもあり、担当職員の精神的な負担となっている。

参考２）生活騒音等の相談・苦情に係る業務内容についての調査結果

相談・苦情の受付

	松戸市	宝塚市	世田谷区	横浜市	川崎市	市川市	草加市
受付の手段	• 電話 • FAX • 手紙 • 窓口	• 電話 • FAX • 手紙 • 窓口	• 電話 • メール • 窓口 • ホームページへの書き込み（区民の声）	• 電話 • FAX • メール • 窓口 • 手紙	• 電話 • FAX • メール • 手紙 • 窓口	• 電話 • FAX • メール • 手紙 • 窓口	• 電話 • FAX • メール
聞き取りの内容や具体的な対応	• 苦情発生の経緯 • 被害状況 • 音の種類 • 発生場所 • 発生時間帯 • 苦情の内容が市として対応可能かどうかを伝える。	• 苦情発生の経緯、発生源等を詳細に聞取り • 生活騒音の場合は当事者間での解決を促す	• 音の種類 • 発生場所 • 時間帯 • 生活騒音の場合は当事者間での解決を促す	• 発生源や状況の確認 • 解決に向けた助言 • 適切な窓口の案内 • 生活騒音の場合は当事者間での解決を促す	• 日時 • 発生源 • 音の種類 • 実際の音を当事者と共有 • 生活騒音の場合は当事者間での解決を促す	• 日時 • 発生源 • 音の種類 • 実際の音を当事者と共有 • 対応結果の報告有無	• 生活騒音に対応する規制がないため、対応困難と回答
聞き取りにおいて近年課題となっている点、他地方公共団体と比較して課題となる点	－	• 市として対応できない内容と伝えても対応を迫られるケースがある。 • 発生源の詳細把握。	• 苦情の長期化が行政に対する不満を増大させ、職員の負担となっている。 • 苦情処理は接遇技術の難易度が高い。	• メールによる相談は十分な情報が記載されてないケースがあり、複数回やりとりが必要な場合がある。	－	－	－
聞き取りにおいて近年うまくいっている点、他地方公共団体と比べてうまくいっている点	－	－	－	• 騒音計の貸出 • リーフレットの配布	－	－	－

受付後の対応

	松戸市	宝塚市	世田谷区	横浜市	川崎市	市川市	草加市
現地での確認	行っている	行っていない	行っている（条件有）	行っている（条件有）	行っていない	行っている	行っていない
現地確認・調査を行う条件	• 苦情の相談があれば、現地確認等を行っている。	－	• 低周波音 • 恒常的に騒音となっている場合	• 低周波音（発生源がエコキュート等かつ発生者の協力が得られる場合）	－	• 要望があれば行う。 • 基本的には現場に赴き音を確認する。	－
現地確認・調査を行う際の具体的な内容等や気を付けている点	• 苦情内容の確認（音の種類等） • 時間帯が分かっている場合は、その時間に調査を行う。 • 周辺状況の確認。 • 間違いが無いよう何度も確認する。	－	• 苦情者、原因者の双方の事実確認	• 低周波音の参照値は目安であるため強制力はないことを伝える。	－	• 発生源の特定 • 騒音の大きさ	－
近年課題となっている点や他地方公共団体と比較して課題となっている点	－	－	• 匿名希望が多く対応に苦慮。 • 条例改定も要求される場合もある。	• 発生者の了解が得られず測定に至らない。	－	無し	－
近年うまくいっている点や他自治と比較してうまくいっている点	• 迅速な対応（初動対応）を心掛けている。 • 測定等について職員自ら行っている。	－	－	• 精密騒音計の貸出	－	無し	－
現地での確認等を行わない理由	－	• 条例等の根拠がないため。	－	－	• 個人間には介入していないため。	－	• 生活騒音に対する対応を行っていないため。
現地での確認等を今後実施するよう変更する予定の有無	－	無し	無し	－	無し	－	無し

注意・指導について

	松戸市	宝塚市	世田谷区	横浜市	川崎市	市川市	草加市
発生者に向けての注意・指導	行っている	行っていない	行っていない	行っていない	行っていない	行っている	行っていない
具体的な内容	・苦情内容等を発生者に伝え、発生者から事情を聴取。 ・発生者に対し、対策を講ずるよう指導。	－	－	－	－	・発生源が特定できた場合。 ・相談者の意向がある場合。	－
近年課題となっている点や他地方公共団体と比較して課題となっている点	－	－	－	－	－	無し	－
近年うまくいっている点や他自治と比較してうまくいっている点	・法令や要綱等に抵触しない場合でも注意等を行う。 ・発生者が対策を行った後、必ず市に連絡するよう伝える。	－	－	－	－	無し	－
注意・指導を等を行わない理由	－	・条例等の根拠がないため。	・行政が介入することでトラブルを悪化させる懸念があるため。	・規制対象ではないため、当事者間での解決を促す。	・規制対象ではないため、当事者間での解決を促す。	－	・生活騒音に対する対応を行っていないため。
注意や指導を今後行うように変更する予定の有無	－	無し	無し	無し	無し	－	無し

その他

松戸市	宝塚市	世田谷区	横浜市	川崎市	市川市	草加市
【苦情への対応等】 ・基本的には現地での調査・確認を行っている。 ・騒音の大きさが基準値以内であっても、苦情者の意向があれば、発生者に対し、注意等を行っている。 ・現地調査、注意・指導等の内容を苦情者へ報告する。	【騒音計の貸出】 ・申出があれば騒音計の貸出を行っている。 【その他】 ・加害者側からも相談があり、一般的な騒音防止策についての情報提供を行う。	【苦情の相談先】 ・個人間の問題については自治会・管理会社・管理組合への相談又は無料の法律相談の活用等を案内している。	【騒音計の貸出】 ・騒音計の貸出を行っている。 【苦情の相談先】 ・管理会社・管理組合への相談又は無料の法律相談の活用等を案内している。 【その他】 ・苦情相談の受付から原則3日以内の初動対応を行っている。	【騒音計の貸出】 ・騒音計の貸出を行っている。 【苦情の相談先】 ・自治会・管理会社・管理組合への相談又は無料の法律相談の活用等を案内している。	【苦情への対応等】 ・指導要綱の内容に関わらず、まずは現地での状況確認を行っている。 【苦情の相談先】 ・トラブルの解決に向けては自治会・管理会社・管理組合への相談又は無料の法律相談の活用等を案内している。	・特になし。

４．まとめ

⑴他地方公共団体の優れた取組

ヒアリングを行った地方公共団体の中では、ホームページでの情報提供や地方公共団体独自のパンフレット・リーフレットの作成、騒音計の貸出などを行っているところも確認できた。ホームページの情報提供では生活騒音の特徴やその発生源、防止方法、苦情等を受けた際の対処方法などの記載や生活騒音について図解等を取り入れたパンフレット・リーフレットの作成など、生活騒音に対する理解や周知に関して創意工夫をいかし対応している地方公共団体も見受けられた。

⑵松戸市の優れた取組

今回ヒアリング調査を行い、いくつかの地方公共団体の生活騒音への取組等について把握することができたが、「生活騒音等の相談・苦情に係る業務内容」においては、松戸市は他地方公共団体と比較し、より積極的に関与し、市民に寄り添った対応が出来ていると考えられる。

⑶今後の松戸市の取組に向けて

生活騒音に関するホームページやパンフレット等を積極的に活用し情報提供を行っている地方公共団体も存在する。松戸市においては、これまでの生活騒音に関する相談・苦情の受付やその後の対応などで培ってきた実務ベースの経験や知見等をいかしていくほか、広報や情報発信についても効果的に取り入れるなど、今後、松戸市が生活騒音に関する対応の在り方を検討する上で参考になるのであろう。

第５章 国等の動向

第５章　国等の動向

１．騒音に関する法令等の推移

産業の発展等を背景に、騒音問題は住民の日常生活の身近な公害となっていた。このような事態に対処するため昭和 43 年「騒音規制法」が施行され、工事及び建設作業音等に必要な規制を行うこととなった。昭和 50 年以降は「生活騒音」に関しての苦情が増加し始め、これらに対しては深夜営業（カラオケ騒音）や商業宣伝等の拡声器騒音を対象にモデル条例の策定やマニュアル等が作成された。こうした騒音規制法をはじめとする法令等の整備や住宅等の遮音性能が向上したことにより、従来の大きな音に対する苦情が減少傾向にある中で、近年では小さいけれど気になる騒音や低周波音に対する苦情が寄せられ、低周波音による物的・心身苦情が増加したことから、低周波音に関する測定方法・マニュアル・事例集などの整備が多く進められた（図表Ⅴ-1）。

図表Ⅴ- 1 騒音に関する法令等の推移

年度	施行内容
昭和43年度	環境庁「騒音規制法」公布
昭和55年度	環境庁「深夜営業騒音（カラオケ騒音）規制のモデル条例」策定
昭和58年度	環境庁「生活騒音の現状と今後の課題」作成
昭和58年度	環境庁「深夜営業騒音防止技術マニュアル」作成
昭和61年度	環境庁「都市騒音環境の把握手法」策定
昭和61年度	環境庁「拡声器騒音防止マニュアル」作成
平成元年度	環境庁「商業宣伝等の拡声器放送に係る騒音の規制等対策」策定
平成5年度	環境庁「環境基本法」公布
平成5-9年度	環境庁「生活騒音対策モデル都市推進事業」実施
平成9年度	「環境影響評価法」公布
平成11年度	新「騒音に係る環境基準」施行
平成12年度	環境庁「低周波音の測定方法に関するマニュアル」作成
平成14年度	環境省「低周波音防止対策事例集」作成
平成16年度	環境省「低周波音問題対応の手引書」作成
平成20年度	環境省「低周波音対応事例集」作成
平成23-25年度	公害等調整委員会「騒音に関わる苦情とその解決方法」
平成28-29年度	公害等調整委員会「低周波音被害に関わる苦情への対応」
令和２年度	環境省「地方公共団体担当者のための省エネ型温水器等から発生する騒音対応に関するガイドブック」

・・・法令等　・・・マニュアル・手引き等　・・・ガイドライン等　・・・調査・研究等

２．関係法令

1）環境基準（環境基本法）

環境基準とは、「人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準」として、「大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのか」という目標を定めている。「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標であるが、人の健康等を

維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものである。騒音については、全般的な騒音についての「騒音にかかわる環境基準」、航空機に関する「航空機騒音にかかわる環境基準」、新幹線にかかわる「新幹線鉄道騒音にかかわる環境基準」に分類されており、それぞれの環境基準について「地域の類型」及び「基準値」を掲げている。なお、これらの環境基準の数値は各地方公共団体が指定するものとなっている。

同法の体系は次のとおりである（図表Ⅴ-2）。

図表Ⅴ-２ 環境基本法の体系

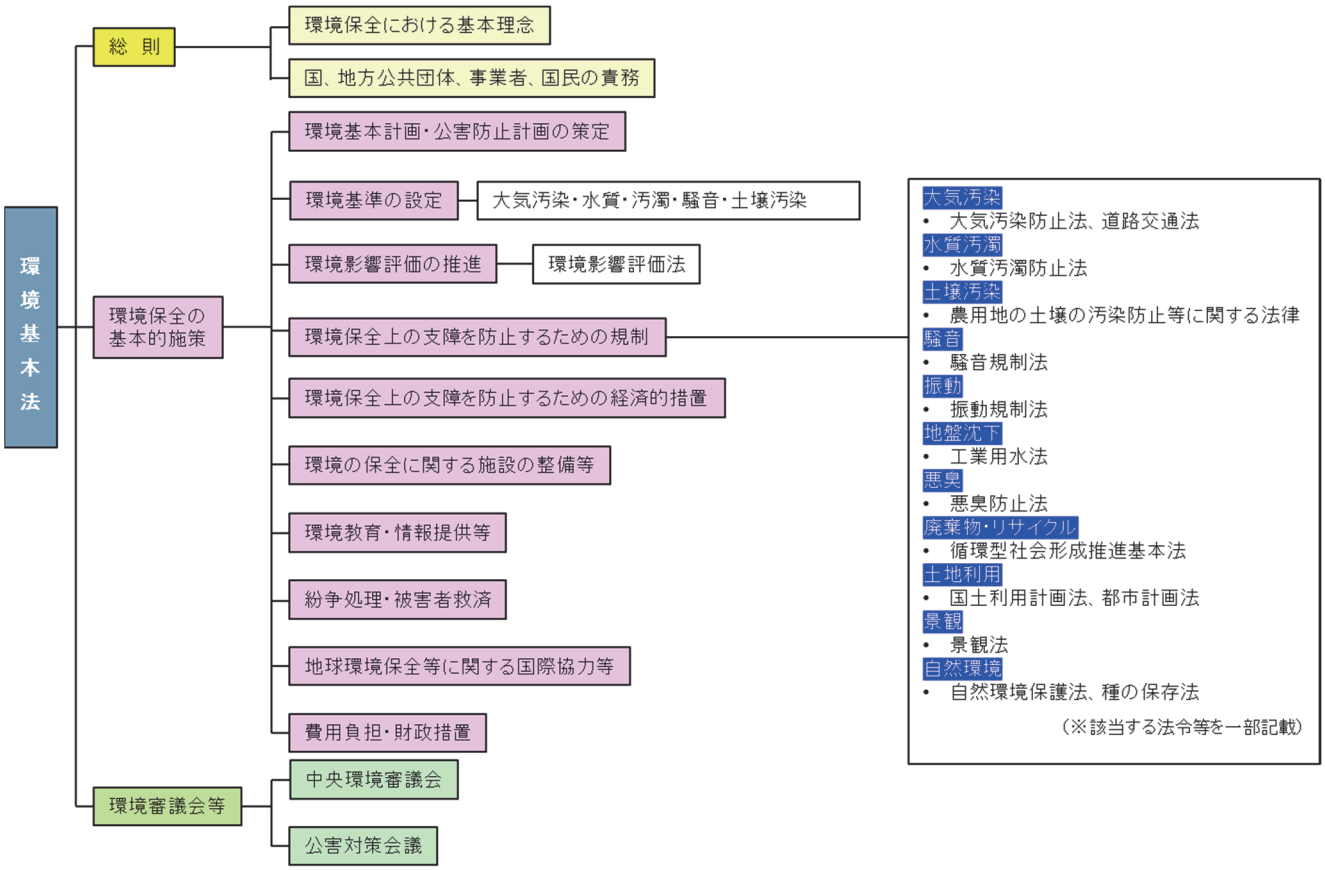

出典：愛知県環境局「環境法の体系」を基に作成

https://www.pref.aichi.jp/kankyo/kansei-ka/hourei/hou/houtaikei.pdf

2）騒音規制法

騒音規制法は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としている。

同法の体系は、次のとおりである（図表Ⅴ-3）。

図表Ⅴ- 3 騒音規制法の体系

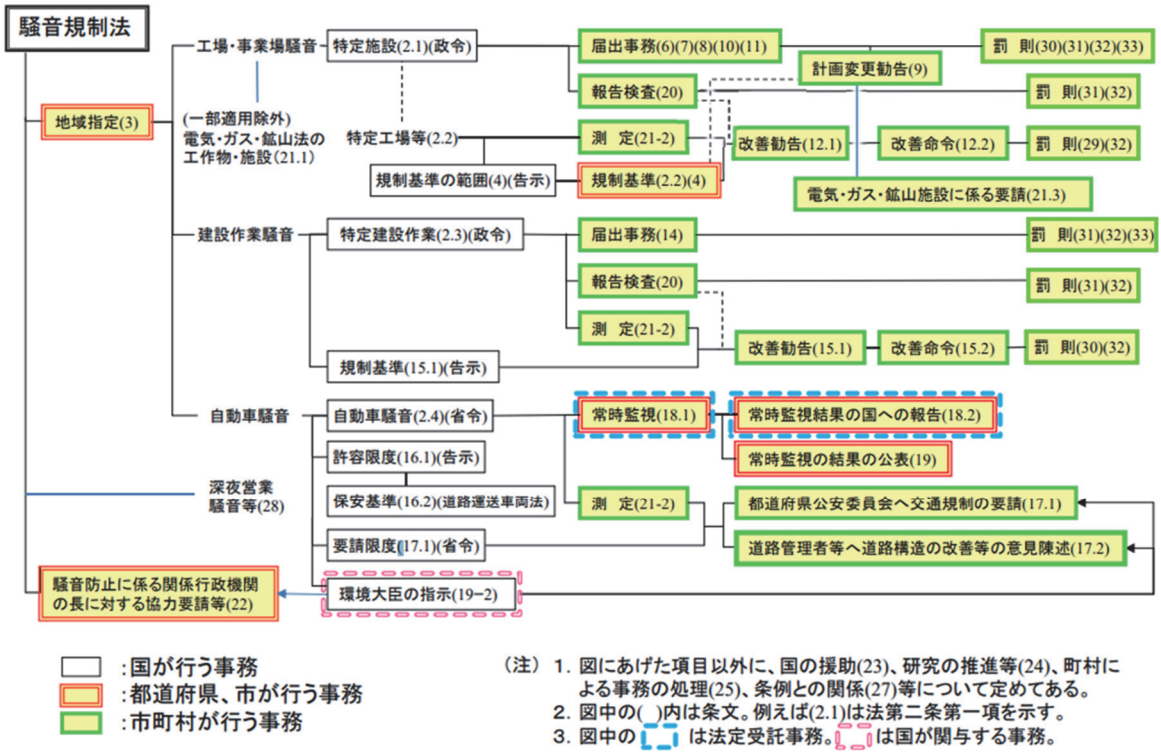

出典：環境省ホームページ https://www.env.go.jp/air/noise/low-g.pdf

また、同法の主な規制の対象と規制内容は、以下のとおりである。

i）工場・事業場の騒音規制

機械プレスや送風機など、著しい騒音を発生する施設であって政令で定める施設を設置する工場・事業場が規制対象となる。具体的には、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。以下「都道府県知事等」という。）が騒音について規制する地域を指定するとともに、環境大臣が定める基準の範囲内において時間及び区域の区分ごとの規制基準を定め、市町村長が規制対象となる特定施設等に関し、必要に応じて改善勧告等を行う。

ii）建設作業騒音の規制

くい打機など、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令で定める作業を規制対象としている。

具体的には、工場騒音と同様に都道府県知事等が規制地域を指定するとともに、環境大臣が騒音の大きさ、作業時間帯、日数、曜日等の基準を定めており、市町村長は規制対象となる特定建設作業に関し、必要に応じて改善勧告等を行う。

iii）自動車騒音の規制

自動車単体から発生する騒音に対して、自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の大きさの限度値を環境大臣が定めており、都道府県知事等が定める指定地域内において、測定の結果、自動車騒音が環境省令で定める限度値を超えていることにより、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、市町村長は都道府県公安委員会に道路交通規制等の措置をとるよう要請する。

iv）深夜騒音等の規制

深夜騒音等の規制に関しては、地方公共団体が、住民の生活環境保全の観点から、当該地域の自然的、社会的条件に応じて必要な措置を講ずる。

３．調査・研究等

これまで騒音全般に関する調査・研究が多く行われてきているが、その中でも生活騒音に言及した調査・研究の一部について以下のとおり記載した。なお、各調査・研究の図表については、その概要やポイントとなる箇所について抜粋し、簡潔に記載を行っている。

1）「生活騒音の現状と課題（昭和 58 年度　環境庁）」[7]

昭和 58 年、環境庁では生活騒音を対象とした意識調査を行い、その実態把握や生活騒音の低減に向けた対応策・防止に向けた知識等の普及推進の取りまとめを行った。住宅・家庭用機器・音響機器を対象に、その騒音低減対策や、防止知識の普及方法として、パンフレット等を用いた啓蒙活動や生活モデル案の作成等が示された（図表Ⅴ-4）。

[7] 環境庁、生活騒音の現状と課題、昭和 58 年９月、https://www.env.go.jp/air/ippan/kinrin/attach/1983_09.pdf

図表Ⅴ- 4 環境庁「生活騒音の現状と課題」の概要

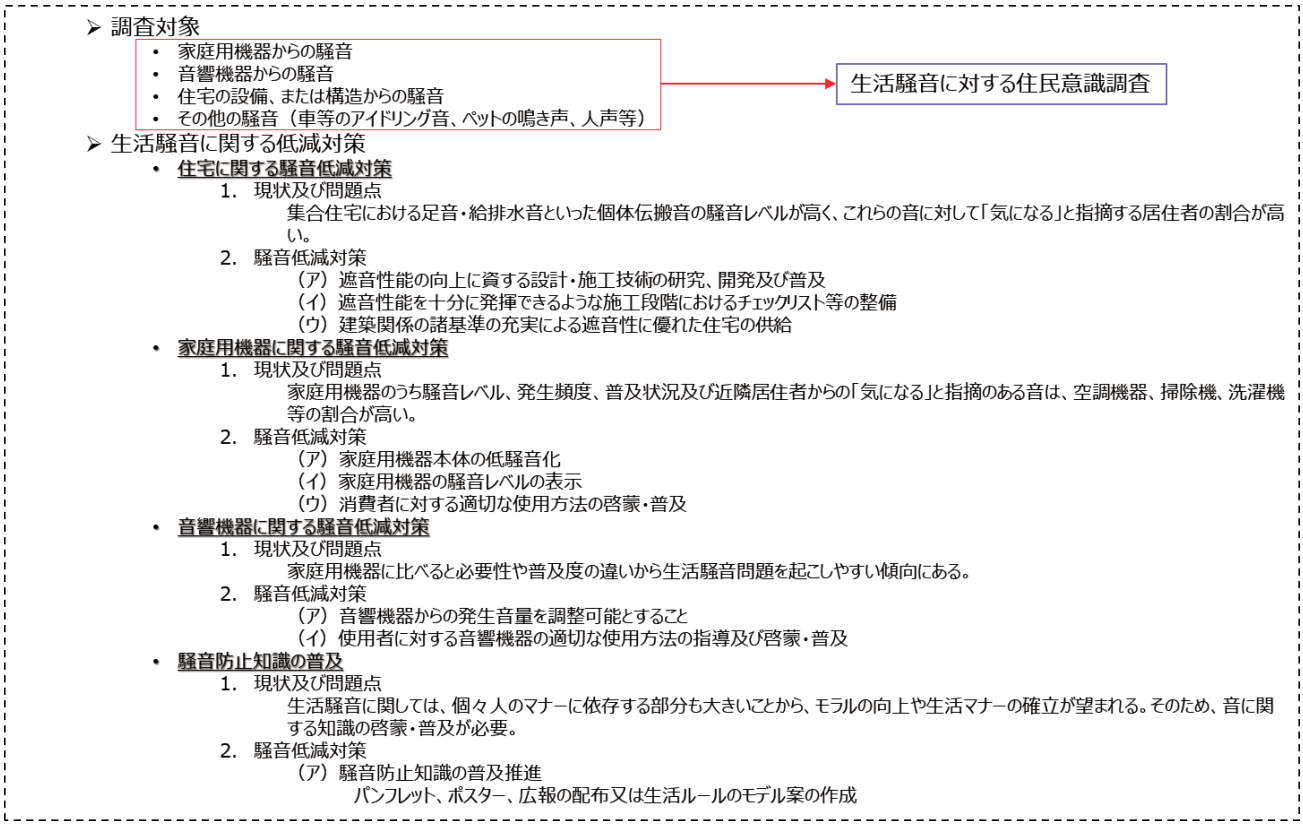

2)「騒音苦情の変遷と行政対応（平成 18 年度　公益社団法人　日本騒音制御工学会　学会誌「騒音制御」30 巻２号（2006.４））」[8]

日本騒音制御工学会の会誌の解説で、これまでの騒音苦情の推移（年代別のトレンド）やそれに対する行政対応として、国や地方公共団体の施策等について検証し、今後行政が行うべき取組や行政対応の在り方を現場対応等の視点から述べている。行政の騒音低減化施策では、川崎市などが要綱の制定やリーフレット・ホームページ等での啓発活動で生活騒音苦情の低減の効果が現れていると紹介している。行政施策の今後の方向性としては、騒音苦情処理手法の確立や民意を重視した騒音低減対策の検討、市民参加の施策展開を行っていく必要があると解説している（図表Ⅴ-5）。

[8] 公益財団法人　日本騒音制御工学会、騒音苦情の変遷と行政対応、平成 18 年４月
https://www.jstage.jst.go.jp/article/souonseigyo1977/30/2/30_2_92/_pdf

図表Ⅴ-５ 「騒音苦情の遷移と行政対応」の概要

➢ 苦情の推移

- 昭和47年度から工場・事業場騒音に関する苦情が減少したが、背景には行政による規制の強化や事業者の騒音低減対策の努力が考えられる。
- 生活騒音については、昭和54年度頃より社会的な問題となり苦情の発生件数は年々増加し、昭和62年度には約2,000件（全国）近くに上ったが、行政側における生活騒音の防止要綱の制定や積極的な啓発事業の成果により、平成16年度には約1,000件（全国）に減少した。

➢ 行政における騒音低減化施策の推移

- 環境庁では昭和58年度に「生活騒音の現状と課題」を作成し、地方公共団体に対し配布。
- 昭和58年度、地方公共団体の実務担当者と学識者から構成される「近隣騒音検討会」を設置。国をはじめ多くの地方公共団体では検討会の指針を受け、啓発事業を主体として苦情減少等の効果を上げている。
- 川崎市などは「生活騒音の防止要綱」等を制定、またリーフレットの作成や広報紙による啓発を行うことで生活騒音苦情の低減の効果が現れた。

➢ 騒音行政施策の今後の方向性について

- 騒音規制の法体系について
- 騒音に係る環境基準について
- 環境アセスメントの予測評価手法の確立
- 騒音の評価手法の確立
- 騒音評価心理実験等の採用
- 騒音苦情処理手法の確立
  苦情者は法令等の規制基準が順守されているかに関わりなく受忍限度を超え我慢できないと感じれば苦情を申し立てる。そのため地方公共団体では苦情を全て受け付け、対応できないことに対しては苦情者の理解を得て対応を行っている。苦情の解決とは"苦情者が満足"することを言い、規制基準以下になったとしても満足しなければ解決ではない。住民に対する苦情対応については十分に配慮を行うことが不可欠である。
- 民意を重視した騒音低減対策
  国や地方公共団体の騒音関係の審議会等では、行政主導型で委員メンバーは学識者が主体となっている。騒音問題とは身近な問題であり、民意を反映するためにも一般市民にも参加していただき、意見を聞く必要がある。
- 市民参加による「快適音環境の創造」について
  快適な音環境づくりに向け、住民啓発はもとより、地方公共団体内の関係部局間との連携を行い、施策の展開を行っていく必要がある。また市民参加のパートナーシップ事業を積極的に取り入れ、「市民音環境リーダー」を育成するなどし、快い音環境の普及啓発、創造等を推進していく必要がある。

3)「騒音に関わる苦情とその解決方法[9]（平成 23-25 年度　公害等調整委員会　機関紙「ちょうせい」)」

公害等調整委員会の機関紙内で掲載された調査研究であり、「騒音苦情処理と必要な音知識」、「音響の基礎：音の発生と伝搬」、「音響の基礎：騒音の影響と評価・規制方法」、「音響の基礎：騒音の測定方法と対策方法」、「苦情対象となりやすい騒音発生源　１：建設工事」、「苦情対象となりやすい騒音発生源　２：工場・事業場」、「苦情対象となりやすい騒音発生源　３：交通騒音」、「苦情対象となりやすい騒音発生源　４：営業騒音・生活騒音」について記載されている。以下は、騒音苦情処理と必要な音知識、生活騒音に係る苦情の背景、生活騒音が抱える問題点、生活騒音問題の防止方法について抜粋し、概要として記載したものである。

i）騒音苦情処理と必要な音知識

苦情が発生した際の対応として、申立者からの聞き取り、騒音発生者からの聞き取り、現地調査（必要と判断した場合）、関係者への働きかけを挙げている。

申立者からの聞き取りでは、今後の適切な対応を進めていくための確認すべき点について、ポイントとなる６点を記載している。

騒音発生者からの聞き取りでは、発生事実の確認や法令等の規制対象の有無、現地調査の了解などを確認しておくことが望ましい事項としている。

[9] 公害等調整委員会、機関紙「ちょうせい」騒音に関わる苦情とその解決方法、平成 23 年５月-平成 25 年２月
https://www.soumu.go.jp/main_content/000352509.pdf

現地調査（必要と判断した場合）では、法令等の規制対象であるときや双方の聞き取りでは不十分と判断される場合などであるが、騒音の測定や伝搬状況など、現場でなければ得られない情報の入手を心掛けることとしている。

関係者への働きかけでは、被害の認定のために考慮すべき要因や、申立者及び騒音発生者に対して「スジ」の通った「スワリ」のよい問題解決を図るための働きかけをする際の留意点について述べている（図表Ⅴ-6）。

図表Ⅴ-６ 「騒音苦情処理と必要な音知識」の概要

➢ 騒音苦情処理と必要な音知識

苦情が発生した際の苦情担当者の対応については、基本的に以下の4段階に大別することができる。

- **申立者からの聞き取り**

騒音苦情の申立者の第一声を集約すると「何々の音がうるさくて我慢できないので何とかしてほしい」ではないだろうか。今後の苦情対応を適切に進めていくためには、その中に確認すべき点がいくつか存在する。

（１）何々
音の発生源を指しているが、聞取り段階において発生源をできるだけ特定することが肝要。申立者の指摘する音を発生する機械や作業、時間帯などを知ることができれば、現地調査の計画を的確に立てることが可能になる。

（２）音
「音」がうるさいという申し立ての中には、低周波音や地盤振動など音以外の原因で苦情が発生するものもある。現地調査を適切に行うためにも、対象を明確にする必要がある。

（３）うるさい
会話や睡眠などの行動が音によって妨害されると、妨害する音に対して「うるさい」といった不快な印象が生まれる。聞き取りの段階では、騒音によって妨害を受けた行動が何であるかを明らかにすることが肝要。影響の内容が分かれば、その影響を取り除くための最も効果的な対応方法を導くことが可能になる。

（４）我慢できない
「うるささ」などの印象は人の主観的な判断に基づくものであり、影響や被害の程度は個人の性格や感受性などにより大きく異なる。また人間関係によっても、被害の程度が変わることもある。聞き取りの際は、今回の相手を含めてこれまで騒音苦情を申し入れたことはないか、同じような騒音の被害を受けている人が近所にはいないか、などを尋ねることによって、できるだけ音以外の要因についての情報を入手することが望まれる。

（５）何とかしてほしい
「何とかしてほしい」という要望については概ね「音を小さくしてほしい」と「音をなくしてほしい」のいずれかに大別される。特に後者については、人間関係の絡む場合によくみられる事例で、音そのものがなくならない限り問題解決にはならないことが多く、行政的な対応が難しい問題である。申立者の要望を受けて、行政としての対応方針を決めるとともに、現地調査の必要性や調査の主眼をどこに置くかを判断する。

（６）その他
公害問題では「先住・後住」が被害の妥当性を判断する材料に使われることがあるため、申立者の指摘する音がいつ頃から発生するようになったか等を聞き取る必要がある。また、申立者の騒音被害の実態を調査し、適切な解決策を講じるためには申立者の位置情報も必要である。なお、申立者の中には自分のことが騒音発生者側に知れることを嫌がる人もいるため、個人情報の漏洩には細心の注意が必要である。

- **騒音発生者からの聞き取り**

（１）騒音発生状況
申立者の指摘するような騒音を発生していること及び騒音の発生時間帯や発生場所に間違いが無いことを確認。また法令等の規制対象に該当するかなども確認しておくことが重要。

（２）過去における騒音苦情の有無
これまでに騒音苦情が寄せられることが無かったか、仮にあった場合は、苦情申立者・発生源・具体的な対応内容・最終的な問題解決の行方などを尋ねることで、苦情処理を進める上で参考となる有用な情報を得ることができる。

（３）現地調査の了解
騒音発生者に対して事前に現地調査の実施を知らせるかどうかは、騒音の発生状況等を考慮し判断を行う。ただし、法令等の規制対象となる発生源に関しては、事業場等の敷地境界線上で規制値が定められており、仮に敷地境界線上で測定を行う場合は、事前に騒音発生者の了解が必要になる。

- **現地調査（必要と判断した場合）**

（１）調査日時
作業内容によって騒音の発生量が大きく変動する建設工事などは、調査日時の決定には十分な注意が必要。騒音発生者には事前に調査日時を知らせるが、カラオケや楽器など人の操作によって音量が変わるような騒音発生源の場合は、事前連絡なしで調査を行うことも考えられる。

（２）測定場所
原則として申立者の住宅近傍の屋外で行う。騒音発生者が申立者と同じ共同住宅等である場合は、屋内で測定を行うこともある。

（３）測定器
騒音計にて対象とする騒音の音量を測定する。騒音計には「普通級」と「精密級」の2種類がある。また低周波音計も準備しておくことが賢明である。

（４）その他
一定の音が出ている発生源ではなく、鉄道のような音の発生が間欠的な発生源については、個々の列車の騒音レベルの他に暗騒音と発生頻度についての調査が必要。一般的に、暗騒音の低い静かな環境ほど、間欠騒音が際立つ傾向がある。また騒音の発生回数に比例し「うるささ」が増大するため、暗騒音と発生頻度については被害の程度を判定する際に考慮することが望ましい。
なお、騒音発生源から申立者宅に至るまでの音の伝搬状況も調査を行うことが望ましい。今後の対策方法等を検討する際に必要であり、現地調査でなければ得ることのできない情報である。

- **関係者への働きかけ**

（１）被害の認定
申立者の騒音苦情の妥当性においては、①騒音暴露、②規制基準、③先住・後住、④地域の騒音環境、⑤単独・集団、⑥申立者の属性、⑦発生源の公共性、⑧人間関係など多くの要因を考慮する必要がある。

（２）関係者への働きかけ

１）申立者への働きかけ
騒音発生者側での騒音低減が望めないときは、申立者自身の努力で被害の低減を図ることとなる。費用負担が可能な場合は、窓などの音響的に弱い部分の改修等の提案を行うことができるが、費用負担が難しい場合は、寝室など問題が起こりやすい部屋の場所換えや生活パターンの見直しなどが考えられるが、その効果は発生源の騒音性状により大きく異なる。

２）騒音発生者への働きかけ
騒音発生源が法令の定める対象で、かつ敷地境界線上で規制値を超える値が測定された場合は、規制値を満足するように改善勧告を行う。しかし、騒音が基準値を満足しているときや規制対象とならない場合は、行政としての強制力はなく、あくまで要望としての位置づけとなる。騒音被害は人の主観的印象に依存するため、音の大小だけでなく個人の属性にも関わるという事を、騒音発生者に理解してもらうことも大切である。それにより騒音発生者も周囲への配慮を意識し、苦情の予防につながることが期待できる。

ii）生活騒音に係る苦情の背景・抱える問題点・防止方法

生活騒音に係る苦情の背景では、横浜市の生活騒音に係る苦情の内訳や大阪府で実施された生活騒音に関するアンケート調査結果をもとに、発生源や音の特徴などを踏まえ、苦情に至るまでの背景を記載している。

また、生活騒音が抱える問題として、生活行動に伴い発生することから誰もが被害者又は加害者になりえることや近隣との人間関係に依存していること、多くの生活騒音は法令等の規制が困難であることが挙げられている。

生活騒音の防止方法としては、ホームページ等での啓発活動やリーフレット・ポスターの作成及び配布、条例・指導要綱等の制定を挙げている（図表Ⅴ-7）。

図表Ⅴ-７ 「生活騒音に係る苦情の背景・抱える問題点・防止方法」の概要

- 生活騒音に係る苦情の背景
  - 生活騒音とは日常生活に伴って発生する音が騒音源となり、限られた範囲の隣近所に迷惑を及ぼすものと考えられる。
  - 横浜市、大阪府の結果を比べてみると、自動車やバイクの空ぶかし音は誰もがうるさいと感じる反面、苦情件数はそれほど多くはない。これに対して、エアコン、テレビ、楽器などからの音は、比較的苦情を引き起こしやすい音といえる。前者との大きな違いは騒音の発生が長時間にわたることや団らん時などの騒音が問題になりやすい時間帯での発生が多いことが挙げられる。環境庁が実施した調査では、近所からの気になる音「被害感」と近所に迷惑をかけているのではないか気にしている音「加害感」の程度が生活騒音の種類によって異なることが報告されている。
  - 苦情の対象となる音については、必ずしも音量や発生時間などから一義的に決まるものではなく、様々な要因（一過性・衝撃音、発生時間帯、近所付き合いなど）が加味されて苦情に至る。
- 生活騒音が抱える問題点
  - 加害者と被害者
    生活騒音の多くは通常の生活行動に伴って一般の家庭から発生する音。近隣の家庭ではこのような音を聞く機会も多く、誰もが加害者・被害者になり得ることを示唆している。加害者とならないためには、普段の行動から近隣に配慮し、できるだけ音を小さくすることが肝要である。なお、生活騒音防止のため、多くの地方公共団体がお互いを思いやるといった啓発活動を行っているが、その活動が地域の隅々まで浸透しているかは疑問が残り、お互いのモラルに依存する点で自ずと限界が感じられる。
  - 人間関係に依存
    騒音は心理影響の一つと言われるが、影響の程度は受ける騒音の音量だけではなく、受け手の精神状態にも大きく依存する。精神状態を左右する一つが音の発生者と受音者の人間関係が考えられる。近所付き合い等が良好な場合は多少の騒音は許容されるが、そうではない場合は「迷惑な音」と感じられることもある。近所付き合いが希薄になっている現代においては、良好な近隣関係の構築は一筋縄ではいかない問題である。
  - 法的規制の難しさ
    室外機や給湯器のボイラー等の家庭用機器またはステレオ等の音響機器は、いくつかの地方公共団体が実施している条例によってガイドライン等を設置することは可能である。しかし、話し声や足音、ドアの開閉音など多く生活騒音は法令等による規制は困難で、発生者のモラル等に依存する点が大きいことが問題の解決を難しくしている。
- 生活騒音問題の防止方法
  - ホームページなどでの啓発活動
    多くの地方公共団体が「できるだけ音を小さくする」、「相手を思いやる」、「良好な近隣関係を築く」ことが問題防止に有効であると述べる一方、「良好な近隣関係の構築」が問題発生の予防や解決において最善の方法であると謳っている。
  - リーフレットやポスターなどの作成・配布
  - 条例・指導要綱等の制定

4）「低周波音被害に関わる苦情への対応[10]（平成 28-29 年度　公害等調整委員会　機関紙「ちょうせい」）」

公害等調整委員会の機関紙内で掲載された調査研究であり、「低周波音の基礎」、「低周波音苦情対応の進め方」、「低周波音の苦情対応事例（その１）」、「低周波音の苦情対応事例（その２）」、「低周波音の診断と防止対策」の５回のシリーズで記載されている。以下は各シリーズの内容について抜粋し、概要として記載したものである。

[10] 公害等調整委員会、機関紙「ちょうせい」シリーズ「低周波音被害に関わる苦情への対応」、平成 28 年 11 月-平成 29 年 11 月、https://www.soumu.go.jp/main_content/000520253.pdf

i）低周波音の基礎・特徴・苦情対応の進め方

低周波音の基礎として、我が国の低周波音問題の変遷、低周波音の影響として低周波音に対する人の感度や生理的影響、睡眠への影響、物的・心理的影響への関与、一般的な生活環境下での特性について述べられている。

また、低周波音に起因する苦情への対応の進め方では、近年苦情の多い近隣の住戸、店舗、施設等に設置された機器等からの低周波音苦情を想定し、申立内容の確認、現場の確認、測定計画の立案、想定方法、測定結果の算出、測定結果の評価方法等を詳細に解説している（図表Ⅴ-8）。

図表Ⅴ-８ 「低周波音の基礎・特徴・苦情対応の進め方」の概要

➢ 低周波音の基礎
- 低周波音問題の変遷
  - 日本で低周波音問題が発生したのは1960年代後半。主な発生源は工場、道路高架橋などであったが、1980年頃までに工場等の超低周波対策が進み、苦情件数は減少した。
  - 1993年、新幹線の高速化に伴い高速列車のトンネル突入時に発生する低周波音による物的苦情が増加し、環境庁による調査を開始。
  - 国の測定マニュアルや全国実態調査の実施により、低周波に対する関心が高まり、2000年以降低周波音に関する苦情が増加。
  - 苦情の種類も年を追うごとに物的苦情から心身苦情へと移行している。
  - 近年では、室外機やヒートポンプ等の機器から発生する可聴域の低周波音苦情が増加している。
- 超低周波音の発生機構と発生源
- 低周波音の影響
  - 低周波音は周波数が低くなると「聞こえる」という感覚より「感じる」という感覚。
  - 生理的影響については顕著に確認されなかった。
  - 睡眠影響は感覚閾値の程度により影響する。
  - 心理的反応は周波数が低くなるとより大きな音でないと同じ不快感を感じない傾向にある。
- 一般住環境における低周波音
  - 音がどこにでもあるように、低周波音もどこにでも存在している。低周波音を感じないのは、人は低い周波数ほど感度が鈍いからである。
- 低周波音の特性

➢ 低周波音苦情の特徴
- 低周波音に係る苦情には、低周波音が原因の苦情の他に以下の苦情も含む。
  - 耳に聞こえないで悪影響があるのは低周波音が原因ではないかとの誤解に基づく苦情
  - 100Hz以上の騒音が原因と思われる苦情
  - 地盤振動が原因と思われる苦情
  - 耳なり等の苦情者自身の問題が原因と思われる苦情

⇒ 低周波音、騒音、振動以外が原因の場合、発生源を停止しても苦情は収まらない。

➢ 低周波音苦情対応の進め方
- 申立内容の確認
  - 苦情内容の把握
  - 苦情内容による大まかな周波数の推定
  - 建具等のがたつき発生状況の確認
  - 不快感や圧迫感を生じる音の特徴の確認
  - 苦情が生じるときの窓の開閉状況の確認
  - 家屋内の部屋ごとの感じ方の差の確認
  - 部屋の中の強く感じる場所の確認
  - 問題が生じる時間帯の確認
  - 問題が生じる気象条件の確認
  - 発生音の時間変動特性等の確認
  - 問題が生じた時期等の確認
  - 本人の訴える発生源の確認
- 現場の確認
  - 申立者宅周辺の状況の確認
  - 住民の状況、間取り等の確認
  - 発生源と推定される施設と稼働状況等の確認
  - 周辺地域における過去の苦情発生状況と行政指導の有無等の確認
  - 調査員の感覚と申立者の訴えとの照合
  - 発生源の絞り込み
  - 発生源不明の場合の対応
- 測定計画の立案
- 測定方法
  - 想定される発生源がある場合は、測定・発生状況調査・体感調査を行う。
  - 発生源が不明な場合は、発生源の近傍と申立者宅の屋外で同時に測定し、発生源を絞り込む。
- 測定結果の算出
- 測定結果の評価方法
- 低周波音苦情対応の進め方

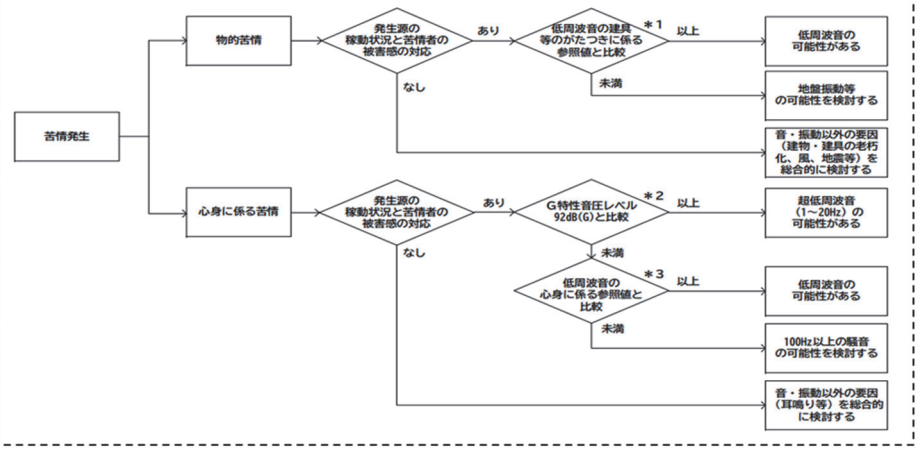

ii）苦情対応事例

低周波音の苦情対応事例では、実際に発生した様々な低周波音苦情について対応から解決までの取組のポイントや注目すべき点等を具体的に解説している（図表Ⅴ-9）。

図表Ⅴ- 9 苦情対応事例の概要

➢ 低周波音の苦情対応事例（その１）
- **低周波音による物的苦情の事例**
  - 送風機から発生する低周波音による物的苦情　→　超低周波音の場合、波長が長いために影響を及ぼす範囲が広いことに注目する。
  - 真空ポンプによる扉にがたつき、不眠の苦情　→　現場に赴いて状況を確認するとともに、自身で実際に体感することが重要。
- **低周波音ではなく振動が原因と思われる物的苦情事例**　→　家中・部屋中が揺れている場合は地盤振動も視野に入れ観測する。
- **低周波音による心身に係る苦情事例**　→　苦情者が訴える症状を調査員も体感することが、対応関係把握の決め手となる。
- **騒音及び低周波音が原因と思われる心身に係る苦情事例**
  - 大型空調室外機等からの騒音・低周波音による不快感・睡眠妨害　→　関係者協力の下、検討委員会を立ち上げ調査を実施。
  - 家庭用ヒートポンプ給湯機からの騒音・低周波音苦情　→　発生源側・苦情者側での同時測定を実施。早期対応が解決の一因。
- **低周波音・騒音以外が原因と思われる事例**
  - ある老人が感じる原因不明の騒音苦情 → 耳鳴りが原因
  - 低周波電磁波との取り違え　→　低周波音と低周波電磁波の認識誤り。

➢ 低周波音の苦情対応事例（その２）
- **いつ発生するかわからない低周波音苦情の事例**
  - ある特定の条件の時に発生することがあるため、季節や気象条件等を書き留めておくことが重要。
  - 1日のうちいつか不明な場合は、連続測定が有効な場合がある。
- **発生源の特定が難しい低周波音苦情の事例**
  - 発生源が多くある場合は、発生源側の協力が不可欠。
  - 発生源が不明な場合は家屋内外で同時に測定を行い、関連性の確認が必要。
- **防音対策をしたのに、症状が改善しなかった事例**
  - 苦情の原因が室内にあるのか、あるいは苦情者自身の問題の可能性が考えられる。
- **低周波音苦情における対応関係による判断**
  - 発生源の機器等の稼働状況と苦情者の体感との間に対応関係が認められない場合もある。手引き等の参照値と測定結果の比較は対応関係がある場合に限られることに注意が必要。
- **苦情者へのヒアリングに基づく苦情原因の推定**
  - 擬音語による発生源の特定（同じ音であっても人によっては表現が異なるため注意が必要）
  - 耳栓をした場合の低周波音低減効果の確認（耳栓をしても該当の音が小さく感じないのであれば、外部の音ではなく別の原因も考えられる。）
- **不適切な参照値の適用を行った事例**
  - 地方公共団体による測定結果において、屋外で測定された測定値と心身苦情に係る参照値を比較している誤った事例が多くある。

iii）低周波音の診断と防止対策

低周波音の診断と防止対策では、低周波音発生の要因や発生源の特定方法、低周波音の防止対策の基本的な考え方・防止技術、近年の話題として家庭用ヒートポンプ給湯機（エコキュート）や家庭用コージェネレーションシステム（エネファーム）から発生する低周波音の発生機構に対する解説を行っている（図表Ⅴ-10）。

図表Ⅴ- 10 「低周波音の診断と防止対策」の概要

➢ 低周波音の診断と防止対策
- **低周波音の発生**
  - 平板の振動（振動ふるい等）
  - 気流の振動（往復式圧縮機）
  - 燃焼に関連（ボイラー等）
  - 気流の流れに起因（ジェットエンジン、ガスタービン）
  - 空気の急激な圧縮・解放（砲撃、発破、トンネルに高速列車が突入）
  - 回転翼が空気に与える衝撃（風力発電）
- **低周波音の診断と目標値**
  - 低減目標検討のための指標　→　どの程度低減すれば良いかの目安を検討
  - 発生源の見つけ方　→　事前調査（時間帯、場所、周辺の状況など）、測定・調査（場所の特定）
- **防止対策の基本的な考え方**
  - 騒音対策には（１）発生源側の対策、（２）伝搬経路上の対策、（３）受音点側の対策が考えられるが、低周波音対策では、発生源対策が主となる。
  - 対策を考える上では、音の発生あるいは増幅のメカニズムを正しく把握することが重要。
  - 音響、流体、熱、振動、構造、機械要素など幅広い見地からの検討が必要。
- **低周波音の防止技術**
  - 遮音と吸音
  - 消音器
  - 防音エンクロージャ（防音建屋、防音囲い、防音カバー）
  - 振動絶縁（個体伝搬音の防止）
- **最近の話題**
  - 家庭用ヒートポンプ給湯機（エコキュート）
  - 家庭用コージェネレーションシステム（エネファーム）

４． 騒音以外の音環境についての取組

近代化・都市化に伴い、忘れられた音風景、失われつつある音風景の保存のため、平成８年、環境省では「全国各地で人々が地域のシンボルとして大切にし、将来に残していきたいと願っている音の聞こえる環境（音風景）を広く公募し、音環境を保全する上で特に意義が認められるもの」として「残したい“日本の音風景 100 選”」の選定が行われた。この 100 選は日本の音風景の多様性がそのまま反映されたものであり、自然環境だけではなく、文化や地場産業が形成する音風景も含めた、その地域固有の後世に伝えたい大切な音風景として選定されている。

また、本事業は「音風景の保全から地域づくりへ」を目的に、日常生活の中で耳を澄ませば聞こえてくる様々な音についての再発見を促すことや良好な音環境を保全するための地域に根差した取組を支援している。こういった音風景を将来に残していきたいという意識が、身のまわりの自然環境保全、文化の継承、さらには地域づくりへ繋げるための契機となることが期待されている（図表Ⅴ-11）。

図表Ⅴ- 11 左：残したい“日本の音風景 100 選”パンフレット　右：松戸市の残したい音風景（矢切の渡し）

出典：左、環境省「残したい日本の音風景 100 選」　右、松戸市ホームページ

５．まとめ

騒音規制法や環境基本法をはじめとした法令等により、事業活動等から発生する騒音の規制や人の健康の保護及び生活環境の保全が行われてきた。こうした音の大きさを規制する法令等が整備される中で、近年では低周波音に起因する苦情が増加していることから、低周波音に関するマニュアルや対応事例集が作成されている。その背景には、住宅等の遮音性能向上による室内での中高周波数域成分の低減や暗騒音の低下により、騒音苦情の内容が“小さいが気になる音“へと変化していることやエコキュート、エネファーム等の新たな発生源の出現などが挙げられる。

また、本調査研究の対象でもある「生活騒音」に関してはその性質上、日常生活を営む上で必然的に発生する音であり、法令等で規制することは日常生活に制限を加えることとなるため、一律の規制が困難であるとされている。生活騒音に言及した調査研究の中では、騒音苦情処理手法の確立や騒音低減施策の実施に加え、近隣の人間関係に依存することが大きいことからホームページやパンレットを活用した啓蒙活動や市民参加の施策展開等が必要であると示された。

一方で、騒音についての規制等だけではなく、環境省では身のまわりや地域の良い音について「残したい“日本の音風景 100 選”」といった取組を行っている。こうした活動は、近隣の音環境などに目を向ける機会や理解を深めるきっかけとなるのではないだろうか。すでに問題化している騒音に対応することも非常に重要なことではあるが、騒音を発生させないような仕組みづくりや知識の普及を行うことも肝要であると思われる。

第６章 生活騒音の要因、実態の取りまとめと対応の在り方

第６章　生活騒音の要因、実態の取りまとめと対応の在り方

１．生活騒音の要因把握

松戸市の人口、世帯、住宅等の統計や昨今のライフスタイルの変化、前章のアンケート結果等を考慮すると、生活騒音に関連する動向、予想される変化等は以下のように整理される。

⑴ハード面

1）住宅

住宅の構造については、非木造化が進んでいる。また、木造住宅における防火木造化が進んでいる。また、建材、引き戸、ドア、窓などの防音対策が普及してきている。以上より、住宅の遮音性は向上していると考えられるが、中高周波数域の騒音の大幅な低減に伴い室内の暗騒音が低下したことにより、新たな騒音問題が発生する可能性がある。

2）機器

技術の進歩により、住宅内の多くの機器は消音化・小音化が進んでいると考えられる。ただし、家庭用コージェネレーションシステム等の省エネ化に対応した機器や空調室外機、家庭用ボイラー等においては、低周波音や低い周波数の騒音による問題を発生させる可能性がある。

⑵行動面

1)就業・就学

松戸市は、東京圏のベッドタウンであることから、昼間人口が夜間人口の８割程度に減少し、昼間は就業・就学で市外にいる人が多い特性がある。

しかしながら、昨今では、仕事時間が短くなること、在宅勤務が普及しつつあること等から、自宅にいる時間が長くなってくると考えられる。特に新型コロナ感染症対策の影響により、大都市圏では在宅勤務が普及したが、今後も、労働時間の短縮や情報通信技術を活用した働き方等が進められると、昼間に自宅で過ごす人の割合が増加する可能性がある。

2)家庭生活

コロナ禍においては、女性の家事における子どもの世話の時間が増加している。また、若年層を中心に、テレビを視聴する時間が減少し、インターネットを視聴する時間が増加する傾向になっている。

3)近所付き合い

松戸市の場合は、転入・転出の割合が大きく、長く住み続ける人が少ない傾向にある。また、単身世帯の割合が大きい。このような状況から、若年層、雇用者、学生を中心に、近所付き合いが希薄になっていると考えられる。

以上の結果として、近隣でのもめ事が発生しやすくなる、あるいは発生したもめ事を相談できない可能性がある。

２． 生活騒音の実態把握

⑴生活実態の変化

新型コロナ感染症への対策として、在宅での就業、就学が普及した。また、新型コロナ感染症が流行する以前と比較して、休日の近隣スーパーへの買い物、外食、それ以外の外出の機会が減少した。ちなみに、在宅での就業、就学の増加や外出の機会の減少は、特に、外出の自粛が徹底されていた最初の緊急事態宣言期間において、顕著であった。

なお、オンラインでの会議、ゼミ等については、Zoom、Skype 等のソフトウェアの利用の広がりがあり、その実施が拡大してきている。

⑵生活騒音

1）迷惑と感じる音や気になる音の発生

コロナ禍になり、自宅にいる時間が長くなっていることから、生活騒音に関連するもめ事が発生しやすくなっている。アンケート調査によると、「迷惑と感じる音や気になる音」を経験する頻度は、やや増加した。経験した音を問題と感じた人の割合は 34.0%であった。逆に、隣近所から迷惑であると言われたことがある人の割合は、5.1%であった。また、最初の緊急事態宣言が発出された時期には、松戸市への苦情相談の件数が増加している。

次に、経験した音の種類では、「自動車やバイクの空ぶかし・アイドリングの音」が 36.1%で最も多い。「よく分からないが、とにかく迷惑と感じたり気になったりする音」が 32.0%で続いている。住民の話し声、ペットの鳴き声、歩く際の音、ドア、引き戸、シャッター等の開閉音を挙げる人の割合が 10%以上となっている。

近年では消音技術の向上や住宅の遮音性能の向上により、小さくても気になる音や低周波音の問題も見受けられる。

これに対し、心地よさ、よい印象を感じる音としては、「鳥のさえずり」、「虫の鳴き声」の自然の音が上位になっている。これらに続いて「帰宅時間を知らせる「よい子の放送」（防災無線）」、「公園や施設での子どもの遊び声」の子どもに関連した音となっている。

自然の音に対し、心地よいと感じた、あるいは良い印象を受けた割合の大きい居住エリアは自然環境のよいところが関連すると考えられる。自然の音や子どもに関連した音のいずれについても、心地よいと感じた、あるいは良い印象を受けた割合が大きい住居形態は、公営住宅であった。

2）経験した音への対応

アンケート調査によると、「迷惑と感じる音や気になる音」への対応を実施しようとした割合は 7%台であった。「迷惑と感じる音や気になる音」への対応を実施した人のうちの 70%強が誰かに相談しており、市役所に相談した割合は 2.7%であった。ちなみに、対応を実施した人のうち音の問題が解決した割合は約３分の１であった。

３． 生活騒音の対応の今後に向けて

⑴潜在的な生活騒音問題への対応の必要

大都市圏のベッドタウンの住民においては、近隣から発生する生活音がもめ事に発展する可能性がある。

松戸市において、生活騒音等に対して寄せられた苦情相談については、市民に対し積極的に耳を傾け、現場を確認するなど、他の自治体では見られない対応方法をとり、市民に寄り添った対応ができているので、今後も継続していくことが望まれる。

その一方で、今回のアンケート調査においては、約３人に１人が経験した音の中に問題と感じるものがあると認識しており、要望として出てこない潜在的なものも多く存在しているため、これらの対応も検討する必要があるだろう。

⑵生活騒音に関する情報の提供

潜在的な生活騒音問題への対応の一つとして、まず生活騒音に関連する情報を作成し、提供することが挙げられる。第４章で言及したように、大都市圏のいくつかの地方公共団体においては、ホームページやパンフレット等による生活騒音に関する情報の提供が行われている。

今回のアンケート調査によると、「迷惑と感じた音がある」人においては公式ホームページや SNS（Twitter、Facebook 等）アカウントといったインターネットメディアから、松戸市の苦情相談についての詳しい情報の提供を希望していることが分かった。まずは、ホームページにおいて生活騒音に関する現状、法令上の位置付け、現在の行政の対応（例：苦情相談、法律専門家の紹介）等についての情報を整備することが求められるであろう。

また、パンフレットは、読み手の分かりやすさ・見やすさ等を考慮したデザインとなっていることが多い。パンフレットは、紙の資料として役所に訪問した方に提供するだけでなく、それを pdf にし

てホームページからダウンロードしてもらうという情報提供の方法もある。生活騒音に関して短時間に的確に理解してもらう資料として、パンフレットを作成することの価値はあるであろう。

さらに、こうした生活騒音に関する情報を、生活騒音を経験しやすい属性や相談を受けやすい組織等を考慮して提供することにより、潜在的な生活騒音問題が顕在化しない効果が高まることが期待されるが、以降で言及する。

⑶転入者への情報提供

今回のアンケート調査では、近所付き合いの薄さが生活騒音の要因として挙がっていたが、近所付き合いのない転入者が新たなコミュニティに入った場合に生活騒音の問題に直面する可能性があると考えられる。そのため、地方公共団体が転入者に提供する情報に、生活騒音に関するもの（例：パンフレット）も加えてもらう方法は有効であろう。また、行政に関連するさまざまな情報を取りまとめた「くらしのガイド」を作成している地方自治体も多いが、そのガイドの中に生活騒音に関連した情報を組み込んでもらうという方法も考えられる。

⑷相談を受けやすい住居の管理に関連する個人・団体への情報の提供等

今回のアンケート調査では、迷惑と感じる音を経験した場合に、その対応について相談する相手としては、住居の管理に関連する個人・団体が４割弱を占めていた。したがって、地方公共団体は、特に相談を受けやすい個人･団体に対して生活騒音に関する情報を提供することは有効であろう。また、集合住宅の組合、管理会社、管理人等に対し、生活騒音の現状や市の対応の現状等を説明するイベントを行うことや、生活騒音対応についてのニーズがあるかを確認した上で、住居の管理に関連する個人・団体に特化した資料（例：生活騒音への対応マニュアル）を作成することも考えられる。

このような情報発信・広報活動を通じて、生活騒音に関する実態を把握してもらうとともに、集合住宅等におけるマナーの面についても意識してもらうことが肝要である。さらには、集合住宅内において、生活騒音に関するルールを自発的に作成し、それを守るマナーが定着することが期待される。

また、騒音計について、住居の管理に関連する個人・団体への貸出が行われている場合は、その情報も提供することは、集合住宅内での自発的な生活騒音の問題の解決につながる可能性がある。

以上のように、今後は、地方公共団体による苦情相談のような直接の対応以外の対応方法も構築していくことが必要になるであろう。

調査研究会委員名簿

新しい生活様式下における生活騒音等への対応に向けた調査研究委員会　委員名簿

委員長	落合　博明	一般財団法人小林理学研究所　工学博士
委員	船場　ひさお	一般社団法人こどものための音環境デザイン　代表理事 横浜国立大学地域連携推進機構客員教授
	稲垣　円	第一生命経済研究所　ライフデザイン研究部　主任研究員
	田嶋　和彦	松戸市環境保全課　課長
	三宅 正芳	一般財団法人地方自治研究機構　調査研究部長兼総務部長
事務局	田口　秀司	松戸市環境保全課　課長補佐
	大津　清	松戸市環境保全課　係長
	杉浦　大介	松戸市環境保全課　主事
	山本　史門	一般財団法人地方自治研究機構　主任研究員
	渡辺　靖仁	一般財団法人地方自治研究機構　研究員
	米光　龍也	株式会社バルク　ＭＲ事業部　営業部
	斎藤　雅之	株式会社バルク　ＭＲ事業部　ＭＲ部

（順不同　敬称略）

参考資料

1．アンケート調査票

Web サイトでも回答を受け付けております。
同封の別用紙に QR コードおよび URL を記載しておりますのでご活用ください。
なお、Web からご回答いただく場合は、このアンケート調査票へのご記入・ご返送は不要です。

コロナ禍等による生活の変化と生活音に関するアンケート調査

◆◇アンケート調査御協力のお願い◇◆

皆さまには、日頃より市政にご協力いただき、ありがとうございます。

松戸市では、市民が健康的な日々を過ごせるように、法律や条例に基づく規則や指導などにより公害防止に取り組んできました。

近年、住宅の遮音性能の向上や工場等の事業活動に伴う騒音に関する規制により産業型公害による騒音苦情は減少したものの、昭和から令和への生活スタイルの変化や、昨今のコロナ禍における新たな生活様式に起因する生活騒音等の苦情が増えつつあります。

本調査は、皆さまの生活実態、身の回りの音環境や生活騒音に関する意識、生活騒音問題がある場合のニーズ等の把握を行うとともに、今後に向けた音にかかわる環境づくりや生活騒音等への対応を検討するために実施するものです。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご協力お願い申し上げます。

なお、このアンケート調査を実施するにあたっては、2021（令和 3）年 10 月現在の住民基本台帳から無作為に 3,000 人を抽出しました。アンケート結果は、統計的に処理し、本調査の目的以外には利用いたしません。

令和 3 年 10 月 28 日　松戸市長　本郷谷　健次

ご記入にあたって

1. 質問には、必ず本人（封筒の宛名の方）がお答えください。
2. この調査にお名前を記入する必要はございません。個人の秘密は厳守いたしますので、日頃ご自身が考えていることや行っていることをお答えください。
3. 表紙の右上の整理欄に記載している数字はお住いの地区を表すもので、個人を特定するものではありません。
4. 回答は、質問より、1 つだけ選ぶもの、又は複数選ぶものがあります。当てはまる項目の番号を○印で囲んでください。
5. 質問の中には、選択した番号により、次の質問につながるものがありますので、ご注意ください。
6. 回答が「その他」の場合には、（　）内に具体的な内容をご記入ください。
7. ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、11 月 18 日（木）までにご返送ください。
8. この調査に関するご質問やご意見などがございましたら、下記にお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞
松戸市　環境部　環境保全課
〒271-8588　千葉県松戸市根本 387 番地の 5
電話：047-366-7337（9:30～16:00、平日の 12:00～13:00 及び土・日・祝日を除く）
FAX：047-366-1325

１．　あなたの住居や隣近所・近隣との関係などについてうかがいます。

※1「隣近所」とは、あなたの住居から 30m程度の距離とします。なお、集合住宅では、上下の階も含みます。

※2「近隣」とは、あなたの住居から 100m程度の距離とします。

問１　あなたは現在の住居に住み始めたのはいつからですか（○は１つだけ）。

1.　今年から	4.　6～10 年前から
2.　昨年から	5.　10 年以上前から
3.　2～5 年前から	

問２　あなたがお住いの住居の形態をお答えください（○は１つだけ）。

1.　持ち家の一戸建て	
2.　持ち家の集合住宅（マンション）	（→問２－１へ）
3.　民間の賃貸住宅（一戸建て）	
4.　民間の賃貸住宅（アパート）	（→問２－１へ）
5.　民間の賃貸住宅（マンション）	（→問２－１へ）
6.　公営住宅	（→問２－１へ）
7.　社宅（借り上げ住宅も含む）・公務員住宅	（→問２－１へ）
8.　学生寮	（→問２－１へ）
9.　その他の集合住宅（　　）	（→問２－１へ）

【問２で２、４、５、６、７、８、９に○をつけた方にうかがいます。】

問２－１　あなたがお住いの集合住宅では、管理人あるいは管理会社の社員、大家さんなどと連絡をとりやすいですか（○は１つだけ）。

1. 常駐しておりすぐ連絡をとれる
2. 常駐していないが、電話などで管理人などにすぐ連絡をとれる
3. 常駐していないし、管理人などにすぐ連絡をとれない

【すべての方にうかがいます。】

問３　あなたの住居の構造についてお答えください（○は１つだけ）。

1.　木造（防火木造を含む。）	3.　鉄骨造
2.　鉄筋・鉄骨コンクリート造	4.　その他（　　）

問４　あなたの住居の窓についてお答えください。（○はいくつでも）

1.　木枠窓
2.　通常のサッシ（1 枚ガラス）
3.　防音用のガラス窓（二重サッシ、二重窓、ペアガラスを含む。）
4.　その他（　　）

問5　あなたの住居は近隣※2にはどのような施設や建物などがありますか（◯はいくつでも）。

1. 住宅街にある	10. 飲食店（持ち帰りを含む）の近くにある
2. 河川の近くにある	11. 商店街の近くにある
3. 交通量の多い道路に面している	12. 学校、幼稚園・保育園等の近くにある
4. 鉄道の近くにある	13. 体育館、運動場、野球場などの近くにある
5. スーパーなどの近くにある	14. 音楽ホール、文化施設などの近くにある
6. 工場（町工場も含む）の近くにある	15. 公園・広場の近くにある
7. 大型商業施設の近くにある	16. オフィス、役所の庁舎などの近くにある
8. カラオケ店の近くにある	17. その他（　　）
9. コインランドリーの近くにある	

問6　住居周辺の近隣※2の環境をどのように思いますか（◯は1つだけ）。

1. 静かだと思う
2. どちらかと言えば静かだと思う
3. どちらかと言えば騒がしいと思う
4. 騒がしいと思う

問7　隣近所※1との現在のお付き合いはどのような状態ですか（◯は1つだけ）。

1. 近所のお宅をお邪魔したことがある
2. 立ち話をする程度である
3. あいさつをする程度である
4. まったく付き合いはない
5. その他（　　）

問8　2020年3月以前（最初の緊急事態宣言の発出前）と比べて、あなたの隣近所※1との現在のお付き合いはどのように変化していますか（◯は1つだけ）。

1. お付き合いが濃くなった
2. 特に変化はない
3. お付き合いが薄くなった
4. 2020年1～3月頃には住んでいなかったので比較できない

２．新型コロナウイルス感染症の流行によるあなたの生活の変化についてうかがいます。

問９　在宅での就業、就学の実施の頻度についてお答えください。また、在宅で Zoom、Skype 等を活用しての会議、ゼミの討論等を実施している頻度についてお答えください。なお、これらの頻度について、新型コロナウィルス感染症の流行以前の「2020 年 1～3 月」、最初の緊急事態宣言の発出を含む「2020 年 4～6 月」、最近の「2021 年 7～9 月」の３つの期間について、お答えください。

新型コロナ本格的流行以前の「2020 年 1～3 月」（○はそれぞれ１つだけ）

問 9-1 在宅勤務、在宅授業の実施状況	問 9-1-1 うち、Web での会議、ゼミの討論等の実施状況
1. 就業、就学していなかった（→問 9-2 へ） 2. 就業、就学していたが、在宅勤務、在宅授業は実施していなかった（→問 9-2 へ） 3. 週１日の実施（→問 9-1-1 へ） 4. 週 2～3 日の実施（→問 9-1-1 へ） 5. 週４日以上の実施（→問 9-1-1 へ） 6. 今の住居に住んでいなかった（→問 9-2 へ）	1. 実施していなかった 2. 週１日の実施 3. 週２～3 日の実施 4. 週４日以上の実施

最初の緊急事態宣言期間を含む「2020 年 4～6 月」（○はそれぞれ１つだけ）

問 9-2 在宅勤務、在宅授業の実施状況	問 9-2-1 うち、Web での会議、ゼミの討論等の実施状況
1. 就業、就学していなかった（→問 9-3 へ） 2. 就業、就学していたが、在宅勤務、在宅授業は実施していなかった（→問 9-3 へ） 3. 週１日の実施（→問 9-2-1 へ） 4. 週 2～3 日の実施（→問 9-2-1 へ） 5. 週４日以上の実施（→問 9-2-1 へ） 6. 今の住居に住んでいなかった（→問 9-3 へ）	1. 実施していなかった 2. 週１日の実施 3. 週２～3 日の実施 4. 週４日以上の実施

最近の「2021 年 7～9 月」（○はそれぞれ１つだけ）

問 9-3 在宅勤務、在宅授業の実施状況	問 9-3-1 うち、Web での会議、ゼミの討論等の実施状況
1. 就業、就学していなかった（→問 10 へ） 2. 就業、就学していたが、在宅勤務、在宅授業は実施していなかった（→問 10 へ） 3. 週１日の実施（→問 9-3-1 へ） 4. 週 2～3 日の実施（→問 9-3-1 へ） 5. 週４日以上の実施（→問 9-3-1 へ） 6. 今の住居に住んでいなかった（→問 10 へ）	1. 実施していなかった 2. 週１日の実施 3. 週２～3 日の実施 4. 週４日以上の実施

問 10　現在の住居（自宅）で Zoom、Skype 等を活用したオンラインでの飲み会・お茶会、懇親会等を行ったことはありますか。その頻度を時期別にお答えください（○はそれぞれの期間において 1 つずつ）。

新型コロナ本格的流行以前の 2020 年 1～3 月	最初の緊急事態宣言期間を含む 2020 年 4～6 月	最近の 2021 年 7～9 月
1. 行ったことはない	1. 行ったことはない	1. 行ったことはない
2. 1 回ある	2. 1 回ある	2. 1 回ある
3. 2、3 回ある	3. 2、3 回ある	3. 2、3 回ある
4. 4、5 回ある	4. 4、5 回ある	4. 4、5 回ある
5. 6～10 回ある	5. 6～10 回ある	5. 6～10 回ある
6. 11～20 回ある	6. 11～20 回ある	6. 11～20 回ある
7. 20 回以上ある	7. 20 回以上ある	7. 20 回以上ある
8. 現在の住居に住んでいなかった	8. 現在の住居に住んでいなかった	8. 現在の住居に住んでいなかった

問 11　現在の住居（自宅）では、窓を開けての換気は行っていますか。一日における平均的な回数をお答えください（○はそれぞれの期間において 1 つずつ）。

新型コロナ本格的流行以前の 2020 年 1～3 月	最初の緊急事態宣言期間を含む 2020 年 4～6 月	最近の 2021 年 7～9 月
1. ほとんどしていない	1. ほとんどしていない	1. ほとんどしていない
2. 1 日に 1 回程度	2. 1 日に 1 回程度	2. 1 日に 1 回程度
3. 半日に 1 回程度	3. 半日に 1 回程度	3. 半日に 1 回程度
4. 3 時間に 1 回程度	4. 3 時間に 1 回程度	4. 3 時間に 1 回程度
5. 1 時間に 1 回程度	5. 1 時間に 1 回程度	5. 1 時間に 1 回程度
6. 部屋にいる時は開けている	6. 部屋にいる時は開けている	6. 部屋にいる時は開けている
7. 現在の住居に住んでいなかった	7. 現在の住居に住んでいなかった	7. 現在の住居に住んでいなかった

問 12　休日に住居の外に出る頻度について、新型コロナウィルス感染症の流行以前の「2020 年 1～3 月」、最初の緊急事態宣言の発出の期間を含む「2020 年 4～6 月」、最近の「2021 年 7～9 月」の３つの期間について、お答えください。

近隣※2のスーパーへの買い物の機会について（○はそれぞれの期間において 1 つずつ）

新型コロナ本格的流行以前の 2020 年 1～3 月	最初の緊急事態宣言期間を含む 2020 年 4～6 月	最近の 2021 年 7～9 月
1. すべての休日に買い物	1. すべての休日に買い物	1. すべての休日に買い物
2. 半分程度の休日に買い物	2. 半分程度の休日に買い物	2. 半分程度の休日に買い物
3. ３割程度の休日に買い物	3. ３割程度の休日に買い物	3. ３割程度の休日に買い物
4. １割程度の休日に買い物	4. １割程度の休日に買い物	4. １割程度の休日に買い物
5. 休日に滅多に買い物しない	5. 休日に滅多に買い物しない	5. 休日に滅多に買い物しない
6. 現在の住居に住んでいなかった	6. 現在の住居に住んでいなかった	6. 現在の住居に住んでいなかった

外食の機会について（○はそれぞれの期間において 1 つずつ）

新型コロナ本格的流行以前の 2020 年 1～3 月	最初の緊急事態宣言期間を含む 2020 年 4～6 月	最近の 2021 年 7～9 月
1． すべての休日に外食	1. すべての休日に外食	1. すべての休日に外食
2． 半分程度の休日に外食	2. 半分程度の休日に外食	2. 半分程度の休日に外食
3． ３割程度の休日に外食	3. ３割程度の休日に外食	3. ３割程度の休日に外食
4． １割程度の休日に外食	4. １割程度の休日に外食	4. １割程度の休日に外食
5． ほとんど外食しない	5. ほとんど外食しない	5. ほとんど外食しない
6． 現在の住居に住んでいなかった	6. 現在の住居に住んでいなかった	6. 現在の住居に住んでいなかった

買い物や外食以外に休日に外出する機会について（○はそれぞれの期間において 1 つずつ）

新型コロナ本格的流行以前の 2020 年 1～3 月	最初の緊急事態宣言期間を含む 2020 年 4～6 月	最近の 2021 年 7～9 月
1. すべての休日に外出	1. すべての休日に外出	1. すべての休日に外出
2. 半分程度の休日に外出	2. 半分程度の休日に外出	2. 半分程度の休日に外出
3. ３割程度の休日に外出	3. ３割程度の休日に外出	3. ３割程度の休日に外出
4. １割程度の休日に外出	4. １割程度の休日に外出	4. １割程度の休日に外出
5. ほとんど外出しない	5. ほとんど外出しない	5. ほとんど外出しない
6. 現在の住居に住んでいなかった	6. 現在の住居に住んでいなかった	6. 現在の住居に住んでいなかった

３．あなたの近隣からの心地よい音についてうかがいます。

問 13　2020 年 4 月の緊急事態宣言の発出以降、住居にいるときや近隣を散歩するときなどに、心地よいと感じた音、良い印象を受けた音があれば、どのような音かを教えてください（○はいくつでも）。

【隣近所からの生活音】	
1. 隣近所から聞こえる音楽	3. 料理などの生活音
2. 家族団らんの会話	4. ペットの鳴き声
【近隣の施設などから聞こえる音】	
5. 商店街のお客とのやり取りの声	7. お寺、教会などの鐘の音
6. 公園や施設で子どもの遊び声	8. 帰宅時間を知らせる「よい子の放送」（防災無線）
【近隣の交通に関連する音】	
9. 電車の音	11. 自動車の音
10. バスの音	12. 飛行機の音
【近隣の自然の音】	
13. 鳥のさえずり	15. 川のせせらぎ
14. 虫の鳴き声	16. 風の音
【その他】	
17. その他の心地よいと感じた音、良い印象を受けた音	
音の内容を具体的にお書きください	
18. 心地よいと感じた音、良い印象を受けた音は特にない	

問 14　あなたの住居にいるときや近隣を散歩するときなどに、心地よいと感じる音、良い印象を受ける音について思うことや、行政に対する意見などを自由にお書きください。

４．　あなたの住居から隣近所※1に対し迷惑をかける生活音が発生する可能性についてうかがいます。

問 15　あなたの住居の玄関のドアあるいは引き戸は、音の発生を防ぐためにどのような対応を施していますか（○はいくつでも）。

1.　防音性の高い素材（例：スチール製）をドアや引き戸に使用
2.　気密性の高いパッキンや二重パッキンを使用
3.　油圧などによりゆっくり閉まるドアクローザーや引き戸クローザーを使用
4.　その他（　　）
5.　防音のための対応は特にない
6.　どのような対応を施しているかは分からない

問 16　あなたの住居のバルコニー・ベランダのドアあるいは引き戸は、音の発生を防ぐためにどのような対応を施していますか（○はいくつでも）。

1.　防音性の高い素材（例：スチール製）をドアや引き戸に使用
2.　気密性の高いパッキンや二重パッキンを使用
3.　油圧などによりゆっくり閉まるドアクローザーや引き戸クローザーを使用
4.　その他（　　）
5.　防音のための対応は特にない
6.　どのような対応を施しているかは分からない

問 17　あなたの住居の玄関のドア・引き戸、バルコニー・ベランダなどのドア・引き戸は、開閉時に発生する音が気になりますか（○はそれぞれ１つだけ）。

	開閉時に発生する音
玄関のドア・引き戸	1. 気になる　2. やや気になる　3.余り気にならない　4.全く気にならない
バルコニー、ベランダなどのドア・引き戸	1. 気になる　2. やや気になる　3.余り気にならない　4.全く気にならない
窓	1. 気になる　2. やや気になる　3.余り気にならない　4.全く気にならない

問18　あなたの住居にはどのような製品やペットなどを所有していますか（◯はそれぞれ1つだけ)。
また､その製品やペットなどが隣近所に対し迷惑をかける可能性についてお答えください(◯はそれぞれ1つだけ)。

	製品、ペットなどの所有	隣近所に迷惑をかける可能性
テレビ	1. ある　2. ない	1. 可能性がある　2. 可能性がない
ステレオ	1. ある　2. ない	1. 可能性がある　2. 可能性がない
パソコン	1. ある　2. ない	1. 可能性がある　2. 可能性がない
タブレット	1. ある　2. ない	1. 可能性がある　2. 可能性がない
ゲーム機	1. ある　2. ない	1. 可能性がある　2. 可能性がない
固定電話	1. ある　2. ない	1. 可能性がある　2. 可能性がない
携帯電話、スマートフォン	1. ある　2. ない	1. 可能性がある　2. 可能性がない
ピアノ	1. ある　2. ない	1. 可能性がある　2. 可能性がない
ギター	1. ある　2. ない	1. 可能性がある　2. 可能性がない
カラオケセット	1. ある　2. ない	1. 可能性がある　2. 可能性がない
エアコン	1. ある　2. ない	1. 可能性がある　2. 可能性がない
洗濯機	1. ある　2. ない	1. 可能性がある　2. 可能性がない
掃除機	1. ある　2. ない	1. 可能性がある　2. 可能性がない
家庭用ボイラー/ヒートポンプ	1. ある　2. ない	1. 可能性がある　2. 可能性がない
ディスポーザー	1. ある　2. ない	1. 可能性がある　2. 可能性がない
ペット	1. ある　2. ない	1. 可能性がある　2. 可能性がない
自動車（四輪）	1. ある　2. ない	1. 可能性がある　2. 可能性がない
バイク	1. ある　2. ない	1. 可能性がある　2. 可能性がない

問19　隣近所から、住居から発生している生活音が迷惑であると言われたことはありますか（◯は1つだけ)。

1. 言われたことがあり、該当する事実があった
2. 言われたことはあるが、計測などを実施し、そのような事実はなかった
3. 言われたことはあるが、事実ではないと思っている（計測などにより確認されていない）
4. 言われたことはない

５．　あなたの近隣※2からの生活音についてうかがいます。

問20　あなたの近隣から、迷惑と感じる音や気になる音が発生したことはありますか（◯は１つだけ）。

1. 迷惑と感じた音がある	（→問20－1へ）
2. 迷惑という程ではないが、気になる音はある	（→問20－1へ）
3. 迷惑と感じる音も気になる音も特にない	（→問21へ）

【問20で1、2に◯をつけた方にうかがいます。】

問20－１　迷惑と感じる音や気になる音はどのくらいの頻度で発生していますか。あるいは発生していましたか。頻度で近いものにお答えください（◯は１つだけ）。

1. 毎日発生	4. 月に２回程度発生
2. 週に２、３回程度発生	5. 月に１回程度発生
3. 週に１回程度発生	6. ３ヶ月で１回程度発生
	7. 半年以上に１回程度で発生

問20－2　迷惑と感じる音や気になる音はどの時間帯に聞こえましたか（◯は１つだけ）。複数回聞こえた場合は、最も多い時間帯をお選びください。

1. 午前０時頃～午前４時頃	4. 正午頃～午後４時頃
2. 午前４時頃～午前８時頃	5. 午後４時頃～午後８時頃
3. 午前８時頃～正午頃	6. 午後８時頃～午前０時頃
	7. 特定の時間帯はない

問 20−3　迷惑と感じた音や気になる音について、該当するものがあれば、一番の左の列の番号に○を付けてください。○を付けた音について、新型コロナ感染症が本格的に流行する以前の「2020 年 3 月以前」、本格的に流行した以降の「2020 年 4 月以降」に分けてお答えください。どちらの時期にも該当する場合は、1、2 のどちらにも○を付けてください。また、時期を覚えていない場合は、3 に○を付けてください。

	迷惑と感じた音や気になる音（経験した音の番号に○）	経験した時期		
		1. コロナ流行以前の 2020 年 3 月以前	2. コロナ流行以降の 2020 年 4 月以降	3. 時期を覚えていない
自動車の空ぶかし・アイドリングの音	1	1	2	3
テレビ（ゲームを含む）、ステレオの音	2	1	2	3
電話（携帯電話を含む）の話し声	3	1	2	3
ピアノ、ギターなどの楽器の音	4	1	2	3
カラオケの音	5	1	2	3
ブザー、ベル、チャイムなどの音	6	1	2	3
ドア、引き戸、窓、シャッターなどの開閉音	7	1	2	3
家庭用ヒートポンプ、ボイラーなどの音	8	1	2	3
室外機・換気扇の音	9	1	2	3
洗濯機の音	10	1	2	3
掃除機の音	11	1	2	3
住人（大人）の話し声	12	1	2	3
住人（子ども）の話し声	13	1	2	3
ペットの鳴き声	14	1	2	3
ろうか・階段等を歩く際の音	15	1	2	3
近隣の公園や施設における子ども等の声	16	1	2	3
よく分からないが、とにかく迷惑と感じたり気になったりする音 音の内容を具体的にお書きください	17	1	2	3

問 20－4　新型コロナウィルス感染症の流行以降に、迷惑と感じる音や気になる音が発生する頻度に変化がありましたか。最初の緊急事態宣言の発出の期間を含む「2020 年 4～6 月」、最近の「2021 年 7～9 月」の 2 つの期間について、2019 年の同じ時期と比較しての変化をお答えください（○はそれぞれの期間において 1 つずつ）。

2020 年 4～6 月（2019 年 4～6 月と比較）	2021 年 7～9 月（2019 年 7～9 月と比較）
1. 増加した	1. 増加した
2. 変化はない	2. 変化はない
3. 減少した	3. 減少した
4. 分からない	4. 分からない
5. 現在の住居に住んでいなかったので比較できない	5. 現在の住居に住んでいなかったので比較できない

問 20－5　迷惑と感じた音や気になる音を問題と感じ、その音を発生しなくするための対応をしましたか（○は 1 つだけ）。

1. 問題と感じ、音の発生をなくすための対応をした	（→問 20－6 へ）
2. 問題と感じたが、音の発生をなくすための対応をしなかった	（→問 20－12 へ）
3. 問題と感じておらず、音の発生をなくすための対応を必要とするほどものではなかった	（→問 21 へ）

【問 20－5 で 1 に○をつけた方にうかがいます。】

問 20－6　音の発生しなくする対応のために、誰かに相談しましたか（○はいくつでも）。

1. 家族や知人に相談した	（→問 20－9 へ）
2. 集合住宅の組合、管理会社、管理人等の住居の管理に関連する個人・団体に相談した	（→問 20－9 へ）
3. 町内会などの地域の組織に相談した	（→問 20－9 へ）
4. 市役所に相談した	（→問 20－9 へ）
5. 警察に相談した	（→問 20－9 へ）
6. 弁護士のような法律の専門家に相談した	（→問 20－9 へ）
7. 1～6 以外の属性の方に相談した（具体的な職業・属性：　　）	（→問 20－9 へ）
8. 誰にも相談しなかった	（→問 20－7 へ）

【問20－6で8に○をつけた方にうかがいます。】

問20－7　誰にも相談しなかった理由を教えてください（○はいくつでも）。

1. 自力で解決できると思ったため	(→問20－8へ)
2. 相談できる個人・団体などがいなかった	(→問20－9へ)
3. 相談できる個人・団体などを知らなかった	(→問20－9へ)
4. 自力で対応する方が早く解決できると思ったため	(→問20－9へ)
5. どのような手続をすればよいかが分かっていたため	(→問20－9へ)
6. 相談により費用が発生することを避けたいため	(→問20－9へ)
7. 余計なもめ事を抱えることを避けたいため	(→問20－9へ)
8. その他（　　）	(→問20－9へ)

【問20－7で1に○をつけた方にうかがいます。】

問20－8　あなたが自力で解決できると思った理由を教えてください（○はいくつでも）。

1. 音の発生源が分かっており、話し合いですぐに解決できると考えたため
2. 音の発生源は分かっていなかったが、対応が難しいものではないと考えていたため
3. ヘッドホン等により他の音を聞くことで、気にならなくしたため
4. サッシの二重化等の防音対策により、気にならなくしたため
5. その他（　　）

【問20－6を回答したすべての方にうかがいます。】

問20－9　迷惑と感じる音や気になる音の発生源は分かりましたか（○は1つだけ）。

1. 発生源を完全に特定した
2. おおよそのエリアは絞り込んだが完全には発生源を特定できていなかった
3. 発生源を全く特定できていなかった
4. その他（　　）

問20－10　あなたの住居において迷惑と感じる音や気になる音についての測定を行いましたか（○はいくつでも）。

1. 自分自身で測定を行った
2. 市役所に頼んで測定した
3. 関係する事業者に頼んで測定した
4. 測定を行うことを検討したが、行っていない
5. 測定を行うことを検討もしなかった

問20－11　迷惑と感じる音や気になる音の問題は解決しましたか（○は1つだけ）。

1. 解決した
2. 解決していない

【問20－5で2に○をつけた方にうかがいます。】

問20－12　問題と感じたが、音の発生をなくすための対応をしなかった理由を教えてください（○はいくつでも）。

1.　音の発生をなくすためにどのような対応をしたらよいかを知らなかったため
2.　対応に伴う手続などが面倒と感じたため
3.　対応する時間的な余裕がなかったため
4.　対応により費用が発生することを避けたかったため
5.　近隣の個人や企業ともめることが嫌だったため
6.　その他（　　）

６．　松戸市の生活騒音に関する苦情相談の認知などについてうかがいます。

【すべての方にうかがいます。】

問21　松戸市では、生活騒音に関する苦情相談を行っていることをご存知でしたか（○は1つだけ）。

1. 知っていた
2. 生活騒音に関する苦情相談ができると思っていたが、具体的には知らなかった
3. 全く知らなかった

問22　松戸市の生活騒音に関する苦情相談について詳しいことをお知らせするには、どのような方法が良いですか（○はいくつでも）。

1. 広報紙（広報まつど）
2. 町会の回覧板
3. 掲示板
4. 新聞（地方紙を含む）における掲載
5. 雑誌・ミニコミ誌における掲載
6. テレビ（ケーブルテレビを含む）の番組・CMによる紹介
7. ラジオの番組・CMによる紹介
8.　松戸市の公式ホームページ
9.　松戸市のSNS（Twitter、Facebook等）アカウント
10.　松戸市が主催する説明会
11.　その他（　　）

問23　隣近所や近隣から発生する迷惑と感じる音や生活音についてあなたが思うこと、感じることや行政に対する意見などを自由にお書きください。

7．　最後に、令和3年（2021年）10月1日時点の皆さま自身のことについてうかがいます。

Ｆ１　あなたの性別をお答えください。自認する性でお答えください。答えたくない方は、次の質問にお進みください（◯は１つだけ）。

1.男性	2.女性

Ｆ２　あなたの年齢をお答えください（◯は１つだけ）。

1. 19歳以下	5. 35～39歳	9. 55～59歳	13. 75～79歳
2. 20～24歳	6. 40～44歳	10. 60～64歳	14. 80歳以上
3. 25～29歳	7. 45～49歳	11. 65～69歳	
4. 30～34歳	8. 50～54歳	12. 70～74歳	

Ｆ３　ご自身を含め現在のお住いに同居している方の人数をお答えください。そのうち、正社員、パート・アルバイトを問わず働いている方の人数と学校（小学校、中学校、高校、大学・大学院、専門学校など）に通っている方の人数、未就学児の人数をお答えください。学校に通っている人の数のうち、小学生の数をお答えください。また、未就学児（小学校入学前の子ども：0〜6 歳）のうち、保育園・幼稚園に通園している人の数をお答えください。なお、働いているとともに学校に通っている人は、時間の長い方に含めてください。

	人数
同居人数	
働いている人の数	
学校に通っている人の数	
うち小学生の数	
未就学児（小学校入学前の子ども：0〜6 歳）	
うち保育園・幼稚園に通園している人の数	

Ｆ４　あなたの同居の家族構成をお答えください（◯は１つだけ）。

1. ひとり世帯
2. 夫婦のみの世帯
3. 二世代世帯
4. 三世代世帯
5. その他（　　）

Ｆ５　自身の現在の心身の健康状態はいかがですか（◯は１つだけ）。

1. とても健康である
2. 健康である
3. どちらともいえない
4. あまり健康ではない
5. 健康ではない

Ｆ６　あなたの主な職業をお答えください（◯は１つだけ）。

1. 会社員
2. 公務員（教員、団体職員などを含む）
3. 自営業（農業を含む）
4. アルバイトやパートなどの臨時雇用
5. 学生
6. その他（　　）
7. 専業主婦（夫）
8. 無職

ご協力ありがとうございました。

※ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、

11 月 18 日（木）までにご返送ください。

2．地方公共団体ヒアリングシート

【お聞きしたい内容】

■　昨今の動向への認識

Q1:コロナ禍等による生活騒音に関する相談の傾向について

・新型コロナ流行前・後においては、生活騒音に関する相談・苦情に変化はありましたか。

1. コロナ流行前に比べて増加した(増加の程度:　　)
2. 変化はない
3. コロナ流行前に比べて減少した(減少の程度:　　)

・相談者の属性について、変化はありましたか。

1. 変化があった(具体的な内容:　　)
2. 特に変化はなかった

・相談内容について、変化はありましたか。

1. 変化があった(具体的な内容:　　)
2. 特に変化はなかった

Q2:例えばエネファーム等を原因とするような、低周波音等に関する相談について増加しているでしょうか。

1. 増加してきている
2. 増加していない

■　条例等の制定・それに基づく活動

Q3:一般的な騒音や生活騒音に関しての条例や指導要綱などの設置状況について教えて下さい。

1. 騒音に関する条例等について記載してください。

■　担当部署の活動

Q4:相談発生時の対応を教えて下さい。(別添の業務フロー図への記載をお願いします。)

別紙「業務フロー図」へ記載をお願いします。

Q5:相談・苦情内容についてはベータベース等で管理をしているのでしょうか。

1. 行っている
2. 行っていない

Q6:騒音等に関する調査(アンケート等)は実施されていますでしょうか。実施されている場合、その開示等は可能でしょうか。

1. 実施している
2. 実施したことはない

※開示が可能な場合は恐れ入りますが、別途お送りいただきますようお願い申し上げます。

Q7:相談・苦情内容について分析を行い、業種・分野別の動向など把握していますでしょうか。

1. 分析等を行っている　→(内容や活用方法について教えて下さい)

2. 特に分析などは行っていない

Q8:生活騒音に関しての広報活動の実施状況を教えて下さい。(広報紙やパンフレットなど)

※複数回答可

1. 広報紙で定期的に行っている　→(頻度について教えて下さい:　　)
2. パンフレット・リーフレットを作成している。
3. 賃貸アパート・マンション等の大家・管理会社・管理組合に対して生活騒音に関する条例等の周知や啓蒙等を行っている。
4. その他(取り組み等があれば教えて下さい)

Q8-1 広報活動に対する市(区)民の反応や実際の声などがありましたら教えて下さい。

Q9:地域(区・自治会など)で生活騒音に関するルール作りなどは実施いているでしょうか。

1. 実施している　→　Q9-1 へ
2. 実施しているが、行政としては把握していない
3. 実施していない

Q9-1:具体的にどのようなルールを整備しているか把握している場合は教えて下さい。

【別紙】

【生活騒音等の相談・苦情に係る業務フロー】

1. 相談・苦情の受付

◆ 受付の手段　※該当するものを全て選択して下さい

(ア) 電話

(イ) FAX

(ウ) メール

(エ) その他（　　）

◆ 聞き取りの内容や具体的な対応

◆ うまくいっている点・課題となっている点を教えて下さい。

2. 受付後の対応

◆ 現地での確認

(ア) 行っている　→

・現地確認・調査を行う条件（音の種類等）はありますか。

・現地確認・調査を行う際の具体的な内容や気を付けている点を教えて下さい。

・音の測定などは実施していますか。またどのような場合に測定を行いますか。

(イ) 行っていない　→　・

・行わない理由を教えて下さい。

◆　うまくいっている点・課題となっている点を教えて下さい。

3. 注意・指導について

◆　生活騒音の発生者に向けて注意や指導を行っていますか。

(ア) 行っている

・具体的な対応内容を教えて下さい。

(イ) 行っていない

・行っていない理由を教えて下さい。

◆ うまくいっている点・課題となっている点を教えて下さい。

4. その他

◆ その他、相談・苦情に対する業務についてありましたらご記入ください。

◆ 生活騒音等への対応にあたり、普段感じていることや要望等がありましたら教えてください。

新しい生活様式下における生活騒音等への対応に向けた調査研究

－令和４年３月発行－

松戸市　環境部　環境保全課
〒 271-8588
千葉県松戸市根本 387 番地の 5
電話 047-366-7337

一般財団法人　地方自治研究機構
〒 104-0061
東京都中央区銀座 7-14-16　太陽銀座ビル 2 階
電話 03-5148-0661（代表）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。